

資料 7 - 2 - 2

泊発電所 3 号炉 審査資料	
資料番号	SA60H-9 r. 1. 0
提出年月日	令和5年1月31日

泊発電所 3 号炉
設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

60条

令和 5 年 1 月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>60-1 SA設備基準適合性一覧表</p> <p>60-2 配置図</p> <p>60-3 アクセスルート</p> <p>60-4 試験・検査説明資料</p> <p>60-5 (欠番)</p> <p>60-6 容量設定根拠</p>	<p>60条 監視測定設備</p> <p><目次></p> <p>60-1 SA設備基準適合性 一覧表</p> <p>60-2 単線結線図</p> <p>60-3 配置図</p> <p>60-4 試験及び検査</p> <p>60-5 容量設定根拠</p> <p>60-6 保管場所図</p> <p>60-7 アクセスルート図</p> <p>60-8 監視測定設備について</p>	<p>目次</p> <p>60条</p> <p>60-1 SA設備基準適合性一覧表</p> <p>【60-4 単線結線図を再掲して比較】</p> <p>60-2 配置図</p> <p>【60-7 アクセスルート図を再掲して比較】</p> <p>60-3 試験・検査説明資料</p> <p>60-4 単線結線図</p> <p>60-5 容量設定根拠</p> <p>【60-2 配置図を一部再掲して比較】</p> <p>【60-7 アクセスルート図を再掲して比較】</p> <p>60-6 適合状況説明資料</p> <p>60-7 アクセスルート図</p>	<p>【女川・大飯】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川とは資料の順序が異なるが、内容は同等である。 ・大飯との資料順序も異なる。 ・本比較表では、他社資料に対する泊の資料の充足性を確認するため、各社の記載箇所に泊の記載を再掲して比較することとしており、比較のために再掲する箇所を【 】で示した。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
60-1 SA設備基準適合性一覧表	60-1 SA設備基準適合性 一覧表	60-1 SA設備 基準適合性一覧表	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

女川原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬型)

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

【女川・大飯】記載表現の相違
・女川は1シートに2つの設備を記載。
・泊は1シート1設備で記載。
・大飯は1シートに5つの設備を記載。
・いずれも43条への適合性を説明している。

Table with multiple columns for equipment specifications and compliance status for the Ohi 3/4 reactors. Includes headers for equipment name, model, and various compliance criteria.

Table with multiple columns for equipment specifications and compliance status for the Onagawa 2 reactor. Includes headers for equipment name, model, and various compliance criteria.

Table with multiple columns for equipment specifications and compliance status for the Ohi 3 reactor. Includes headers for equipment name, model, and various compliance criteria.

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【再掲】

【再掲】

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

【女川・大飯】記載表現の相違
 ・女川は1シートに2つの設備を記載。
 ・泊は1シート1設備で記載。
 ・大飯は1シートに4つの設備を記載。
 ・いずれも43条への適合性を説明している。

項目	設備名	規格	適合性	備考
監視・制御設備	監視・制御装置	電力計	適合	
	監視・制御装置	電力計	適合	
保護・遮断設備	保護・遮断装置	電力計	適合	
	保護・遮断装置	電力計	適合	
計測・検出設備	計測・検出装置	電力計	適合	
	計測・検出装置	電力計	適合	
記録・保存設備	記録・保存装置	電力計	適合	
	記録・保存装置	電力計	適合	
通信・伝送設備	通信・伝送装置	電力計	適合	
	通信・伝送装置	電力計	適合	
電源・駆動設備	電源・駆動装置	電力計	適合	
	電源・駆動装置	電力計	適合	
その他	その他	電力計	適合	
	その他	電力計	適合	

女川原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬型)

項目	設備名	規格	適合性	備考
監視・制御設備	監視・制御装置	電力計	適合	
	監視・制御装置	電力計	適合	
保護・遮断設備	保護・遮断装置	電力計	適合	
	保護・遮断装置	電力計	適合	
計測・検出設備	計測・検出装置	電力計	適合	
	計測・検出装置	電力計	適合	
記録・保存設備	記録・保存装置	電力計	適合	
	記録・保存装置	電力計	適合	
通信・伝送設備	通信・伝送装置	電力計	適合	
	通信・伝送装置	電力計	適合	
電源・駆動設備	電源・駆動装置	電力計	適合	
	電源・駆動装置	電力計	適合	
その他	その他	電力計	適合	
	その他	電力計	適合	

項目	設備名	規格	適合性	備考
監視・制御設備	監視・制御装置	電力計	適合	
	監視・制御装置	電力計	適合	
保護・遮断設備	保護・遮断装置	電力計	適合	
	保護・遮断装置	電力計	適合	
計測・検出設備	計測・検出装置	電力計	適合	
	計測・検出装置	電力計	適合	
記録・保存設備	記録・保存装置	電力計	適合	
	記録・保存装置	電力計	適合	
通信・伝送設備	通信・伝送装置	電力計	適合	
	通信・伝送装置	電力計	適合	
電源・駆動設備	電源・駆動装置	電力計	適合	
	電源・駆動装置	電力計	適合	
その他	その他	電力計	適合	
	その他	電力計	適合	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【再掲】

Table with multiple columns for comparison of monitoring and measurement equipment between Ohi and Onagawa reactors. It includes categories like '監視設備' and '測定設備' with various sub-items and their corresponding status (A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N, O, P, Q, R, S, T, U, V, W, X, Y, Z).

女川原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬型)

Table comparing SA equipment standards for Onagawa Reactor 2. It lists various equipment types and their compliance status (A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N, O, P, Q, R, S, T, U, V, W, X, Y, Z).

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

Table comparing SA equipment standards for Ohi Reactor 3. It lists various equipment types and their compliance status (A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N, O, P, Q, R, S, T, U, V, W, X, Y, Z).

【女川・大飯】記載表現の相違
・女川は1シートに2つの設備を記載。
・泊は1シート1設備で記載。
・大飯は1シートに4つの設備を記載。
・いずれも43条への適合性を説明している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【再掲】

【再掲】

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

②の相違

【女川・大飯】記載表現の相違

- ・女川は1シートに2つの設備を記載。
・泊は1シート1設備で記載。
・大飯は1シートに4つの設備を記載。
・いずれも43条への適合性を説明している。

Table with multiple columns for equipment specifications and compliance status for the Ohi 3/4 reactors. Includes headers for equipment name, model, and various compliance criteria.

女川原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬型)

Table with multiple columns for equipment specifications and compliance status for the Onagawa 2 reactor. Includes headers for equipment name, model, and various compliance criteria.

Table with multiple columns for equipment specifications and compliance status for the Ohi 3 reactor. Includes headers for equipment name, model, and various compliance criteria.

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

女川原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬型)

項目	設備	規格	適合性	備考
可搬型	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
可搬型	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

項目	設備	規格	適合性	備考
可搬型	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
可搬型	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	
	可搬型	可搬型	適合	

【女川・大飯】記載表現の相違
 ・女川は1シートに2つの設備を記載。
 ・泊は1シート1設備で記載。
 ・大飯は1シートに4つの設備を記載。
 ・いずれも43条への適合性を説明している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【再掲】

項目	監視		警報		警報抑制		警報解除		警報再発		警報再発抑制		警報再発解除		警報再発解除抑制		警報再発解除解除	
	監視	警報	警報抑制	警報解除	警報再発	警報再発抑制	警報再発解除	警報再発解除抑制	警報再発解除解除	監視	警報	警報抑制	警報解除	警報再発	警報再発抑制	警報再発解除	警報再発解除抑制	警報再発解除解除
警報抑制	監視	警報	警報抑制	警報解除	警報再発	警報再発抑制	警報再発解除	警報再発解除抑制	警報再発解除解除	監視	警報	警報抑制	警報解除	警報再発	警報再発抑制	警報再発解除	警報再発解除抑制	警報再発解除解除
警報解除	監視	警報	警報抑制	警報解除	警報再発	警報再発抑制	警報再発解除	警報再発解除抑制	警報再発解除解除	監視	警報	警報抑制	警報解除	警報再発	警報再発抑制	警報再発解除	警報再発解除抑制	警報再発解除解除
警報再発	監視	警報	警報抑制	警報解除	警報再発	警報再発抑制	警報再発解除	警報再発解除抑制	警報再発解除解除	監視	警報	警報抑制	警報解除	警報再発	警報再発抑制	警報再発解除	警報再発解除抑制	警報再発解除解除
警報再発抑制	監視	警報	警報抑制	警報解除	警報再発	警報再発抑制	警報再発解除	警報再発解除抑制	警報再発解除解除	監視	警報	警報抑制	警報解除	警報再発	警報再発抑制	警報再発解除	警報再発解除抑制	警報再発解除解除
警報再発解除	監視	警報	警報抑制	警報解除	警報再発	警報再発抑制	警報再発解除	警報再発解除抑制	警報再発解除解除	監視	警報	警報抑制	警報解除	警報再発	警報再発抑制	警報再発解除	警報再発解除抑制	警報再発解除解除
警報再発解除抑制	監視	警報	警報抑制	警報解除	警報再発	警報再発抑制	警報再発解除	警報再発解除抑制	警報再発解除解除	監視	警報	警報抑制	警報解除	警報再発	警報再発抑制	警報再発解除	警報再発解除抑制	警報再発解除解除
警報再発解除解除	監視	警報	警報抑制	警報解除	警報再発	警報再発抑制	警報再発解除	警報再発解除抑制	警報再発解除解除	監視	警報	警報抑制	警報解除	警報再発	警報再発抑制	警報再発解除	警報再発解除抑制	警報再発解除解除

【再掲】

女川原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬型)

項目	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉
監視	監視	監視
警報	警報	警報
警報抑制	警報抑制	警報抑制
警報解除	警報解除	警報解除
警報再発	警報再発	警報再発
警報再発抑制	警報再発抑制	警報再発抑制
警報再発解除	警報再発解除	警報再発解除
警報再発解除抑制	警報再発解除抑制	警報再発解除抑制
警報再発解除解除	警報再発解除解除	警報再発解除解除

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

項目	泊発電所3号炉	相違理由
監視	監視	【女川・大飯】記載表現の相違 ・女川は1シートに2つの設備を記載。 ・泊は1シート1設備で記載。 ・大飯は1シートに4つの設備を記載。 ・いずれも43条への適合性を説明している。
警報	警報	
警報抑制	警報抑制	
警報解除	警報解除	
警報再発	警報再発	
警報再発抑制	警報再発抑制	
警報再発解除	警報再発解除	
警報再発解除抑制	警報再発解除抑制	
警報再発解除解除	警報再発解除解除	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【再掲】

【再掲】

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)

【女川・大飯】記載表現の相違
・女川は1シートに2つの設備を記載。
・泊は1シート1設備で記載。
・大飯は1シートに4つの設備を記載。
・いずれも43条への適合性を説明している。

Table with multiple columns for equipment specifications and compliance status for the Ohi no Kuni Nuclear Power Plant units 3 and 4.

女川原子力発電所 2号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬型)

Table with multiple columns for equipment specifications and compliance status for the Onagawa Nuclear Power Plant unit 2.

Table with multiple columns for equipment specifications and compliance status for the Ohi no Kuni Nuclear Power Plant unit 3.

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 設置場所について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号 常設重大事故等対策設備の容量等について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での利用の禁止について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故等対策設備の共通使用設備について</p> <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+文字bを記載する。(例：①a、①b、②a、②b)</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号 常設重大事故等対策設備の容量等について</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号 発電用原子炉施設での利用の禁止について</p> <table border="1" data-bbox="1276 662 1803 742"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>設計方針</th> <th>関連資料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-</td> <td>2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号 常設重大事故等対策設備の共通使用設備について</p>	区分	設計方針	関連資料	備考	-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-	
区分	設計方針	関連資料	備考								
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>【共通事項】 ① 原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型遠隔駆動設備、可搬型バッテリー、可搬型ゼンバイ等かどうか</p> <p>①、②以外</p>	<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>【共通事項】 ① 原子炉建屋又は原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 ② 負荷に直接接続する可搬型遠隔駆動設備、可搬型バッテリー、可搬型ゼンバイ等</p> <p>①、②以外</p>	<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>【共通事項】 ① 原子炉建屋又は原子炉建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 ② 負荷に直接接続する可搬型遠隔駆動設備、可搬型バッテリー及び可搬型ゼンバイ等 ③、④以外</p>	<p>手帳容量も含めて設計方針とする。</p>
<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>【共通事項】 ① 常設設備と接続するものに関する ② 接続部の見掛けの統一</p> <p>ケーブル コネクタ接続 より懸架な接続規格等による接続 ボルト締フランジ接続 より懸架な接続規格等による接続 その他の構造 接続なし</p>	<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>【共通事項】 ① プラント定検中等当型可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか ② 保守点検中でも使用可能（内蔵点検、組立・組戻、メカチェック、機能確認等一次点検（点検済みの設備との併用含む）の際に事前に点検品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備</p> <p>①、②以外</p>	<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>【共通事項】 ① 常設設備と接続するものに関する ② 接続部の見掛けの統一</p> <p>ケーブル 母線接続 通信・計装 遠隔駆動 水・空気配管 大口径等 小口径等 油配管、計装付属配管</p> <p>端子のボルト・ネジによる接続 専用の接続方法による接続 ボルト締フランジ接続 より懸架な接続規格等による接続 専用の接続方法による接続</p>	<p>手帳容量も含めて設計方針とする。</p>
<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第3号 異なる種類の接続箇所の確保について</p> <p>【共通事項】 ・放射線による影響因子 ・洪水、火災 ・自然現象 ・内閣人為事象</p> <p>水・電力 屋内（壁面含む） 屋内及び屋外 その他（空気） 接続箇所なし</p>	<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第3号 異なる種類の接続箇所の確保について</p> <p>【共通事項】 ・放射線による影響因子 ・洪水、火災 ・自然現象 ・内閣人為事象</p> <p>水・電力 屋内（壁面含む） 屋内及び屋外 その他（空気） 接続箇所なし</p>	<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第3号 異なる種類の接続箇所の確保について</p> <p>【共通事項】 ・凍結条件 ・洪水、火災 ・自然現象 ・内閣人為事象</p> <p>水・電力 屋外（壁面含む） その他（空気）</p>	<p>屋外（壁面含む） 列外</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p>	
<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第5号 保管場所について</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p>	
<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p>	
<p>■設置許可基準規則 第45条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうち可搬型のもの共通要因設備について</p> <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+α又はβを記載する。(例：①α、①β、②α、②β)</p>		<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうち可搬型のもの共通要因設備について</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>60-2 単線結線図</p>	<p>【比較のため本ページの泊欄は60-4を再掲】</p> <p>60-4 単線結線図</p>	<p>【女川】記載箇所の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

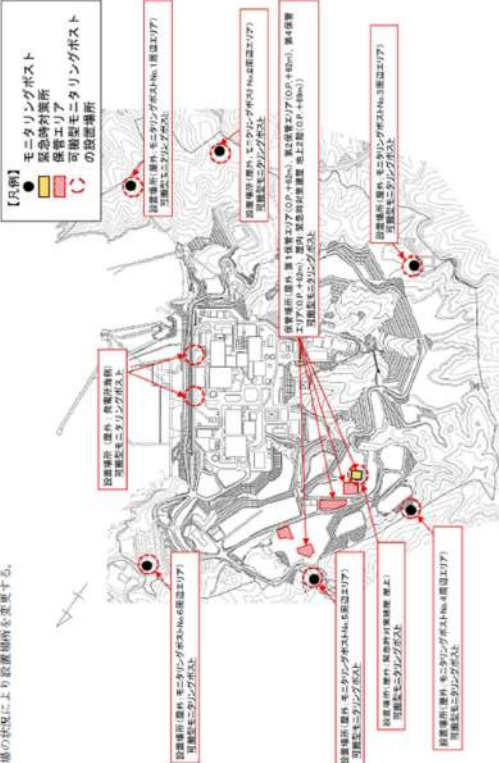
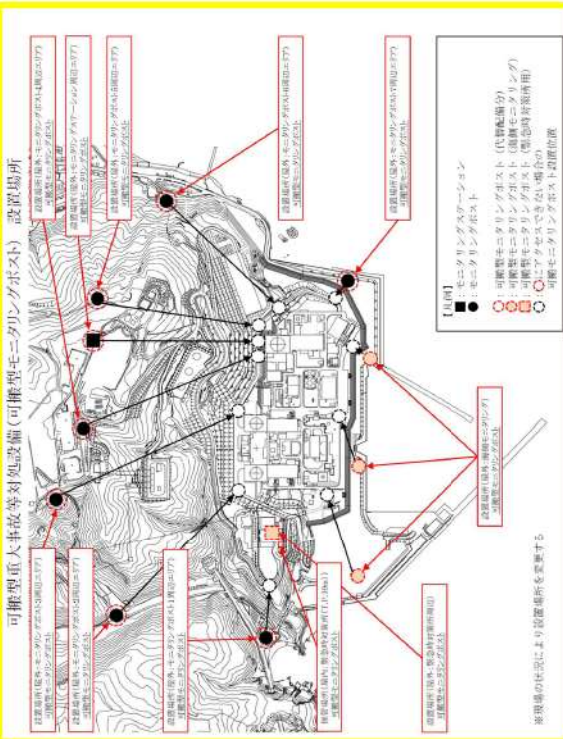
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【比較のため本ページの泊欄は60-4を再掲】</p>	<p>【女川】記載箇所の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

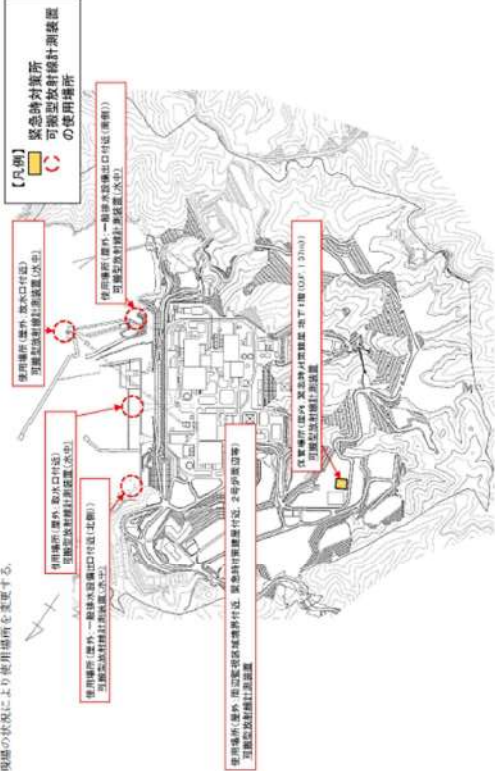
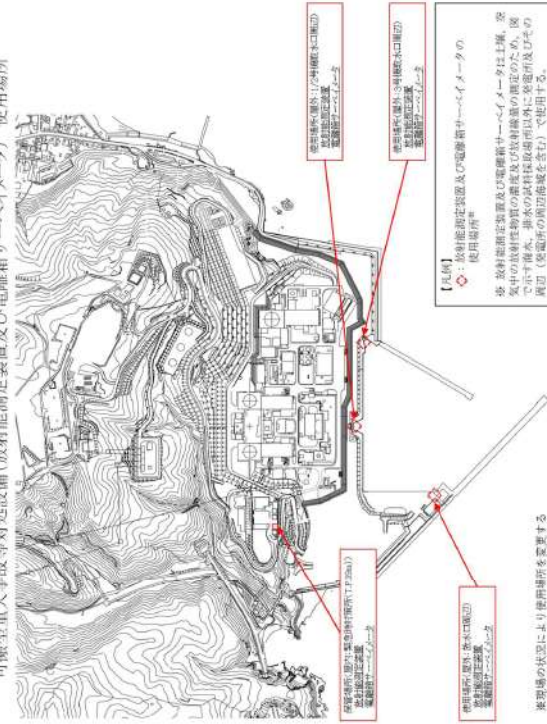
第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">60-2 配置図</p>	<p style="text-align: center;">60-3 配置図</p>	<p style="text-align: center;">60-2 配置図</p>	

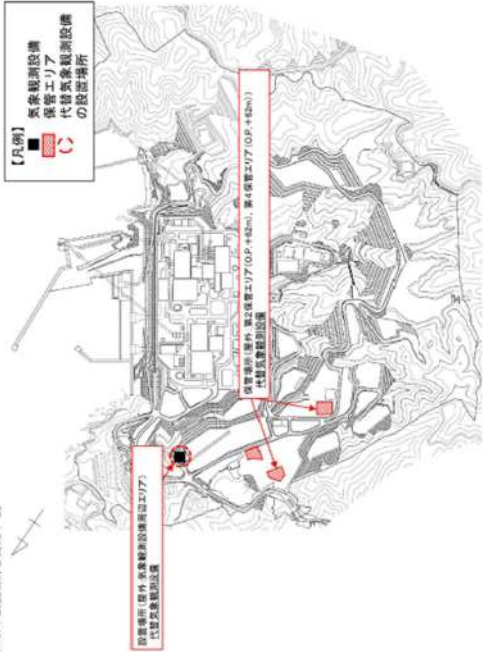

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>可搬型重大事故等対応設備 設置場所 放射線量の測定(可搬型モニタリングポスト)</p>  <p>※：現場の状況により設置場所を異にする。</p>	<p>可搬型重大事故等対応設備(可搬型モニタリングポスト) 設置場所</p>  <p>※現場の状況により設置場所を異にする。</p>	<p>【大飯】記載順序の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯とは記載順序が大きく異なるため、後段で大飯の記載順に合わせ泊を再掲することで比較を実施している <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、情報量の充実化として、代替配備及び海側モニタリングにおける設置位置にアクセスできない場合の設置位置も記載している。女川はアクセスルート図では記載している。

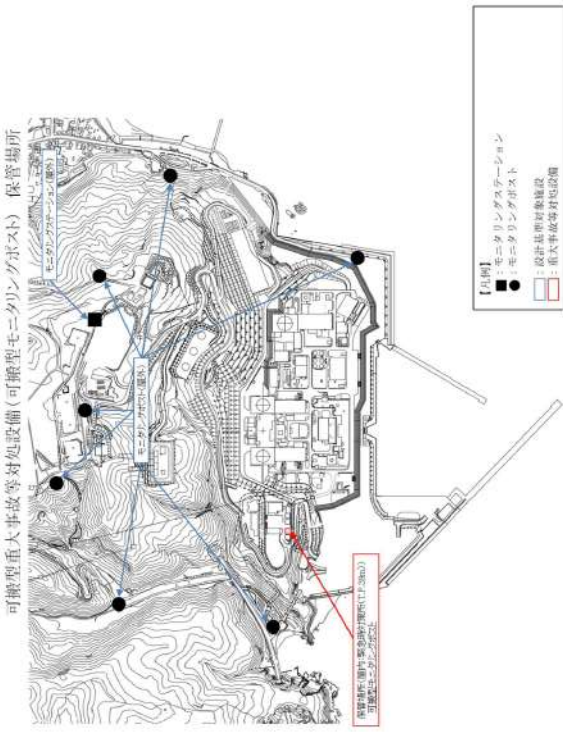
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>可搬型重大事故等対応設備 使用場所 放射性物質の濃度の測定及び放射線量の測定（可搬型放射線計測器の設置）</p> <p>※：現場の状況により使用場所を変更する。</p>  <p>【凡例】 ○ 緊急時対応所 □ 可搬型放射線計測器 の使用場所</p>	<p>可搬型重大事故等対応設備（放射能測定装置及び電離箱サーベイメータ）使用場所</p>  <p>【凡例】 ○ 放射能測定装置及び電離箱サーベイメータの 使用場所 □ 緊急時対応所</p>	<p>【大飯】記載順序の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯とは記載順序が大きく異なるため、後段で大飯の記載順に合わせ泊を再掲することで比較を実施している


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>可搬型重大事故等対応設備 設置場所 風向、風速その他の地の気象条件の測定（代替気象観測設備）</p> <p>※：気象の状況により設置場所を変更する。</p> 	<p>可搬型重大事故等対応設備（可搬型気象観測設備）設置場所</p> 	<p>【大飯】記載順序の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯とは記載順序が大きく異なるため、後段で大飯の記載順に合わせ泊を再掲することで比較を実施している


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は「60-2 配置図」にて保管場所も含めて記載。女川は「60-6 保管場所図」として整理している。 <p>【大飯】記載順序の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯とは記載順序が大きく異なるため、後段で大飯の記載順に合わせ泊を再掲することで比較を実施している

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

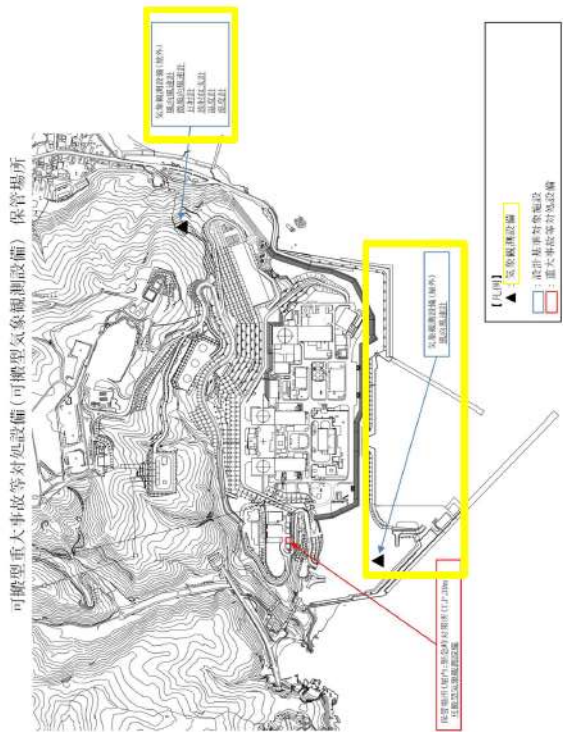
大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>可搬型重大事故等対処設備（放射能測定装置及び電離箱サーベイメータ）保管場所</p> 	<p>【女川】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は「60-2 配置図」にて保管場所も含めて記載。女川は「60-6 保管場所図」として整理している。 <p>【大阪】記載順序の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪とは記載順序が大きく異なるため、後段で大阪の記載順に合わせ泊を再掲することで比較を実施している

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			<p>【女川】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は「60-2 配置図」にて保管場所も含めて記載。女川は「60-6 保管場所図」として整理している。 <p>【大阪】記載順序の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪とは記載順序が大きく異なるため、後段で大阪の記載順に合わせ泊を再掲することで比較を実施している

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

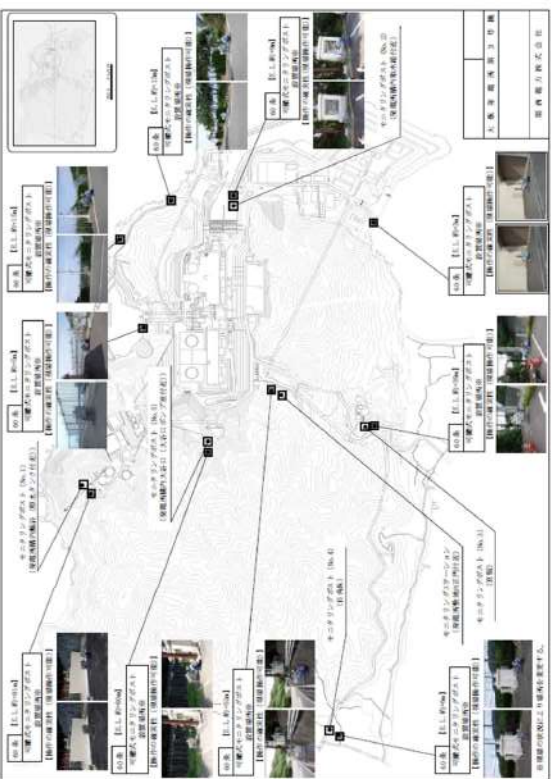
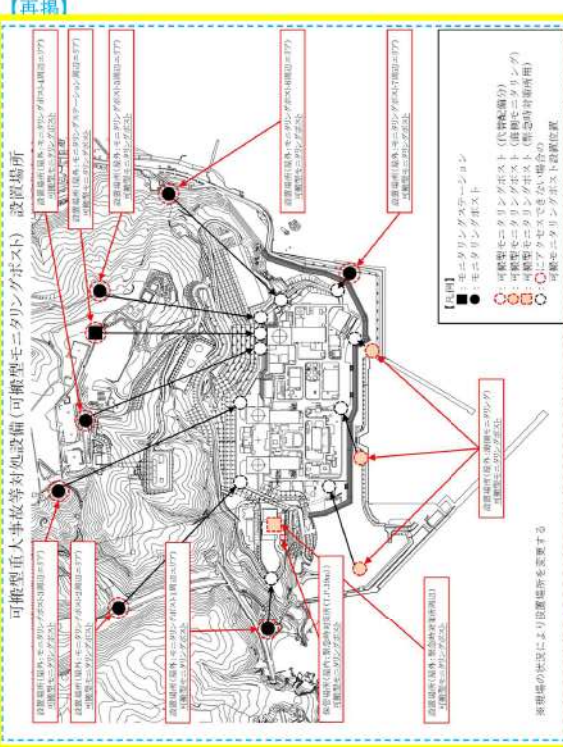
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="71 199 654 1013" style="border: 2px solid black; height: 510px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="71 1053 488 1082" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>			<p>【女川】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は「60-2 配置図」にて保管場所も含めて記載。女川は「60-6 保管場所図」として整理している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

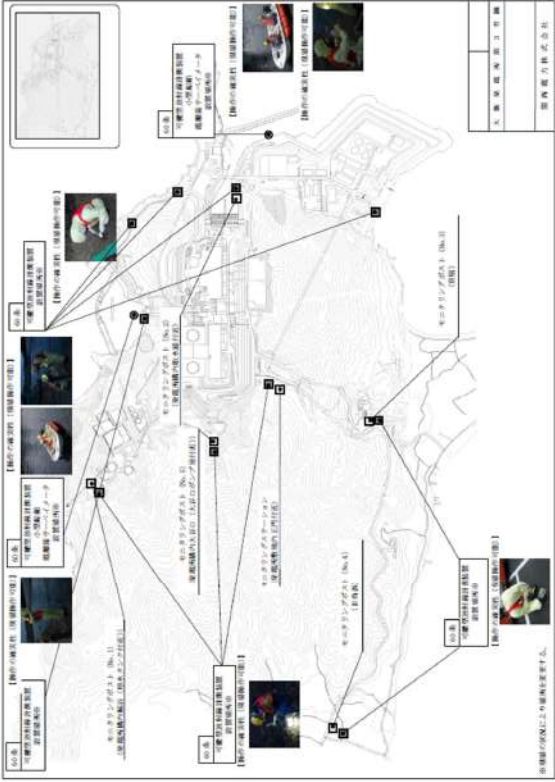
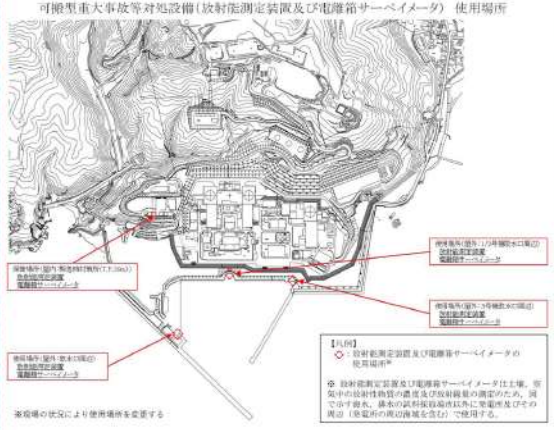
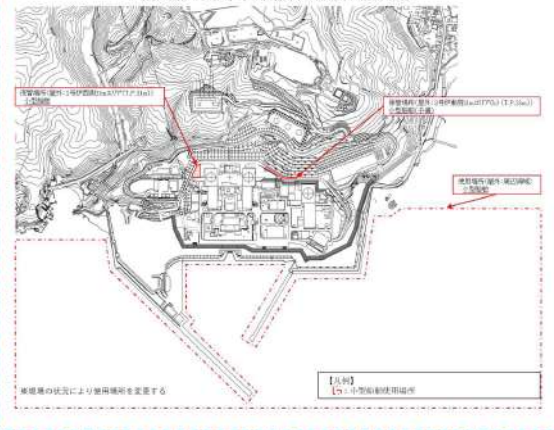
第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【再掲】</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>大飯発電所3/4号炉の監視測定設備配置図。各監視点には写真と説明が添付されている。例として、モニタリングポスト（No.1）の設置位置や、各種センサーの配置が示されている。</p>	<p>【再掲】</p>	 <p>可搬型重大事故対処設備（可搬型モニタリングポスト）設置場所</p> <p>【注脚】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● モニタリングポスト ○ 可搬型モニタリングポスト（代用機備付） ○ 可搬型モニタリングポスト（通常モニタリング） ○ 可搬型モニタリングポスト（緊急時専用機） ○ 可搬型モニタリングポスト設置位置 <p>※ 現場の状況により設置場所を変更する</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【再掲】</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（放射能測定装置及び電離箱サーベイメータ）使用場所</p>  <p>可搬型重大事故等対処設備（小型船舶）使用場所</p> 	<p>【大飯】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は1つの図に集約して記載しているため、泊の該当する使用場所図を縮小して再掲した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

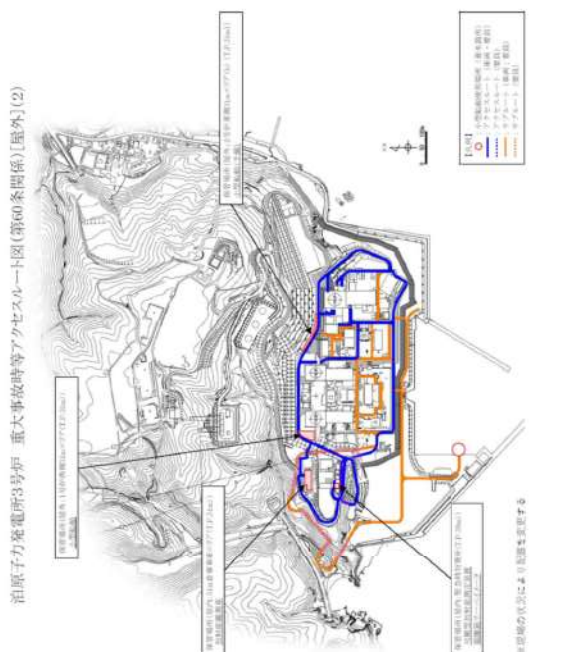
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>60-3 アクセスルート</p>		<p>【比較のため本ページの泊欄は60-7を再掲】</p> <p>60-7 アクセスルート図</p>	<p>【女川・大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯との比較のため、泊を再掲。 ・女川との比較は後掲する（目次参照）。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

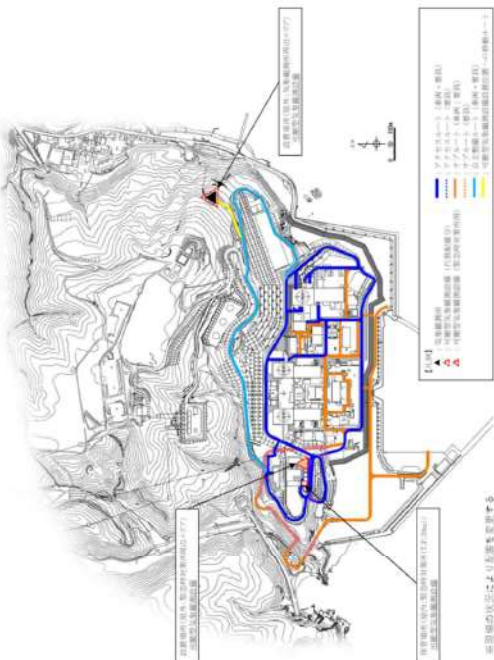
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="71 175 654 989" style="border: 2px solid black; height: 510px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="71 1021 488 1053" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<p style="text-align: center;">女川原子力発電所2号炉</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p> <p style="color: blue;">【比較のため本ページの泊欄は60-7を再掲】</p> <div data-bbox="1240 319 1827 909" style="text-align: center;"> <p style="font-size: small;">泊原子力発電所3号炉 重大事故時等アクセスルート図(第60条関係)[図外](1)</p> </div>	<p style="text-align: center;">相違理由</p> <p style="color: blue;">【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊のアクセスルート図は女川2号炉及び島根2号炉の情報と同等になるよう作成している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【比較のため本ページの泊欄は60-7を再掲】</p> 	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊のアクセスルート図は女川2号炉及び島根2号炉の情報と同等になるよう作成している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>【比較のため本ページの泊欄は60-7を再掲】</p>  <p>泊原子力発電所3号炉 重大事故時等アクセスルート図(第60条関係)「屋外」(3)</p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊のアクセスルート図は女川2号炉及び島根2号炉の情報と同等になるよう作成している。

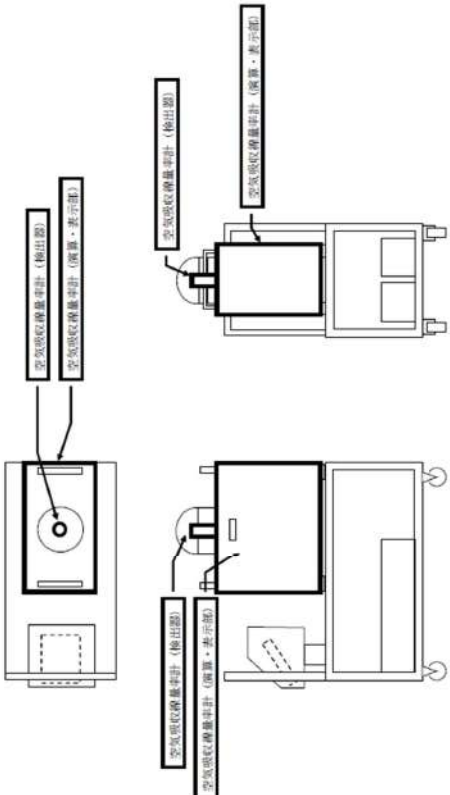
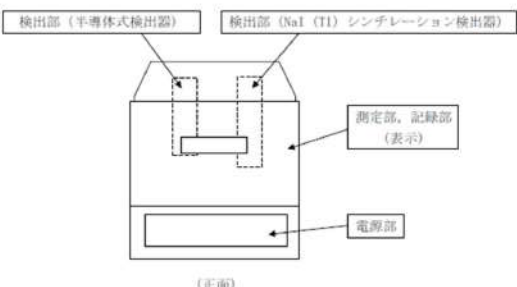
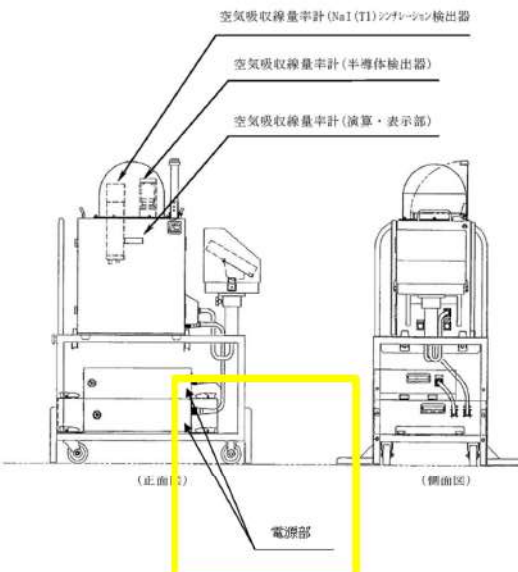
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

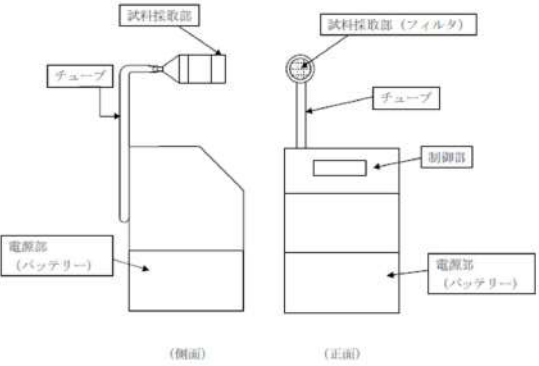
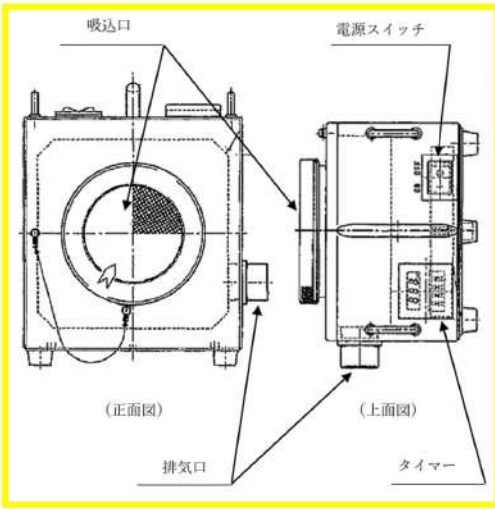
大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>60-4 試験・検査説明資料</p>	<p>60-4 試験及び検査</p> <p>定期事業者検査対象外の設備については、図面を添付している。</p>	<p>60-3 試験・検査説明資料</p> <p>定期事業者検査対象外の設備については、図面を添付している。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

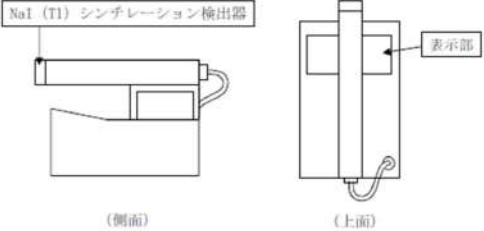
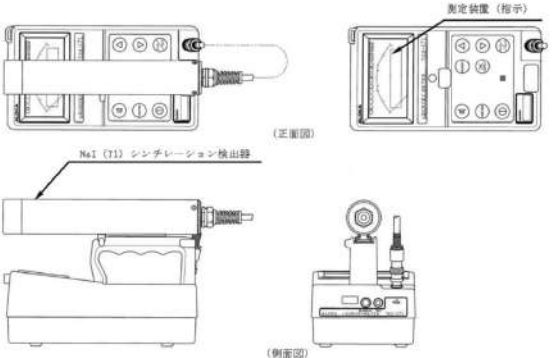
第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">可搬式モニタリングポスト概略図</p> 	<p>可搬型モニタリングポスト</p> <p>1. 構造概略図（イメージ図）</p> 	<p>可搬型モニタリングポスト 概要図</p> 	

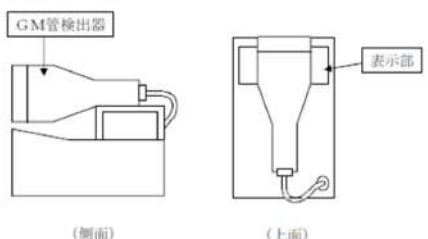
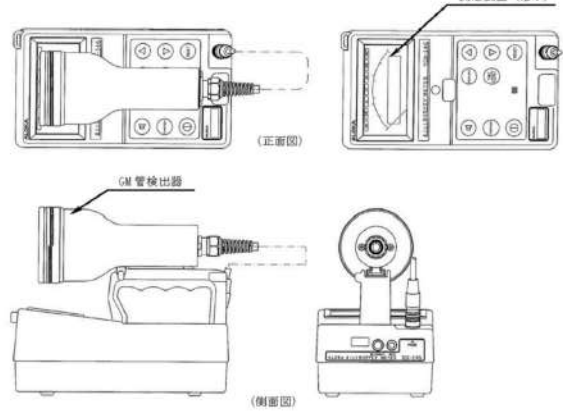
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>可搬型ダスト・よう素サンプラ</p> <p>1. 構造概略図（イメージ図）</p>  <p>試料採取部 チューブ 電源部（バッテリー） （側面）</p> <p>試料採取部（フィルタ） チューブ 制御部 電源部（バッテリー） （正面）</p>	<p>可搬型ダスト・よう素サンプラ 概要図</p>  <p>吸込口 電源スイッチ （正面図） （上面図） 排気口 タイマー</p>	<p>【大飯】記載順序の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯とは設備の記載順序が異なるため、後段で大飯の記載に合わせ、泊を再掲し比較している。 <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の可搬型ダスト・よう素サンプラは大飯と同様の構造であるから、大飯と同等となるよう情報を記載した。なお、バッテリーは本体内部に格納される構造である。

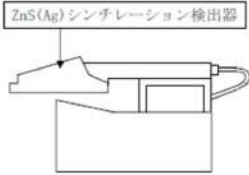
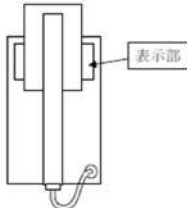
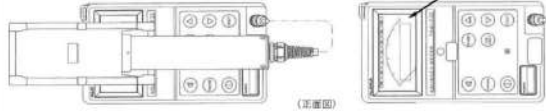
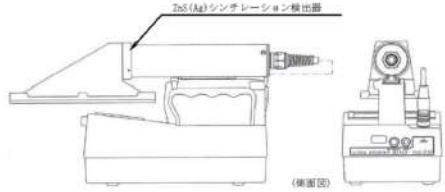
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">γ線サーベイメータ</p> <p>1. 構造概略図（イメージ図）</p>  <p style="text-align: center;">(側面) (上面)</p>	<p style="text-align: center;">NaI (Tl) シンチレーションサーベイメータ 概要図</p>  <p style="text-align: center;">(正面図) (側面図)</p>	<p>【大阪】記載順序の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大阪とは設備の記載順序が異なるため、後段で大阪の記載に合わせ、泊を再掲し比較している。

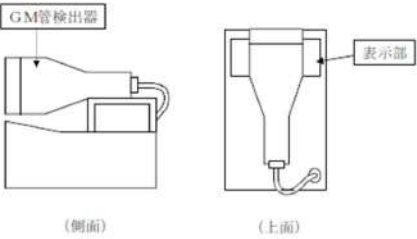
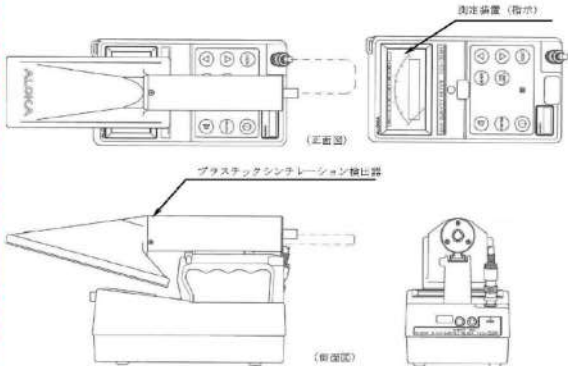
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">β線サーベイメータ</p> <p>1. 構造概略図（イメージ図）</p> 	<p style="text-align: center;">GM汚染サーベイメータ 概要図</p> 	<p>【大飯】記載順序の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯とは設備の記載順序が異なるため、後段で大飯の記載に合わせ、泊を再掲し比較している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

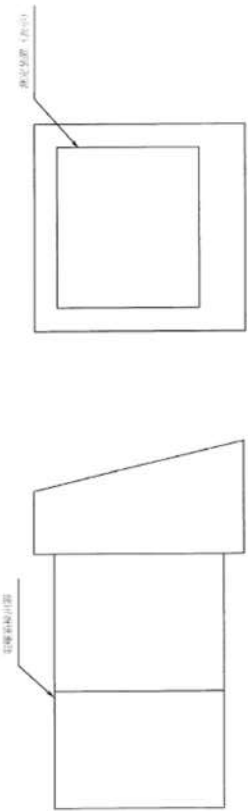
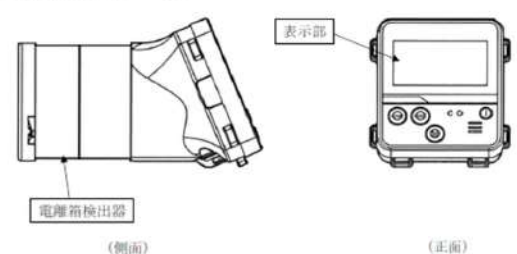
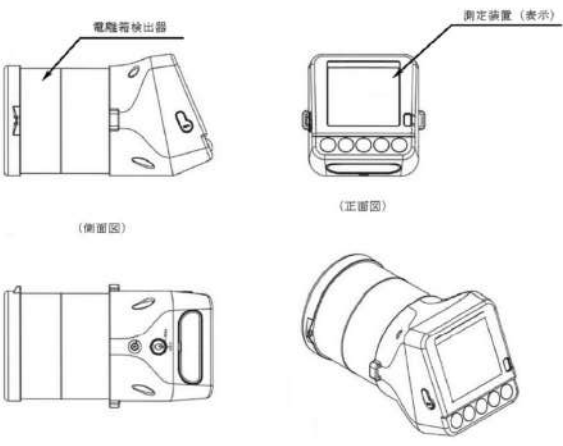
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">α線サーベイメータ</p> <p style="text-align: center;">1. 構造概略図（イメージ図）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>(側面)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(上面)</p> </div> </div>	<p style="text-align: center;">α線シンチレーションサーベイメータ 概要図</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;">  <p>(正面図)</p>  <p>(側面図)</p> </div>	<p>【大飯】記載順序の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯とは設備の記載順序が異なるため、後段で大飯の記載に合わせ、泊を再掲し比較している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【再掲】</p> <p>β線サーベイメータ</p> <p>1. 構造概略図（イメージ図）</p>  <p>(側面) (上面)</p>	<p>β線サーベイメータ 概要図</p>  <p>(正面図) (背面図)</p> <p>(前面図)</p>	<p>②の相違</p>

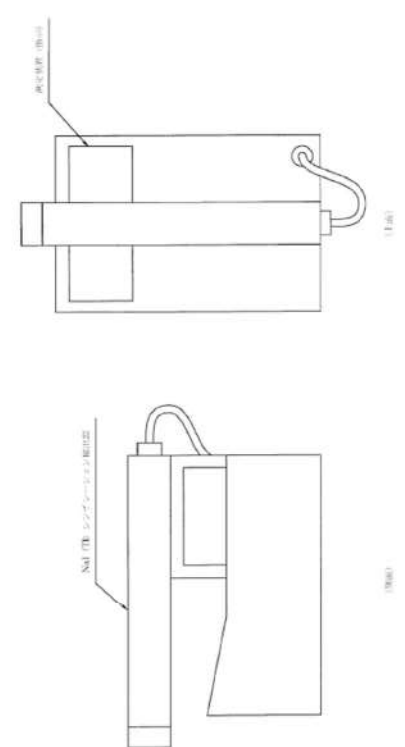
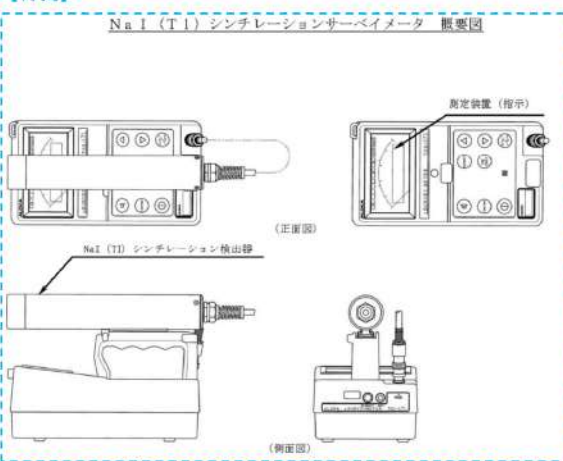
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: 40px; top: 340px;">電離箱サーベイメータ概略図</p> 	<p style="text-align: center;">電離箱サーベイメータ</p> <p>1. 構造概略図 (イメージ図)</p> 	<p style="text-align: center;">電離箱サーベイメータ 概要図</p> 	

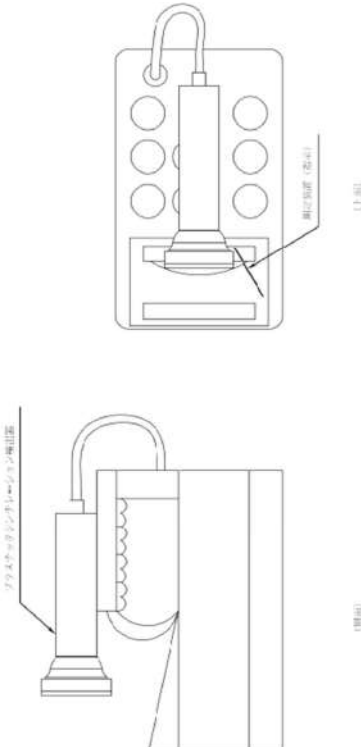
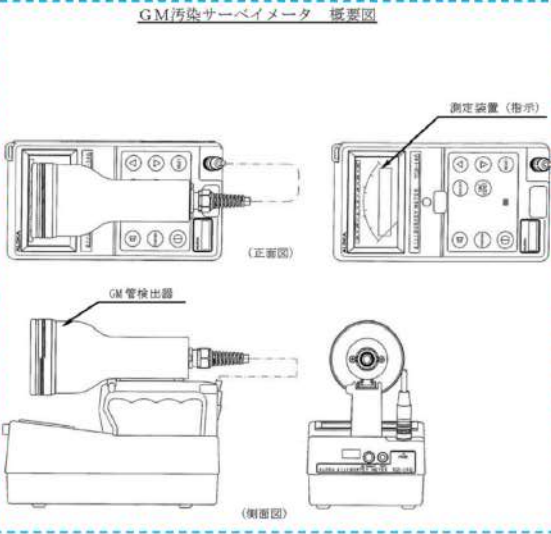
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">可搬型放射線計測装置 NaIシンチレーションサーベイメータ監視装置</p> 		<p>【再掲】</p> 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">可搬型放射線計測装置 汚染サーベイメータ要略図</p> 		<p>【再掲】</p> <p>GM汚染サーベイメータ 概要図</p> 	

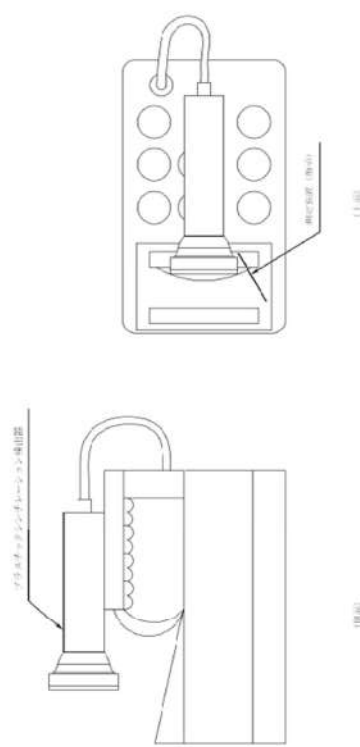
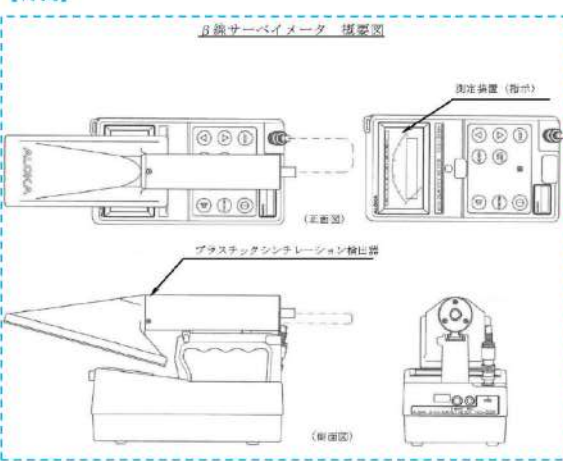
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>可搬型放射線計測装置 可搬型ダスト・よう素サンプラ 概略図</p>		<p>【再掲】</p> <p>可搬型ダスト・よう素サンプラ 概要図</p>	

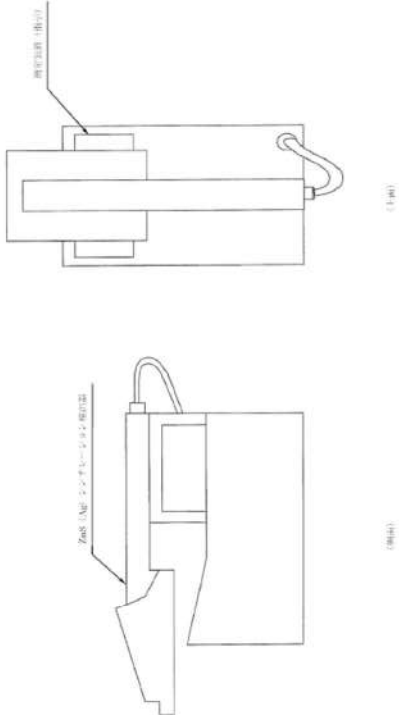
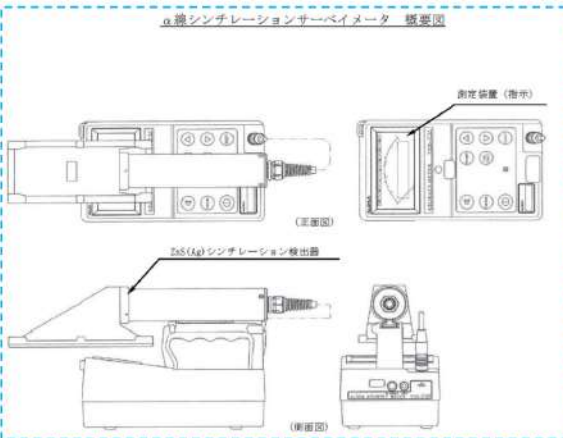
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">可搬型放射線計測装置 β線サーベイメータ概略図</p> 		<p>【再掲】</p> 	

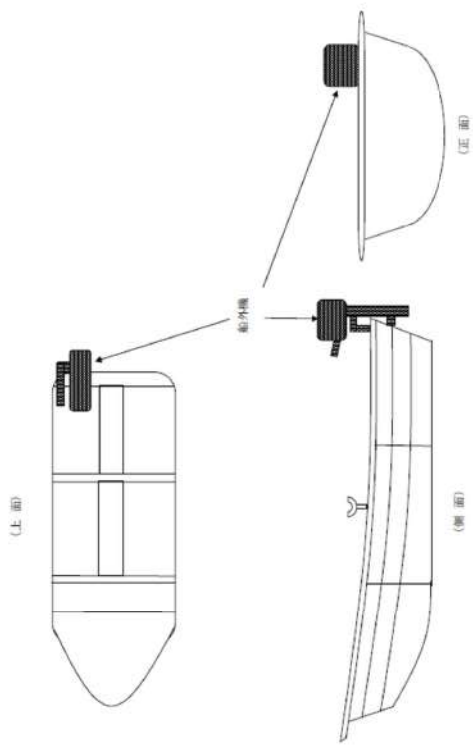
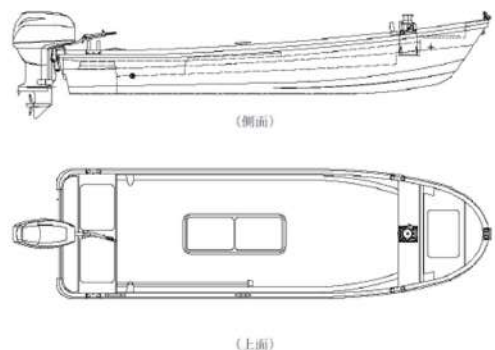
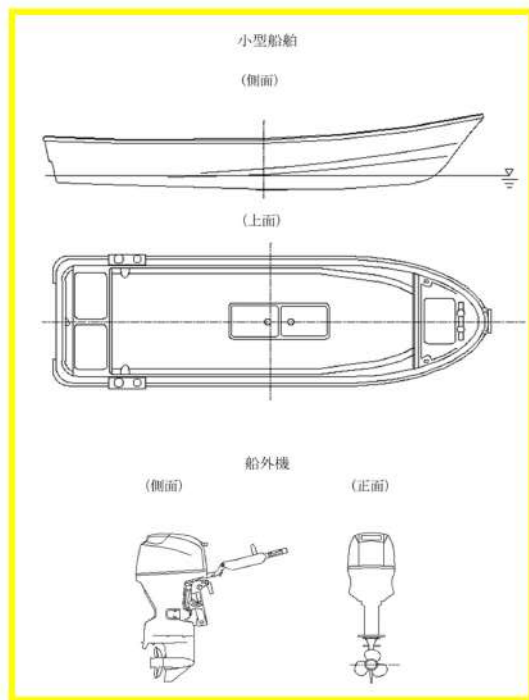
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">可搬型放射線計測装置 ZnSシンチレーションサーバイメータ概略図</p>  <p>(a)</p> <p>(b)</p>		<p>【再掲】</p>  <p>α線シンチレーションサーバイメータ 概要図</p> <p>測定装置 (指示)</p> <p>ZnS(α)シンチレーション検出器</p>	

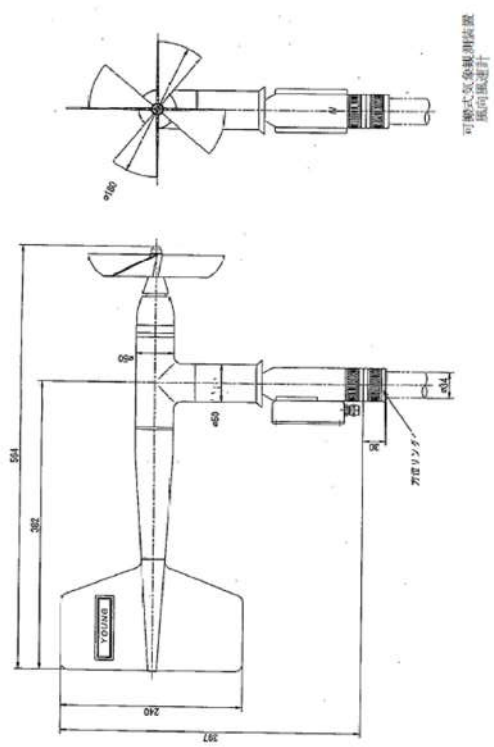
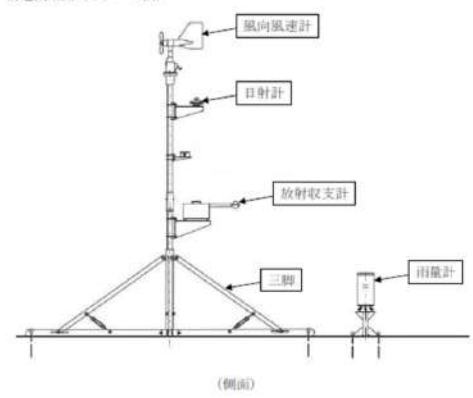
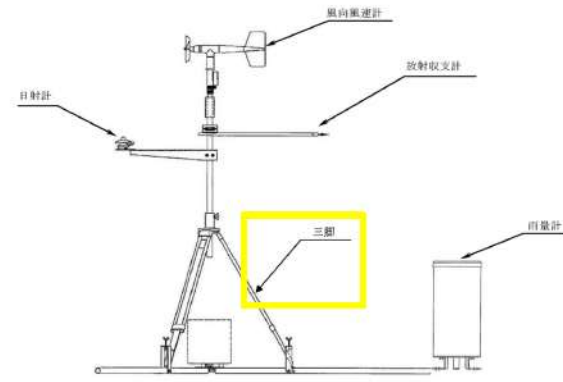
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>小型船舶監視図</p>  <p>小型船舶監視図</p> <p>（上面）</p> <p>（正面）</p> <p>（側面）</p> <p>船外機</p>	<p>小型船舶</p> <p>1. 構造概略図（イメージ図）</p>  <p>（側面）</p> <p>（上面）</p>	<p>小型船舶 概要図</p>  <p>小型船舶</p> <p>（側面）</p> <p>（上面）</p> <p>船外機</p> <p>（側面）</p> <p>（正面）</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>可搬式気象観測装置 風向風速計</p> <p>564 362 240 397</p> <p>YOUNG</p> <p>万能リンク</p>	<p>代替気象観測設備</p> <p>1. 構造概略図（イメージ図）</p>  <p>風向風速計 日射計 放射收支計 三脚 雨量計</p> <p>(側面)</p>	<p>可搬型気象観測設備 概要図</p>  <p>風向風速計 放射收支計 日射計 三脚 雨量計</p>	<p>【大阪】記載表現の相違 ・女川・泊はすべての測器を含めた全体図で示している。</p>

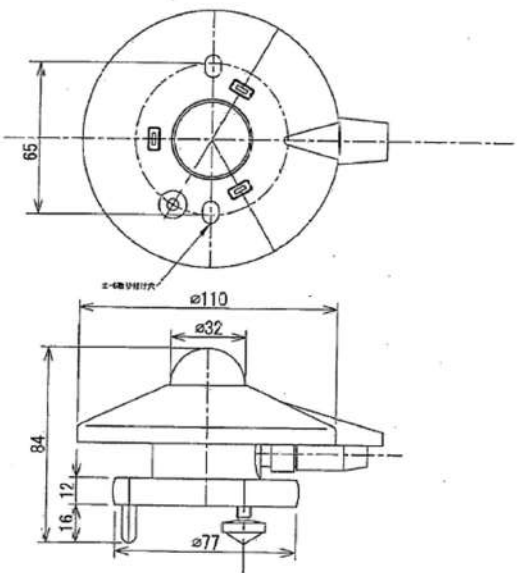
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>136 (116)</p> <p>155</p> <p>208</p> <p>36以下</p> <p>M4セットビス</p> <p>温度湿度計</p> <p>2-M6ナット</p> <p>可搬式気象観測装置 温度湿度計</p>			<p>【大阪】記載表現の相違</p> <p>・女川・泊はすべての測器を含めた全体図で示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>可搬式気象観測装置 日射計</p>			<p>【大飯】記載表現の相違 ・女川・泊はすべての測器を含めた全体図で示している。</p>

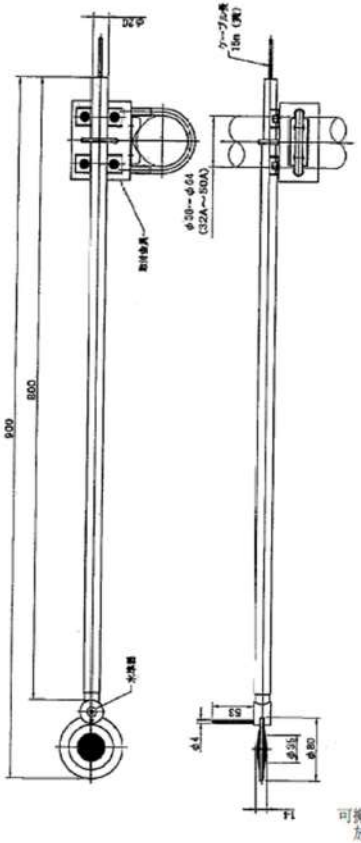
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

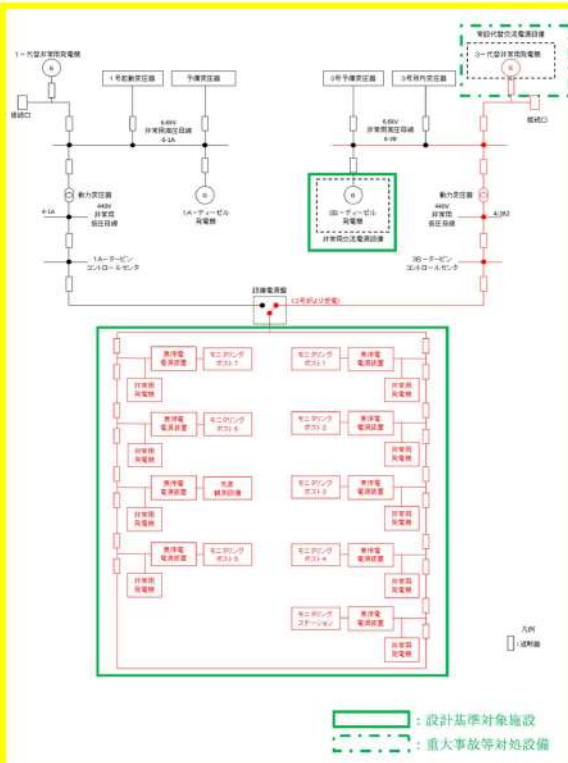
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯発電所3/4号炉</p> <p>可搬式気象観測装置 雨量計</p>			<p>【大飯】記載表現の相違 ・女川・泊はすべての測器を含めた全体図で示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>可搬式気象観測装置 放射収支計</p>			<p>【大飯】記載表現の相違 ・女川・泊はすべての測器を含めた全体図で示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: center;">60-4 単線結線図</p>  <p style="text-align: right;">凡例 ：設計基準対象施設 ：重大事故等対処設備</p>	<p>【女川】 記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は60-2として整備しており、そちらで泊を再掲し比較している。 <p>【大飯】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は該当資料なし。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>60-6 容量設定根拠</p>	<p>60-5 容量設定根拠</p>	<p>60-5 容量設定根拠</p> <div data-bbox="1294 756 1771 826" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 200px;"> <p>本資料は、一部、詳細設計中のもも含まれているため、設計の進捗により変更する場合があります。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																								
<table border="1" data-bbox="71 204 627 983"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>可搬式モニタリングポスト (3号及び4号炉共用)</th> </tr> <tr> <th>計 測 範 囲</th> <th>mGy/h</th> <th>B.G.～100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【設定根拠】 可搬式モニタリングポストは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">重大事故等時のモニタリングステーション及びモニタリングポストの機能が喪失した場合に、可搬式モニタリングポストによる測定を行う。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">なお、可搬式モニタリングポストは、11個（モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての6個を含み、原子炉格納施設を囲む8方位及び緊急時対策用として放射線量の測定が可能な個数）に予備6個を含めた17個を保管する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値（10・Gy/h）を満足するように設計する。 よって、計測範囲としては、B.G.～100mGy/hである。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称		可搬式モニタリングポスト (3号及び4号炉共用)	計 測 範 囲	mGy/h	B.G.～100	【設定根拠】 可搬式モニタリングポストは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。			重大事故等時のモニタリングステーション及びモニタリングポストの機能が喪失した場合に、可搬式モニタリングポストによる測定を行う。			なお、可搬式モニタリングポストは、11個（モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての6個を含み、原子炉格納施設を囲む8方位及び緊急時対策用として放射線量の測定が可能な個数）に予備6個を含めた17個を保管する。			1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値（10・Gy/h）を満足するように設計する。 よって、計測範囲としては、B.G.～100mGy/hである。			<table border="1" data-bbox="654 220 1218 957"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>可搬型モニタリングポスト</th> </tr> <tr> <th>計測範囲</th> <th>mGy/h</th> <th>0～10⁶</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【設定根拠】 可搬型モニタリングポストは、可搬型重大事故等対処設備として配備する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">可搬型モニタリングポストは、モニタリングポストの機能喪失時の代替措置として用いるものである。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">また、発電所海側において、放射線量を監視するために用いるものである。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">さらに、緊急時対策所の加圧判断に用いるものである。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">なお、放射性希ガス（Xe-133等）、放射性ヨウ素（I-131等）、粒子状物質（Cs-137等）を測定する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">可搬型モニタリングポストは、モニタリングポストと同数の6台、発電所海側に2台及び緊急時対策所の加圧判断用に1台設置できる数量とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">さらに、予備2台を含めた合計11台を第1保管エリア、第2保管エリア、第4保管エリア及び緊急時対策棟内に保管する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺エリア放射線量率の測定上限値（10⁶Gy/h）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲としては、0～10⁶mGy/hである。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称		可搬型モニタリングポスト	計測範囲	mGy/h	0～10 ⁶	【設定根拠】 可搬型モニタリングポストは、可搬型重大事故等対処設備として配備する。			可搬型モニタリングポストは、モニタリングポストの機能喪失時の代替措置として用いるものである。			また、発電所海側において、放射線量を監視するために用いるものである。			さらに、緊急時対策所の加圧判断に用いるものである。			なお、放射性希ガス（Xe-133等）、放射性ヨウ素（I-131等）、粒子状物質（Cs-137等）を測定する。			可搬型モニタリングポストは、モニタリングポストと同数の6台、発電所海側に2台及び緊急時対策所の加圧判断用に1台設置できる数量とする。			さらに、予備2台を含めた合計11台を第1保管エリア、第2保管エリア、第4保管エリア及び緊急時対策棟内に保管する。			1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺エリア放射線量率の測定上限値（10 ⁶ Gy/h）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲としては、0～10 ⁶ mGy/hである。			<table border="1" data-bbox="1240 220 1805 957"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>可搬型モニタリングポスト</th> </tr> <tr> <th>計 測 範 囲</th> <th>mGy/h</th> <th>B.G.～100</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">【設 定 根 拠】 可搬型モニタリングポストは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">重大事故等時のモニタリングポスト及びモニタリングステーションの機能が喪失した場合に、可搬型モニタリングポストによる測定を行う。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">また、発電所海側において、放射線量を監視するために用いるものである。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">さらに、緊急時対策所の加圧判断に用いるものである。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">可搬型モニタリングポストは、12個（モニタリングポスト及びモニタリングステーションを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての8台を含み、原子炉格納施設を囲む12箇所における放射線量の測定が可能な個数）に予備4台を含めた13台を緊急時対策所に保管する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺エリア放射線量率の測定上限値（10⁶Gy/h）を満足するように設計する。 よって、計測範囲としては、B.G.～100mGy/hである。</td> </tr> </tbody> </table>	名 称		可搬型モニタリングポスト	計 測 範 囲	mGy/h	B.G.～100	【設 定 根 拠】 可搬型モニタリングポストは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。			重大事故等時のモニタリングポスト及びモニタリングステーションの機能が喪失した場合に、可搬型モニタリングポストによる測定を行う。			また、発電所海側において、放射線量を監視するために用いるものである。			さらに、緊急時対策所の加圧判断に用いるものである。			可搬型モニタリングポストは、12個（モニタリングポスト及びモニタリングステーションを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての8台を含み、原子炉格納施設を囲む12箇所における放射線量の測定が可能な個数）に予備4台を含めた13台を緊急時対策所に保管する。			1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺エリア放射線量率の測定上限値（10 ⁶ Gy/h）を満足するように設計する。 よって、計測範囲としては、B.G.～100mGy/hである。			<p data-bbox="1845 258 2074 280">【女川・大飯】記載表現の相違</p>
名 称		可搬式モニタリングポスト (3号及び4号炉共用)																																																																									
計 測 範 囲	mGy/h	B.G.～100																																																																									
【設定根拠】 可搬式モニタリングポストは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。																																																																											
重大事故等時のモニタリングステーション及びモニタリングポストの機能が喪失した場合に、可搬式モニタリングポストによる測定を行う。																																																																											
なお、可搬式モニタリングポストは、11個（モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての6個を含み、原子炉格納施設を囲む8方位及び緊急時対策用として放射線量の測定が可能な個数）に予備6個を含めた17個を保管する。																																																																											
1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値（10・Gy/h）を満足するように設計する。 よって、計測範囲としては、B.G.～100mGy/hである。																																																																											
名 称		可搬型モニタリングポスト																																																																									
計測範囲	mGy/h	0～10 ⁶																																																																									
【設定根拠】 可搬型モニタリングポストは、可搬型重大事故等対処設備として配備する。																																																																											
可搬型モニタリングポストは、モニタリングポストの機能喪失時の代替措置として用いるものである。																																																																											
また、発電所海側において、放射線量を監視するために用いるものである。																																																																											
さらに、緊急時対策所の加圧判断に用いるものである。																																																																											
なお、放射性希ガス（Xe-133等）、放射性ヨウ素（I-131等）、粒子状物質（Cs-137等）を測定する。																																																																											
可搬型モニタリングポストは、モニタリングポストと同数の6台、発電所海側に2台及び緊急時対策所の加圧判断用に1台設置できる数量とする。																																																																											
さらに、予備2台を含めた合計11台を第1保管エリア、第2保管エリア、第4保管エリア及び緊急時対策棟内に保管する。																																																																											
1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺エリア放射線量率の測定上限値（10 ⁶ Gy/h）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲としては、0～10 ⁶ mGy/hである。																																																																											
名 称		可搬型モニタリングポスト																																																																									
計 測 範 囲	mGy/h	B.G.～100																																																																									
【設 定 根 拠】 可搬型モニタリングポストは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。																																																																											
重大事故等時のモニタリングポスト及びモニタリングステーションの機能が喪失した場合に、可搬型モニタリングポストによる測定を行う。																																																																											
また、発電所海側において、放射線量を監視するために用いるものである。																																																																											
さらに、緊急時対策所の加圧判断に用いるものである。																																																																											
可搬型モニタリングポストは、12個（モニタリングポスト及びモニタリングステーションを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての8台を含み、原子炉格納施設を囲む12箇所における放射線量の測定が可能な個数）に予備4台を含めた13台を緊急時対策所に保管する。																																																																											
1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺エリア放射線量率の測定上限値（10 ⁶ Gy/h）を満足するように設計する。 よって、計測範囲としては、B.G.～100mGy/hである。																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<table border="1" data-bbox="71 207 654 279"> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>可搬式ダストサンプラ (3号及び4号炉共用)</th> </tr> <tr> <th>流量範囲</th> <th>l/min</th> <td>120以上</td> </tr> </table> <p data-bbox="71 279 654 343">【設定根拠】 可搬式ダストサンプラは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p data-bbox="71 343 654 422">重大事故等時に移動式放射能測定装置（モニタ車）が使用出来ない場合は、可搬式ダストサンプラにより発電所敷地内及び発電所敷地境界付近の空気中の放射性物質を採取する。</p> <p data-bbox="71 422 654 454">なお、可搬式ダストサンプラは、2個に予備1個を含めた3個を保管する。</p> <p data-bbox="71 462 654 486">1. 計測範囲</p> <p data-bbox="71 486 654 550">「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺の空気中の放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$）を満足するように設計する。</p> <p data-bbox="71 550 654 590">測定上限値は、流量の他に測定時間等も含めて決定することから、可搬式であることも勘案し流量範囲は、120 l/min以上とする。</p>	名 称		可搬式ダストサンプラ (3号及び4号炉共用)	流量範囲	l/min	120以上	<table border="1" data-bbox="654 207 1240 279"> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>可搬型ダスト・よう素サンプラ</th> </tr> <tr> <th>流量範囲</th> <th>L/min</th> <td>5~40</td> </tr> </table> <p data-bbox="654 279 1240 343">【設定根拠】 可搬型ダスト・よう素サンプラは、可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p data-bbox="654 343 1240 422">可搬型ダスト・よう素サンプラは、放射能観測車の機能喪失時の代替措置として用いるものである。</p> <p data-bbox="654 422 1240 454">また、発電所敷地内及び発電所の周辺海域において、空気中の放射性物質を採取するものである。</p> <p data-bbox="654 454 1240 502">なお、放射性よう素（I-131等）、粒子状物質（Sr-89、Sr-90、Cs-137、U-235、Pu-238等）を採取する。</p> <p data-bbox="654 510 1240 558">可搬型ダスト・よう素サンプラは、2台に予備1台を含めた合計3台を緊急時対策建屋に保管する。</p> <p data-bbox="654 574 1240 598">1. 流量範囲</p> <p data-bbox="654 598 1240 662">「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$）を満足するように設計する。</p> <p data-bbox="654 662 1240 710">そのため、流量範囲を5~40 L/minとし、サンプリング時間を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p data-bbox="654 726 1240 750">2. 放射性物質の濃度の算出</p> <p data-bbox="654 750 1240 774">放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p data-bbox="654 790 1240 805">2.1 放射性物質の濃度の算出式</p> <p data-bbox="654 805 1240 829">放射性物質の濃度（Bq/cm³）</p> <p data-bbox="654 829 1240 853">＝換算係数（Bq/kr⁻¹）×試料のNET値（kr⁻¹）／サンプリング量（cm³）</p>	名 称		可搬型ダスト・よう素サンプラ	流量範囲	L/min	5~40	<table border="1" data-bbox="1240 207 1827 279"> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>可搬型ダスト・よう素サンプラ</th> </tr> <tr> <th>流量範囲</th> <th>L/min</th> <td>25以上</td> </tr> </table> <p data-bbox="1240 279 1827 343">【設定根拠】 可搬型ダスト・よう素サンプラは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p data-bbox="1240 343 1827 422">重大事故等時に放射能観測車が使用出来ない場合は、可搬型ダスト・よう素サンプラにより発電所敷地内及び発電所敷地境界付近の空気中の放射性物質を採取する。</p> <p data-bbox="1240 422 1827 454">また、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近並びに発電所の周辺海域において、空気中の放射性物質を採取するものである。</p> <p data-bbox="1240 462 1827 510">可搬型ダスト・よう素サンプラは、2台に予備1台を含めた3台を緊急時対策所に保管する。</p> <p data-bbox="1240 526 1827 550">1. 計測範囲</p> <p data-bbox="1240 550 1827 614">「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$）を満足するように設計する。</p> <p data-bbox="1240 614 1827 646">そのため、流量範囲を25 L/min以上とし、サンプリング時間を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p data-bbox="1240 670 1827 694">2. 放射性物質の濃度の算出</p> <p data-bbox="1240 694 1827 718">放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p data-bbox="1240 742 1827 758">2.1 放射性物質の濃度の算出式</p> <p data-bbox="1240 758 1827 782">放射性物質の濃度（Bq/cm³）</p> <p data-bbox="1240 782 1827 805">＝換算係数（Bq/mg/h）×試料のNET値（mg/h）／サンプリング量（cm³）</p>	名 称		可搬型ダスト・よう素サンプラ	流量範囲	L/min	25以上	<p data-bbox="1827 255 2177 279">【女川・大飯】記載表現の相違</p>
名 称		可搬式ダストサンプラ (3号及び4号炉共用)																			
流量範囲	l/min	120以上																			
名 称		可搬型ダスト・よう素サンプラ																			
流量範囲	L/min	5~40																			
名 称		可搬型ダスト・よう素サンプラ																			
流量範囲	L/min	25以上																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<table border="1" data-bbox="94 220 622 268"> <tr> <th>名称</th> <th>NaIシンチレーションサーベイメータ (3号及び4号が共用)</th> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>μGy/h B.G.~30</td> </tr> </table> <p data-bbox="94 292 622 351">【設定根拠】 NaIシンチレーションサーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p data-bbox="94 371 622 427">NaIシンチレーションサーベイメータは、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近において、採取した放射性物質の濃度を測定し、その計測結果を監視するものである。</p> <p data-bbox="94 448 622 488">なお、NaIシンチレーションサーベイメータは、2個に予備1個を含めた3個を保管する。</p> <p data-bbox="94 509 622 603">1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺の空気中の放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$）を満足するように設計する。 よって、計測範囲は、B.G.~30 μGy/hである。</p> <p data-bbox="94 624 622 663">2. 放射能濃度の算出 放射性物質の濃度算出は、以下の算出式から求める。</p> <p data-bbox="94 684 622 740">2-1 空気中よう素の放射性物質濃度の算出式 空気中よう素の放射性物質濃度 (Bq/cm³) =換算係数(Bq/nGy/h)×試料の NET 値(nGy/h) / サンプル量(cm³)</p> <p data-bbox="94 761 622 817">2-2 海水、排水よう素の放射性物質濃度の算出式 海水、排水よう素の放射性物質濃度 (Bq/cm³) =換算係数(Bq/nGy/h)×試料の NET 値(nGy/h) / サンプル量(cm³)</p>	名称	NaIシンチレーションサーベイメータ (3号及び4号が共用)	計測範囲	μGy/h B.G.~30	<table border="1" data-bbox="676 220 1214 268"> <tr> <th>名称</th> <th>γ線サーベイメータ</th> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>s⁻¹ 0~30k</td> </tr> </table> <p data-bbox="676 292 1214 323">【設定根拠】 γ線サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p data-bbox="676 344 1214 384">γ線サーベイメータは、放射能観測車の機能喪失時の代替措置として用いるものである。</p> <p data-bbox="676 389 1214 453">また、発電所敷地内及び発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を計測して、その計測結果を監視するものである。 なお、γ線放出核種（I-131, Cs-137等）を測定する。</p> <p data-bbox="676 474 1214 513">γ線サーベイメータは、2台に予備1台を含めた合計3台を緊急時対策建屋に保管する。</p> <p data-bbox="676 534 1214 662">1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲を 0~30ks⁻¹とし、サンプリング量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p data-bbox="676 683 1214 722">2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p data-bbox="676 743 1214 799">2.1 放射性物質の濃度の算出式 放射性物質の濃度 (Bq/cm³) =換算係数 (Bq/ks⁻¹) × 試料の NET 値 (ks⁻¹) / サンプル量 (cm³)</p>	名称	γ線サーベイメータ	計測範囲	s ⁻¹ 0~30k	<table border="1" data-bbox="1258 220 1809 268"> <tr> <th>名称</th> <th>NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</th> </tr> <tr> <td>計測範囲</td> <td>μGy/h B.G.~30</td> </tr> </table> <p data-bbox="1258 276 1809 339">【設定根拠】 NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p data-bbox="1258 360 1809 456">NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータは、放射能観測車の機能喪失時の代替措置として用いるものである。 また、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近並びに発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を測定し、その計測結果を監視するものである。</p> <p data-bbox="1258 477 1809 517">NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータは、2台に予備1台を含めた3台を緊急時対策所に保管する。</p> <p data-bbox="1258 537 1809 665">1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲を、B.G.~30 μGy/hとし、サンプリング量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p data-bbox="1258 686 1809 726">2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p data-bbox="1258 746 1809 802">2-1 空気中よう素の放射性物質濃度の算出式 空気中よう素の放射性物質濃度 (Bq/cm³) =換算係数(Bq/nGy/h)×試料の NET 値(nGy/h) / サンプル量(cm³)</p> <p data-bbox="1258 823 1809 879">2-2 海水、排水よう素の放射性物質濃度の算出式 海水、排水よう素の放射性物質濃度 (Bq/cm³) =換算係数(Bq/nGy/h)×試料の NET 値(nGy/h) / サンプル量(cm³)</p>	名称	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	計測範囲	μGy/h B.G.~30	<p data-bbox="1818 260 2177 284">【女川・大飯】記載表現の相違</p>
名称	NaIシンチレーションサーベイメータ (3号及び4号が共用)														
計測範囲	μGy/h B.G.~30														
名称	γ線サーベイメータ														
計測範囲	s ⁻¹ 0~30k														
名称	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ														
計測範囲	μGy/h B.G.~30														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<table border="1" data-bbox="85 212 631 279"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>汚染サーベイメータ (3号及び4号炉共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計 測 範 囲</td> <td>kmin⁻¹</td> <td>0 ~ 300</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="91 284 624 327">【設定根拠】 汚染サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p data-bbox="91 343 624 386">汚染サーベイメータは、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近において、採取した放射性物質の濃度を測定し、その計測結果を監視するものである。</p> <p data-bbox="91 402 624 422">なお、汚染サーベイメータは、2台に予備1台を含めた3台を保管する。</p> <p data-bbox="91 438 624 542">1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺の空気中の放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^2$）を満足するように設計する。 よって、計測範囲は、0 ~ 300 kmin⁻¹である。</p> <p data-bbox="91 558 624 601">2. 放射能濃度の算出 放射性物質の濃度算出は、以下の算出式から求める。</p> <p data-bbox="91 617 624 697">2-1 空気中ダストの放射性物質濃度の算出式 空気中ダストの放射性物質濃度 (Bq/cm²) = 換算係数(Bq/cm²/min⁻¹) × 試料の NET 値(min⁻¹) × 測定面積(cm²) / サンプル量(cm³) × (サンプリングろ紙径(Ds)/計数したろ紙径(Dm))²</p>	名 称		汚染サーベイメータ (3号及び4号炉共用)	計 測 範 囲	kmin ⁻¹	0 ~ 300	<table border="1" data-bbox="672 212 1218 279"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>β線サーベイメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測範囲</td> <td>min⁻¹</td> <td>0~100k</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="678 284 1211 327">【設定根拠】 β線サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p data-bbox="678 343 1211 386">β線サーベイメータは、放射能観測車の機能喪失時の代替措置として用いるものである。</p> <p data-bbox="678 402 1211 445">また、発電所敷地内及び発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を計測して、その計測結果を監視するものである。</p> <p data-bbox="678 461 1211 481">なお、β線放出核種 (Sr-89, Sr-90 等) を測定する。</p> <p data-bbox="678 497 1211 541">β線サーベイメータは、2台に予備1台を含めた合計3台を緊急時対策建屋に保管する。</p> <p data-bbox="678 557 1211 660">1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^2$）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲を 0~100kmin⁻¹とし、サンプリング量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p data-bbox="678 676 1211 719">2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p data-bbox="678 735 1211 855">2.1 放射性物質の濃度の算出式 放射性物質の濃度 (Bq/cm²) = 換算係数 (Bq/cm²/min⁻¹) × 試料の NET 値 (min⁻¹) × 測定面積 (cm²) / サンプル量 (cm³) × (サンプリングろ紙径 Ds (cm) / 計数したろ紙径 Dm (cm))²</p>	名 称		β線サーベイメータ	計測範囲	min ⁻¹	0~100k	<table border="1" data-bbox="1258 212 1805 279"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>GM汚染サーベイメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計 測 範 囲</td> <td>kmin⁻¹</td> <td>0 ~ 100</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1265 284 1798 327">【設定根拠】 GM汚染サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p data-bbox="1265 343 1798 386">GM汚染サーベイメータは、放射能観測車の機能喪失時の代替措置として用いるものである。</p> <p data-bbox="1265 402 1798 445">また、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近並びに発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を測定し、その計測結果を監視するものである。</p> <p data-bbox="1265 461 1798 481">GM汚染サーベイメータは、2台に予備1台を含めた3台を緊急時対策所にて保管する。</p> <p data-bbox="1265 497 1798 617">1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^2$）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲を、0 ~ 100kmin⁻¹とし、サンプリング量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p data-bbox="1265 633 1798 676">2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p data-bbox="1265 692 1798 812">2-1 空気中ダストの放射性物質濃度の算出式 空気中ダストの放射性物質濃度 (Bq/cm²) = 換算係数(Bq/cm²/min⁻¹) × 試料の NET 値(min⁻¹) × 測定面積 (cm²) / サンプル量 (cm³) × (サンプリングろ紙径 Ds (cm) / 計数したろ紙径 Dm (cm))²</p>	名 称		GM汚染サーベイメータ	計 測 範 囲	kmin ⁻¹	0 ~ 100	<p data-bbox="1843 258 2074 279">【女川・大飯】記載表現の相違</p>
名 称		汚染サーベイメータ (3号及び4号炉共用)																			
計 測 範 囲	kmin ⁻¹	0 ~ 300																			
名 称		β線サーベイメータ																			
計測範囲	min ⁻¹	0~100k																			
名 称		GM汚染サーベイメータ																			
計 測 範 囲	kmin ⁻¹	0 ~ 100																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																		
<table border="1"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>ZnSシンチレーションサーベイメータ (3号及び4号炉共用)</th> </tr> <tr> <th>計測範囲</th> <th>kmin⁻¹</th> <td>0～99.9</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 ZnSシンチレーションサーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 ZnSシンチレーションサーベイメータは、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近において、放射性物質の濃度を計測し、その計測結果を監視するものである。 なお、ZnSシンチレーションサーベイメータは、1個に予備1個を含めた2個を保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺の空気中の放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$）を満足するように設計する。 よって、計測範囲は、0～99.9 kmin⁻¹である。</p> <p>2. 放射能濃度の算出 放射性物質の濃度算出は、以下の算出式から求める。</p> <p>2-1 全アルファの放射性物質濃度の算出式 全アルファの放射性物質濃度（Bq/cm³） = 換算係数（Bq/cm²/min⁻¹）× 試料の NET 値（min⁻¹）× 測定面積（cm²） / サンプル量（cm³） × （サンプリングろ紙径（Ds） / 計数したろ紙径（Dm））²</p>		名称		ZnSシンチレーションサーベイメータ (3号及び4号炉共用)	計測範囲	kmin ⁻¹	0～99.9	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>α線サーベイメータ</th> </tr> <tr> <th>計測範囲</th> <th>min⁻¹</th> <td>0～100k</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 α線サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配備する。 α線サーベイメータは、発電所敷地内及び発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を計測して、その計測結果を監視するものである。 なお、α線放出核種（U-235、Pu-238等）を測定する。 α線サーベイメータは、1台に予備1台を含めた合計2台を緊急時対策建屋に保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲を0～100kmin⁻¹とし、サンプリング流量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p>2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p>2-1 放射性物質の濃度の算出式 放射性物質の濃度（Bq/cm³） = 換算係数（Bq/min⁻¹） × 試料の NET 値（min⁻¹） / サンプル量（L） × 1000（cm³/L）</p>		名称		α線サーベイメータ	計測範囲	min ⁻¹	0～100k	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th>α線シンチレーションサーベイメータ</th> </tr> <tr> <th>計測範囲</th> <th>kmin⁻¹</th> <td>0～100</td> </tr> </table> <p>【設定根拠】 α線シンチレーションサーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 α線シンチレーションサーベイメータは、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近並びに発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を計測し、その計測結果を監視するものである。 α線シンチレーションサーベイメータは、1台に予備1台を含めた2台を緊急時対策所に保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値（$3.7 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲を0～100kmin⁻¹とし、サンプリング量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p>2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p>2-1 全アルファの放射性物質濃度の算出式 全アルファの放射性物質濃度（Bq/cm³） = 換算係数（Bq/cm²/min⁻¹）× 試料の NET 値（min⁻¹）× 測定面積（cm²） / サンプル量（cm³） × （サンプリングろ紙径（Ds） / 計数したろ紙径（Dm））²</p>		名称		α線シンチレーションサーベイメータ	計測範囲	kmin ⁻¹	0～100	<p>【女川・大飯】記載表現の相違</p>
名称		ZnSシンチレーションサーベイメータ (3号及び4号炉共用)																						
計測範囲	kmin ⁻¹	0～99.9																						
名称		α線サーベイメータ																						
計測範囲	min ⁻¹	0～100k																						
名称		α線シンチレーションサーベイメータ																						
計測範囲	kmin ⁻¹	0～100																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<table border="1" data-bbox="91 212 631 284"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>β線サーベイメータ (3号及び4号炉共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測範囲</td> <td>kmin⁻¹ 0 ~ 300</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="91 288 631 323">【設定仕様】 β線サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p data-bbox="91 344 631 387">β線サーベイメータは、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近において、採取した放射性物質の濃度を計測し、その計測結果を監視するものである。</p> <p data-bbox="91 408 631 427">なお、β線サーベイメータは、1個に予備1個を含めた2個を保管する。</p> <p data-bbox="91 448 631 547">1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺の空気中の放射性物質濃度の測定上限値 (3.7×10³Bq/cm³) を満足するように設計する。 よって、計測範囲は、0 ~ 300 kmin⁻¹である。</p> <p data-bbox="91 568 631 611">2. 放射能濃度の算出 放射性物質の濃度算出は、以下の算出式から求める。</p> <p data-bbox="91 632 631 707">2-1 全ベータの放射性物質濃度の算出式 全ベータの放射性物質濃度 (Bq/cm³) =換算係数(Bq/cm²/min⁻¹)×試料の NET 値(min⁻¹)×測定面積(cm²) / サンプル量(cm³) × (サンプリングろ紙径(Ds)/計数したろ紙径(Dm))²</p>	名称	β線サーベイメータ (3号及び4号炉共用)	計測範囲	kmin ⁻¹ 0 ~ 300	<p data-bbox="660 172 1245 196">【再掲】</p> <table border="1" data-bbox="683 212 1223 284"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>β線サーベイメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測範囲</td> <td>min⁻¹ 0~100k</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="683 288 1223 323">【設定仕様】 β線サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p data-bbox="683 344 1223 387">β線サーベイメータは、放射能観測車の機能喪失時の代替措置として用いるものである。</p> <p data-bbox="683 408 1223 451">また、発電所敷地内及び発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を計測して、その計測結果を監視するものである。</p> <p data-bbox="683 472 1223 515">なお、β線放出核種 (Sr-89, Sr-90 等) を測定する。</p> <p data-bbox="683 536 1223 579">β線サーベイメータは、2台に予備1台を含めた合計3台を緊急時対策建屋に保管する。</p> <p data-bbox="683 600 1223 659">1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値 (3.7×10³Bq/cm³) を満足するように設計する。 そのため、計測範囲を 0~100kmin⁻¹とし、サンプリング量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p data-bbox="683 679 1223 722">2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p data-bbox="683 743 1223 866">2-1 放射性物質の濃度の算出式 放射性物質の濃度 (Bq/cm³) =換算係数 (Bq/cm²/min⁻¹) × 試料の NET 値 (min⁻¹) × 測定面積 (cm²) / サンプル量 (cm³) × (サンプリングろ紙径 Ds (cm) / 計測したろ紙径 Dm (cm))²</p>	名称	β線サーベイメータ	計測範囲	min ⁻¹ 0~100k	<table border="1" data-bbox="1274 212 1814 284"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>β線サーベイメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測範囲</td> <td>kmin⁻¹ 0 ~ 100</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1274 288 1814 323">【設定仕様】 β線サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p data-bbox="1274 344 1814 387">β線サーベイメータは、発電所敷地内及び発電所敷地境界付近並びに発電所の周辺海域において、採取した試料の放射性物質の濃度を計測し、その計測結果を監視するものである。</p> <p data-bbox="1274 408 1814 427">β線サーベイメータは、1台に予備1台を含めた2台を緊急時対策所に保管する。</p> <p data-bbox="1274 448 1814 579">1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺空気中放射性物質濃度の測定上限値 (3.7×10³Bq/cm³) を満足するように設計する。 そのため、計測範囲を、0 ~ 100kmin⁻¹とし、サンプリング量を調整することにより測定上限値を満足できるようにする。</p> <p data-bbox="1274 600 1814 643">2. 放射性物質の濃度の算出 放射性物質の濃度は、以下の算出式から求める。</p> <p data-bbox="1274 663 1814 770">2-1 全ベータの放射性物質濃度の算出式 全ベータの放射性物質濃度 (Bq/cm³) =換算係数(Bq/cm²/min⁻¹)×試料の NET 値(min⁻¹)×測定面積(cm²) / サンプル量 (cm³) × (サンプリングろ紙径 Ds (cm) / 計数したろ紙径 Dm (cm))²</p>	名称	β線サーベイメータ	計測範囲	kmin ⁻¹ 0 ~ 100	<p data-bbox="1821 204 2170 228">②の相違</p>
名称	β線サーベイメータ (3号及び4号炉共用)														
計測範囲	kmin ⁻¹ 0 ~ 300														
名称	β線サーベイメータ														
計測範囲	min ⁻¹ 0~100k														
名称	β線サーベイメータ														
計測範囲	kmin ⁻¹ 0 ~ 100														

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>電離箱サーベイメータ (3号及び4号炉共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計 測 範 囲</td> <td>$\mu\text{Sv/h}$ ~mSv/h</td> <td>1.0 ~ 300</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 電離箱サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 電離箱サーベイメータは、発電所及びその周辺（周辺海域を含む。）において、放射線量率を計測し、その計測結果を監視するものである。 なお、電離箱サーベイメータは、2個に予備1個を含めた3個を保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値（10^4Sv/h）を満足するように設計する。 よって、計測範囲は、$1.0\mu\text{Sv/h}$ ~ 300mSv/hである。</p>		名 称		電離箱サーベイメータ (3号及び4号炉共用)	計 測 範 囲	$\mu\text{Sv/h}$ ~ mSv/h	1.0 ~ 300	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>電離箱サーベイメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測範囲</td> <td>mSv/h</td> <td>0.001~1000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 電離箱サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配備する。 電離箱サーベイメータは、発電所敷地内及び発電所の周辺海域において、放射線量率を計測して、その計測結果を監視するものである。 なお、放射性希ガス（Xe-133等）、放射性ヨウ素（I-131等）、粒子状物質（Cs-137等）を測定する。 電離箱サーベイメータは、2台に予備1台を含めた合計3台を緊急時対策建屋に保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺エリア放射線量率の測定上限値（10^4Gy/h）を満足するように設計する。 そのため、計測範囲としては0.001~1000 mSv/hとする。</p>		名 称		電離箱サーベイメータ	計測範囲	mSv/h	0.001~1000	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>電離箱サーベイメータ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計 測 範 囲</td> <td>$\mu\text{Sv/h}$ ~mSv/h</td> <td>1.0 ~ 300</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設 定 根 拠】 電離箱サーベイメータは、可搬型重大事故等対処設備として配置する。 電離箱サーベイメータは、発電所及びその周辺（周辺海域を含む。）において、放射線量率を計測し、その計測結果を監視するものである。 電離箱サーベイメータは、2台に予備1台を含めた3台を緊急時対策所に保管する。</p> <p>1. 計測範囲 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める敷地周辺エリア放射線量率の測定上限値（10^4Sv/h）を満足するように設計する。 よって、計測範囲は、$1.0\mu\text{Sv/h}$ ~ 300mSv/hである。</p>		名 称		電離箱サーベイメータ	計 測 範 囲	$\mu\text{Sv/h}$ ~ mSv/h	1.0 ~ 300	<p>【女川・大飯】記載表現の相違</p>
名 称		電離箱サーベイメータ (3号及び4号炉共用)																						
計 測 範 囲	$\mu\text{Sv/h}$ ~ mSv/h	1.0 ~ 300																						
名 称		電離箱サーベイメータ																						
計測範囲	mSv/h	0.001~1000																						
名 称		電離箱サーベイメータ																						
計 測 範 囲	$\mu\text{Sv/h}$ ~ mSv/h	1.0 ~ 300																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<table border="1" data-bbox="91 213 633 280"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>小型船舶 (3号及び4号炉共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大積載重量</td> <td>kg</td> <td>約375 (5人乗り：75kg/人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 小型船舶は、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p>発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な測定装置及び要員を積載できる設計とする。</p> <p>なお、小型船舶は、1台に予備1台を含めた2台を保管する。</p> <p>1. 積載重量範囲 放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な測定装置等及び要員の重量約315kg（測定装置等約90kg、要員225kg（75kg×3人））を満足できる設計とする。 小型船舶の最大積載重量は375kgであり、必要積載量を満足している。</p>	名 称		小型船舶 (3号及び4号炉共用)	最大積載重量	kg	約375 (5人乗り：75kg/人)	<table border="1" data-bbox="674 213 1216 280"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>小型船舶</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大積載重量</td> <td>kg</td> <td>350kg以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 小型船舶は、可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p>小型船舶は、発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な測定装置等及び要員を積載できる設計とする。</p> <p>なお、小型船舶は、1艇に予備1艇を含めた合計2艇を第1保管エリア及び第4保管エリアに保管する。</p> <p>1. 積載重量範囲 発電所の周辺海域において、放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な測定装置等及び要員の総重量約350kg（測定装置等約200kg、要員150kg（75kg×2人））を積載できる設計とする。</p>	名 称		小型船舶	最大積載重量	kg	350kg以上	<table border="1" data-bbox="1261 213 1803 280"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>小型船舶</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最大積載重量</td> <td>kg</td> <td>約300 (5人乗り：60kg/人)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【設定根拠】 小型船舶は、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p>発電所の周辺海域において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な測定装置及び要員を積載できる設計とする。</p> <p>小型船舶は、1艇に予備1艇を含めた2艇を1号炉西側31mエリア及び2号炉東側31mエリア（b）に保管する。</p> <p>1. 積載重量範囲 放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行うために必要な測定装置等及び要員の重量約270kg（測定装置等約90kg、要員180kg（60kg×3人））を満足できる設計とする。 小型船舶の最大積載重量は300kgであり、必要積載量を満足している。</p>	名 称		小型船舶	最大積載重量	kg	約300 (5人乗り：60kg/人)	<p>【女川・大阪】記載表現の相違</p>
名 称		小型船舶 (3号及び4号炉共用)																			
最大積載重量	kg	約375 (5人乗り：75kg/人)																			
名 称		小型船舶																			
最大積載重量	kg	350kg以上																			
名 称		小型船舶																			
最大積載重量	kg	約300 (5人乗り：60kg/人)																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																							
<table border="1" data-bbox="89 223 636 453"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">可搬式気象観測装置 (3号及び4号炉共用)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">計測範囲</td> <td>風向風速計</td> <td>DEG m/s</td> <td>風向：0.0 ~ 340.0 風速：0.0 ~ 60.0</td> </tr> <tr> <td>日射計</td> <td>kW/m²</td> <td>0.000 ~ 2.000</td> </tr> <tr> <td>放射収支計</td> <td>kW/m²</td> <td>-1.000 ~ 2.000</td> </tr> <tr> <td>雨量計</td> <td>mm</td> <td>0.0 ~ 100.0</td> </tr> <tr> <td>湿度計</td> <td>℃</td> <td>-40.0 ~ 60.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>湿度計</td> <td>%</td> <td>0.0 ~ 100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="89 459 636 491">【設定根拠】 可搬式気象観測装置は、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p data-bbox="89 517 636 549">可搬式気象観測装置は、重大事故時の気象観測設備の機能喪失時の代替測定として用いるものである。</p> <p data-bbox="89 574 636 590">なお、可搬式気象観測装置は、1個に予備1個を含めた2個を保管する。</p> <p data-bbox="89 616 636 711">1. 計測範囲 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目、測定単位、測定値の最小位数を満足するように設計する。 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目、測定単位及び測定値の最小位数を下記の表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="134 734 600 868"> <thead> <tr> <th>観測項目</th> <th>測定単位</th> <th>測定値の最小位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風向</td> <td>16方位</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>風速</td> <td>m/s</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td>日射量</td> <td>kW/m²</td> <td>1/100</td> </tr> <tr> <td>放射収支量</td> <td>kW/m²</td> <td>1/500</td> </tr> </tbody> </table>	名称		可搬式気象観測装置 (3号及び4号炉共用)		計測範囲	風向風速計	DEG m/s	風向：0.0 ~ 340.0 風速：0.0 ~ 60.0	日射計	kW/m ²	0.000 ~ 2.000	放射収支計	kW/m ²	-1.000 ~ 2.000	雨量計	mm	0.0 ~ 100.0	湿度計	℃	-40.0 ~ 60.0		湿度計	%	0.0 ~ 100.0	観測項目	測定単位	測定値の最小位数	風向	16方位	1	風速	m/s	1/10	日射量	kW/m ²	1/100	放射収支量	kW/m ²	1/500	<table border="1" data-bbox="672 210 1218 363"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">代替気象観測設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">計測範囲</td> <td>風向風速計</td> <td>m/s</td> <td>風向 16方位 風速 0.0~90.0</td> </tr> <tr> <td>日射計</td> <td>kW/m²</td> <td>0~1.400</td> </tr> <tr> <td>放射収支計</td> <td>kW/m²</td> <td>-0.347~1.042</td> </tr> <tr> <td>雨雪量計</td> <td>mm</td> <td>0~100</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="672 370 1218 402">【設定根拠】 代替気象観測設備は、可搬型重大事故等対処設備として配備する。</p> <p data-bbox="672 427 1218 459">代替気象観測設備は、気象観測設備の機能喪失時の代替措置として用いるものである。</p> <p data-bbox="672 485 1218 533">なお、代替気象観測設備は、1台に予備1台を含めた合計2台を第2保管エリア及び第4保管エリアに保管する。</p> <p data-bbox="672 558 1218 654">1. 計測範囲 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目、測定単位、測定値の最小位数を満足するように設計する。 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目、測定単位、測定値の最小位数を下記の表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="761 676 1102 798"> <thead> <tr> <th>観測項目</th> <th>測定単位</th> <th>測定値の最小位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風向</td> <td>16方位</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>風速</td> <td>m/s</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td>日射量</td> <td>kW/m²</td> <td>1/100</td> </tr> <tr> <td>放射収支量</td> <td>kW/m²</td> <td>1/500</td> </tr> </tbody> </table>	名称		代替気象観測設備		計測範囲	風向風速計	m/s	風向 16方位 風速 0.0~90.0	日射計	kW/m ²	0~1.400	放射収支計	kW/m ²	-0.347~1.042	雨雪量計	mm	0~100	観測項目	測定単位	測定値の最小位数	風向	16方位	1	風速	m/s	1/10	日射量	kW/m ²	1/100	放射収支量	kW/m ²	1/500	<table border="1" data-bbox="1254 210 1800 363"> <thead> <tr> <th colspan="2">名称</th> <th colspan="2">可搬型気象観測設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">計測範囲</td> <td>風向風速計</td> <td>DEG m/s</td> <td>風向：0 ~ 360 風速：0 ~ 60.0</td> </tr> <tr> <td>日射計</td> <td>kW/m²</td> <td>0.000 ~ 2.000</td> </tr> <tr> <td>放射収支計</td> <td>kW/m²</td> <td>-0.250 ~ 1.250</td> </tr> <tr> <td>雨量計</td> <td>mm</td> <td>0.0 ~ 100.0</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1254 370 1800 402">【設定根拠】 可搬型気象観測設備は、可搬型重大事故等対処設備として配置する。</p> <p data-bbox="1254 427 1800 459">可搬型気象観測設備は、重大事故時の気象観測設備の機能喪失時の代替測定として用いるものである。</p> <p data-bbox="1254 485 1800 549">また、重大事故時が発生した場合に、ブルームの通過方向を確認するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を配備し、風向、風速等の気象項目を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。</p> <p data-bbox="1254 574 1800 590">可搬型気象観測設備は、2台に予備1台を含めた3台を緊急時対策所に保管する。</p> <p data-bbox="1254 616 1800 711">1. 計測範囲 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目、測定単位、測定値の最小位数を満足するように設計する。 「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定める通常観測の観測項目、測定単位及び測定値の最小位数を下記の表に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1281 734 1783 868"> <thead> <tr> <th>観測項目</th> <th>測定単位</th> <th>測定値の最小位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風向</td> <td>16方位</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>風速</td> <td>m/s</td> <td>1/10</td> </tr> <tr> <td>日射量</td> <td>kW/m²</td> <td>1/100</td> </tr> <tr> <td>放射収支量</td> <td>kW/m²</td> <td>1/500</td> </tr> </tbody> </table>	名称		可搬型気象観測設備		計測範囲	風向風速計	DEG m/s	風向：0 ~ 360 風速：0 ~ 60.0	日射計	kW/m ²	0.000 ~ 2.000	放射収支計	kW/m ²	-0.250 ~ 1.250	雨量計	mm	0.0 ~ 100.0	観測項目	測定単位	測定値の最小位数	風向	16方位	1	風速	m/s	1/10	日射量	kW/m ²	1/100	放射収支量	kW/m ²	1/500	<p data-bbox="1836 255 2159 271">【女川・大飯】記載表現の相違</p>
名称		可搬式気象観測装置 (3号及び4号炉共用)																																																																																																								
計測範囲	風向風速計	DEG m/s	風向：0.0 ~ 340.0 風速：0.0 ~ 60.0																																																																																																							
	日射計	kW/m ²	0.000 ~ 2.000																																																																																																							
	放射収支計	kW/m ²	-1.000 ~ 2.000																																																																																																							
	雨量計	mm	0.0 ~ 100.0																																																																																																							
	湿度計	℃	-40.0 ~ 60.0																																																																																																							
	湿度計	%	0.0 ~ 100.0																																																																																																							
観測項目	測定単位	測定値の最小位数																																																																																																								
風向	16方位	1																																																																																																								
風速	m/s	1/10																																																																																																								
日射量	kW/m ²	1/100																																																																																																								
放射収支量	kW/m ²	1/500																																																																																																								
名称		代替気象観測設備																																																																																																								
計測範囲	風向風速計	m/s	風向 16方位 風速 0.0~90.0																																																																																																							
	日射計	kW/m ²	0~1.400																																																																																																							
	放射収支計	kW/m ²	-0.347~1.042																																																																																																							
	雨雪量計	mm	0~100																																																																																																							
観測項目	測定単位	測定値の最小位数																																																																																																								
風向	16方位	1																																																																																																								
風速	m/s	1/10																																																																																																								
日射量	kW/m ²	1/100																																																																																																								
放射収支量	kW/m ²	1/500																																																																																																								
名称		可搬型気象観測設備																																																																																																								
計測範囲	風向風速計	DEG m/s	風向：0 ~ 360 風速：0 ~ 60.0																																																																																																							
	日射計	kW/m ²	0.000 ~ 2.000																																																																																																							
	放射収支計	kW/m ²	-0.250 ~ 1.250																																																																																																							
	雨量計	mm	0.0 ~ 100.0																																																																																																							
	観測項目	測定単位	測定値の最小位数																																																																																																							
風向	16方位	1																																																																																																								
風速	m/s	1/10																																																																																																								
日射量	kW/m ²	1/100																																																																																																								
放射収支量	kW/m ²	1/500																																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

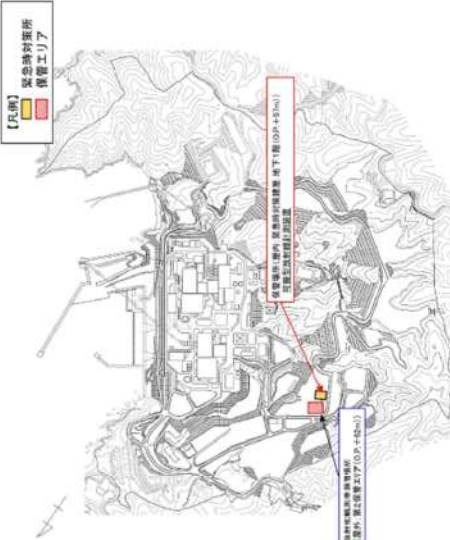
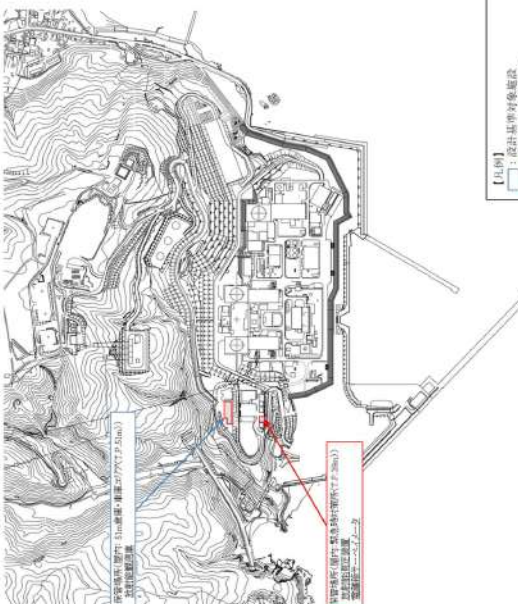
第60条 監視測定設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p data-bbox="893 347 999 400">60-6 保管場所図</p> <div data-bbox="869 662 1216 767" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p data-bbox="882 683 1162 707">□ : 設計基準対象施設を示す。</p> <p data-bbox="882 719 1178 743">□ : 重大事故等対処設備を示す。</p> </div>	<p data-bbox="1256 140 1657 164">【比較のため本ページの泊欄は60-2を再掲】</p> <p data-bbox="1453 347 1615 371">60-2 配置図</p>	<p data-bbox="1843 140 2078 164">【女川・大飯】記載箇所の相違</p> <ul data-bbox="1843 172 2166 400" style="list-style-type: none"> ・女川は保管場所図を配置図と別に整備しているが、泊は配置図に含めて作成している。 ・女川との比較のため、配置図のうち、保管場所を示す図を抜粋して比較する。 ・大飯は泊と同様、配置図に保管場所も含めて整備しており、大飯との比較は60-2配置図の比較箇所を実施している。 <p data-bbox="1843 667 2024 691">【女川】記載箇所の相違</p> <ul data-bbox="1843 699 2119 722" style="list-style-type: none"> ・泊の凡例は各ページで示している。

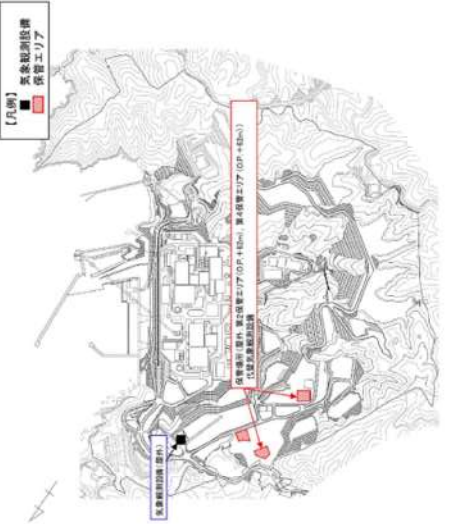
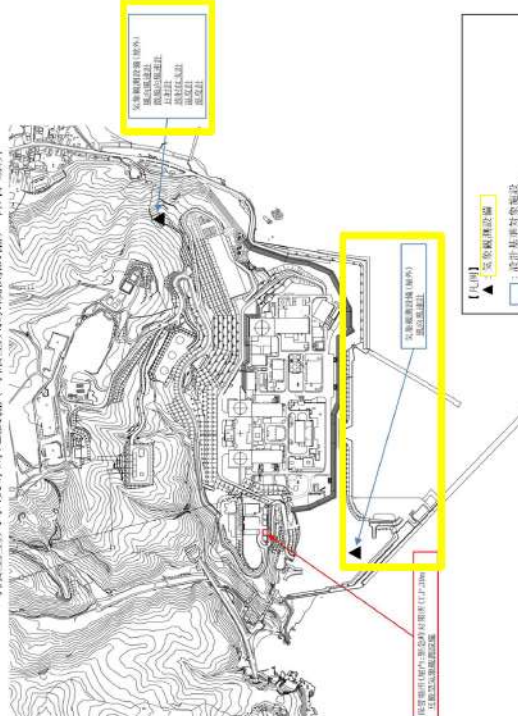
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>可搬型重大事故等対処設備 保管場所 放射線量の測定（可搬型モニタリングポスト）</p>	<p>【比較のため本ページの泊欄は60-2から抜粋して再掲】</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（可搬型モニタリングポスト） 保管場所</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>可搬型重大事故等対処設備 保管場所 放射性物質の濃度の測定及び放射線量の測定（可搬型放射線計測装置）</p> 	<p>【比較のため本ページの泊欄は60-2から抜粋して再掲】</p> <p>可搬型重大事故等対処設備(放射能測定装置及び電離箱サーベーター) 保管場所</p> 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

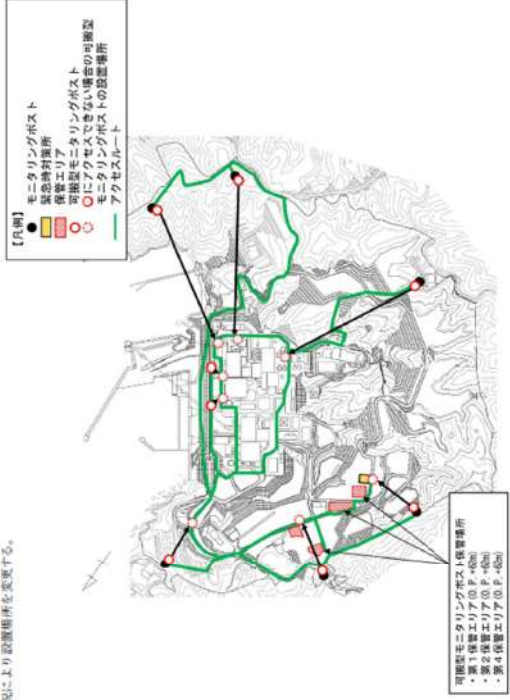
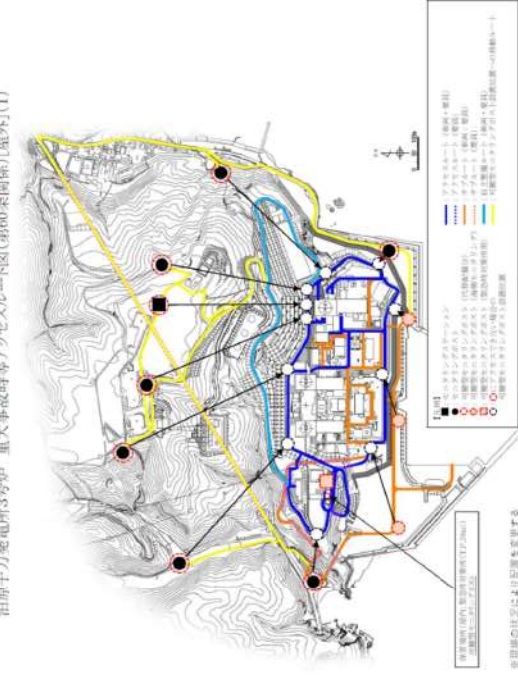
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>可搬型重大事故等対処設備 保管場所 風向、風速その他の気象条件の測定（代替気象観測設備）</p>  <p>【凡例】 ■ 気象観測設備 ■ 保管エリア</p> <p>気象観測設備 風向計 風速計 気圧計 気温計 湿度計 日照計 雨量計 霜凍計 降雪計 氷結計 霧計 雲計 雷計 電磁気計 放射線計 地震計 傾斜計 変位計 振動計 音圧計 音強計 音質計 音色計 音高計 音長計 音速計 音圧計 音強計 音質計 音色計 音高計 音長計 音速計</p>	<p>【比較のため本ページの泊欄は60-2から抜粋して再掲】</p> <p>可搬型重大事故等対処設備（可搬型気象観測設備）保管場所</p>  <p>【凡例】 ▲ 気象観測設備 ▲ 設計基準等設備 ▲ 重大事故等対処設備</p> <p>気象観測設備 風向計 風速計 気圧計 気温計 湿度計 日照計 雨量計 霜凍計 降雪計 氷結計 霧計 雲計 雷計 電磁気計 放射線計 地震計 傾斜計 変位計 振動計 音圧計 音強計 音質計 音色計 音高計 音長計 音速計</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">60-7 アクセスルート図</p>	<p style="text-align: center;">60-7 アクセスルート図</p>	<p>【女川・大阪】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川との比較のため、泊欄に60-7アクセスルート図を再掲する。 ・大阪はアクセスルート図を60-3として整備しており、大阪との比較は該当箇所に泊を貼り実施している。


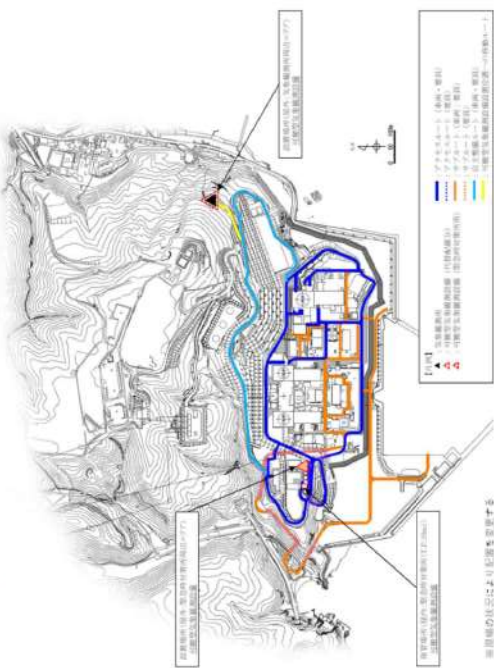
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号炉 重大事故時アクセスルート図（第60条関連）【屋外】（1）</p>  <p>※：現場の状況により設置場所を変更する。</p>	<p>泊発電所3号炉 重大事故時等アクセスルート図【屋外】（1）</p>  <p>※：現場の状況により設置場所を変更する。</p>	<p>【比較のため本ページの泊欄は60-7を再掲】</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は島根2号炉のアクセスルート図を参考に凡例を詳細化した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号炉 重大事故等時アクセスルート図（第60条関係）【屋外】（2）</p>	<p>泊発電所3号炉 重大事故等時アクセスルート図（第60条関係）【屋外】（2）</p>	<p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は島根2号炉のアクセスルート図を参考に凡例を詳細化した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号機 重大事故時アクセスルート図(第60条関連) [屋外] (3)</p>  <p>※：現場の状況により設置場所を変更する。</p> <p>【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 気象観測設備設置場所 ■ 管理エリア ○ 代替気象観測設備設置場所 ○ にアクセスできない場合の代替気象観測設備の設置場所 — アクセスルート <p>代替気象観測設備設置場所 ・第2 気象エリア (O.P.+45m) ・第4 気象エリア (O.P.+42m)</p>	<p>泊原子力発電所3号炉 重大事故時等アクセスルート図(第60条関連) [屋外] (3)</p>  <p>【比較のため本ページの泊欄は60-7を再掲】</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は島根2号炉のアクセスルート図を参考に凡例を詳細化した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">60-8 監視測定設備について</p>	<p style="text-align: center;">60-6 適合状況説明資料</p>	<p>【女川】記載表現の相違 【大阪】資料構成の相違 ・大阪は本説明資料を60条の資料として添付していないため、内容の充足性の確認のため、31条まとめ資料の「2. 周辺モニタリング設備について」及び「3. 気象観測設備について」を次ページ以降に掲載し、比較する。</p>


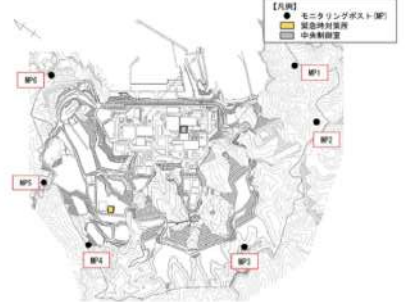

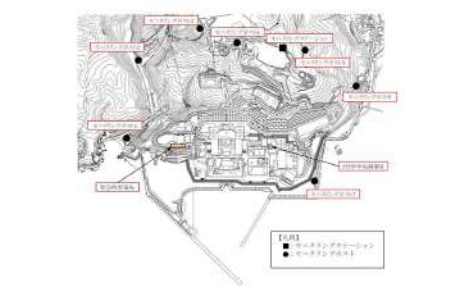
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【参考として31条まとめ資料の2.3.の目次を掲載】</p> <p>2. 周辺モニタリング設備について</p> <p>2.1 モニタリングステーション及びモニタリングポスト</p> <p>2.1.1 モニタリングステーション及びモニタリングポストの配置及び計測範囲</p> <p>2.1.2 モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源</p> <p>2.1.3 モニタリングステーション及びモニタリングポストの伝送</p> <p>2.2 移動式放射能測定装置（モニタ車）</p> <p>2.3 代替モニタリング設備</p> <p>2.3.1 可搬式モニタリングポスト</p> <p>2.3.2 放射性物質の濃度測定</p> <p>2.4 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器</p> <p>3. 気象観測設備について</p> <p>3.1 気象観測設備</p> <p>3.2 可搬式気象観測装置</p>	<p><目次></p> <p>1. 環境モニタリング設備について</p> <p>1.1 モニタリングポスト</p> <p>1.1.1 モニタリングポストの配置及び計測範囲</p> <p>1.1.2 モニタリングポストの電源</p> <p>1.1.3 モニタリングポストの伝送</p> <p>1.2 放射能観測車</p> <p>1.3 代替測定</p> <p>1.3.1 可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>1.3.2 可搬式放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>1.4 可搬式放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>1.4.1 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定</p> <p>1.4.2 小型船舶による海上モニタリング</p> <p>2. 気象観測設備について</p> <p>2.1 気象観測設備</p> <p>2.2 代替気象観測設備</p>	<p><目次></p> <p>1. 監視測定設備について</p> <p>1.1 モニタリングポスト及びモニタリングステーション</p> <p>1.1.1 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの配置及び計測範囲</p> <p>1.1.2 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源</p> <p>1.1.3 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの伝送</p> <p>1.1.4 モニタリングポスト</p> <p>1.1.5 モニタリングステーション</p> <p>1.2 放射能観測車</p> <p>1.3 代替測定</p> <p>1.3.1 可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>1.3.2 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>1.4 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>1.4.1 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器</p> <p>1.4.2 小型船舶による海上モニタリング</p> <p>1.4.3 土壌モニタリング</p> <p>2. 気象観測設備について</p> <p>2.1 気象観測設備</p> <p>2.2 可搬式気象観測設備</p> <p>3. 緊急時モニタリングの実施について</p> <p>3.1 陸域・海域モニタリング</p> <p>3.2 海上モニタリング</p> <p>3.3 放射線量測定、気象観測、海水採取位置</p> <p>3.4 モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段</p> <p>3.5 資機材運搬車</p> <p>3.6 自主対策設備（放射性物質の濃度の測定）</p> <p>3.7 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p> <p>3.8 緊急時モニタリングに関する要員の動き</p> <p>4. 重大事故時等に使用する測定室について</p> <p>4.1 バックグラウンドが上昇した場合の措置</p>	<p>【大飯】資料構成の相違</p> <p>・大飯は本説明資料を60条の資料として添付していないため、内容の充足性の確認のため、31条まとめ資料の「2.周辺モニタリング設備について」及び「3.気象観測設備について」を次ページ以降に掲載し、比較する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3. 参考 環境モニタリング設備等</p>	<p>(補足説明資料)</p> <p>補足説明資料1. モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源の多様化</p> <p>補足説明資料2. 放射能観測車の台数の根拠</p> <p>補足説明資料3. 可搬型モニタリングポストの設置について</p> <p>補足説明資料4. 重大事故時の緊急時モニタリングについて</p> <p>補足説明資料5. モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストの計測結果の保存について</p> <p>補足説明資料6. 気象観測設備の観測データについて</p> <p>補足説明資料7. 緊急時モニタリングセンターへの情報連絡について</p> <p>補足説明資料8. 他の原子力事業者との協体制（原子力事業者間協力協定）</p> <p>補足説明資料9. 設置許可基準規則第六条との基準適合性</p> <p>補足説明資料10. 可搬型気象観測設備の観測項目について</p> <p>補足説明資料11. 設計基準事故対処設備としてのモニタリングポスト及びモニタリングステーションの無停電電源装置及び非常用発電機の位置付けについて</p>	

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																														
<p>2. 周辺モニタリング設備について</p> <p>2.1 モニタリングステーション及びモニタリングポスト</p> <p>2.1.1 モニタリングステーション及びモニタリングポストの配置及び計測範囲</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時、設計基準事故時に周辺監視区域境界付近の外部放射線量率を連続的に監視するために、モニタリングステーション1台及びモニタリングポスト5台を設けており、連続測定したデータは、現地監視盤、中央制御室、事務所で監視、記録を行うことができる。また、緊急時対策所でも監視を行うことができる。</p> <p>なお、モニタリングステーション及びモニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信できる。</p> <p>配置図を図2-1-1、計測範囲等を表2-1-1に示す。</p>  <p>図2-1-1 モニタリングステーション及びモニタリングポストの配置図</p> <p>表2-1-1 モニタリングステーション及びモニタリングポストの計測範囲等 (主な項目)</p> <table border="1" data-bbox="89 925 627 1149"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>台数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">監視対象施設</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション検出器</td> <td>1.0~10⁴μSv/h 1.0~10⁴μSv/h</td> <td>1.0~10⁴μSv/h 1.0~10⁴μSv/h</td> <td>1</td> <td rowspan="2">周辺監視区域境界付近</td> </tr> <tr> <td>電離箱</td> <td>1.0~10⁴μSv/h 1.0~10⁴μSv/h</td> <td>1.0~10⁴μSv/h 1.0~10⁴μSv/h</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">モニタリングステーション</td> <td>ガス検出器</td> <td>1.0~10⁴μSv/h 1.0~10⁴μSv/h</td> <td>1.0~10⁴μSv/h 1.0~10⁴μSv/h</td> <td>1</td> <td rowspan="2">周辺監視区域境界付近</td> </tr> <tr> <td>NaI(Tl)シンチレーション検出器</td> <td>1.0~10⁴μSv/h 1.0~10⁴μSv/h</td> <td>1.0~10⁴μSv/h 1.0~10⁴μSv/h</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">モニタリングポスト</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション検出器</td> <td>1.0~10⁴μSv/h 1.0~10⁴μSv/h</td> <td>1.0~10⁴μSv/h 1.0~10⁴μSv/h</td> <td>各1</td> <td rowspan="2">周辺監視区域境界付近</td> </tr> <tr> <td>電離箱</td> <td>1.0~10⁴μSv/h 1.0~10⁴μSv/h</td> <td>1.0~10⁴μSv/h 1.0~10⁴μSv/h</td> <td>各1</td> </tr> </tbody> </table>  <p>(モニタリングステーションの写真)</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	取付箇所	監視対象施設	NaI(Tl)シンチレーション検出器	1.0~10 ⁴ μSv/h 1.0~10 ⁴ μSv/h	1.0~10 ⁴ μSv/h 1.0~10 ⁴ μSv/h	1	周辺監視区域境界付近	電離箱	1.0~10 ⁴ μSv/h 1.0~10 ⁴ μSv/h	1.0~10 ⁴ μSv/h 1.0~10 ⁴ μSv/h	1	モニタリングステーション	ガス検出器	1.0~10 ⁴ μSv/h 1.0~10 ⁴ μSv/h	1.0~10 ⁴ μSv/h 1.0~10 ⁴ μSv/h	1	周辺監視区域境界付近	NaI(Tl)シンチレーション検出器	1.0~10 ⁴ μSv/h 1.0~10 ⁴ μSv/h	1.0~10 ⁴ μSv/h 1.0~10 ⁴ μSv/h	1	モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション検出器	1.0~10 ⁴ μSv/h 1.0~10 ⁴ μSv/h	1.0~10 ⁴ μSv/h 1.0~10 ⁴ μSv/h	各1	周辺監視区域境界付近	電離箱	1.0~10 ⁴ μSv/h 1.0~10 ⁴ μSv/h	1.0~10 ⁴ μSv/h 1.0~10 ⁴ μSv/h	各1	<p>1. 環境モニタリング設備について</p> <p>1.1 モニタリングポスト</p> <p>1.1.1 モニタリングポストの配置及び計測範囲</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近の放射線量率を連続的に監視するために、モニタリングポスト6台を設けており、連続測定したデータは、中央制御室で監視し、現場等で記録を行うことができる設計とする。また、緊急時対策所でも監視できる設計とする。</p> <p>モニタリングポストは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>モニタリングポストの計測範囲等を第1.1.1表に、モニタリングポストの配置図及び写真を第1.1.1図に示す。</p> <p>第1.1.1表 モニタリングポストの計測範囲等</p> <table border="1" data-bbox="694 606 1187 702"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>台数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">モニタリングポスト</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0~2×10⁴μSv/h</td> <td>計測範囲内で可変</td> <td>各1台</td> <td rowspan="2">周辺監視区域境界周辺(6カ所設置)</td> </tr> <tr> <td>イオンチェンバ</td> <td>10²~10⁴μSv/h</td> <td>計測範囲内で可変</td> <td>各1台</td> </tr> </tbody> </table>  <p>【凡例】 ● モニタリングポスト(計測範囲) ● 緊急時対策所 ● 中央制御室</p> <p>モニタリングポストの写真</p>  <p>第1.1.1図 モニタリングポストの配置図及び写真</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	取付箇所	モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション	0~2×10 ⁴ μSv/h	計測範囲内で可変	各1台	周辺監視区域境界周辺(6カ所設置)	イオンチェンバ	10 ² ~10 ⁴ μSv/h	計測範囲内で可変	各1台	<p>1. 監視測定設備について</p> <p>1.1 モニタリングポスト及びモニタリングステーション</p> <p>1.1.1 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの配置及び計測範囲</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近の放射線量率を連続的に監視するために、モニタリングポスト7台及びモニタリングステーション1台を設けており、連続測定したデータは、中央制御室で監視し、中央制御室及び現場で記録を行うことができる設計とする。また、緊急時対策所でも監視できる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、その測定値が設定値以上に上昇した場合、直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションの計測範囲等を第1.1.1表に、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの配置図及び写真を第1.1.1図に示す。</p> <p>第1.1.1表 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの計測範囲等</p> <table border="1" data-bbox="1299 686 1747 845"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>台数</th> <th>取付箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">モニタリングポスト (1~7)</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0.87~10⁴μSv/h</td> <td>0.87~10⁴μSv/h</td> <td>各1台</td> <td rowspan="2">周辺監視区域境界付近 (7カ所設置)</td> </tr> <tr> <td>電離箱</td> <td>10²~10⁴μSv/h</td> <td>10²~10⁴μSv/h</td> <td>各1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">モニタリングステーション (1)</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0.87~10⁴μSv/h</td> <td>0.87~10⁴μSv/h</td> <td>各1台</td> <td rowspan="2">周辺監視区域境界付近 (1カ所設置)</td> </tr> <tr> <td>電離箱</td> <td>10²~10⁴μSv/h</td> <td>10²~10⁴μSv/h</td> <td>各1台</td> </tr> </tbody> </table>  <p>【凡例】 ● モニタリングステーション ● モニタリングポスト</p>  <p>第1.1.1図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの配置図及び写真</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	取付箇所	モニタリングポスト (1~7)	NaI(Tl)シンチレーション	0.87~10 ⁴ μSv/h	0.87~10 ⁴ μSv/h	各1台	周辺監視区域境界付近 (7カ所設置)	電離箱	10 ² ~10 ⁴ μSv/h	10 ² ~10 ⁴ μSv/h	各1台	モニタリングステーション (1)	NaI(Tl)シンチレーション	0.87~10 ⁴ μSv/h	0.87~10 ⁴ μSv/h	各1台	周辺監視区域境界付近 (1カ所設置)	電離箱	10 ² ~10 ⁴ μSv/h	10 ² ~10 ⁴ μSv/h	各1台	<p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川】設備の相違 ・泊では中央制御室でも記録を行うことができる設計とするため、「等」書き下した。</p>
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	取付箇所																																																																												
監視対象施設	NaI(Tl)シンチレーション検出器	1.0~10 ⁴ μSv/h 1.0~10 ⁴ μSv/h	1.0~10 ⁴ μSv/h 1.0~10 ⁴ μSv/h	1	周辺監視区域境界付近																																																																												
	電離箱	1.0~10 ⁴ μSv/h 1.0~10 ⁴ μSv/h	1.0~10 ⁴ μSv/h 1.0~10 ⁴ μSv/h	1																																																																													
モニタリングステーション	ガス検出器	1.0~10 ⁴ μSv/h 1.0~10 ⁴ μSv/h	1.0~10 ⁴ μSv/h 1.0~10 ⁴ μSv/h	1	周辺監視区域境界付近																																																																												
	NaI(Tl)シンチレーション検出器	1.0~10 ⁴ μSv/h 1.0~10 ⁴ μSv/h	1.0~10 ⁴ μSv/h 1.0~10 ⁴ μSv/h	1																																																																													
モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション検出器	1.0~10 ⁴ μSv/h 1.0~10 ⁴ μSv/h	1.0~10 ⁴ μSv/h 1.0~10 ⁴ μSv/h	各1	周辺監視区域境界付近																																																																												
	電離箱	1.0~10 ⁴ μSv/h 1.0~10 ⁴ μSv/h	1.0~10 ⁴ μSv/h 1.0~10 ⁴ μSv/h	各1																																																																													
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	取付箇所																																																																												
モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション	0~2×10 ⁴ μSv/h	計測範囲内で可変	各1台	周辺監視区域境界周辺(6カ所設置)																																																																												
	イオンチェンバ	10 ² ~10 ⁴ μSv/h	計測範囲内で可変	各1台																																																																													
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数	取付箇所																																																																												
モニタリングポスト (1~7)	NaI(Tl)シンチレーション	0.87~10 ⁴ μSv/h	0.87~10 ⁴ μSv/h	各1台	周辺監視区域境界付近 (7カ所設置)																																																																												
	電離箱	10 ² ~10 ⁴ μSv/h	10 ² ~10 ⁴ μSv/h	各1台																																																																													
モニタリングステーション (1)	NaI(Tl)シンチレーション	0.87~10 ⁴ μSv/h	0.87~10 ⁴ μSv/h	各1台	周辺監視区域境界付近 (1カ所設置)																																																																												
	電離箱	10 ² ~10 ⁴ μSv/h	10 ² ~10 ⁴ μSv/h	各1台																																																																													
<p>□ = DB</p>	<p>□ : 設計基準対象施設</p>	<p>□ : 設計基準対象施設</p>																																																																															

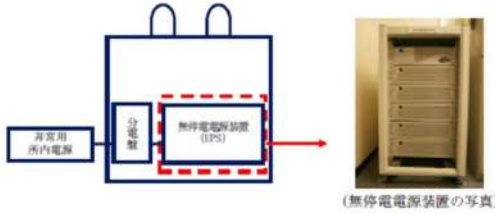
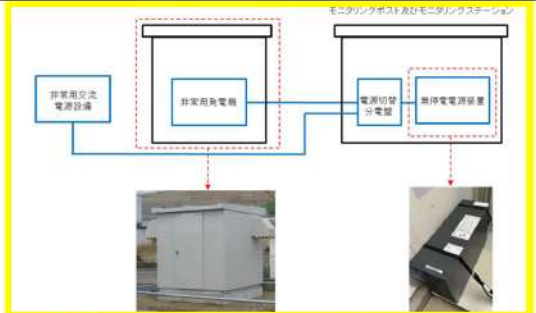
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.2 モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源系は、電源車（緊急時対策所用）（DB）（3号及び4号炉共用）、野外モニタ分電盤（1号、2号、3号及び4号炉共用）、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置（1号、2号、3号及び4号炉共用）から構成される。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストは、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置により電源車（緊急時対策所用）（DB）（設置許可基準規則第31条対応）からの給電が開始されるまでの間の電源の供給が可能な設計とする。</p> <p>また、電源復旧までの期間にわたってモニタリングステーション及びモニタリングポストに電源を供給できるよう、緊急時対策所（3号及び4号炉共用）を経由して電源車（緊急時対策所用）（DB）からも電源の供給が可能な設計とする。</p> <p>また、代替電源設備としては、電源車（緊急時対策所用）（設置許可基準規則第60条対応）からの給電が可能である。</p> <p>なお、モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源系統は、非常用所内電源系統から独立した構成とする。また、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置は、設計基準事故時に電源車（緊急時対策所用）（DB）（設置許可基準規則第31条対応）からの電力供給とあいまってモニタリングステーション及びモニタリングポストの機能を維持するのに必要な電力を供給できる容量を有することで、原子炉施設の安全性を損なうことのない設計とする。（設置許可基準規則第12条対応）モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源構成概略図を図2-1-2に示す。</p> <p style="text-align: center;">  </p>	<p>1.1.2 モニタリングポストの電源</p> <p>モニタリングポストは、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。</p> <p>さらに、モニタリングポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。</p> <p>また、モニタリングポストの電源は、代替電源設備である常設代替交流電源設備により給電が可能な設計とする。</p> <p>無停電電源装置の設備仕様を第1.1.2表に、モニタリングポストの電源構成概略図等を第1.1.2図に示す。</p> <p style="text-align: center;">  </p>	<p>1.1.2 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源</p> <p>(1)モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源の多様化</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間、電源を供給できる設計とする。</p> <p>さらに、モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、専用の無停電電源装置及び非常用発電機を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とする。また、無停電電源装置及び非常用発電機による給電状態は中央制御室で確認することができる。</p> <p>また、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源は、代替電源設備である常設代替交流電源設備により給電が可能な設計とする。</p> <p>無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様を第1.1.2-1表に、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図等を第1.1.2-1図に示す。</p> <p style="text-align: center;">  </p>	<p>相違理由</p> <p>【大飯】女川実績の反映 ・緊急時対策所を経由する設計は大飯特有</p> <p>【女川】資料構成の相違</p> <p>【女川、大飯】設備の相違 ・泊では無停電電源装置に加え、非常用発電機を設置する構成としている（島根2号炉同様）。</p> <p>・電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計は同じ。</p> <p>【女川、大飯】設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>○外観写真</p>  <p>第1.1.2図 モニタリングポストの電源構成概略図等 (2/2)</p>	 <p>第1.1.2-1図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図等 (2/2)</p>	<p>【女川、大飯】設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(2) モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の運用</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションへ給電する各電源の起動順序・優先順位は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常運転時 モニタリングポスト及びモニタリングステーションは通常運転時、非常用低圧母線のコントロールセンタから無停電電源装置を経由して所内電源を受電している。 ・所内電源喪失直後 所内電源が喪失した場合は、無停電電源装置から継続して受電を行う。 ・所内電源喪失後から約10秒後 非常用交流電源設備は、所内電源が喪失後自動起動し、約10秒で電源供給が開始され、無停電電源装置を経由して電源供給を行う。 ・非常用交流電源設備電源供給不可時 モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機は、モニタリングポスト及びモニタリングステーション局舎内に設置している非常用発電機制御盤内の不足電圧継電器により電源喪失を検知することで自動起動し、運転待機状態となる。 自動起動から約40秒以内に、自動切替により電源供給を開始する。 また、復電した場合は不足電圧継電器による検知で、所内電源側に自動で切り替わりその後、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機が自動停止する。電源供給が開始されるまでの間は、無停電電源装置から継続して電源供給が行われる。 これらの電源供給は自動起動・自動切替で行われることにより、運転員による操作は不要な設計としている。 また、重大事故等時にモニタリングポスト又はモニタリングステーションが機能喪失した場合は、可搬型モニタリングポストを設置する手順を整備している。 <p>無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様を第1.1.2-2表に、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図を第1.1.2-2図に示す。</p>	<p>【女川・大飯】資料構成の相違 ・泊は島根2号炉審査を踏まえ追加</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

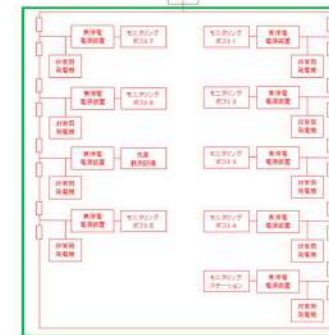
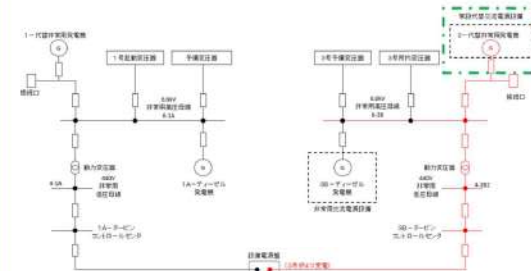
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1.1.2-2表 無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様

名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考
無停電電源装置	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	蓄電池	約7分	—	外部電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間及び並列送動力電源喪失後、常設代替交流電源設備から給電されるまでの期間を確保する。
非常用発電機	局舎ごとに1台 計8台	5kVA	ディーゼルエンジン	約24時間	軽油	

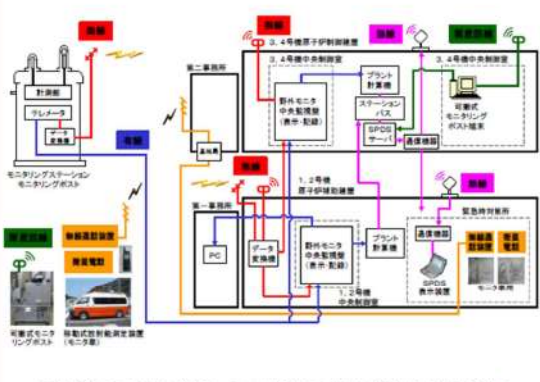
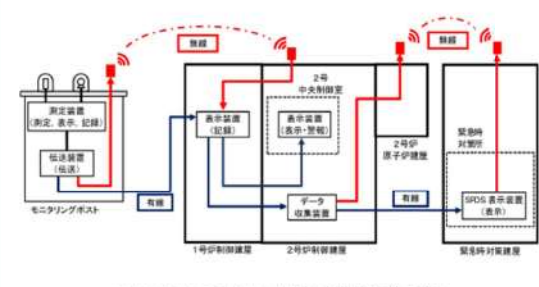
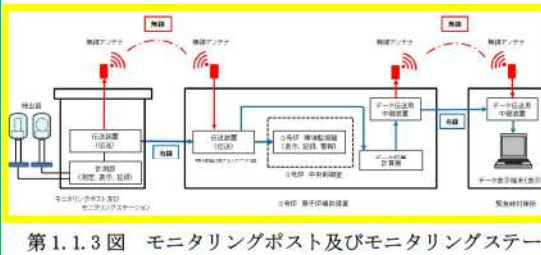


第1.1.2-2図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図

■：設計基準対象施設
 ■：重大事故等対処設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.1.3 モニタリングステーション及びモニタリングポストの伝送</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストで測定したデータの伝送を行う構成は、有線及び無線により多様性を有しており、伝送したデータは、中央制御室、事務所で監視、記録を行うことができる。また、緊急時対策所でも監視を行うことができる。</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストの伝送概略図を図2-1-3に示す。</p>  <p>図2-1-3 モニタリングステーション及びモニタリングポストの伝送概略図</p>	<p>1.1.3 モニタリングポストの伝送</p> <p>モニタリングポストで測定したデータの伝送を行う構成は、建屋間*において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、測定したデータは、モニタリングポスト設置場所、中央制御室及び緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト設備の伝送概略図を第1.1.3図に示す。</p> <p>※ 建屋（1号炉制御建屋、2号炉制御建屋及び原子炉建屋、緊急時対策建屋）は、モニタリングポストと同等以上の耐震性を有しており、伝送の多様化の対象範囲は耐震性を有した建屋間とする。</p>  <p>第1.1.3図 モニタリングポスト設備の伝送概略図</p>	<p>1.1.3 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの伝送</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションで測定したデータの伝送を行う構成は、建屋間*において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、測定したデータは、モニタリングポスト及びモニタリングステーション設置場所、中央制御室及び緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション設備の伝送概略図を第1.1.3図に示す。</p> <p>※ 建屋（3号炉原子炉補助建屋、緊急時対策所）は、モニタリングポスト及びモニタリングステーションと同等以上の耐震性を有しており、伝送の多様化の対象範囲は耐震性を有した建屋間とする。</p>  <p>第1.1.3図 モニタリングポスト及びモニタリングステーション設備の伝送概略図</p>	<p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川】建屋名称の相違</p>
<p>□ = DB</p>	<p>□ : 設計基準対象施設</p>	<p>□ : 設計基準対象施設</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>1.1.4 モニタリングポスト</p> <p>(1) 機能</p> <p>モニタリングポストは周辺監視区域境界付近に7台設置しており、空間放射線量率の監視用設備である。</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される空間線量率を計測できる。</p> <p>電源については、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間電源を供給できる設備である。</p> <p>さらに、モニタリングポスト専用の無停電電源装置及び非常用発電機を有し、電源切り替え時の短時間の停電時に電源を供給できる設備である。</p> <p>また、全交流電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設備である。</p> <p>伝送については、有線による通信機能のほか、無線による通信機能も有しており、1 / 2号および3号の中央制御室にて、測定データの常時監視が可能である。</p> <p>(2) 設置状況</p> <p>モニタリングポストの設置状況を第1.1.4図に示す。</p> <div data-bbox="1267 794 1809 959" style="text-align: center;"> <p>NaI(Tl)シンチレーション検出器</p> <p>電源供給装置</p> <p>モニタリングポスト</p> <p>非常用発電機</p> </div> <p>第1.1.4図 モニタリングポストの設置状況</p> <p style="text-align: right;">[緑字]: 重大事故等対処設備</p>	<p>【女川・大飯】資料構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>1.1.5 モニタリングステーション</p> <p>(1) 機能</p> <p>モニタリングステーションは、周辺監視区域境界付近に1台設置しており、空間放射線量率の監視用設備である。また、放射性物質濃度測定のためのダスト・よう素採取装置を配備している。</p> <p>通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に想定される空間線量率を計測できる。電源については、非常用交流電源設備に接続し、電源復旧までの期間電源を供給できる設備である。</p> <p>さらに、モニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機を有し、電源切り替え時の短時間の停電時に電源を供給できる設備である。</p> <p>また、全交流電源喪失時においても代替電源設備である常設代替交流電源設備から給電できる設備である。</p> <p>伝送については、有線による通信機能のほか、無線による通信機能も有しており、1 / 2号および3号の中央制御室にて、測定データの常時監視が可能である。</p> <p>(2) 設置状況</p> <p>モニタリングステーションの設置状況を第1.1.5図に示す。</p> <div data-bbox="1256 823 1809 965" style="text-align: center;">  </div> <p>第1.1.5図 モニタリングステーションの設置状況</p> <p style="text-align: right;">[---]: 重大事故等対処設備</p>	<p>【女川・大阪】資料構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																														
<p>2.2 移動式放射能測定装置（モニター車）</p> <p>周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するために、空間放射線量率の監視、測定、記録装置、及び大気中の放射性物質（粒子状物質、よう素）を採取、測定する装置等を搭載した移動式放射能測定装置（モニター車）を1台配備している。</p> <p>また、他の当社原子力発電所に移動式放射能測定装置（モニター車）を5台保有しており、融通を受けることが可能である。</p> <p>更に、原子力事業者間協力協定に基づき、移動式放射能測定装置（モニター車）11台の融通を受けることが可能である。</p> <p>移動式放射能測定装置（モニター車）搭載の各計測器の計測範囲等を表2-2に示す</p> <p>表2-2 移動式放射能測定装置（モニター車）搭載の各計測器の計測範囲等（主な項目）</p> <table border="1" data-bbox="107 742 638 1005"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>記録方法</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動式放射能測定装置（モニター車）</td> <td>空気吸収線量率計 NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>1.0×10⁻²mGy/h～ 1.0×10²mGy/h</td> <td>—</td> <td>記録紙</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>よう素モニタ NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>1.0×10⁰cpa～ 1.0×10⁴cpa</td> <td>—</td> <td>記録紙</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(その他主な搭載機器) 台数：各1台 ・電離箱サーベイメータ ・汚染サーベイメータ ・NaIシンチレーションサーベイメータ ・車載ダストよう素サンブラ ・無線通話装置 ・衛星電話 ・風向風速計</p> <p>測定範囲：1.0pSv/h～300mSv/h 測定範囲：0～99.9km/h 測定範囲：B.G.～30pGy/h</p> <div data-bbox="168 1037 593 1268">  <p>空気吸収線量率計</p> <p>よう素モニタ</p> </div> <p style="text-align: center;">[] = D B</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録方法	台数	移動式放射能測定装置（モニター車）	空気吸収線量率計 NaI(Tl)シンチレーション	1.0×10 ⁻² mGy/h～ 1.0×10 ² mGy/h	—	記録紙	1		よう素モニタ NaI(Tl)シンチレーション	1.0×10 ⁰ cpa～ 1.0×10 ⁴ cpa	—	記録紙	1	<p>1.2 放射能観測車</p> <p>周辺監視区域境界付近の放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するために、放射線量率を監視し、及び測定し、並びに記録する装置、空気中の放射性物質（粒子状物質、よう素）を採取し、及び測定する装置等を搭載した放射能観測車を1台配備している。</p> <p>放射能観測車搭載の各計測器の計測範囲等を第1.2表に、放射能観測車の保管場所を第1.2図に示す。</p> <p>なお、東通原子力発電所より放射能観測車1台の融通を受けることが可能である。</p> <p>また、原子力災害時における原子力事業者間協力協定に基づき、放射能観測車11台の協力を受けることが可能である。</p> <p>第1.2表 放射能観測車搭載の各計測器の計測範囲等</p> <table border="1" data-bbox="672 742 1220 877"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>記録方法</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射能観測車</td> <td>フィールドモニタ NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0～10⁴ nGy/h</td> <td>ソフトレコーダ 記録</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射性ダスト測定装置 GM管</td> <td>0～999999 カウント</td> <td>ソフトレコーダ 記録</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>放射性よう素測定装置 NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0～999999 カウント</td> <td>ソフトレコーダ 記録</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>(その他主な搭載機器) 台数：各1台 ・ダスト・よう素サンブラ ・移動無線設備（車載型） ・衛星電話設備（携帯型） ・風向風速計</p> <div data-bbox="952 965 1220 1173">  <p>(放射能観測車の写真)</p> </div> <p style="text-align: center;">[] : 設計基準対象施設</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	記録方法	台数	放射能観測車	フィールドモニタ NaI(Tl)シンチレーション	0～10 ⁴ nGy/h	ソフトレコーダ 記録	1台		放射性ダスト測定装置 GM管	0～999999 カウント	ソフトレコーダ 記録	1台		放射性よう素測定装置 NaI(Tl)シンチレーション	0～999999 カウント	ソフトレコーダ 記録	1台	<p>1.2 放射能観測車</p> <p>周辺監視区域境界付近の放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するために、放射線量率を監視し、及び測定し、並びに記録する装置、空気中の放射性物質（粒子状物質、よう素）を採取し、及び測定する装置等を搭載した放射能観測車を1台配備している。</p> <p>放射能観測車搭載の各計測器の計測範囲等を第1.2表に、放射能観測車の保管場所を第1.2図に示す。</p> <p>また、原子力災害時における原子力事業者間協力協定に基づき、放射能観測車11台の協力を受けることが可能である。</p> <p>第1.2表 放射能観測車搭載の各計測器の計測範囲等</p> <table border="1" data-bbox="1265 758 1803 917"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>記録方法</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">放射能観測車</td> <td>空気吸収線量率計</td> <td>NaI(Tl)</td> <td>0 nGy/h～</td> <td rowspan="2">記録紙</td> <td rowspan="2">1</td> </tr> <tr> <td>よう素モニタ</td> <td>シンチレーション</td> <td>8.7×10³ nGy/h</td> </tr> <tr> <td>ダスト測定装置</td> <td>GM計数管</td> <td>0 count～</td> <td>記録紙</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>よう素測定装置</td> <td>NaI(Tl)</td> <td>0 count～</td> <td>記録紙</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="1288 925 1803 1093">  <p>空気吸収線量率モニタ検出器</p> <p>ダスト測定装置</p> <p>よう素測定装置</p> <p>(放射能観測車の写真)</p> </div> <p>(その他主な搭載機器) 台数：各1台 ・ダスト・よう素サンブラ ・空気吸収線量率サーベイメータ（電離箱・NaI(Tl)シンチレーション） ・気象観測設備（風向風速計・湿度計） ・無線通話装置（車載型） ・衛星携帯電話</p> <p style="text-align: center;">[] : 設計基準対象施設</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	記録方法	台数	放射能観測車	空気吸収線量率計	NaI(Tl)	0 nGy/h～	記録紙	1	よう素モニタ	シンチレーション	8.7×10 ³ nGy/h	ダスト測定装置	GM計数管	0 count～	記録紙	1	よう素測定装置	NaI(Tl)	0 count～	記録紙	1	<p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川・大飯】複数立地との相違 ・北海道電力は複数の原子力発電所の立地点を有しないため、社内の他サイトからの融通はない。 ・ただし原子力事業者間協力協定に基づき協力を受けることが可能である。</p> <p>【大飯】女川実績の反映 【大飯】女川実績の反映</p>
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録方法	台数																																																												
移動式放射能測定装置（モニター車）	空気吸収線量率計 NaI(Tl)シンチレーション	1.0×10 ⁻² mGy/h～ 1.0×10 ² mGy/h	—	記録紙	1																																																												
	よう素モニタ NaI(Tl)シンチレーション	1.0×10 ⁰ cpa～ 1.0×10 ⁴ cpa	—	記録紙	1																																																												
名称	検出器の種類	計測範囲	記録方法	台数																																																													
放射能観測車	フィールドモニタ NaI(Tl)シンチレーション	0～10 ⁴ nGy/h	ソフトレコーダ 記録	1台																																																													
	放射性ダスト測定装置 GM管	0～999999 カウント	ソフトレコーダ 記録	1台																																																													
	放射性よう素測定装置 NaI(Tl)シンチレーション	0～999999 カウント	ソフトレコーダ 記録	1台																																																													
名称	検出器の種類	計測範囲	記録方法	台数																																																													
放射能観測車	空気吸収線量率計	NaI(Tl)	0 nGy/h～	記録紙	1																																																												
	よう素モニタ	シンチレーション	8.7×10 ³ nGy/h																																																														
	ダスト測定装置	GM計数管	0 count～	記録紙	1																																																												
	よう素測定装置	NaI(Tl)	0 count～	記録紙	1																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

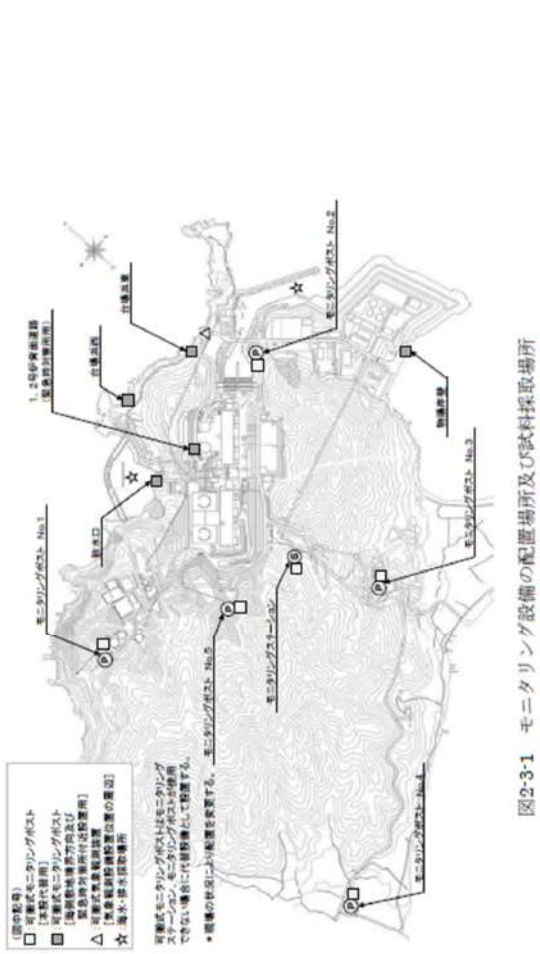
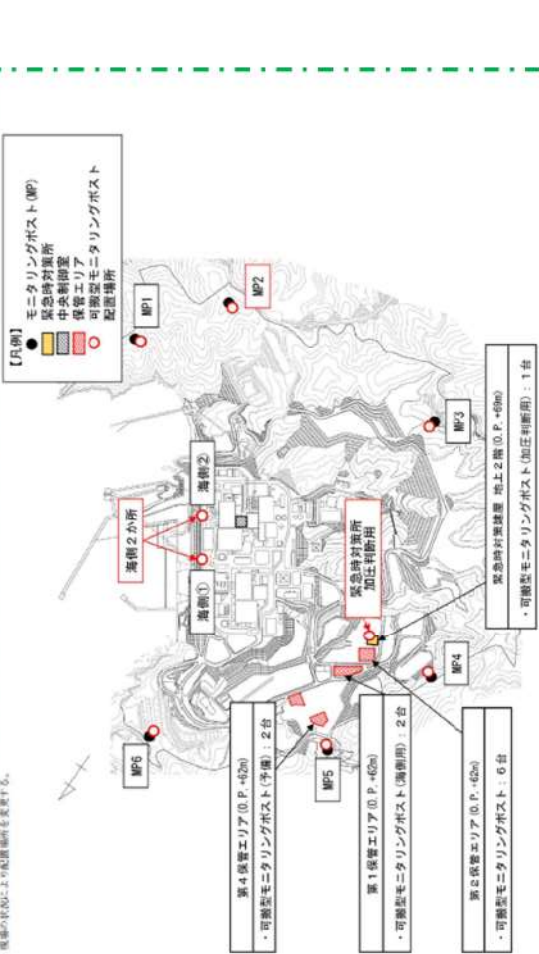
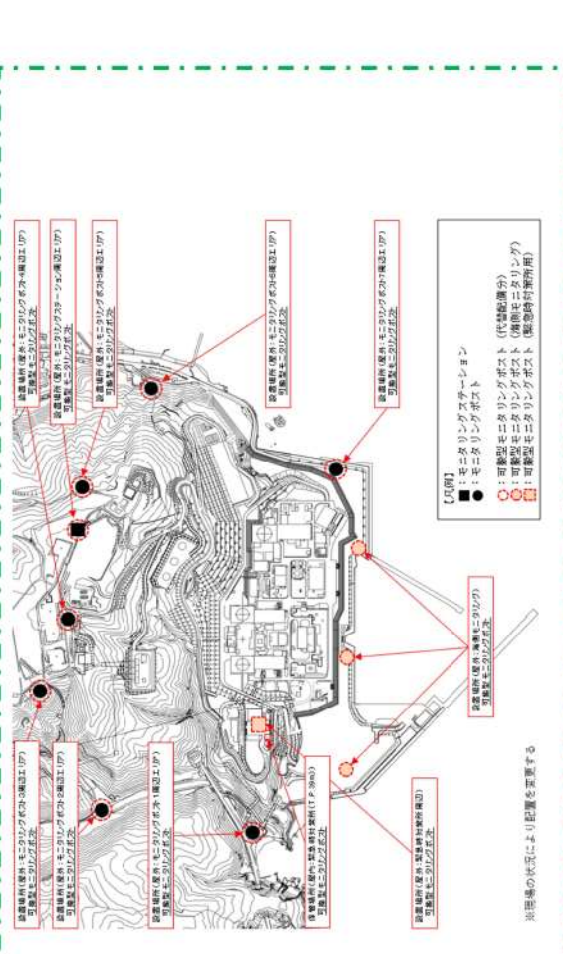
大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">第1.2図 放射能観測車の保管場所</p> <p style="text-align: center;">[] : 設計基準対象施設</p>	 <p style="text-align: center;">第1.2図 放射能観測車の保管場所</p> <p style="text-align: center;">[] : 設計基準対象施設</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2.3 代替モニタリング設備 2.3.1 可搬式モニタリングポスト</p> <p>可搬式モニタリングポストは、3号炉及び4号炉共用で11個（モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての6個を含み、原子炉格納施設を囲む8方位及び緊急時対策所付近における放射線量の測定が可能な個数）、予備として6個を保管している。</p> <p>配置位置を図2-3-1、計測範囲等を表2-3-1、仕様を表2-3-2に示す。</p> <p>可搬式モニタリングポストの電源は、外部バッテリーにより7日間連続で稼働できる設計としており、外部バッテリーを交換することにより継続して計測できる。</p> <p>また、測定データは、可搬式モニタリングポストの電子メモリに記録するとともに、無線（衛星系回線）により、緊急時対策所に伝送することができる。伝送概略図を図2-3-2に示す。</p>	<p>1.3 代替測定 1.3.1 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>重大事故等時、モニタリングポストが機能喪失した際に代替できるよう可搬型モニタリングポストをモニタリングポスト設置位置に6台配置する。また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、可搬型モニタリングポストを、モニタリングポストが設置されていない海側に2台、緊急時対策所の加圧判断のため、緊急時対策建屋屋上に1台配置する。なお、可搬型モニタリングポストは、十分な検知性を有する位置に配置する。</p> <p>可搬型モニタリングポストは合計9台（予備2台）保管する。</p> <p>可搬型モニタリングポストの配置場所及び保管場所を第1.3.1-1図、計測範囲等を第1.3.1-1表、仕様を第1.3.1-2表、伝送概略図を第1.3.1-2図に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストの電源は、外部バッテリーにより5日間以上連続で稼働できる設計としており、外部バッテリーを交換することにより継続して計測できる。</p> <p>また、測定したデータは、可搬型モニタリングポストの電子メモリに記録するとともに、衛星系回線により緊急時対策所に伝送することができる。</p> <p style="text-align: center;">: 重大事故等対処設備</p>	<p>1.3 代替測定 1.3.1 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</p> <p>重大事故等時、モニタリングポスト及びモニタリングステーションが機能喪失した際に代替できるよう可搬型モニタリングポストをモニタリングポスト及びモニタリングステーション設置位置に最大で8台配置する。また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、可搬型モニタリングポストをモニタリングポストが設置されていない海側に3台、緊急時対策所の加圧判断のため、緊急時対策所付近に1台配置する。なお、可搬型モニタリングポストは、十分な検知性を有する位置に配置する。</p> <p>可搬型モニタリングポストは合計13台（予備1台）保管する。</p> <p>可搬型モニタリングポストの配置場所及び保管場所を第1.3.1-1図、計測範囲等を第1.3.1-1表、仕様を第1.3.1-2表、伝送概略図を第1.3.1-2図に示す。</p> <p>可搬型モニタリングポストの電源は、外部バッテリーにより3.5日間以上連続で稼働できる設計としており、外部バッテリーを交換することにより継続して計測できる。</p> <p>また、測定したデータは、可搬型モニタリングポストの電子メモリに記録するとともに、衛星系回線により緊急時対策所に伝送することができる。</p> <p style="text-align: center;">: 重大事故等対処設備</p>	<p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・必ず8台設置するわけではないため、泊では表現を適正化した。</p> <p>【女川・大飯】個別設計の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図2-3-1 モニタリング設備の配置場所及び試料採取場所</p>	 <p>第1.3.1-1 図 可搬型モニタリングポストの配置場所及び保管場所</p>	 <p>第1.3.1-1 図 可搬型モニタリングポストの配置場所及び保管場所</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉

表2-3-1 可搬式モニタリングポストの計測範囲等
 (主な項目)

名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	個数
可搬式モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション半導体	B.G. ~ 10 ⁴ µGy/h	—	11 (予備1)

表2-3-2 可搬式モニタリングポストの仕様

項目	内容
電源	7日間程度供給（外部バッテリーを交換することにより継続して計測）
記録	測定値は電子メモリに記録
伝送	無線（衛星系回線）により、緊急時対策所にてデータ収集 ※伝送が不調の場合は、現場で指示を確認する。
概略寸法	検出器部：約500(W)×約670(H)×約300(D)mm 架台部：約820(W)×約470(H)×約500(D)mm
質量	検出器部（内蔵バッテリー含む）：約25kg 架台部（外部バッテリー含む）：約45kg ※手順書を整備し、訓練により運搬・設置作業ができることを確認している。設置にかかる時間は、約5.8時間。（2~4名で車両等を用いて11箇所設置）

(空間放射線量率)
 ・NaI(Tl)シンチレーション検出器



(可搬式モニタリングポストの写真)



図2-3-2 可搬式モニタリングポスト伝送概略図

女川原子力発電所2号炉

第1.3.1-1表 可搬型モニタリングポストの計測範囲等

名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数
可搬型モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション半導体	0~10 ⁶ nGy/h [※]	計測範囲内で可変	9台 (予備2台)

※「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値（10⁶Gy/h）を満足する設計とする。

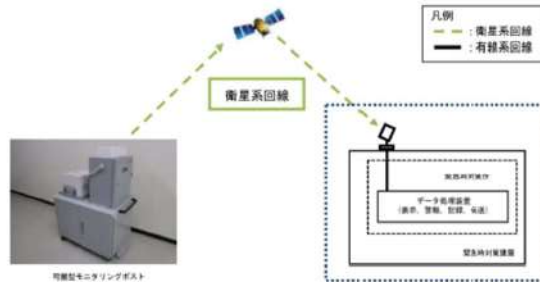
第1.3.1-2表 可搬型モニタリングポストの仕様

項目	内容
電源	外部バッテリー（2個）により5日以上連続で供給可能。5日後からは、予備の外部バッテリー（2個）と交換することにより継続して計測可能。外部バッテリーは1個当たり約3時間で充電可能。
記録	測定値は本体の電子メモリに1週間分程度記録。
伝送	衛星系回線により、緊急時対策所にてデータ監視。なお、本体で指示値の確認が可能。
概略寸法	本体：約650(W)×約650(D)×約1050(H)mm 外部バッテリー：約420(W)×約330(D)×約180(H)mm
重量	合計：約62kg 本体：約38kg 外部バッテリー：約24kg（約12kg/個×2個）

可搬型モニタリングポストの写真



(イメージ)



□：緊急時対策建屋上に常設するアンテナ。緊急時対策所に常設するデータ処理装置等は耐震性を有する設計とする。

第1.3.1-2図 可搬型モニタリングポストの伝送概略図

：重大事故等対処設備

泊発電所3号炉

第1.3.1-1表 可搬型モニタリングポストの計測範囲等

名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	台数
可搬型モニタリングポスト	NaI(Tl)シンチレーション半導体	B.G. ~ 10 ⁴ µGy/h 5 µGy/h ~ 100 nGy/h [※]	—	12 (予備1)

※ 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると予想される放射線量を測定できる設計とする。なお、測定上限値は、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値（10⁴Gy/h）を踏まえ設定する。

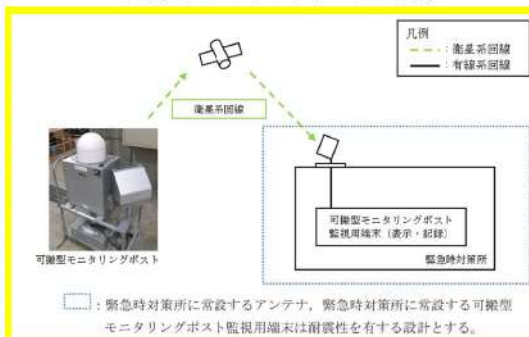
第1.3.1-2表 可搬型モニタリングポストの仕様

項目	仕様
電源	外部バッテリーにより3.5日間以上供給可能（外部バッテリーを交換することにより継続して計測可能） 外部バッテリーは約4時間で充電可能。
記録	測定値は、本体の電子メモリに1週間分記録
伝送	衛星系回線により、緊急時対策所でデータ監視。なお、本体で指示値の確認が可能
概略寸法	検出器部：約400(W)×300(D)×687(H)mm 外部バッテリー収納用筐体：約700(W)×430(D)×468(H)mm
重量	合計：約76kg 検出器部：約25kg 外部バッテリー収納用筐体（外部バッテリー含む）：約51kg



外部バッテリー

(可搬型モニタリングポストの写真)



□：緊急時対策所に常設するアンテナ。緊急時対策所に常設する可搬型モニタリングポスト監視用端末は耐震性を有する設計とする。


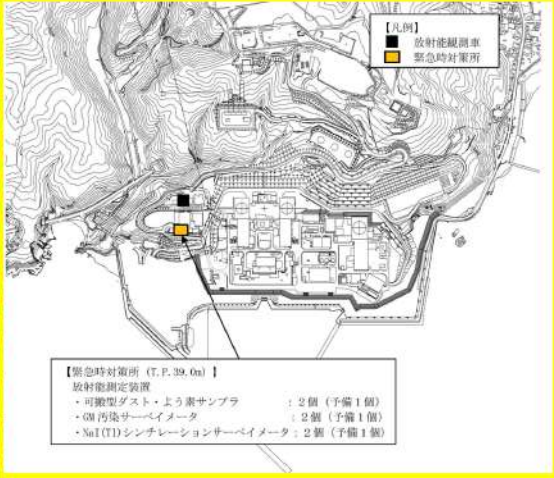
第1.3.1-2図 可搬型モニタリングポストの伝送概略図

：重大事故等対処設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																											
<p>2.3.2 放射性物質の濃度測定</p> <p>移動式放射能測定装置（モニター車）のダスト・よう素サンブラ、汚染サーベイメータ又はよう素モニタが機能喪失した際の代替測定装置として可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンブラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）を配備している。</p> <p>発電所周辺の空气中放射性物質濃度の測定のため、可搬型放射線計測装置（可搬式ダストサンブラ、汚染サーベイメータ、NaIシンチレーションサーベイメータ）を用いて測定を行う。</p> <p>また、取水路、放水路等の海水・排水を採取し、可搬型放射線計測装置（NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）により採取試料の放射性物質の測定を行うとともに、必要に応じてZnSシンチレーション計数装置、GM計数装置、γ線多重波高分析装置を用いて水中の放射性物質の濃度を測定する。海水、排水の採取場所を図2-3-1に示す。</p> <p>なお、重大事故等によりバックグラウンドが上昇し、現場での測定ができなくなった場合は、1、2号炉ホットカウント室で測定を行う。</p>	<p>1.3.2 可搬型放射線計測装置による空气中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>重大事故等時、放射能観測車のダスト・よう素サンブラ又は放射性よう素測定装置、放射性ダスト測定装置が機能喪失した際に代替できるよう可搬型放射線計測装置（ダスト・よう素サンブラの代替として可搬型ダスト・よう素サンブラ、放射性よう素測定装置の代替としてγ線サーベイメータ、放射性ダスト測定装置の代替としてβ線サーベイメータ）を用いて、周辺監視区域境界付近における空气中の放射性物質の濃度を監視し、測定し、その結果を記録する。</p> <p>可搬型放射線計測装置のうち可搬型ダスト・よう素サンブラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータは、合計2台（予備1台）を保管する。可搬型放射線計測装置の仕様を第1.3.2表、保管場所を第1.3.2図に示す。</p>	<p>1.3.2 放射能測定装置による空气中の放射性物質の濃度の代替測定</p> <p>重大事故等時、放射能観測車のダスト・よう素サンブラ又はダスト・よう素測定装置が機能喪失した際に代替できるよう放射能測定装置（ダスト・よう素サンブラの代替として可搬型ダスト・よう素サンブラ、ダスト・よう素測定装置の代替としてGM汚染サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ）を用いて、周辺監視区域境界付近における空气中の放射性物質の濃度を監視し、測定し、その結果を記録する。</p> <p>放射能測定装置のうち可搬型ダスト・よう素サンブラ、GM汚染サーベイメータ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータは、合計2台（予備1台）を保管する。放射能測定装置の仕様を第1.3.2表、保管場所を第1.3.2図に示す。</p> <p>なお、重大事故等によりバックグラウンドが上昇し、現場での測定ができなくなった場合は、緊急時対策所で測定を行う</p>	<p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川】設備名称の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違・泊では大飯同様記載した。</p>																																											
 <p>ダスト・よう素の採取 ダストの測定 よう素の測定</p> <p>(主な可搬型放射線計測装置の写真)</p>	<p>第1.3.2表 可搬型放射線計測装置の仕様</p> <table border="1" data-bbox="674 810 1227 986"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>記録</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンブラ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2台^{※2,※3} 〔予備1台〕</td> </tr> <tr> <td>γ線サーベイメータ</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0~30k_{s¹⁹⁰}</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台^{※2,※3} 〔予備1台〕</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>GM管</td> <td>0~100k_{min¹⁹⁰}</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台^{※2,※3} 〔予備1台〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満たす設計とする。 ※2 「1.4可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定」と共用。 ※3 緊急時対策建屋に2台（予備1台）保管する。</p>  <p>可搬型ダスト・よう素サンブラ γ線サーベイメータ β線サーベイメータ</p> <p>(イメージ) (イメージ) (イメージ)</p> <p style="text-align: center;">: 重大事故等対処設備</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	記録	台数	可搬型ダスト・よう素サンブラ	—	—	—	2台 ^{※2,※3} 〔予備1台〕	γ線サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	0~30k _{s¹⁹⁰}	サンプリング記録	2台 ^{※2,※3} 〔予備1台〕	β線サーベイメータ	GM管	0~100k _{min¹⁹⁰}	サンプリング記録	2台 ^{※2,※3} 〔予備1台〕	<p>第1.3.2表 放射能測定装置の仕様</p> <table border="1" data-bbox="1272 826 1816 1002"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>記録</th> <th>備註</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンブラ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2台^{※2,※3} 〔予備1台〕</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>GM管</td> <td>0~100k_{min¹⁹⁰}</td> <td>—</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台^{※2,※3} 〔予備1台〕</td> </tr> <tr> <td>NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>B.G.~30μSv/h^{※1}</td> <td>—</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台^{※2,※3} 〔予備1台〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満たす設計とする。 ※2 「1.4放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定」と共用 ※3 緊急時対策所に2台（予備1台）保管する。</p>  <p>可搬型ダスト・よう素サンブラ GM汚染サーベイメータ NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</p> <p>ダスト・よう素の採取 ダストの測定 よう素の測定</p> <p>(主な放射能測定装置の写真)</p> <p style="text-align: center;">: 重大事故等対処設備</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	備註	可搬型ダスト・よう素サンブラ	—	—	—	—	2台 ^{※2,※3} 〔予備1台〕	GM汚染サーベイメータ	GM管	0~100k _{min¹⁹⁰}	—	サンプリング記録	2台 ^{※2,※3} 〔予備1台〕	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	B.G.~30μSv/h ^{※1}	—	サンプリング記録	2台 ^{※2,※3} 〔予備1台〕
名称	検出器の種類	計測範囲	記録	台数																																										
可搬型ダスト・よう素サンブラ	—	—	—	2台 ^{※2,※3} 〔予備1台〕																																										
γ線サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	0~30k _{s¹⁹⁰}	サンプリング記録	2台 ^{※2,※3} 〔予備1台〕																																										
β線サーベイメータ	GM管	0~100k _{min¹⁹⁰}	サンプリング記録	2台 ^{※2,※3} 〔予備1台〕																																										
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	備註																																									
可搬型ダスト・よう素サンブラ	—	—	—	—	2台 ^{※2,※3} 〔予備1台〕																																									
GM汚染サーベイメータ	GM管	0~100k _{min¹⁹⁰}	—	サンプリング記録	2台 ^{※2,※3} 〔予備1台〕																																									
NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	B.G.~30μSv/h ^{※1}	—	サンプリング記録	2台 ^{※2,※3} 〔予備1台〕																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】 ■ 放射能観測車 □ 緊急時対策所</p> <p>緊急時対策建屋 地下1階(P-57a)</p> <p>可搬型放射線計測装置 ・可搬型ダスト・よう素サンプラ：2台(予備1台) ・γ線サーベイメータ：2台(予備1台) ・β線サーベイメータ：2台(予備1台)</p> <p>第1.3.2図 可搬型放射線計測装置の保管場所</p>	 <p>【凡例】 ■ 放射能観測車 □ 緊急時対策所</p> <p>【緊急時対策所 (T.P. 39.0m)】 放射能測定装置 ・可搬型ダスト・よう素サンプラ：2個(予備1個) ・γ線サーベイメータ：2個(予備1個) ・NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ：2個(予備1個)</p> <p>第1.3.2図 放射能測定装置の保管場所</p>	<p>相違理由</p>

：重大事故等対処設備

：重大事故等対処設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																			
<p>2.4 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器</p> <p>重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を測定するために、小型船舶、可搬型放射線計測装置及び電離箱サーベイメータを使用する。可搬型放射線計測装置及び電離箱サーベイメータは、重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる。</p> <p>発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器の計測範囲等を表2-4に示す。</p> <p>表2-4 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器の計測範囲等</p> <table border="1" data-bbox="89 893 638 1372"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>記録</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダストサンプラ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>汚染サーベイメータ</td> <td>プラスチックシンチレーション式検出器</td> <td>0~300kmin⁻¹</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>NaIシンチレーションサーベイメータ</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション式検出器</td> <td>B.G.~30pGy/h</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>ZnSシンチレーションサーベイメータ</td> <td>ZnS(Ag)シンチレーション式検出器</td> <td>0~99.9kmin⁻¹</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>プラスチックシンチレーション式検出器</td> <td>0~300kmin⁻¹</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>電離箱式検出器</td> <td>1.0pSv/h~300mSv/h</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2 (予備1)</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	台数	可搬型ダストサンプラ	-	-	-	-	2 (予備1)	汚染サーベイメータ	プラスチックシンチレーション式検出器	0~300kmin ⁻¹	-	サンプリング記録	2 (予備1)	NaIシンチレーションサーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション式検出器	B.G.~30pGy/h	-	サンプリング記録	2 (予備1)	ZnSシンチレーションサーベイメータ	ZnS(Ag)シンチレーション式検出器	0~99.9kmin ⁻¹	-	サンプリング記録	1 (予備1)	β線サーベイメータ	プラスチックシンチレーション式検出器	0~300kmin ⁻¹	-	サンプリング記録	1 (予備1)	電離箱サーベイメータ	電離箱式検出器	1.0pSv/h~300mSv/h	-	サンプリング記録	2 (予備1)	小型船舶	-	-	-	-	1 (予備1)	<p>1.4 可搬型放射線計測装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>1.4.1 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定</p> <p>重大事故等時に、可搬型放射線計測装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ、α線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータ）及び小型船舶を用いて、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における空気中、水中及び土壌中の放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、測定し、その結果を記録する。</p> <p>可搬型放射線計測装置のうち可搬型ダスト・よう素サンプラ、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及び電離箱サーベイメータは、合計2台（予備1台）を保管する。可搬型放射線計測装置のうちα線サーベイメータは、合計1台（予備1台）を保管する。海上モニタリングのための小型船舶は合計1艇（予備1艇）を保管する。</p> <p>発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備の計測範囲等を第1.4.1表に、外観の写真を第1.4.1-1図に、保管場所及び海水・排水試料採取場所を第1.4.1-2図に示す。</p> <p>第1.4.1表 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備の計測範囲等</p> <table border="1" data-bbox="672 917 1220 1252"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>記録</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2台^{※2、※3} (予備1台)</td> </tr> <tr> <td>γ線サーベイメータ</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>0~30k_{B.G.}^{※1}</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台^{※2、※3} (予備1台)</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>GM管</td> <td>0~100k_{min}^{※1}</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台^{※2、※3} (予備1台)</td> </tr> <tr> <td>α線サーベイメータ</td> <td>ZnS(Ag)シンチレーション</td> <td>0~100k_{min}^{※3}</td> <td>サンプリング記録</td> <td>1台^{※4} (予備1台)</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>電離箱</td> <td>0.001~1000mSv/h^{※1}</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2台^{※3} (予備1台)</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1艇 (予備1艇)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満たす設計とする。 ※2 「1.3.2 可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定」と共用。 ※3 緊急時対策棟に2台（予備1台）保管する。 ※4 緊急時対策棟に1台（予備1台）保管する。</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	記録	台数	可搬型ダスト・よう素サンプラ	-	-	-	2台 ^{※2、※3} (予備1台)	γ線サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	0~30k _{B.G.} ^{※1}	サンプリング記録	2台 ^{※2、※3} (予備1台)	β線サーベイメータ	GM管	0~100k _{min} ^{※1}	サンプリング記録	2台 ^{※2、※3} (予備1台)	α線サーベイメータ	ZnS(Ag)シンチレーション	0~100k _{min} ^{※3}	サンプリング記録	1台 ^{※4} (予備1台)	電離箱サーベイメータ	電離箱	0.001~1000mSv/h ^{※1}	サンプリング記録	2台 ^{※3} (予備1台)	小型船舶	-	-	-	1艇 (予備1艇)	<p>1.4 放射能測定装置等による放射性物質の濃度及び放射線量の測定</p> <p>1.4.1 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器</p> <p>重大事故等時に、放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータ）、電離箱サーベイメータ及び小型船舶を用いて、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における空気中、水中及び土壌中の放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、測定し、その結果を記録する。</p> <p>放射能測定装置のうち可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ及びGM汚染サーベイメータ並びに電離箱サーベイメータは、合計2台（予備1台）を保管する。放射能測定装置のうちα線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータは、合計1台（予備1台）を保管する。海上モニタリングのための小型船舶は合計1艇（予備1艇）を保管する。</p> <p>発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備の計測範囲等を第1.4.1-1表に、数量の考え方を第1.4.1-2表に、外観の写真を第1.4.1-1図に、保管場所及び海水・排水試料採取場所を第1.4.1-2図に示す。</p> <p>第1.4.1-1表 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器の計測範囲</p> <table border="1" data-bbox="1254 925 1814 1212"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>検出器の種類</th> <th>計測範囲</th> <th>警報動作範囲</th> <th>記録</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>2^{※1、※2} (予備1)</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>GM管</td> <td>0~100k_{min}^{※1}</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2^{※1、※2} (予備1)</td> </tr> <tr> <td>NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</td> <td>NaI(Tl)シンチレーション</td> <td>B.G.~30_{μSv/h}^{※1}</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2^{※1、※2} (予備1)</td> </tr> <tr> <td>α線シンチレーションサーベイメータ</td> <td>ZnS(Ag)シンチレーション</td> <td>0~100k_{min}^{※1}</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>1^{※4} (予備1)</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>プラスチックシンチレーション</td> <td>0~100k_{min}^{※1}</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2^{※1、※2} (予備1)</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>電離箱</td> <td>1.0_{μSv/h}~300mSv/h^{※1}</td> <td>-</td> <td>サンプリング記録</td> <td>2^{※3} (予備1)</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1 (予備1)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」に定める測定上限値を満たす設計とする。 ※2 「1.3.2 放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の代替測定」と共用。 ※3 緊急時対策棟に2台（予備1台）保管する。 ※4 緊急時対策棟に1台（予備1台）保管する。</p>	名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	数量	可搬型ダスト・よう素サンプラ	-	-	-	-	2 ^{※1、※2} (予備1)	GM汚染サーベイメータ	GM管	0~100k _{min} ^{※1}	-	サンプリング記録	2 ^{※1、※2} (予備1)	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	B.G.~30 _{μSv/h} ^{※1}	-	サンプリング記録	2 ^{※1、※2} (予備1)	α線シンチレーションサーベイメータ	ZnS(Ag)シンチレーション	0~100k _{min} ^{※1}	-	サンプリング記録	1 ^{※4} (予備1)	β線サーベイメータ	プラスチックシンチレーション	0~100k _{min} ^{※1}	-	サンプリング記録	2 ^{※1、※2} (予備1)	電離箱サーベイメータ	電離箱	1.0 _{μSv/h} ~300mSv/h ^{※1}	-	サンプリング記録	2 ^{※3} (予備1)	小型船舶	-	-	-	-	1 (予備1)	<p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は数量の考え方を明確化している</p>
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	台数																																																																																																																																	
可搬型ダストサンプラ	-	-	-	-	2 (予備1)																																																																																																																																	
汚染サーベイメータ	プラスチックシンチレーション式検出器	0~300kmin ⁻¹	-	サンプリング記録	2 (予備1)																																																																																																																																	
NaIシンチレーションサーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション式検出器	B.G.~30pGy/h	-	サンプリング記録	2 (予備1)																																																																																																																																	
ZnSシンチレーションサーベイメータ	ZnS(Ag)シンチレーション式検出器	0~99.9kmin ⁻¹	-	サンプリング記録	1 (予備1)																																																																																																																																	
β線サーベイメータ	プラスチックシンチレーション式検出器	0~300kmin ⁻¹	-	サンプリング記録	1 (予備1)																																																																																																																																	
電離箱サーベイメータ	電離箱式検出器	1.0pSv/h~300mSv/h	-	サンプリング記録	2 (予備1)																																																																																																																																	
小型船舶	-	-	-	-	1 (予備1)																																																																																																																																	
名称	検出器の種類	計測範囲	記録	台数																																																																																																																																		
可搬型ダスト・よう素サンプラ	-	-	-	2台 ^{※2、※3} (予備1台)																																																																																																																																		
γ線サーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	0~30k _{B.G.} ^{※1}	サンプリング記録	2台 ^{※2、※3} (予備1台)																																																																																																																																		
β線サーベイメータ	GM管	0~100k _{min} ^{※1}	サンプリング記録	2台 ^{※2、※3} (予備1台)																																																																																																																																		
α線サーベイメータ	ZnS(Ag)シンチレーション	0~100k _{min} ^{※3}	サンプリング記録	1台 ^{※4} (予備1台)																																																																																																																																		
電離箱サーベイメータ	電離箱	0.001~1000mSv/h ^{※1}	サンプリング記録	2台 ^{※3} (予備1台)																																																																																																																																		
小型船舶	-	-	-	1艇 (予備1艇)																																																																																																																																		
名称	検出器の種類	計測範囲	警報動作範囲	記録	数量																																																																																																																																	
可搬型ダスト・よう素サンプラ	-	-	-	-	2 ^{※1、※2} (予備1)																																																																																																																																	
GM汚染サーベイメータ	GM管	0~100k _{min} ^{※1}	-	サンプリング記録	2 ^{※1、※2} (予備1)																																																																																																																																	
NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	NaI(Tl)シンチレーション	B.G.~30 _{μSv/h} ^{※1}	-	サンプリング記録	2 ^{※1、※2} (予備1)																																																																																																																																	
α線シンチレーションサーベイメータ	ZnS(Ag)シンチレーション	0~100k _{min} ^{※1}	-	サンプリング記録	1 ^{※4} (予備1)																																																																																																																																	
β線サーベイメータ	プラスチックシンチレーション	0~100k _{min} ^{※1}	-	サンプリング記録	2 ^{※1、※2} (予備1)																																																																																																																																	
電離箱サーベイメータ	電離箱	1.0 _{μSv/h} ~300mSv/h ^{※1}	-	サンプリング記録	2 ^{※3} (予備1)																																																																																																																																	
小型船舶	-	-	-	-	1 (予備1)																																																																																																																																	

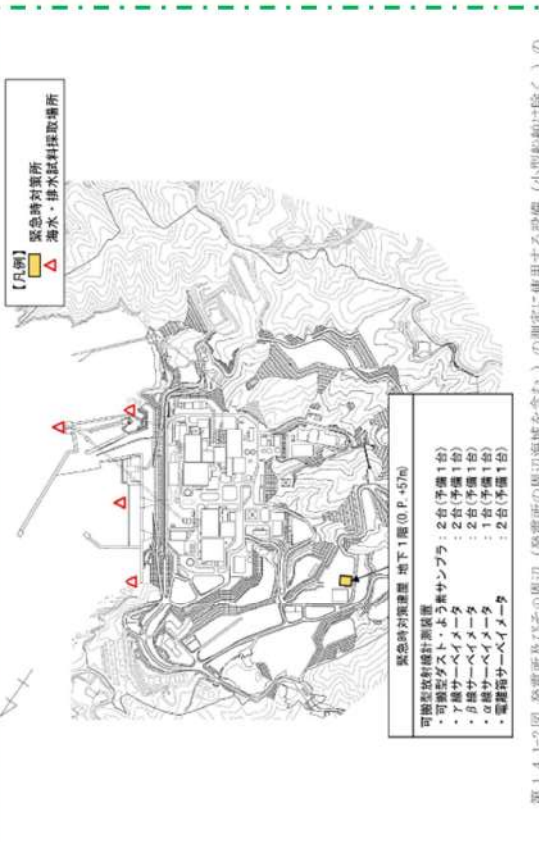
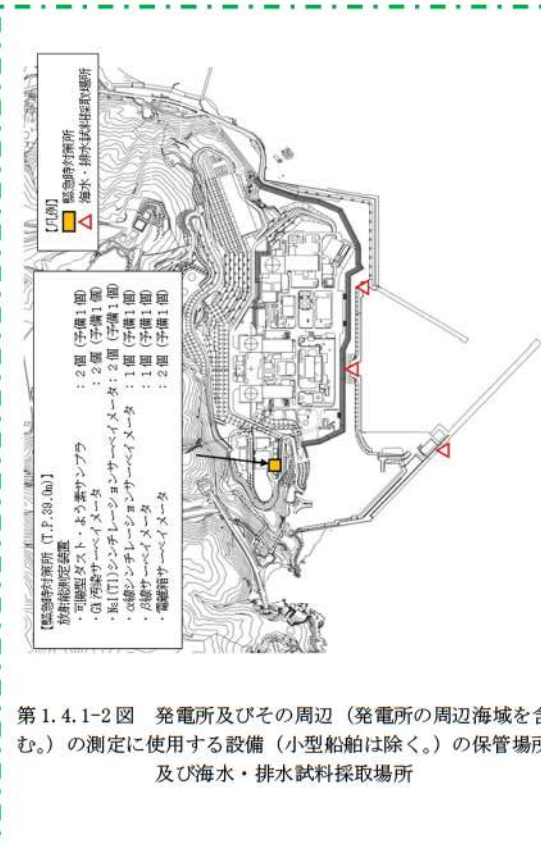
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
		<p style="text-align: center;">第1.4.1-2表 放射能測定装置の数量の考え方</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 30%;">考え方</th> <th style="width: 20%;">保管場所</th> <th style="width: 30%;">数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>陸上でのダスト採取と海上モニタリングでのダスト採取を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>2 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>2 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</td> <td>陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>2 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>α線シンチレーションサーベイメータ</td> <td>陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>1 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>1 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>陸上と海上で放射線量率を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>2 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>海上モニタリングが実施できる数量（合計1台+予備1台）</td> <td>2箇所 （T.P.31m）</td> <td>1 （予備1）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; color: green;">! 重大事故等対処設備</p>	名称	考え方	保管場所	数量	可搬型ダスト・よう素サンプラ	陸上でのダスト採取と海上モニタリングでのダスト採取を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）	GM汚染サーベイメータ	陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）	α線シンチレーションサーベイメータ	陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	1 （予備1）	β線サーベイメータ	陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	1 （予備1）	電離箱サーベイメータ	陸上と海上で放射線量率を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）	小型船舶	海上モニタリングが実施できる数量（合計1台+予備1台）	2箇所 （T.P.31m）	1 （予備1）	
名称	考え方	保管場所	数量																																
可搬型ダスト・よう素サンプラ	陸上でのダスト採取と海上モニタリングでのダスト採取を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）																																
GM汚染サーベイメータ	陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）																																
NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）																																
α線シンチレーションサーベイメータ	陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	1 （予備1）																																
β線サーベイメータ	陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	1 （予備1）																																
電離箱サーベイメータ	陸上と海上で放射線量率を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）																																
小型船舶	海上モニタリングが実施できる数量（合計1台+予備1台）	2箇所 （T.P.31m）	1 （予備1）																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>可搬式ダストサンプラ</p> <p>汚染サーベイメータ</p> <p>β線サーベイメータ</p> <p>電離箱サーベイメータ</p> <p>NaIシンチレーションサーベイメータ</p> <p>ZnSシンチレーションサーベイメータ</p> <p>小型船舶</p> <p>(可搬型放射線計測装置等の写真)</p>	 <p>(可搬型ダスト・よう素サンプラのイメージ)</p> <p>(β線サーベイメータのイメージ)</p> <p>(α線サーベイメータのイメージ)</p> <p>(電離箱サーベイメータのイメージ)</p> <p>(小型船舶のイメージ)</p> <p>第1.4.1-1図 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備の写真</p> <p style="text-align: center;">: 重大事故等対処設備</p>	 <p>可搬型ダスト・よう素サンプラ</p> <p>(NaI(Tl)のβ線サーベイメータ)</p> <p>(GM汚染サーベイメータ)</p> <p>(α線のβ線サーベイメータ)</p> <p>(β線サーベイメータ)</p> <p>(電離箱サーベイメータ)</p> <p>(小型船舶)</p> <p>第1.4.1-1図 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備の写真</p> <p style="text-align: center;">: 重大事故等対処設備</p>	<p>相違理由</p>

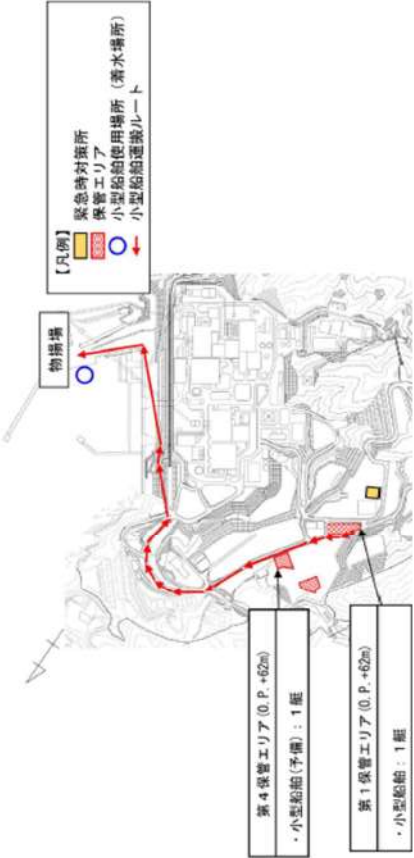
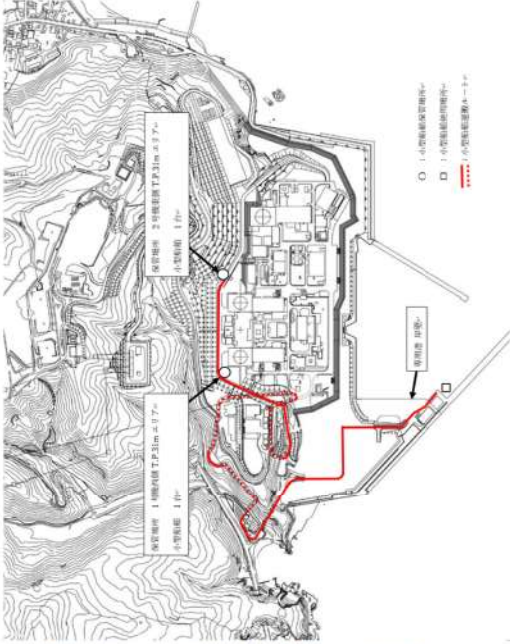
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

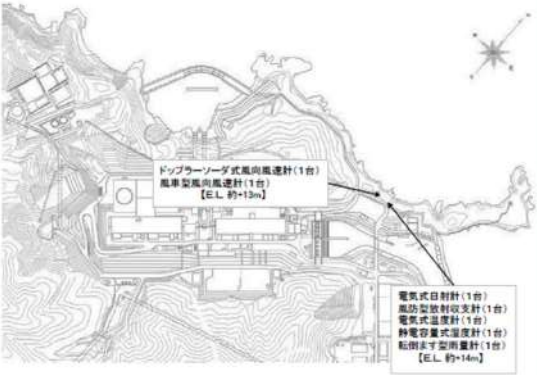
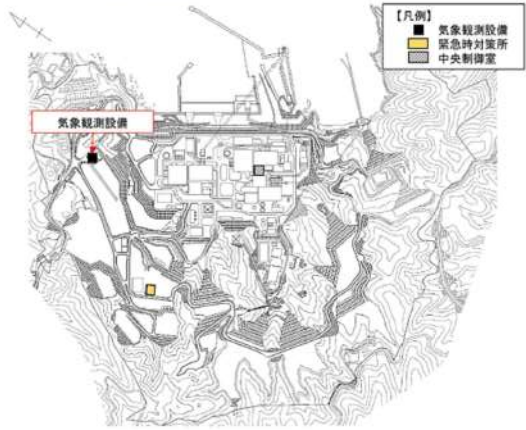
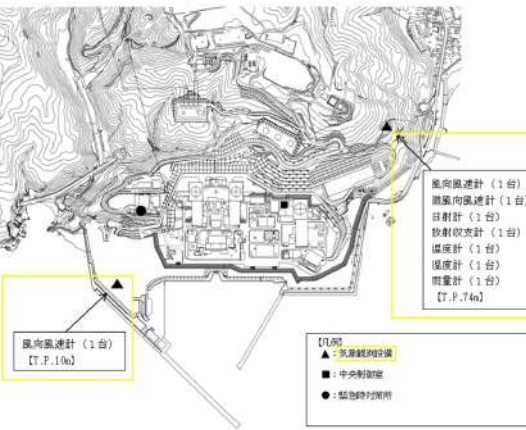
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>【凡例】緊急時対策所 □ 海水・排水試料採取設備</p> <p>緊急時対策所 地下1階(0.P.+57m)</p> <p>可搬放射線計測装置 ・可搬型ダスト・よう素サンブラ : 2台(予備1台) ・γ線サーベイメータ : 2台(予備1台) ・β線サーベイメータ : 2台(予備1台) ・α線サーベイメータ : 1台(予備1台) ・電離室サーベイメータ : 2台(予備1台)</p> <p>第1.4.1-2図 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備（小型船舶は除く。）の保管場所及び海水・排水試料採取場</p> <p>■ : 重大事故等対処設備</p>	 <p>【凡例】緊急時対策所 □ 海水・排水試料採取設備</p> <p>【凡例】緊急時対策所 □ 2層(予備1個) □ 2層(予備1個) □ 2層(予備1個) □ 1層(予備1個) □ 1層(予備1個) □ 2層(予備1個)</p> <p>【緊急時対策所(T.P.30, 3b)】 放射線測定装置 ・可搬型ダスト・よう素サンブラ ・GI汚染サーベイメータ : 2層(予備1個) ・Re(TI)シトロンサーベイメータ : 2層(予備1個) ・α線シトロンサーベイメータ : 1層(予備1個) ・β線サーベイメータ : 1層(予備1個) ・電離室サーベイメータ : 2層(予備1個)</p> <p>第1.4.1-2図 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備（小型船舶は除く。）の保管場所及び海水・排水試料採取場</p> <p>■ : 重大事故等対処設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1.4.2 小型船舶による海上モニタリング</p> <p>重大事故等時、発電所の周辺海域へ気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合、小型船舶により、周辺海域の放射線量を電離箱サーベイメータで測定し、その結果を記録するとともに、空気中の放射性物質及び海水のサンプリングを行う。サンプリングした試料については、γ線サーベイメータ、β線サーベイメータ及びα線サーベイメータで測定し、その結果を記録する。なお、海洋の状況等が安全上の問題がないと判断できた場合に海上モニタリングを行う。</p> <p>小型船舶の保管場所及び運搬ルートを第1.4.2図に示す。</p> <p>a. 艇数：1艇（予備1艇）</p> <p>b. 定員：5名</p> <p>c. モニタリング時に持ち込む主な資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電離箱サーベイメータ：1台 ・可搬型ダスト・よう素サンプラ：1台 ・採取用資機材（容器等）：1式 <p>d. 保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1保管エリア：1艇（O.P.+62m） ・第4保管エリア：1艇（O.P.+62m） <p>e. 運搬方法</p> <p>車両にてボートトレーラーを牽引、又は運搬車両にて物揚場まで運搬する。</p> <p style="text-align: right;">: 重大事故等対処設備</p>	<p>1.4.2 小型船舶による海上モニタリング</p> <p>重大事故等時、発電所の周辺海域へ気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合、小型船舶により、周辺海域の放射線量を電離箱サーベイメータで測定し、その結果を記録するとともに、空気中の放射性物質及び海水のサンプリングを行う。サンプリングした試料については、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータで測定し、その結果を記録する。なお、海洋の状況等が安全上の問題がないと判断できた場合に海上モニタリングを行う。</p> <p>小型船舶の保管場所及び運搬ルートを第1.4.2図に示す。</p> <p>a. 艇数：1艇（予備1艇）</p> <p>b. 定員：5名</p> <p>c. モニタリング時に持ち込む主な資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電離箱サーベイメータ：1台 ・可搬型ダスト・よう素サンプラ：1台 ・海水採取用機材（容器等）：1式 <p>d. 保管場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号機西側3lmエリア：1台 ・2号機東側3lmエリア（b）：1台 <p>e. 運搬方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用積載車輛にて専用港岸壁まで運搬する。 <p style="text-align: right;">: 重大事故等対処設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1.4.2図 小型船舶の保管場所及び運搬ルート</p> <p>【凡例】 緊急時対応所 保管エリア 小型船舶使用場所（排水場所） 小型船舶運搬ルート</p> <p>第4保管エリア(0.P.+62m) ・小型船舶(予備)：1艇</p> <p>第1保管エリア(0.P.+62m) ・小型船舶：1艇</p> <p>物操場</p> <p>：重大事故等対処設備</p>	 <p>第1.4.2図 小型船舶の保管場所及び運搬ルート</p> <p>○ 小型船舶保管場所 □ 小型船舶運搬ルート</p> <p>第1.4.3 土壌モニタリング</p> <p>発電所敷地内の土壌を採取し、β線サーベイメータによりベータ線を放出する放射性物質の濃度を測定する。また、必要に応じてγ線サーベイメータによりガンマ線、α線サーベイメータによりアルファ線を測定する。</p> <p>：重大事故等対処設備</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川・大阪】 ・泊は土壌モニタリングについて記載。</p>

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 気象観測設備について</p> <p>3.1 気象観測設備</p> <p>気象観測設備は、放射性気体廃棄物の放出管理、発電所周辺の一般公衆の被ばく線量評価及び一般気象データ収集のために、風向、風速、日射量、放射収支量、雨量、温度及び湿度を測定、記録する。</p> <p>気象観測設備の配置図を図3-1、測定項目等を表3-1に示す。</p>  <p>図3-1 気象観測設備の配置図</p>	<p>2. 気象観測設備について</p> <p>2.1 気象観測設備</p> <p>気象観測設備は、放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の一般公衆の被ばく線量評価並びに一般気象データ収集のために、風向、風速、日射量、放射収支量、降水量、温度等を測定し、測定した風向、風速及び大気安定度^{※1}データは、中央制御室及び緊急時対策所に表示し、監視を行うことができる設計とする。</p> <p>また、そのデータを記録し、保存することができる設計とする。</p> <p>気象観測設備の各測定器は周囲の建造物の影響のない位置^{※2}に配置する設計とする。</p> <p>気象観測設備の配置図を第2.1-1図に、測定項目等を第2.1表に示す。また、気象観測設備のデータ伝送系については、第2.1-2図に示すとおりとする。</p> <p>※1 風速、日射量及び放射収支量より求める。 ※2 「露場から建物までの距離は建物の高さから1.5mを引いた値の3倍以上、または露場から10m以上。」「露場中央部における地上1.5mの高さから周囲の建物に対する平均仰角は18度以下。」（地上気象観測指針（2002 気象庁））</p>  <p>第2.1-1図 気象観測設備の配置図</p>	<p>2. 気象観測設備について</p> <p>2.1 気象観測設備</p> <p>気象観測設備は、放射性気体廃棄物の放出管理及び発電所周辺の一般公衆の被ばく線量評価並びに一般気象データ収集のために、風向、風速、日射量、放射収支量、雨量、温度等を測定し、測定した風向、風速及び大気安定度^{※1}データは、中央制御室及び緊急時対策所に表示し、監視を行うことができる設計とする。</p> <p>また、そのデータを記録し、保存することができる設計とする。</p> <p>気象観測設備の各測定器は周囲の建造物の影響のない位置^{※2}に配置する設計とする。</p> <p>気象観測設備の配置図を第2.1-1図に、測定項目等を第2.1表に示す。また、気象観測設備のデータ伝送系については、第2.1-2図に示すとおりとする。</p> <p>※1 風速、日射量及び放射収支量より求める。 ※2 「露場から建物までの距離は建物の高さから1.5mを引いた値の3倍以上、または露場から10m以上。」「露場中央部における地上1.5mの高さから周囲の建物に対する平均仰角は18度以下。」（地上気象観測指針（2002 気象庁））</p>  <p>第2.1-1図 気象観測設備の配置図</p>	<p>相違理由</p>
<p style="text-align: right;">DB</p>	<p style="text-align: right;">:設計基準対象施設</p>	<p style="text-align: right;">:設計基準対象施設</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉

表3-1 気象観測設備の測定項目等

気象観測設備	
	
(恒設の気象観測設備の写真)	
台数：1 (測定項目) 風向 [※] 、風速 [※] 、日射量 [※] 放射収支量 [※] 、雨量 温度、湿度	(記録) 有線にて中央制御室へ伝送し記録。 また、緊急時対策所の緊急時運転パラメータ伝送システム(S.P.D.S)表示装置にて監視可能。

※「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目

□ = DB

女川原子力発電所2号炉

第2.1表 気象観測設備の測定項目等

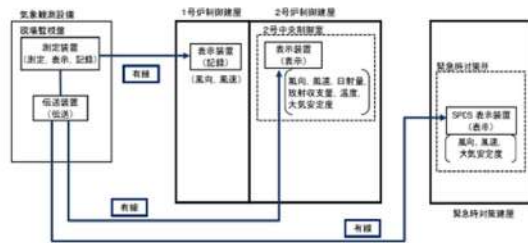
気象観測設備		
風向風速計 (ドップラーソーダ)  測定位置：標高175m	日射計・放射収支計  測定位置：地上高10m	雨雪量計  測定位置：地上高10m
風向風速計(露場)  測定位置：地上高10m	温度計  測定位置：地上高10m	湿度計  測定位置：地上高10m

<測定項目>
 風向^{※1}、風速^{※1}、日射量^{※1}、放射収支量^{※1}、降水量、温度、湿度

<台数>
 各1台

<記録>
 全測定項目を現場監視室にて記録。また、風向、風速は有線系回線により1号中央制御室でも記録。風向、風速、日射量、放射収支量、温度及び大気安定度^{※2}を2号中央制御室で表示。
 また、緊急時対策所に対しては有線系回線により、安全パラメータ表示システム(S.P.D.S)表示装置にて、風向、風速及び大気安定度^{※2}を監視可能。

※1：「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に基づく測定項目
 ※2：風速、日射量及び放射収支量より求める。



第2.1-2図 気象観測設備の伝送概略図

□ : 設計基準対象施設

泊発電所3号炉

第2.1表 気象観測設備の測定項目

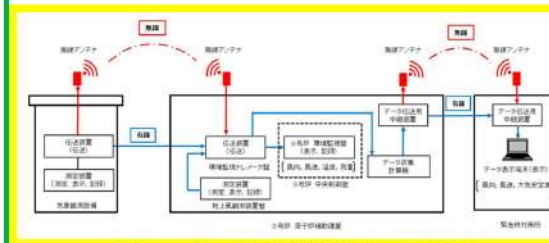
気象観測設備		
(風向風速計) 測定位置：標高150m	(日射計・放射収支計) 測定位置：地上高10m	(温度計・湿度計) 測定位置：標高150m
(風向風速計) 測定位置：地上高10m	(露場風速計) 測定位置：標高150m	(雨量計)

<測定項目>
 風向^{※1}、風速^{※1}、日射量^{※1}、放射収支量^{※1}、雨量、温度、湿度

<台数>
 各1台

<記録>
 全測定項目を現場監視室にて記録。
 有線系回線及び無線系回線にて風向、風速、温度及び雨量を中央制御室へ伝送し記録。
 また、緊急時対策所に対して有線系回線及び無線系回線により、緊急時運転パラメータ伝送システム(S.P.D.S)表示装置にて、風向、風速及び大気安定度^{※2}を監視可能。

※1：「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目
 ※2：風速、日射量及び放射収支量より求める。



第2.1-2図 気象観測設備の伝送概略図

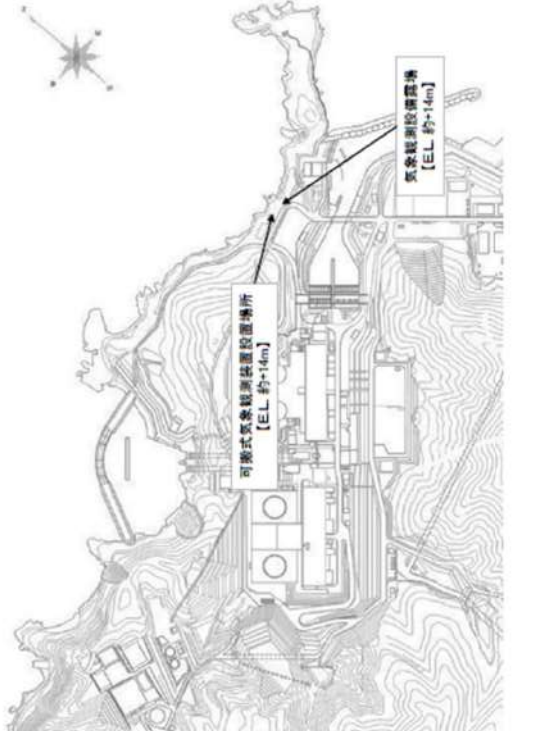
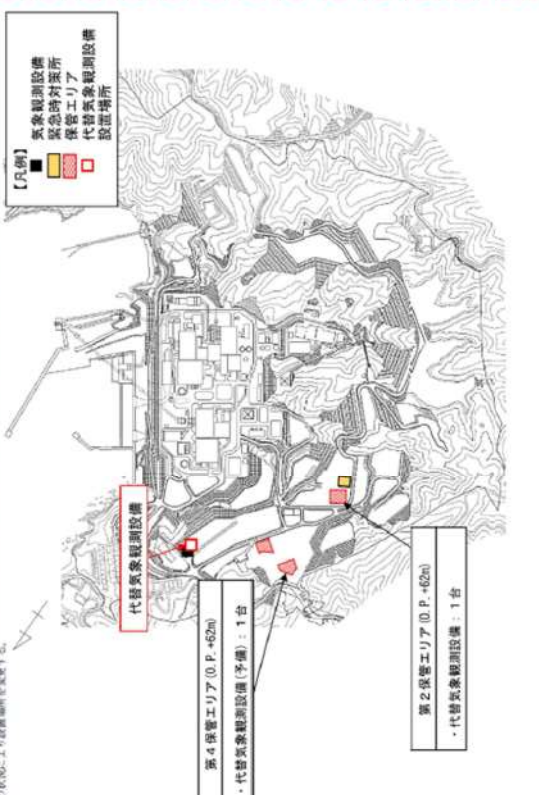
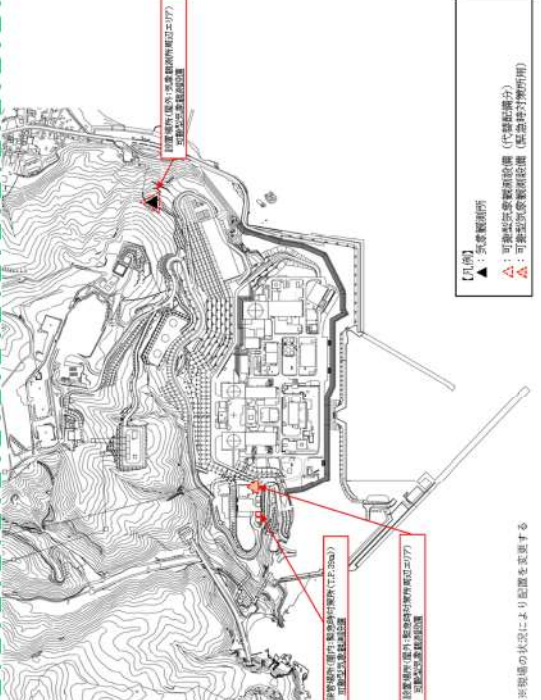
□ : 設計基準対象施設

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


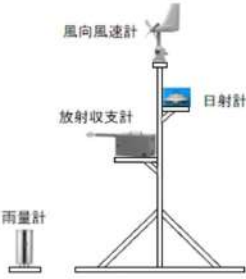
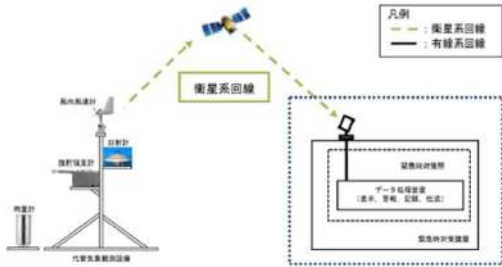

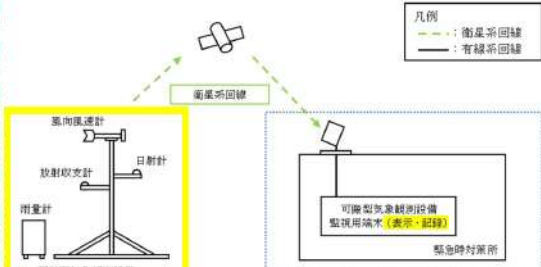
第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.2 可搬式気象観測装置</p> <p>気象観測設備が機能喪失した際、可搬式気象観測装置を使用して風向、風速、日射量、放射収支量、雨量、温度及び湿度を測定、記録する。設置場所は、以下の理由より、恒設の気象観測設備露場近傍とする。</p> <p>① グラウンドレベルが恒設の気象観測設備露場と同じ。 ② 設置場所周辺の建物や樹木の影響が少ない。 ③ 事故時に放射性物質が放出された際に緊急時対策所付近の風向・風速を把握できる。</p> <p>可搬式気象観測装置の配置図を図3-2、測定項目等を表3-2に示す。</p> <p>可搬式気象観測装置の電源は、バッテリーを使用し約1.5日間連続稼働できる設計としており、バッテリーを交換することにより継続して計測できる。また、測定データは、可搬式気象観測装置の電子メモリに電磁的に記録するとともに、無線により、緊急時対策所に伝送することができる。</p> <p>なお、移動式放射能測定装置（モニター車）に搭載している風向、風速計にて、風向、風速を測定することも可能である。</p>	<p>2.2 代替気象観測設備</p> <p>重大事故等時、気象観測設備が機能喪失した際に代替できるように代替気象観測設備を気象観測設備近傍に設置する。</p> <p>代替気象観測設備は、合計1台（予備1台）を保管する。 代替気象観測設備の設置場所及び保管場所を第2.2-1図、測定項目等を第2.2表、伝送概略図を第2.2-2図に示す。</p> <p style="text-align: center;">: 重大事故等対処設備</p>	<p>2.2 可搬型気象観測設備</p> <p>重大事故等時、気象観測設備が機能喪失した際に代替できるように可搬型気象観測設備を設置して、風向、風速、日射量、放射収支量、雨量を測定、記録する。設置場所は、以下の理由により、恒設の気象観測所及び緊急時対策所とする。</p> <p>(1) 気象観測所</p> <p>①グラウンドレベルが恒設の気象観測設備と同じ。 ②配置位置周辺の建物や樹木の影響が少ない。 ③事故時に放射性物質が放出された際に敷地を代表する付近の風向、風速を把握できる。</p> <p>(2) 緊急時対策所</p> <p>①事故時に放射性物質が放出された際に緊急時対策所付近の風向、風速等を把握できる。</p> <p>可搬型気象観測設備は、合計2台（予備1台）を保管する。 可搬型気象観測設備の設置位置及び保管場所を第2.2-1図、測定項目等を第2.2表、伝送概略図を第2.2-2図に示す。</p> <p>可搬型気象観測設備の電源は、バッテリー使用し約3.5日間連続稼働できる設計としており、バッテリーを交換することにより継続して計測できる。また、測定データは、可搬型気象観測設備の電子メモリに電磁的に記録するとともに、衛星系回線により、緊急時対策所に伝送することができる。</p> <p>なお、放射能観測車に搭載している風向風速計にて、風向及び風速を測定することも可能である。</p> <p style="text-align: center;">: 重大事故等対処設備</p>	<p>相違理由</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は大飯の記載内容も含め記載。 【大飯】設計の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は大飯の記載内容も含め記載。</p> <p>【女川・大飯】運用の相違 ・泊発電所では緊急時対策所付近の風向、風速等を把握するため複数の設置場所を設定している。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は大飯の記載内容も含め記載。 【大飯】設計の相違 ・バッテリーの連続稼働期間が異なるが、バッテリー交換により必要期間確保する方針は同様である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図3-2 可搬式気象観測装置の配置場所</p>  <p>：重大事故等対処設備</p>	<p>第2.2-1 図 代替気象観測設備の設置場所及び保管場所</p>  <p>：重大事故等対処設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>表3-2 可搬式気象観測装置の測定項目等</p> <div data-bbox="152 225 564 719"> <p>可搬式気象観測装置</p>  <p>(可搬式気象観測装置の写真)</p> <p>個数：1 (予備1)</p> <p>(測定項目) 風向^青、風速^青、日射量^青、放射収支量^青、雨量、温度及び湿度 (記録) 電子メモリにて記録。 また、計測データは緊急時対策所へ無線により伝送可能。</p> </div> <p>※「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目</p>	<p>第2.2表 代替気象観測設備の測定項目等 代替気象観測設備</p> <div data-bbox="674 197 1205 531">  <p>(イメージ)</p> </div> <p><測定項目> 風向^青、風速^青、日射量^青、放射収支量^青、降水量</p> <p><台数> 1台 (予備1台)</p> <p><電源> 外部バッテリー（5個）により、24時間以上の供給可能。 24時間後からは、外部バッテリー予備（5個）と交換することにより継続して計測可能。外部バッテリーは1個あたり約12時間で充電可能。</p> <p><記録> 本体の電子メモリに記録。</p> <p><伝送> 衛星系回線により、緊急時対策所へ伝送。</p> <p><重量> 合計：約515kg 本体：約300kg 外部バッテリー：約215kg (約43kg/個×5個)</p> <p>※「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に基づく測定項目</p> <div data-bbox="696 963 1196 1230">  <p>凡例 - - - 衛星系回線 — 有線系回線</p> <p>緊急時対策所 データ処理装置 (表示、警報、記録、伝送)</p> </div> <p>：緊急時対策建屋屋上に常設するアンテナ、緊急時対策所に常設するデータ処理装置等は耐震性を有する設計とする。</p> <p>第2.2-2図 代替気象観測設備の伝送概略図</p> <p style="text-align: center;">: 重大事故等対処設備</p>	<p>第2.2-1図 可搬型気象観測設備の測定項目等</p> <div data-bbox="1308 197 1771 448">  <p>(可搬型気象観測設備の写真)</p> </div> <p>台数：2 (予備1)</p> <p>(測定項目) 風向^青、風速^青、日射量^青、放射収支量^青、雨量</p> <p>(電源) 外部バッテリーにより3.5日間の供給可能。 外部バッテリーを予備と交換することにより継続して計測可能。 外部バッテリーは約4時間で充電可能。</p> <p>(記録) 本体の電子メモリに記録。</p> <p>(伝送) 衛星系回線により緊急時対策所へ伝送。</p> <p>(重量) 合計：約50kg 本体：約44kg 外部バッテリー：約6kg</p> <p>※「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目</p> <div data-bbox="1256 963 1794 1230">  <p>凡例 - - - 衛星系回線 — 有線系回線</p> <p>緊急時対策所 可搬型気象観測設備 監視用端末 (表示・記録)</p> </div> <p>：緊急時対策所に常設するアンテナ、緊急時対策所に常設する可搬型気象観測設備監視用端末は耐震性を有する設計とする。</p> <p>第2.2-2図 可搬型気象観測設備の伝送概略図</p> <p style="text-align: center;">: 重大事故等対処設備</p>	


赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>3. 緊急時モニタリングの実施について</p> <p>3.1 陸域・海域モニタリング</p> <p>泊発電所では、陸域・海域モニタリングを以下の体制（放管班4名：2名×2班）で行う（第3.1表参照）。</p> <p>(1) モニタリングの準備</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒事態が発生し、原子力災害対策本部を設置した後、事象の進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、発電所対策本部長の指示により、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの測定データを確認するとともにモニタリングの準備を開始する。 <p>(2) 放射線量及び放射性物質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> モニタリングポスト及びモニタリングステーションが機能喪失した場合、可搬型モニタリングポストを配備し、放射線量監視を行う。 原子力災害対策特別措置法10条事象の発生後（以下「緊急時モニタリング開始判断後」という。）は、以下のモニタリングを実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ★放射線量の変化の把握、ブルームの発生・通過等を確認するため、可搬型モニタリングポストを発電所海側及び緊急時対策所付近に配備し、放射線量監視を行う。 ★放射能観測車は、発電所構内を巡回し、発電所構内の放射線量及び放射性物質濃度を監視する。 <p>(3) 気象観測</p> <ul style="list-style-type: none"> 気象観測設備（風向・風速・日射量・放射収支量・雨量）が機能喪失した場合、可搬型気象観測設備を配備し気象観測を行う。 緊急時モニタリング開始判断後は、ブルーム通過方向を把握するため、可搬型気象観測設備を緊急時対策所付近に配備し、気象観測を行う。 	<p>【女川・大阪】</p> <p>・泊では3.にて緊急時モニタリングの実施について記載を行っている。女川、大阪ではこれらの一部が後段で整理されているため、各社の該当ページに泊の記載を再掲し、比較している。</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																			
		<p>(4) 水中の放射性物質の濃度の測定</p> <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等時に発電用原子炉施設から液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合において発電所及びその周辺の水中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合に、放射能測定装置により水中の放射性物質濃度の測定を行う。 <p>第3.1表 陸域・海域モニタリング</p> <table border="1" data-bbox="1249 355 1812 533"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>開始時期</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型モニタリングポストの設置</td> <td>・モニタリングポスト、モニタリングステーションの機能喪失時 ・緊急時モニタリング開始判断後</td> <td rowspan="2">放射班員2名</td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測設備の設置</td> <td>・気象観測設備の機能喪失時 ・緊急時モニタリング開始判断後</td> </tr> <tr> <td>放射能観測車による監視</td> <td>・緊急時モニタリング開始判断後</td> <td rowspan="2">放射班員2名</td> </tr> <tr> <td>海水サンプリング</td> <td>・緊急時モニタリング開始判断後</td> </tr> </tbody> </table> <p>3.2 海上モニタリング</p> <p>重大事故等時に発電用原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所の周辺海域での海上モニタリングが必要と判断した場合、小型船舶で周辺海域を移動し、空気中及び水中の放射性物質の濃度及び放射線量の測定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水サンプリング 電離箱サーベイメータによる線量測定 可搬型ダスト・よう素サンブラによる空気中の放射性物質の採取 <p>なお、使用する小型船舶は予備を含め2艇用意し、構内高台のそれぞれ別な場所に保管する。</p> <p>第3.2表 海上モニタリング</p> <table border="1" data-bbox="1249 986 1812 1091"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>開始時期</th> <th>実施者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>・津波等による危険がないと判断される時期で、取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射性物質の漏洩が確認された場合等、放射班員が海上モニタリングが必要と判断した場合</td> <td>放射班員2名 +船舶要員1名</td> </tr> </tbody> </table>	項目	開始時期	実施者	可搬型モニタリングポストの設置	・モニタリングポスト、モニタリングステーションの機能喪失時 ・緊急時モニタリング開始判断後	放射班員2名	可搬型気象観測設備の設置	・気象観測設備の機能喪失時 ・緊急時モニタリング開始判断後	放射能観測車による監視	・緊急時モニタリング開始判断後	放射班員2名	海水サンプリング	・緊急時モニタリング開始判断後	項目	開始時期	実施者	海上モニタリング	・津波等による危険がないと判断される時期で、取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射性物質の漏洩が確認された場合等、放射班員が海上モニタリングが必要と判断した場合	放射班員2名 +船舶要員1名	
項目	開始時期	実施者																				
可搬型モニタリングポストの設置	・モニタリングポスト、モニタリングステーションの機能喪失時 ・緊急時モニタリング開始判断後	放射班員2名																				
可搬型気象観測設備の設置	・気象観測設備の機能喪失時 ・緊急時モニタリング開始判断後																					
放射能観測車による監視	・緊急時モニタリング開始判断後	放射班員2名																				
海水サンプリング	・緊急時モニタリング開始判断後																					
項目	開始時期	実施者																				
海上モニタリング	・津波等による危険がないと判断される時期で、取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射性物質の漏洩が確認された場合等、放射班員が海上モニタリングが必要と判断した場合	放射班員2名 +船舶要員1名																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>3.3 放射線量測定，気象観測，海水採取位置</p> <p>(1) 放射線量測定として，可搬型モニタリングポストを以下の箇所に配備し測定する（第3.3図参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションが機能喪失した場合の代替として，固定モニタリング設備8箇所に配備する。 ・発電所海側に放射性物質が放出された場合の監視として，海側方位を網羅できるように3箇所に配備する。 ・緊急時対策所でブルーム通過の有無が迅速に確認できるように，緊急時対策所付近の1箇所に配備する。 <p>(2) 気象観測として，可搬型気象観測設備を以下の箇所に配備し測定する（第3.3図参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象観測設備が機能喪失した場合の代替として，気象観測所1箇所に配備する。 ・ブルーム通過方向の把握のために，緊急時対策所付近1箇所に配備する。 <p>(3) 周辺海域の状況把握として，1,2号取水口，3号取水口，1,2,3号放水口付近の海水採取を行う。</p>  <p>第3.3図 放射線量測定，気象観測位置</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>3.4 モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段</p> <p>事故後の周辺汚染により、モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定ができなくなることを避けるため、以下のとおり、バックグラウンドを低減する手段を整備する。</p> <p>(1) モニタリングポスト及びモニタリングステーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染予防対策 <p>事故後の周辺汚染により、放射性物質で検出器保護カバーが汚染される場合を想定し、交換用の検出器保護カバーを備える。</p> ・汚染除去対策 <p>重大事故等により、放射性物質の放出後、モニタリングポスト、モニタリングステーション及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。 ②モニタリングポスト又はモニタリングステーションの検出器保護カバーの交換を行う。 ③モニタリングポスト又はモニタリングステーションの局舎壁等の拭取り等を行う。 ④必要に応じて、モニタリングポスト又はモニタリングステーション周辺の樹木の伐採、除草、土壌の除去、落ち葉の除去等を行う。 ⑤サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="1256 970 1525 1150">  <p>検出器保護カバーの交換</p> </div> <div data-bbox="1576 970 1816 1193">  <p>土壌の除去等</p> </div> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(2) 可搬型モニタリングポスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染予防対策 <p>事故後の周辺汚染により、放射性物質で可搬型モニタリングポストが汚染される場合を想定し、可搬型モニタリングポストの設置を行う際、あらかじめ養生を行う。</p> ・汚染除去対策 <p>重大事故等により、放射性物質の放出後、可搬型モニタリングポスト及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。 ② あらかじめ養生を行っていた養生シートを取り除く。 ③ 可搬型モニタリングポスト周辺の除草、土壌の除去、落ち葉の除去等を行う。 ④ サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。 <p>(3) バックグラウンド低減の目安について</p> <p>放射性物質により汚染した場合のバックグラウンド低減の目安については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストの通常時の放射線量レベル（通常値） ・ただし、汚染の状況によっては、通常値まで低減することが困難な場合があるため、その場合は可能な限り除染を行いバックグラウンドの低減を図る。 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>3.5 資機材運搬車</p> <p>(1) 配備の目的</p> <p>泊発電所では、重大事故発生時に発電所周辺の放射線量の把握のため、最大で可搬型モニタリングポスト12台、可搬型気象観測設備2台を配備することとしている。</p> <p>これらの設備を短時間で運搬・配備できるよう発電所内に資機材運搬車を配備する。</p> <p>また、連絡手段となる無線通話装置および無線が使用不能となった場合の代替設備として、衛星携帯電話を配備している。</p> <p>なお、この資機材運搬車には、あらかじめサーベイメータ等を積載し、モニタリングにも使用できるものとする。</p> <p>なお、放射能観測車の保守点検時は、資機材運搬車を使用可能な状態で待機させる。</p> <p>(2) 外観</p> <p>資機材運搬車の外観を第3.5図に示す。</p> <p>資機材運搬車は以下の設備を搭載することが可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電離箱サーベイメータ ・NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ ・GM汚染サーベイメータ ・α線サーベイメータ ・β線サーベイメータ ・可搬型ダスト・よう素サンブラ ・無線通話装置 ・衛星携帯電話 <div data-bbox="1249 954 1809 1125" style="text-align: center;"> </div> <p>第3.5図 資機材運搬車の外観（写真は同型車イメージ）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>3.6 自主対策設備（放射性物質の濃度の測定） 重大事故等時に機能維持を担保できないが、機能喪失していない場合には、事故対応に有効であるため使用する。 なお、使用に当たっては、必要に応じ試料に前処理を行い、測定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Ge 半導体測定装置、可搬型 Ge 半導体測定装置（台数：各1台） ・GM 計数装置（台数：1台） ・ZnS シンチレーション計数装置（台数：1台） <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>(Ge 半導体測定装置)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>(可搬型 Ge 半導体測定装置)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>GM 計数装置 (イメージ)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ZnS シンチレーション計数装置 (イメージ)</p> </div> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>3.7 緊急時モニタリングの実施手順及び体制 重大事故等が発生した場合に実施する敷地内及び敷地境界のモニタリングは、以下の手順で行う。</p> <p>(1) 放射線量</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事象進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、モニタリングポスト7台及びモニタリングステーション1台の稼動状況を確認する。 ● モニタリングポスト又はモニタリングステーションが機能喪失した場合、車両により可搬型モニタリングポストをモニタリングポスト又はモニタリングステーション位置に設置し、放射線量の代替測定を行う。なお、現場の状況により設置場所を変更する場合がある。 ● また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、海側及び緊急時対策所付近に可搬型モニタリングポスト4台を設置し、放射線量の測定を行う。 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(2) 放射性物質の濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 放射能観測車の使用可否を確認する。 ● 放射能観測車が機能喪失した場合、放射能測定装置により、空気中の放射性物質の濃度の代替測定を行う。また、排気筒ガスモニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合、放射能測定装置により空気中の放射性物質の濃度の測定を行う。 ● 廃棄物処理設備排水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合、取水口、放水口、一般排水設備出口等で海水、排水の採取を行い、放射能測定装置により水中の放射性物質の濃度の測定を行う。 ● ブルーム通過後において、気体状の放射性物質が放出された場合、放射能測定装置により土壌中の放射性物質の濃度の測定を行う。 ● ブルーム通過後において、気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合、小型船舶、放射能測定装置及び電離箱サーベイメータによる周辺海域の放射線量及び放射性物質の濃度の測定を行う。なお、海洋の状況等が安全上の問題がないと判断できた場合に行う。 ● 放射性物質の濃度の測定における試料採取場所については、放出状況、風向、風速等を考慮し、選定する。 <p>(3) 気象観測</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事象進展に伴う気象情報を的確に把握するため、気象観測設備の稼働状況を確認する。 ● 気象観測所の気象観測設備が機能喪失した場合、車両により可搬型気象観測設備を気象観測設備位置に設置し、気象観測を行う。なお、現場の状況により設置場所を変更する場合がある。 ● また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、ブルームの通過方向を把握するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備1台を設置し、気象観測を行う。 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
		<p>(4) 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p> <table border="1" data-bbox="1256 183 1812 874"> <thead> <tr> <th>手順</th> <th>具体的実施事項</th> <th>開始時期の考え方</th> <th>対応要員(必要想定人数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</td> <td rowspan="2">可搬型モニタリングポストの設置</td> <td>【代替測定】モニタリングポスト又はモニタリングステーション位置に設置</td> <td>モニタリングポスト又はモニタリングステーションが使用できない場合</td> </tr> <tr> <td>【測定】発電所海側及び緊急時対策所付近に設置</td> <td>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象[※]発生と判断した場合</td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定</td> <td>可搬型気象観測設備の設置</td> <td>気象観測設備が使用できない場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象項目監視</td> <td>可搬型気象観測設備の設置</td> <td>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象[※]発生と判断した場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定</td> <td rowspan="2">空気中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>【代替測定】放射能観測車が使用できない場合</td> <td rowspan="2">2名</td> </tr> <tr> <td>【測定】排気筒モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合</td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>海水、排水中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>廃棄物処理設備排水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>気体状の放射性物質が放出された場合（プルーム通過後）</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定</td> <td>気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（プルーム通過後）</td> <td>3名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理庁が通報すべき事象等に関する規程」の第7条第1号の表中におけるイの施設に該当する事象。 (野鳥数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。)</p>	手順	具体的実施事項	開始時期の考え方	対応要員(必要想定人数)	可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	可搬型モニタリングポストの設置	【代替測定】モニタリングポスト又はモニタリングステーション位置に設置	モニタリングポスト又はモニタリングステーションが使用できない場合	【測定】発電所海側及び緊急時対策所付近に設置	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象 [※] 発生と判断した場合	可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	可搬型気象観測設備の設置	気象観測設備が使用できない場合	2名	可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象項目監視	可搬型気象観測設備の設置	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象 [※] 発生と判断した場合	2名	放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定	空気中の放射性物質の濃度の測定	【代替測定】放射能観測車が使用できない場合	2名	【測定】排気筒モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合	放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	海水、排水中の放射性物質の濃度の測定	廃棄物処理設備排水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合	2名	放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	土壌中の放射性物質の濃度の測定	気体状の放射性物質が放出された場合（プルーム通過後）	2名	海上モニタリング	海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定	気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（プルーム通過後）	3名	
手順	具体的実施事項	開始時期の考え方	対応要員(必要想定人数)																																			
可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	可搬型モニタリングポストの設置	【代替測定】モニタリングポスト又はモニタリングステーション位置に設置	モニタリングポスト又はモニタリングステーションが使用できない場合																																			
		【測定】発電所海側及び緊急時対策所付近に設置	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象 [※] 発生と判断した場合																																			
可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	可搬型気象観測設備の設置	気象観測設備が使用できない場合	2名																																			
可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象項目監視	可搬型気象観測設備の設置	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象 [※] 発生と判断した場合	2名																																			
放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定	空気中の放射性物質の濃度の測定	【代替測定】放射能観測車が使用できない場合	2名																																			
		【測定】排気筒モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合																																				
放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	海水、排水中の放射性物質の濃度の測定	廃棄物処理設備排水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合	2名																																			
放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	土壌中の放射性物質の濃度の測定	気体状の放射性物質が放出された場合（プルーム通過後）	2名																																			
海上モニタリング	海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定	気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（プルーム通過後）	3名																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>4. 重大事故時等に使用する測定室について</p> <p>4.1 バックグラウンドが上昇した場合の措置</p> <p>重大事故時等に環境線量が上昇した場合等は、緊急時対策所に配備する可搬型Ge半導体測定装置等を用いて測定を実施する（第4.1図参照）。</p> <p>測定試料は、ポリ袋で2重養生するなど汚染拡大防止対策を確実に実施し、緊急時対策所に持ち込み測定する。</p> <div data-bbox="1256 384 1816 592"> </div> <p>第4.1図 可搬型Ge半導体測定装置の外観および配備場所</p>	<p>【女川・大飯】</p> <p>・泊では4.にてより詳細な記載を行っている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付 周辺モニタリング設備（補足説明資料） <目次></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源 <ol style="list-style-type: none"> (1) モニタリングステーション及びモニタリングポストへの電源供給 (2) モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源及び送電ラインのDB/SAの取り合いについて 2. その他のモニタリング設備 <ol style="list-style-type: none"> (1) サーベイメータ等を搭載したモニタリング可能な車両（モニタリング資機材運搬車） (2) サーベイメータや可搬式ダストサンブラ等 (3) 海水・排水の放射性物質の濃度測定 (4) 小型船舶によるモニタリング (5) 重大事故等時における放射能測定について (6) 土壌モニタリング 3. 緊急時モニタリングの実施手順及び体制 <ol style="list-style-type: none"> (1) 放射線量及び放射性物質濃度 (2) 海水、排水中及び土壌の放射性物質濃度 (3) 気象観測 (4) 緊急時モニタリングの実施手順及び体制 4. 緊急時モニタリングに関する要員の動き <ol style="list-style-type: none"> (1) 事故発生からブルーム通過後までの要員の動き (2) ホットカウント室へのアクセス性について 5. 放射能放出率の算出 <ol style="list-style-type: none"> (1) 可搬式モニタリングポストの配置場所 (2) 冬季の設置に関する影響 (3) 放射能放出率の算出 (4) 放出放射能量の計算例 (5) 可搬式モニタリングポストによる放射線量率の計測について (6) 可搬式モニタリングポストによる放射線量率の検出について (7) ブルーム発生時の移動方向の把握 6. 可搬式気象観測装置の観測項目について <ol style="list-style-type: none"> (1) 観測項目 (2) 各測定項目の必要性 7. 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制 <ol style="list-style-type: none"> (1) 発電所敷地外のモニタリング (2) オフサイトセンターへの情報連絡 8. 他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定） <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子力事業者間協力協定締結の背景 (2) 原子力事業者間協力協定（内容） 			<p>【大飯】資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は目次を作成している。 ・泊では60-6の最初に示している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>9. モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段 (1)汚染予防対策 (2)汚染除去対策 (3)バックグラウンド低減の目安について</p> <p>10. 移動式放射能測定装置（モニタ車）、可搬式モニタリングポスト等の保管場所</p> <p>11. モニタリングステーション及びモニタリングポスト、可搬式モニタリングポスト移動式放射能測定装置（モニタ車）のデータ伝送について</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 参考 環境モニタリング設備等</p> <p>3.1 その他条文との基準適合性</p> <p>3.1.1 設置許可基準規則第6条</p> <p>監視設備に関する要求事項のうち、設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>(1) 風（台風）</p> <p>敷地付近で観測された最大瞬間風速は、大船渡特別地域気象観測所での観測記録（1940年～2012年）によれば44.2m/s（2002年10月2日）である。</p> <p>監視設備が風（台風）の影響を受けた場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(2) 竜巻</p> <p>気象庁「竜巻等の突風データベース」（1961年～2012年）に基づき、竜巻検討地域における過去に発生した竜巻による最大風速及び竜巻最大風速のハザード曲線による最大風速によって定めた基準竜巻の最大風速は92m/sであり、女川原子力発電所の立地する地域特性から地形効果による基準竜巻の割増しも不要と考えるが、将来的な気候変動による竜巻発生の不確実性を考慮し、安全側に切り上げて設計竜巻の最大風速は100m/sと設定した。</p> <p>監視設備が竜巻により機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p>	<p>【比較のため本ページ泊欄には補足説明資料9を掲載】</p> <p>補足説明資料9. 設置許可基準規則第六条との基準適合性</p> <p>監視設備に関する要求事項のうち、設置許可基準規則第6条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>(1) 風（台風）</p> <p>最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所での観測記録（気象庁の気象統計情報における観測記録。）によると、風速の観測記録史上1位の最大風速は49.8m/s（寿都特別地域気象観測所、1962年4月15日）であり、この観測記録は移転前の局地的な強風の影響を受けやすい場所に設置されていた時の記録であり、移転後の最大風速は20.3m/s（2004年2月23日）である。また、小樽特別地域気象観測所での最大風速は27.9m/s（1954年9月27日）である。いずれも設計基準風速（36m/s 地上高10m、10分間平均）に包絡される。</p> <p>監視設備が風（台風）の影響を受けた場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(2) 竜巻</p> <p>日本で過去に発生した最大の竜巻規模はF3（風速70m/s～92m/s）である。</p> <p>観測記録の統計処理による年超過確率によれば、発電所における10^{-4}/年値は風速65m/sである。</p> <p>設計竜巻の最大風速は、これらのうち最も保守的な値であるF3の風速範囲の上限値92m/sとする。</p> <p>安全施設は、設計竜巻の最大風速を安全側に切り上げた100m/sに対して、竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重等に対して安全機能を損なわない設計とする。</p> <p>監視設備は、設計竜巻の最大風速を安全側に切り上げた100m/sに対して機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p>	<p>【女川】立地箇所との相違による気象観測結果の相違</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3)凍結 石巻特別地域気象観測所の観測記録（1887年～2012年）によれば、最低気温は-14.6℃（1919年1月6日）である。</p> <p>監視設備が凍結の影響を受けた場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(4)積雪 建築基準法施行令第86条第3項に基づき宮城県が作成した積雪量分布によると、女川地区は40cmである。また、石巻特別地域気象観測所の観測記録（1887年～2012年）によれば、最深積雪量は43cm（1923年2月17日）である。</p> <p>発電所建屋内の監視設備及び地下布設の通信回線は、建屋の壁等により積雪の影響を受けない設計とする。 また、屋外に設置する監視設備は、除雪するなど適切な対応を行うことにより、機能喪失しない設計とする。</p> <p>(5)落雷 監視設備が落雷により機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(6)地滑り 監視設備が地滑りにより機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p>	<p>【比較のため本ページ泊欄には補足説明資料9を掲載】</p> <p>(3)凍結 最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所での観測記録（1884年～2020年）及び小樽特別地域気象観測所の観測記録（1943年～2020年）で-18.0℃（小樽特別地域気象観測所 1954年1月24日）である。 監視設備が凍結の影響を受けた場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(4)積雪 建築基準法及び同施行令第86条第3項に基づく北海道建築基準法施行細則によると、建築物を設計する際に要求される基準積雪量は、泊村においては150cmである。 なお、最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所での観測記録によると、積雪の観測記録史上1位の月最深積雪の最大値は、189cm（寿都特別地域気象観測所、1945年3月17日）であるが、発電所構内の除雪体制が確立されていること、さらに積もるまでに一定の時間を要することから、除雪により基準積雪量150cmを上回らない積雪量に抑えることが可能であるため、設計基準積雪量は、建築基準法及び同施行令第86条第3項に基づく北海道建築基準法施行細則に基づく垂直積雪量150cmとする。 監視設備は、積雪による荷重に対し機能喪失した場合、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(5)落雷 監視設備は、落雷により機能喪失した場合、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(6)地滑り 監視設備は、地滑りにより機能喪失した場合、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p>	<p>【女川】立地箇所の相違による気象観測結果の相違</p> <p>【女川】設計の相違 ・積雪に対する設計方針が異なるが、安全機能を確保は他の気象に対する対応と同様である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【比較のため本ページ泊欄には補足説明資料9を掲載】</p> <p>(7)火山の影響 監視設備に影響を与える可能性のある火山事象は降下火砕物であり、文献調査、敷地内の地質調査結果及び降下火砕物シミュレーション結果に基づく層厚は15cmである。 発電所建屋内の監視設備及び地下布設の通信回線は、建屋の壁等により降下火砕物の影響を受けない設計とする。 また、屋外に設置する監視設備は、除灰するなど適切な対応を行うことにより、機能喪失しない設計とする。</p> <p>(8)森林火災 監視設備は、消火活動により可能な限り森林火災からの影響の軽減を図る設計とする。 監視設備が森林火災により機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(9)生物学的事象 監視設備は、貫通部の穴じまいや目張りをするなど適切な対応を行うことにより、機能喪失しない設計とする。 監視設備が小動物の侵入に対し機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(10)電磁的障害 監視設備は、ラインフィルタ等の設置等により、電磁的障害に対し機能喪失しない設計とする。 監視設備が電磁的障害により機能喪失した場合は、代替の可搬設備により対応可能な設計とする。</p>	<p>【比較のため本ページ泊欄には補足説明資料9を掲載】</p> <p>(7) 火山の影響 監視設備は、降下火砕物による荷重に対して機能喪失した場合、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(8) 外部火災 監視設備は、消火活動により可能な限り森林火災からの影響の軽減を図る設計とする。 監視設備が森林火災により機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(9) 生物学的事象 監視設備は、貫通部の穴じまいや目張りをするなど適切な対応を行うことにより、機能喪失しない設計とする。 監視設備が小動物の侵入に対し機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(10) 電磁的障害 監視設備は、ラインフィルタの設置等により、電磁的障害による擾乱に対し機能喪失しない設計とする。 監視設備が電磁的障害により機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p>	<p>【女川】記載方針の相違 - 泊は火山の影響に対し、代替設備でモニタリング設備の安全機能を確保するため、火山事象影響について記載しない方針としている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

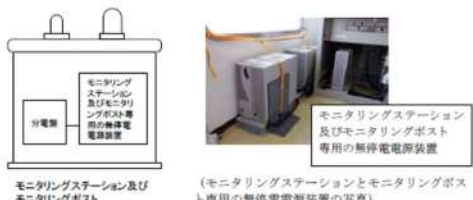
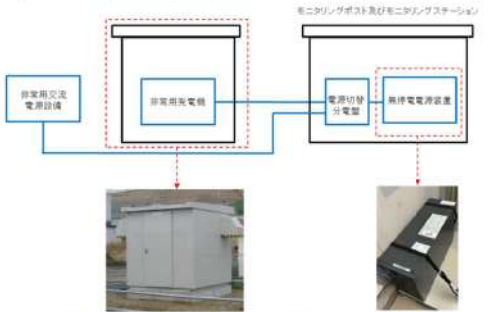
大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.2 モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段</p> <p>事故後の周辺汚染により、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定ができなくなることを避けるため、以下のとおり、バックグラウンドを低減する手段を整備する。</p> <p>(1)モニタリングポスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染予防対策 <p>事故後の周辺汚染により、放射性物質で検出器保護カバーが汚染される場合を想定し、交換用の検出器保護カバーを備える。</p> ・汚染除去対策 <p>重大事故等により、放射性物質の放出後、モニタリングポスト及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。 ②モニタリングポストの検出器保護カバーの交換を行う。 ③モニタリングポスト局舎壁等の拭取り等を行う。 ④必要に応じて、モニタリングポスト周辺の樹木の伐採、除草、土壌の除去、落ち葉の除去等を行う。 ⑤サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。 	<p>【比較のため泊欄本ページは3.4を掲載】</p> <p>3.4 モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段</p> <p>事故後の周辺汚染により、モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定ができなくなることを避けるため、以下のとおり、バックグラウンドを低減する手段を整備する。</p> <p>(1) モニタリングポスト及びモニタリングステーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染予防対策 <p>事故後の周辺汚染により、放射性物質で検出器保護カバーが汚染される場合を想定し、交換用の検出器保護カバーを備える。</p> ・汚染除去対策 <p>重大事故等により、放射性物質の放出後、モニタリングポスト、モニタリングステーション及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。 ②モニタリングポスト又はモニタリングステーションの検出器保護カバーの交換を行う。 ③モニタリングポスト又はモニタリングステーションの局舎壁等の拭取り等を行う。 ④必要に応じて、モニタリングポスト又はモニタリングステーション周辺の樹木の伐採、除草、土壌の除去、落ち葉の除去等を行う。 ⑤サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。 <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="1261 975 1518 1155" data-label="Image"> <p>検出器保護カバーの交換</p> </div> <div data-bbox="1570 975 1805 1193" data-label="Image"> <p>土壌の除去等</p> </div> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2)可搬型モニタリングポスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染予防対策 事故後の周辺汚染により、放射性物質で可搬型モニタリングポストが汚染される場合を想定し、可搬型モニタリングポストの設置を行う際、あらかじめ養生を行う。 ・汚染除去対策 重大事故等により、放射性物質の放出後、可搬型モニタリングポスト及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。 ②あらかじめ養生を行っていた養生シートを取り除く。 ③可搬型モニタリングポスト周辺の除草、土壌の除去、落ち葉の除去等を行う。 ④サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。 <p>(3)バックグラウンド低減の目安について</p> <p>放射性物質により汚染した場合のバックグラウンド低減の目安については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの通常時の放射線量レベル（通常値） ・ただし、汚染の状況によっては、通常値まで低減することが困難な場合があるため、その場合は可能な限り除染を行いバックグラウンドの低減を図る。 	<p>【比較のため泊欄本ページは3.4を掲載】</p> <p>(2)可搬型モニタリングポスト</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染予防対策 事故後の周辺汚染により、放射性物質で可搬型モニタリングポストが汚染される場合を想定し、可搬型モニタリングポストの設置を行う際、あらかじめ養生を行う。 ・汚染除去対策 重大事故等により、放射性物質の放出後、可搬型モニタリングポスト及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。 ②あらかじめ養生を行っていた養生シートを取り除く。 ③可搬型モニタリングポスト周辺の除草、土壌の除去、落ち葉の除去等を行う。 ④サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。 <p>(3)バックグラウンド低減の目安について</p> <p>放射性物質により汚染した場合のバックグラウンド低減の目安については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストの通常時の放射線量レベル（通常値） ・ただし、汚染の状況によっては、通常値まで低減することが困難な場合があるため、その場合は可能な限り除染を行いバックグラウンドの低減を図る。 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																			
<p>1. モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源</p> <p>(1) モニタリングステーション及びモニタリングポストへの電源供給</p> <p>モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下、「設置許可基準規則」という。）」第31条（監視設備）及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下、「技術基準規則」という。）」第34条（計測装置）の対応として、モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置により電源の供給を可能とするとともに、緊急時対策所を經由して電源車（緊急時対策所用）(DB)からも電源の供給が可能とすることにより、電源復旧までの期間を担保できる設計とする。</p> <p>また、「設置許可基準規則」第60条（監視測定設備）及び「技術基準規則」第75条（監視測定設備）の対応として、代替電源設備（電源車（緊急時対策所用））からの給電が可能である。</p> <p>a. モニタリングステーション及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置の設備仕様</p> <table border="1" data-bbox="85 715 640 790"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>台数</th> <th>出力</th> <th>発電方式</th> <th>バックアップ時間</th> <th>燃料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無停電電源装置 (UPS)</td> <td>各1台</td> <td>約3kVA×5 (1台当たり)</td> <td>鉛蓄電池</td> <td>約24時間</td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>b. モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源（無停電電源装置）概略図</p>  <p>c. 電源車（緊急時対策所用）(DB) 及び電源車（緊急時対策所用）</p> <p>電源車（緊急時対策所用）(DB) 及び電源車（緊急時対策所用）の容量は100kVAであり、モニタリングステーション及びモニタリングポストの負荷も含む合計負荷容量の約78kVAを十分に満足する容量を有している。</p> <p>また、電源車（緊急時対策所用）(DB) 及び電源車（緊急時対策所用）は、電源喪失時から約1時間以内に電源を供給することができる。</p> <p>(2) モニタリングステーション及びモニタリングポストの電源及び送電ラインのDB/SAの取り合いについて</p> <p>全電源喪失時においてモニタリングステーション及びモニ</p>	項目	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考	無停電電源装置 (UPS)	各1台	約3kVA×5 (1台当たり)	鉛蓄電池	約24時間	—			<p>補足説明資料1. モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源の多様化</p> <p>(1) モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成について</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、通常時は非常用低圧母線から電源が供給されているが、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの停電検知により自動起動し、定格負荷による連続運転で24時間以上給電可能な非常用発電機（5kVA）を設置している。</p> <p>また、非常用交流電源設備の電源供給時間までの間の停電を防止するため、定格負荷運転で安全側に5分以上の給電可能な無停電電源装置（5kVA）を設置することにより電源を多様化している。</p> <p>無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様を第1表に、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成と写真を第1図に示す。</p> <p>第1表 無停電電源装置及び非常用発電機の設備仕様</p> <table border="1" data-bbox="1299 667 1765 829"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>台数</th> <th>出力</th> <th>発電方式</th> <th>バックアップ時間</th> <th>燃料</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無停電電源装置</td> <td>局舎ごと 計8台</td> <td>5kVA</td> <td>蓄電池</td> <td>約7分</td> <td>—</td> <td>作業者電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間及び本交流電源設備の保守時、増設代替交流電源設備から給電が可能なように取組む。</td> </tr> <tr> <td>非常用発電機</td> <td>局舎ごと 計8台</td> <td>5kVA</td> <td>ディーゼルエンジン</td> <td>約24時間</td> <td>軽油</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>  <p>第1図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成と写真</p>	名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考	無停電電源装置	局舎ごと 計8台	5kVA	蓄電池	約7分	—	作業者電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間及び本交流電源設備の保守時、増設代替交流電源設備から給電が可能なように取組む。	非常用発電機	局舎ごと 計8台	5kVA	ディーゼルエンジン	約24時間	軽油		<p>【大飯】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれもモニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成について補足した資料を作成している。 ・泊は専用の無停電電源設備に加え、専用の非常用発電機を備えることで24時間以上の給電が可能な設計としている。 <p>【大飯】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊ではモニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源は緊急時対策所を經由していない。
項目	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考																																
無停電電源装置 (UPS)	各1台	約3kVA×5 (1台当たり)	鉛蓄電池	約24時間	—																																	
名称	台数	出力	発電方式	バックアップ時間	燃料	備考																																
無停電電源装置	局舎ごと 計8台	5kVA	蓄電池	約7分	—	作業者電源喪失後、非常用交流電源設備から給電されるまでの間及び本交流電源設備の保守時、増設代替交流電源設備から給電が可能なように取組む。																																
非常用発電機	局舎ごと 計8台	5kVA	ディーゼルエンジン	約24時間	軽油																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>タリグポストが健全である場合、電源車（緊急時対策所用）以降の設備も同様に健全であることから、電源車（緊急時対策所用）からの給電が可能である。また、別途緊急時対策所については重大事故等対処設備（SA設備）であるため、電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所まではSA設備とした。</p>  <p>図 モニタリングステーション及びモニタリングポストの設備構成の位置づけ</p>		<p>(2) 非常用発電機給電可能時間の設定根拠 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの最大所要負荷は4.4 kVA（無停電電源装置の負荷を含む）である。このため、最大所要負荷を満足するように、非常用発電機の容量は5 kVA としている。 また、定格負荷時の非常用発電機の燃料消費量は1.86 L/hであり、非常用発電機の搭載燃料（軽油）が50 L であることから、26 時間程度の連続運転が可能である。これにより、定格負荷による24 時間以上を十分に満足する。</p> <p>(3) 無停電電源装置給電時間の設定根拠 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの最大所要負荷は2.4 kVA であることから、最大所要負荷を満足するように無停電電源装置の容量を5 kVA とした。また、非常用交流電源設備の電源供給が確立するまでに要する時間が10 秒以内であるのに対し、所要負荷4.0 kVA における無停電電源装置の電源供給時間は、約7分間となっており、10 秒を十分満足する時間の電源供給が可能である。</p> <p>(4) 非常用発電機の燃料補給について 非常用発電機の燃料は、24 時間連続運転が可能であるため、燃料が枯渇する24 時間以内に、原子力災害対策本部の事務局が高台（T.P.31 m）に配備しているタンクローリー（4 KL）を使用して燃料を補給することとしている。</p>	<p>【大阪】設計の相違 ・泊ではモニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源は緊急時対策所を経由していない。</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊は、電源設備のバックアップ時間について、より充実した記載となっている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>補足説明資料2. 放射能観測車の台数の根拠</p> <p>放射能観測車は、緊急時モニタリング時に発電所構内を走行しての放射線量の測定、または風向風速の測定を行える車両である。</p> <p>緊急時モニタリング時の定点的な放射線量等の測定は放射線量についてはモニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストが担い、気象観測については気象観測所及び可搬型気象観測設備が担うことになる。</p> <p>放射能観測車は、機動性があり構内全域を走行して放射線量等の測定をすることが可能であるため定点的な測定とは違うことから緊急時モニタリング時は1台で対応可能である。</p> <p>さらに、必要に応じて原子力事業者間協定に基づき、他社より更に11台の融通が可能な状況である。</p>	<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、より充実した記載となっている。


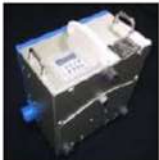
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. その他のモニタリング設備</p> <p>「設置許可基準規則」第60条（監視測定設備）及び「技術基準規則」第75条（監視測定設備）の対応として、可搬式モニタリングポストを、3号炉及び4号炉共用で11個（モニタリングステーション及びモニタリングポストを代替し得る原子力災害対策特別措置法第10条及び第15条に定められた事象の判断に必要な十分な個数としての6個を含み、原子炉格納施設を囲む8方位及び緊急時対策所付近における放射線量の測定が可能な個数）、予備として6個及び移動式放射能測定装置（モニタ車）1台を保管及び配備する。</p> <p>また、他の当社原子力発電所に移動式放射能測定装置（モニタ車）を5台保有しており融通を受けることが可能である。更に、原子力事業者間協力協定に基づき、移動式放射能測定装置（モニタ車）11台の融通を受けることが可能である。</p> <p>上記モニタリング設備の他に、モニタリング資機材運搬車及びサーベイメータや可搬式ダストサンブラ等を組み合わせることで、状況に応じて、発電所内外のモニタリングを総合的に行う。</p> <p>(1) サーベイメータ等を搭載したモニタリング可能な車両（モニタリング資機材運搬車）</p> <p>サーベイメータ等を搭載し、任意の場所のモニタリングを行うモニタリング資機材運搬車を1台配備している。</p> <p>a 台数：1台 b 主な搭載機器（個数：各1個）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電離箱サーベイメータ ・汚染サーベイメータ ・NaIシンチレーションサーベイメータ ・可搬式ダストサンブラ ・衛星携帯電話  <p>(モニタリング資機材運搬車の写真)</p>		<p>【比較のため本ページ泊欄には3.5を掲載】</p> <p>3.5 資機材運搬車</p> <p>(1) 配備の目的</p> <p>泊発電所では、重大事故発生時に発電所周辺の放射線量の把握のため、最大で可搬式モニタリングポスト12台、可搬型気象観測設備2台を配備することとしている。</p> <p>これらの設備を短時間で運搬・配備できるよう発電所内に資機材運搬車を配備する。</p> <p>また、連絡手段となる無線通話装置および無線が使用不能となった場合の代替設備として、衛星携帯電話を配備している。</p> <p>なお、この資機材運搬車には、あらかじめサーベイメータ等を積載し、モニタリングにも使用できるものとする。なお、放射能観測車の保守点検時は、資機材運搬車を使用可能な状態で待機させる。</p> <p>(2) 外観</p> <p>資機材運搬車の外観を第3.5図に示す。</p> <p>資機材運搬車は以下の設備を搭載することが可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電離箱サーベイメータ ・NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ ・GM汚染サーベイメータ ・α線サーベイメータ ・β線サーベイメータ ・可搬式ダスト・よう素サンブラ ・無線通話装置 ・衛星携帯電話  <p>第3.5図 資機材運搬車の外観（写真は同型車イメージ）</p>	<p>【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料構成の相違もあり、記載内容が異なるが、モニタリング設備を搭載する車両を配備する方針は同じ。 ・女川との比較は、女川の3.5の箇所で実施。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																
<p>(2) サーベイメータや可搬式ダストサンプラ等 サーベイメータや可搬式のサンプラ等は、移動式放射能測定装置（モニター車）、モニタリング資機材運搬車に搭載する他、状況に応じて、モニタリングに使用する。</p> <p>a. 放射線量の測定 サーベイメータにより現場の放射線量率を測定する。 ・電離箱サーベイメータ（個数：2個）予備1個</p>  <p>(電離箱サーベイメータ)</p> <p>b. 放射性物質の採取 可搬式のサンプラにより空気中の放射性物質（ダスト、よう素）を採取する。 ・可搬式ダストサンプラ（個数：2個）予備1個</p>  <p>(可搬式ダストサンプラ)</p> <p>c. 放射性物質の測定 ・NaIシンチレーションサーベイメータ（個数：2個）予備1個 ・汚染サーベイメータ（個数：2個）予備1個 ・γ線多重波高分析装置（個数：1個） ・ZnSシンチレーションサーベイメータ（個数：1個）予備1個 ・β線サーベイメータ（個数：1個）予備1個 ・GM計数装置（個数：1個） ・ZnSシンチレーション計数装置（個数：1個）</p>		<p>【比較のため本ページ泊欄には1.4.1から抜粋して掲載】</p> <p>1.4.1 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する計測器</p> <p>重大事故等時に、放射能測定装置（可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータ）、電離箱サーベイメータ及び小型船舶を用いて、発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）における空気中、水中及び土壌中の放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、測定し、その結果を記録する。</p> <p>放射能測定装置のうち可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ及びGM汚染サーベイメータ並びに電離箱サーベイメータは、合計2台（予備1台）を保管する。放射能測定装置のうちα線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータは、合計1台（予備1台）を保管する。海上モニタリングのための小型船舶は合計1艇（予備1艇）を保管する。</p> <p>発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備の計測範囲等を第1.4.1-1表に、数量の考え方を第1.4.1-2表に、外観の写真を第1.4.1-1図に、保管場所及び海水・排水試料採取場所を第1.4.1-2図に示す。</p> <p>第1.4.1-2表 放射能測定装置の数量の考え方</p> <table border="1" data-bbox="1272 880 1809 1369"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>考え方</th> <th>保管場所</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>陸上でのダスト採取と海上モニタリングでのダスト採取を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>2 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>2 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</td> <td>陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>2 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>α線シンチレーションサーベイメータ</td> <td>陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>1 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>1 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>陸上と海上で放射線量率を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>2 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>海上モニタリングが実施できる数量（合計1台+予備1台）</td> <td>2箇所 （T.P.31m）</td> <td>1 （予備1）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">! 重大事故等対処設備</p>	名称	考え方	保管場所	数量	可搬型ダスト・よう素サンプラ	陸上でのダスト採取と海上モニタリングでのダスト採取を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）	GM汚染サーベイメータ	陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）	α線シンチレーションサーベイメータ	陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	1 （予備1）	β線サーベイメータ	陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	1 （予備1）	電離箱サーベイメータ	陸上と海上で放射線量率を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）	小型船舶	海上モニタリングが実施できる数量（合計1台+予備1台）	2箇所 （T.P.31m）	1 （予備1）	<p>【大飯】記載箇所・記載表現の相違</p>
名称	考え方	保管場所	数量																																
可搬型ダスト・よう素サンプラ	陸上でのダスト採取と海上モニタリングでのダスト採取を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）																																
GM汚染サーベイメータ	陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）																																
NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）																																
α線シンチレーションサーベイメータ	陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	1 （予備1）																																
β線サーベイメータ	陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	1 （予備1）																																
電離箱サーベイメータ	陸上と海上で放射線量率を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）																																
小型船舶	海上モニタリングが実施できる数量（合計1台+予備1台）	2箇所 （T.P.31m）	1 （予備1）																																



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>各種計測器のイメージを以下に示す。</p>  <p>(Na-22シンチレーションサーベイメータ) (Cs-137サーベイメータ) (γ線多重高分析装置)</p> <p>(ZnSシンチレーションサーベイメータ) (β線サーベイメータ)</p> <p>(GM計数装置) (ZnSシンチレーション計数装置)</p>		<p>【比較のため本ページ泊欄には1.4.1から抜粋して掲載】</p>  <p>可搬型ダスト・よう素サンプラ</p> <p>(NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ) (GM汚染サーベイメータ)</p> <p>(α線のシンチレーションサーベイメータ) (β線サーベイメータ)</p> <p>(電磁箱サーベイメータ) (小型船舶)</p> <p>第1.4.1-1図 発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）の測定に使用する設備の写真</p> <p>! 重大事故等対処設備</p>	<p>【大阪】記載箇所・記載表現の相違</p>

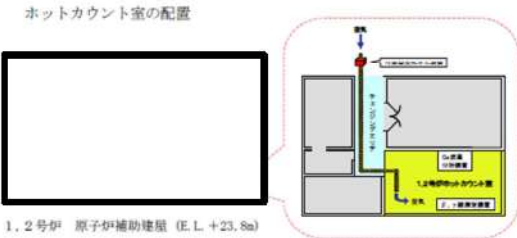

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

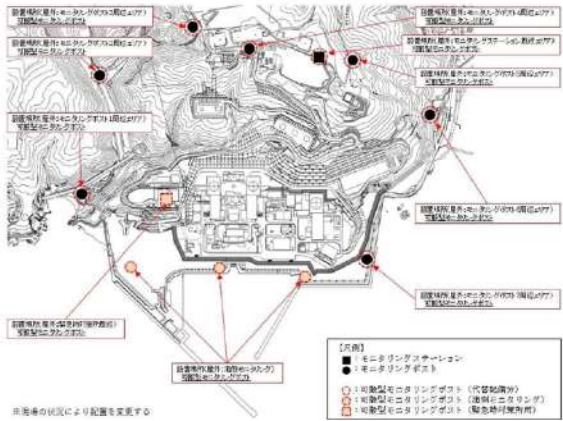
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 海水・排水の放射性物質の濃度測定 発電所の周辺海域については、取水路、放水路等の海水・排水を採取し、可搬型放射線計測装置（NaIシンチレーションサーベイメータ、ZnSシンチレーションサーベイメータ、β線サーベイメータ）により放射性物質を測定する。また、必要に応じて前処理を行い、ZnSシンチレーション計数装置、GM計数装置、γ線多重波高分析装置を用いて水中の放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(4) 小型船舶によるモニタリング 発電所の周辺海域への放射性物質漏えいが確認された場合や敷地内でのモニタリングが困難な場合等には、船舶による発電所の周辺海域の放射線量及び放射性物質の濃度の測定を行う。</p> <p>a. 台数：1台（予備1台） b. 最大積載重量：375kg c. モニタリング時に持ち込む主な資機材 ・電離箱サーベイメータ：1個 ・可搬式ダストサンプラ：1個 ・海水採取用機材（容器等）：1式 d. 保管場所 ・1・2号重油タンク近傍エリア（E.L.約+14m） e. 移動：車両等にて荷揚岸壁へ運搬 小型船舶を保管場所から車両等を用いて取水路まで運搬し、海面に着水するまでの時間は、現場での検証の結果、約2時間である。</p> 		<p>【比較のため泊欄には1.4.2を掲載】</p> <p>1.4.2 小型船舶による海上モニタリング 重大事故等時、発電所の周辺海域へ気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合、小型船舶により、周辺海域の放射線量を電離箱サーベイメータで測定し、その結果を記録するとともに、空気中の放射性物質及び海水のサンプリングを行う。サンプリングした試料については、NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ、GM汚染サーベイメータ、α線シンチレーションサーベイメータ及びβ線サーベイメータで測定し、その結果を記録する。なお、海洋の状況等が安全上の問題がないと判断できた場合に海上モニタリングを行う。 小型船舶の保管場所及び運搬ルートを第1.4.2図に示す。</p> <p>a. 艇数：1艇（予備1艇） b. 定員：5名 c. モニタリング時に持ち込む主な資機材 ・電離箱サーベイメータ：1台 ・可搬式ダスト・よう素サンプラ：1台 ・海水採取用機材（容器等）：1式 d. 保管場所 ・1号機西側31mエリア：1台 ・2号機東側31mエリア（b）：1台 e. 運搬方法 ・専用積載車輛にて専用港岸壁まで運搬する。</p>  <p>第1.4.2図 小型船舶の保管場所及び運搬ルート</p> <p>! 重大事故等対処設備</p>	<p>【大飯】女川実績の反映 ・女川との比較は「1.4.2 小型船舶による海上モニタリング」の位置で実施している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

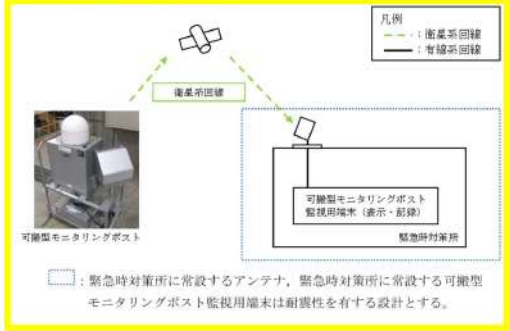
第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 重大事故等時における放射能測定について</p> <p>重大事故等時において、バックグラウンドが上昇し、測定が困難になった場合には、1、2号炉ホットカウント室（1、2号炉原子炉補助建屋内）(E.L.+23.8m)にて、モニタリングで採取した試料（ダスト、よう素、海水、排水）の放射能測定を行う。</p> <p>ホットカウント室は、可搬型空気浄化装置で、放射性物質（ダスト、よう素）により汚染した空気を浄化することができ、ホットカウント室内に汚染した空気を可能な限り取り込まないようにする。</p> <p>ホットカウント室内の汚染防止対策として、ホットカウント室及びホットカウント室周りをポリシートで養生するとともに、万一汚染した場合は、ポリシートの取替えを行う。</p> <p>また、鉛マット等を測定器の周りに配置し、測定器のバックグラウンドを下げる。</p> <p>なお、放射性プルーム通過中は放射能測定を実施しない。（放射能測定は他の事業所でも測定可能。）</p> <p>ホットカウント室の配置</p>  <p>1, 2号炉 原子炉補助建屋 (E.L.+23.8m)</p> <p>特図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>(6) 土壌モニタリング</p> <p>発電所敷地内の土壌を採取し、汚染サーベイメータ等により放射性物質を測定する。また、必要に応じてZnSシンチレーションサーベイメータによりα線（ウラン、プルトニウム等）、β線サーベイメータによりβ線（ストロンチウム等）を測定する。</p>		<p>【比較のため泊欄には5.を掲載】</p> <p>4. 重大事故時等に使用する測定室について</p> <p>4.1 バックグラウンドが上昇した場合の措置</p> <p>重大事故時等に環境線量が上昇した場合等は、緊急時対策所に配備する可搬型Ge半導体測定装置等を用いて測定を実施する（第4.1図参照）。</p> <p>測定試料は、ポリ袋で2重養生するなど汚染拡大防止対策を確実に実施し、緊急時対策所に持ち込み測定する。</p>  <p>第4.1図 可搬型Ge半導体測定装置の外観および配備場所</p> <p>【比較のため泊欄には1.4.3を掲載】</p> <p>1.4.3 土壌モニタリング</p> <p>発電所敷地内の土壌を採取し、β線サーベイメータによりベータ線を放出する放射性物質の濃度を測定する。また、必要に応じてγ線サーベイメータによりガンマ線、α線サーベイメータによりアルファ線を測定する。</p>	<p>【大飯】記載箇所・記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載箇所・記載表現の相違 【女川】大飯実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

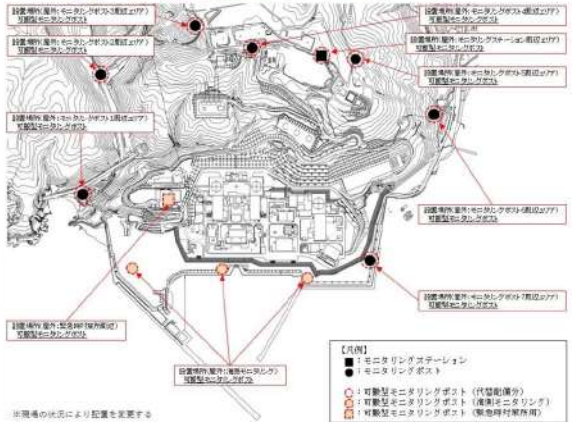
大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>補足説明資料3. 可搬型モニタリングポストの設置について</p> <p>(1) 可搬型モニタリングポストの台数について</p> <p>可搬型モニタリングポストは、固定モニタリング設備の代替として使用するため、周辺監視区域境界付近に設置している数（モニタリングポスト7台、モニタリングステーション1台）と同等の8台を準備している。</p> <p>また、発電所海側モニタリング用3台、緊急時対策所付近用1台を準備している。設置場所は原則、以下のとおりとする。</p>  <p>(2) 可搬型モニタリングポストの保管場所について</p> <p>可搬型モニタリングポストは、耐震性を有する緊急時対策所に保管する。</p> <p>また、複数台を一括して固縛することにより転倒を防止するとともに、周囲に緩衝材を取り付け衝撃を緩和することにより保管時の健全性を維持する。</p> <p>(3) 可搬型モニタリングポストの設置について</p> <p>重大事故等の発生により、固定モニタリング設備が機能を喪失した場合、原子力災害対策本部の放管班8名のうち2名が、モニタリング情報およびプラント状況から適切な汚染防護装備（タイベック、マスク等）を着用し、資機材運搬車を使用し、可搬型モニタリングポストの保管場所から必要台数を機能喪失した固定モニタリング設備付近に設置する。</p> <p>また、原子力災害対策特別措置法10条事象発生後（以下「緊急時モニタリング開始判断後」という。）は、発電所海側3台および緊急時対策所付近に1台設置する。</p> <p>なお、設置時には可搬型モニタリングポストの転倒防止脚を使用し転倒防止を図る。</p>	<p>【女川・大阪】</p> <p>・泊では補足説明資料3にて、可搬型モニタリングポストの設置についての記載を行っている。女川、大阪ではこれらの一部が後段で整理されているため、各社の該当ページに泊の記載を再掲し、比較している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(4) 伝送データの監視</p> <p>可搬型モニタリングポストのデータは、下図のとおり、衛星系回線を利用したデータ伝送により、リアルタイムに緊急時対策所に設置した可搬型モニタリングポスト監視用端末に伝送、表示される。</p> <p>緊急時対策所の放管班員は、伝送データが伝送、記録されていることを確認し、その数値を定期的に原子力災害対策本部に報告する。</p> <p>なお、可搬型モニタリングポストは外部バッテリーからの電源供給で、3.5日以上連続で測定が可能であることから、連続測定の場合は3日後までに放管班が予備バッテリー（3.5日以上連続測定可能）と交換する作業を実施することで7日間以上の連続測定が可能である。</p>  <p>(5) 冬季の設置に関する影響</p> <p>可搬型モニタリングポストは、外気温-19℃（最寄の気象官署における最低観測温度-18℃を担保した値）でも使用できる設計となっている他、衛星系回線は降雨雪時にも影響を受けにくいものを採用している。（降雨雪の影響を受けにくい無線周波数帯 [2.5 GHz/2.6 GHz※] を使用）</p> <p>また、設置場所への運搬については、泊発電所構内において一定（10 cm）以上の積雪が観測された時点で、速やかに除雪車による除雪が実施される体制にしていること、また可搬型モニタリングポストを運搬する車両は四輪駆動の車両を準備しているため支障はない。</p> <p>なお、設置場所に積雪があった場合には、運搬車両に除雪用具を積載しており、放管班が除雪することで設置場所を確保することが可能である。</p> <p>※ 地上 ⇒ 衛星間：2.6 GHz、衛星 ⇒ 地上間：2.5 GHz</p>	<p>【女川・大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では補足説明資料3にて、可搬型モニタリングポストの設置についての記載を行っている。女川、大飯ではこれらの一部が後段で整理されているため、各社の該当ページに泊の記載を再掲し、比較している。 <p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯の「補足説明資料5. 放射能放出率の算出」の一部と比較している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(6) 可搬型モニタリングポストの設置位置について 可搬型モニタリングポストは、泊発電所から8方位をほぼ網羅する位置に設置する。 発電所からの位置関係は以下のとおり。</p>  <p>※現場の状況により配置を変更する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備


大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p> <p>原子力事業者が実施する敷地内及び敷地境界のモニタリングは、以下の手順で行う。</p> <p>(1) 放射線量及び放射性物質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒事態が発生した場合、事象進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、モニタリングステーション1台、モニタリングポスト5台の稼動状況を確認する。 モニタリングステーション及びモニタリングポストが使用できない場合は、可搬式モニタリングポストにて放射線量の監視を行う。 可搬式モニタリングポストを海側敷地境界方向及び緊急時対策所付近に配備し、放射線量の監視を行う。 移動式放射能測定装置（モニタ車）が使用できない場合は、可搬型放射線計測装置により、発電所構内の放射性物質濃度を測定する。 敷地境界付近の放射線量のデータにより、海側方向に放射性物質が放出された場合でも、放出放射能量の算出が可能である。 		<p>補足説明資料4. 重大事故時の緊急時モニタリングについて</p> <p>警戒事態が発生し、原子力災害対策本部（以下、「対策本部」という。）を設置した後、事象の進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、発電所対策本部長の指示により、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの測定データを確認するとともにモニタリングの準備を開始する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、放管班は発電所周辺（周辺海域を含む）に放出される放射性物質濃度及び放射線量を監視・測定するとともに、ブルームの発生・通過を判断するために緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>(1) 陸域のモニタリングについて</p> <p>重大事故等が発生した場合に、泊発電所から発電所周辺に放出される放射性物質濃度及び放射線量を把握するため陸域モニタリングを実施する。</p> <p>a. 環境モニタリング時の防護装備</p> <p>放管班員は、重大事故発生後のモニタリング情報およびプラント状況から適切な放射線防護装備（タイベック、マスク等）を着用する。なお、冬季においては、タイベックの内側に防寒服を着用する。</p> <p>b. 気象条件の確認</p> <p>原子力災害対策本部の放管班長は、放管班員に対して以下のとおり気象条件の監視、測定、記録を指示する。</p> <p>① 気象観測所による観測</p> <p>気象観測所に設置している気象測器により、敷地内の風向、風速等の気象条件を中央制御室の環境監視盤で監視、測定、記録する。</p> <p>② 可搬型気象観測設備による観測</p> <p>気象観測所の気象観測設備が機能喪失した場合に、気象観測所に可搬型気象観測設備を配備し、敷地内の風向風速等の気象状況を監視、測定、記録する。</p> <p>また、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備を設置し、ブルーム通過方向を確認するため、緊急時対策所付近の風向風速等の気象状況を監視、測定、記録する。</p> <p>さらに、気象観測設備のデータが正常に伝送されている場合は、発電所敷地内の気象データを詳細に把握するため、放管班長の指示する場所に可搬型気象観測設備を配備する。</p> <p>なお、可搬型気象観測設備の設置時には、転倒防止脚及び重り等を使用し、転倒防止を図る。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>c. 陸上モニタリングの実施</p> <p>(a) 発電所敷地における放射線量の測定 放管班長は、モニタリングポスト又はモニタリングステーションの放射線量上昇に伴い、敷地内線量率分布を把握する必要があると判断した場合、気象観測設備または可搬型気象観測設備で確認した風向及び風速をもとに、風下方向を主として発電所敷地内の放射線量の測定を実施するよう放管班員に指示する。</p> <p>① 可搬型モニタリングポストによる測定 緊急時モニタリング開始判断後は、発電所海側モニタリングとして、可搬型モニタリングポスト3台を配備し、測定、監視、記録する。 また、緊急時モニタリング開始判断後は、緊急時対策所付近用として、可搬型モニタリングポスト1台を配備し、測定、監視、記録する。</p> <p>② 放射能観測車、サーベイメータによる測定 敷地内の放射線量を把握するため、放射能観測車搭載の空間吸収線量率モニタで測定、監視、記録する。 また、放射線量が高い場合には、放射能観測車に積載している電離箱サーベイメータ等を使用し、放射線量を測定、記録する。 さらに必要に応じて、資機材運搬車にサーベイメータ等を積載し、放射線量等を測定、記録する。</p> <p>(b) 発電所敷地における放射性物質濃度の測定 放管班長は、モニタリングポスト又はモニタリングステーションの放射線量の上昇に伴い、発電所敷地において放射性物質濃度の確認をする必要があると判断した場合、気象観測設備または可搬型気象観測設備で確認した風向、風速をもとに、ブルーム通過後は、ブルーム風下方向を主として発電所敷地内の放射性物質濃度の測定を実施するよう放管班員に指示する。 なお、測定にあたっては放射能レベルにより、採取量、測定時間等を調整する。</p> <p>① 空气中放射性物質の測定 敷地内において道路・通路が確保され、車両で寄り付き可能な場所から、放射能観測車に搭載しているダスト・よう素サンブラ、ダスト測定装置及びよう素測定装置等を用いて試料の採取、測定を行い、記録する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 ・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 海水、排水中及び土壌の放射性物質濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> 発電所の周辺海域の状況把握のために、取水路、放水路等の海水、排水の採取を行い、放射性物質の濃度測定を行う。 		<p>(2) 海域のモニタリングについて</p> <p>重大事故等が発生した場合に、泊発電所から発電所周辺海域等に放出される放射性物質の放出源を把握するため泊発電所専用港湾内外の海域の放射能濃度等を測定する。</p> <p>a. 海水サンプリング箇所について</p> <p>重大事故時等の発生により周辺海域の状況把握として、原則、以下の箇所の海水をサンプリングすることにより放射能濃度を把握することとしている。</p>  <p>b. 海水サンプリングの体制</p> <p>泊発電所において原子力防災体制が発令された場合は、原子力災害対策本部が設置される。海水のサンプリングは放管班長の指示により開始する。</p> <p>c. 海水サンプリングの方法について</p> <p>放管班員は、モニタリング情報およびプラント状況から適切な汚染防護装備（タイベック、マスク等）を着用し、さらに救命胴衣を着用して、放射能観測車、資機材運搬車または業務車両で専用港岸壁まで移動し、採取用資機材を岸壁から海水内に投入して海水をサンプリングする。</p> <p>d. 海水放射能の測定および測定結果の報告</p> <p>採取した海水は放射能測定装置でガンマ線放出核種の放射能の測定を実施する。分析結果は速やかに放管班長に報告するとともに、記録し保管する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・また、発電所の周辺海域への放射性物質の漏えいが確認された場合や敷地内でのモニタリングが困難な場合等には、小型船舶による発電所の周辺海域の放射線量及び放射性物質の測定を行う。</p> <p>・発電所敷地内の土壌モニタリングが必要と判断した場合に、放射性物質の濃度を測定する。</p> <p>(3) 気象観測</p> <p>・気象観測設備が使用できない場合は、可搬式気象観測装置で気象観測を行う。</p>		<p>(3) 海上モニタリングについて</p> <p>放管班員2名は、海水中の放射性物質濃度の測定で海水サンプリングを実施し水中の放射性物質濃度の測定を実施するが、このサンプリングで海水への放射性物質の漏洩が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合には、周辺海域への放射性物質の濃度等を確認するため、小型船舶を使用した海上モニタリング(船上においては、採取用資機材を使用した海水サンプリング、サーベイメータによる放射線量の測定、ダスト・よう素サンプラによる空気中の放射性物質の採取)を実施する。</p> <p>なお、使用する船舶は予備を含め2隻用意し、発電所構内高台(L.P.31m以上)のそれぞれ別な場所に保管する。</p> <p>(4) ブルーム発生時の対処について</p> <p>緊急時モニタリングにおけるブルーム発生への対処については以下のとおりである。</p> <p>a. ブルーム発生の連絡</p> <p>(a) モニタリングポスト、モニタリングステーション及び気象観測設備が使用可能な場合</p> <p>事故発生後、放射能観測車を使用した緊急時モニタリング実施中、対策本部において、モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポスト(発電所海側3台及び緊急時対策所付近1台)による放射線量の測定データ、気象観測設備及び可搬型気象観測設備(緊急時対策所付近1台)の風向、風速の測定データから炉心風下方向の放射線量の上昇によりブルーム発生の兆候が認められた場合、放管班長から無線通話装置等を使用して放射能観測車の放管班員にその旨を連絡する。</p> <p>(b) モニタリングポスト、モニタリングステーション及び気象観測設備が機能喪失の場合</p> <p>可搬型モニタリングポストによる放射線量および可搬型気象観測設備による風向、風速の測定データから炉心風下方向の放射線量の上昇によりブルーム発生の兆候が認められた場合、放管班長から無線通話装置等を使用して放射能観測車の放管班員にその旨を連絡する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <p>・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉				女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(4) 緊急時モニタリングの実施手順及び体制						
モニタリングの考え方	対応	開始時期の考え方	対応要員			
モニタリングステーション及びモニタリングポストの代替	可搬式モニタリングポストの配置	モニタリングステーション、モニタリングポストが使用できない場合	2～4名			
海側敷地境界方向の放射線監視 緊急時対策所付近の状況把握		原子力災害対策特別措置法第10条特定事象発生後				
空気中のモニタリング	空気中（ダスト・よじ素）の測定	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値等を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出された場合において発電所及びその周辺の空気中の放射性物質の濃度の測定が必要と判断した場合	2名			
土壌のモニタリング	土壌の測定	重大事故等発生後、排気筒ガスモニタ等の指示値を確認し、原子炉施設から放射性物質が放出され、土壌中の放射性物質の濃度の測定が必要となった場合（ブルーム通過後）	2名			
水中のモニタリング	海水、排水の測定	重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合	2名			
海上のモニタリング	空気中（ダスト・よじ素）及び海水の測定	重大事故発生後、廃棄物処理設備排水モニタの指示値等を確認し、原子炉施設から発電所の周辺海域への放水に放射性物質が含まれるおそれがある場合	4名			
恒設の気象観測設備の代替	可搬式気象観測装置の設置	重大事故等発生後、気象観測設備の故障等により、気象観測設備による風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量の測定機能が喪失した場合	6名			
					<p>b. ブルーム発生時の対処 連絡を受けた（あるいは自ら判断した）放射能観測車の放管班員は、放管班長からの指示に従い速やかに緊急時モニタリングを中止し、緊急時対策所もしくは放射線量の低い風上方向へ退避する。 なお、退避する際においても車載の空間吸収線量率モニタや電離箱サーベイメータによる測定を実施し、移動に伴う放射線量の変動を把握する。</p> <p>c. ブルーム通過後の対処 緊急時対策所又は風上方向に退避後、モニタリングポスト、モニタリングステーション又は可搬型モニタリングポストの測定データ等によりブルームが通過したと判断された場合、放管班員は放管班長の指示に従い緊急時モニタリングを再開する。</p>	<p>【大阪】記載方針の相違 ・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。</p>
				緊急時モニタリングの基本的フロー（例）		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																															
		<p>(5) 緊急時モニタリングの成立性について 各モニタリング項目のおおよその所要時間は以下のとおりである。(要員2名×2班(A班, B班)での実施)。 A班は可搬型モニタリングポストおよび可搬型気象観測設備の設置については、約490分で実施可能、B班は約200分で放射能観測車を用いた空間放射線・放射能物質濃度の測定、海水中の放射性物質濃度の測定が実施可能である。</p> <table border="1" data-bbox="1294 379 1771 975"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>所要時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">緊急時対策所付近の可搬型モニタリングポストの設置、発電所海側に可搬型モニタリングポストの設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む)</td> <td>① 事前打合せ 約10分</td> </tr> <tr> <td>② 防護装備着用 約20分</td> </tr> <tr> <td>③ 可搬型モニタリングポスト1台を保管場所から移動・設置・測定開始 約20分</td> </tr> <tr> <td>④ 車両準備・移動 約10分</td> </tr> <tr> <td>⑤ 機材積載 約20分(可搬型モニタリングポスト3台を積載)</td> </tr> <tr> <td>⑥ 可搬型モニタリングポスト3台(発電所海側)を設置・測定開始 約40分</td> </tr> <tr> <td>①~⑥の合計 約130分</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">緊急時対策所付近の可搬型気象観測設備の設置【A班】 (防護装備含む)</td> <td>① 事前打合せ 約10分</td> </tr> <tr> <td>② 防護装備着用 約20分</td> </tr> <tr> <td>③ 保管場所からの移動約10分</td> </tr> <tr> <td>④ 可搬型気象観測設備1台を設置・測定開始 約40分</td> </tr> <tr> <td>①~④の合計 約80分</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">可搬型モニタリングポストの設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む) ※固定モニタリング設備(8箇所)</td> <td>① 事前打合せ 約10分</td> </tr> <tr> <td>② 防護装備着用 約20分</td> </tr> <tr> <td>③ 車両準備・移動 約10分</td> </tr> <tr> <td>④ 機材積載 約20分(可搬型モニタリングポスト4台を積載)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 可搬型モニタリングポスト4台設置・測定開始 約50分(要員2名×1班で実施、移動時間含む)</td> </tr> <tr> <td>⑥ 保管場所に移動 約10分</td> </tr> <tr> <td>⑦ 機材積載 約20分(可搬型モニタリングポスト4台を積載)</td> </tr> <tr> <td>⑧ 可搬型モニタリングポスト4台設置・測定開始 約50分</td> </tr> <tr> <td>①~⑧の合計 約190分</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">可搬型気象観測設備の設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む)</td> <td>① 事前打合せ 約10分</td> </tr> <tr> <td>② 防護装備着用 約20分</td> </tr> <tr> <td>③ 車両準備・移動 約10分</td> </tr> <tr> <td>④ 機材積載 約20分(可搬型気象観測設備1台を積載)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 可搬型気象観測設備1台を設置・測定開始 約40分</td> </tr> <tr> <td>①~⑤の合計 約100分</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">放射能観測車による監視【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)</td> <td>① 事前打合せ 約10分</td> </tr> <tr> <td>② 防護装備着用 約20分</td> </tr> <tr> <td>③ 車両準備・積載 約10分</td> </tr> <tr> <td>④ ダスト・よう素測定: 約30分/箇所(汚・汚濁抑制)</td> </tr> <tr> <td>⑤ 放射線測定(空間線量率モニタ): 連続測定可</td> </tr> <tr> <td>①~④(⑤は④と同時進行)の合計 約70分</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">海水サンプリング【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)</td> <td>① 事前打合せ 約10分</td> </tr> <tr> <td>② 防護装備着用 約20分</td> </tr> <tr> <td>③ 車両準備・積載 約10分</td> </tr> <tr> <td>④ 移動・試料採取 約20分×3箇所、60分/3箇所</td> </tr> <tr> <td>⑤ 試料測定 約10分×3箇所分、30分/3箇所分</td> </tr> <tr> <td>①~⑤の合計 約100分</td> </tr> </tbody> </table>	項目	所要時間	緊急時対策所付近の可搬型モニタリングポストの設置、発電所海側に可搬型モニタリングポストの設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約10分	② 防護装備着用 約20分	③ 可搬型モニタリングポスト1台を保管場所から移動・設置・測定開始 約20分	④ 車両準備・移動 約10分	⑤ 機材積載 約20分(可搬型モニタリングポスト3台を積載)	⑥ 可搬型モニタリングポスト3台(発電所海側)を設置・測定開始 約40分	①~⑥の合計 約130分	緊急時対策所付近の可搬型気象観測設備の設置【A班】 (防護装備含む)	① 事前打合せ 約10分	② 防護装備着用 約20分	③ 保管場所からの移動約10分	④ 可搬型気象観測設備1台を設置・測定開始 約40分	①~④の合計 約80分	可搬型モニタリングポストの設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む) ※固定モニタリング設備(8箇所)	① 事前打合せ 約10分	② 防護装備着用 約20分	③ 車両準備・移動 約10分	④ 機材積載 約20分(可搬型モニタリングポスト4台を積載)	⑤ 可搬型モニタリングポスト4台設置・測定開始 約50分(要員2名×1班で実施、移動時間含む)	⑥ 保管場所に移動 約10分	⑦ 機材積載 約20分(可搬型モニタリングポスト4台を積載)	⑧ 可搬型モニタリングポスト4台設置・測定開始 約50分	①~⑧の合計 約190分	可搬型気象観測設備の設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約10分	② 防護装備着用 約20分	③ 車両準備・移動 約10分	④ 機材積載 約20分(可搬型気象観測設備1台を積載)	⑤ 可搬型気象観測設備1台を設置・測定開始 約40分	①~⑤の合計 約100分	放射能観測車による監視【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約10分	② 防護装備着用 約20分	③ 車両準備・積載 約10分	④ ダスト・よう素測定: 約30分/箇所(汚・汚濁抑制)	⑤ 放射線測定(空間線量率モニタ): 連続測定可	①~④(⑤は④と同時進行)の合計 約70分	海水サンプリング【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約10分	② 防護装備着用 約20分	③ 車両準備・積載 約10分	④ 移動・試料採取 約20分×3箇所、60分/3箇所	⑤ 試料測定 約10分×3箇所分、30分/3箇所分	①~⑤の合計 約100分	<p>【大飯】記載方針の相違 ・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。</p>
項目	所要時間																																																	
緊急時対策所付近の可搬型モニタリングポストの設置、発電所海側に可搬型モニタリングポストの設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約10分																																																	
	② 防護装備着用 約20分																																																	
	③ 可搬型モニタリングポスト1台を保管場所から移動・設置・測定開始 約20分																																																	
	④ 車両準備・移動 約10分																																																	
	⑤ 機材積載 約20分(可搬型モニタリングポスト3台を積載)																																																	
	⑥ 可搬型モニタリングポスト3台(発電所海側)を設置・測定開始 約40分																																																	
①~⑥の合計 約130分																																																		
緊急時対策所付近の可搬型気象観測設備の設置【A班】 (防護装備含む)	① 事前打合せ 約10分																																																	
	② 防護装備着用 約20分																																																	
	③ 保管場所からの移動約10分																																																	
	④ 可搬型気象観測設備1台を設置・測定開始 約40分																																																	
①~④の合計 約80分																																																		
可搬型モニタリングポストの設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む) ※固定モニタリング設備(8箇所)	① 事前打合せ 約10分																																																	
	② 防護装備着用 約20分																																																	
	③ 車両準備・移動 約10分																																																	
	④ 機材積載 約20分(可搬型モニタリングポスト4台を積載)																																																	
	⑤ 可搬型モニタリングポスト4台設置・測定開始 約50分(要員2名×1班で実施、移動時間含む)																																																	
	⑥ 保管場所に移動 約10分																																																	
	⑦ 機材積載 約20分(可搬型モニタリングポスト4台を積載)																																																	
	⑧ 可搬型モニタリングポスト4台設置・測定開始 約50分																																																	
①~⑧の合計 約190分																																																		
可搬型気象観測設備の設置【A班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約10分																																																	
	② 防護装備着用 約20分																																																	
	③ 車両準備・移動 約10分																																																	
	④ 機材積載 約20分(可搬型気象観測設備1台を積載)																																																	
	⑤ 可搬型気象観測設備1台を設置・測定開始 約40分																																																	
①~⑤の合計 約100分																																																		
放射能観測車による監視【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約10分																																																	
	② 防護装備着用 約20分																																																	
	③ 車両準備・積載 約10分																																																	
	④ ダスト・よう素測定: 約30分/箇所(汚・汚濁抑制)																																																	
	⑤ 放射線測定(空間線量率モニタ): 連続測定可																																																	
①~④(⑤は④と同時進行)の合計 約70分																																																		
海水サンプリング【B班】 (防護装備、車両準備・積載含む)	① 事前打合せ 約10分																																																	
	② 防護装備着用 約20分																																																	
	③ 車両準備・積載 約10分																																																	
	④ 移動・試料採取 約20分×3箇所、60分/3箇所																																																	
	⑤ 試料測定 約10分×3箇所分、30分/3箇所分																																																	
①~⑤の合計 約100分																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
		<p>(6) 陸域のモニタリングの訓練について</p> <p>緊急時モニタリングのうち陸域のモニタリングについては、放管班の緊急時モニタリング訓練を通して技術力を維持しており具体的には、放管班2名で以下の項目を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型モニタリングポスト設置訓練（放射線防護具着用、冬季実施） ・ダスト・よう素サンプリング訓練（放射線防護具着用） ・サーベイメータによる測定訓練（放射線防護具着用） ・上記項目の連絡訓練 <p>また、定例業務により定期的に以下の測定を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・走行状態での放射線量の測定 ・定点で停止状態での放射線量の測定、風向風速の測定 <p>緊急時モニタリングについてはブルーム通過時の対処も含め、放射能観測車による上記の訓練および定例の業務から放射線量測定および風向風速測定により適切に判断し実施できる。なお、今後も継続して訓練を行い必要な改善を実施していくこととしている。</p> <p>(7) 海上モニタリングの成立性について</p> <p>海上のモニタリングについては、海上という特殊な場所でのモニタリングとなることから、津波等における危険が十分に小さいと判断される時期で、海水への放射性物質の漏洩が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合に、発電所周辺海域への放射能等を確認するため、小型船舶を使用して実施する。</p> <p>なお、使用する小型船舶は予備を含め2艇用意し、発電所構内高台（T.P.31m以上）のそれぞれ別な場所に保管する。</p> <p>・要員</p> <table border="1" data-bbox="1272 1043 1809 1161"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>開始時期</th> <th>要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>・津波等による危険がないと判断される時期で取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射線物質漏洩が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合</td> <td>放管班2名 船舶要員1名※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：船舶要員は、シルトフェンス設置要員または放管班員を充当する。</p> <p>・所要時間</p> <table border="1" data-bbox="1272 1209 1809 1369"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>所要時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 船舶の運搬・資機材積載：80分 ④ 採取測定地点移動 20分/海上1箇所程度 ⑤ 試料採取/測定・サーベイ：70分/海上1箇所程度 ①～⑤の合計約200分</td> </tr> </tbody> </table>	項目	開始時期	要員	海上モニタリング	・津波等による危険がないと判断される時期で取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射線物質漏洩が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合	放管班2名 船舶要員1名※	項目	所要時間	海上モニタリング	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 船舶の運搬・資機材積載：80分 ④ 採取測定地点移動 20分/海上1箇所程度 ⑤ 試料採取/測定・サーベイ：70分/海上1箇所程度 ①～⑤の合計約200分	<p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。
項目	開始時期	要員											
海上モニタリング	・津波等による危険がないと判断される時期で取水口、放水口の海水サンプリング結果から放射線物質漏洩が確認された場合等、放管班長が海上モニタリングが必要と判断した場合	放管班2名 船舶要員1名※											
項目	所要時間												
海上モニタリング	① 事前打合せ 約10分 ② 防護装備着用 約20分 ③ 船舶の運搬・資機材積載：80分 ④ 採取測定地点移動 20分/海上1箇所程度 ⑤ 試料採取/測定・サーベイ：70分/海上1箇所程度 ①～⑤の合計約200分												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉

女川原子力発電所2号炉

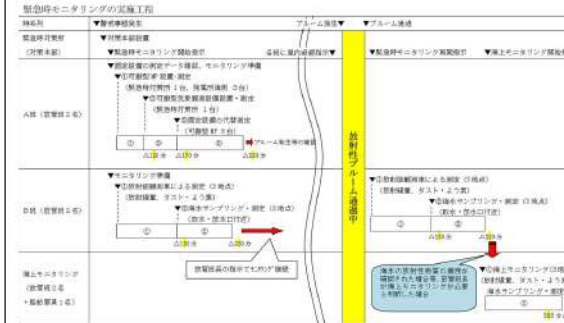
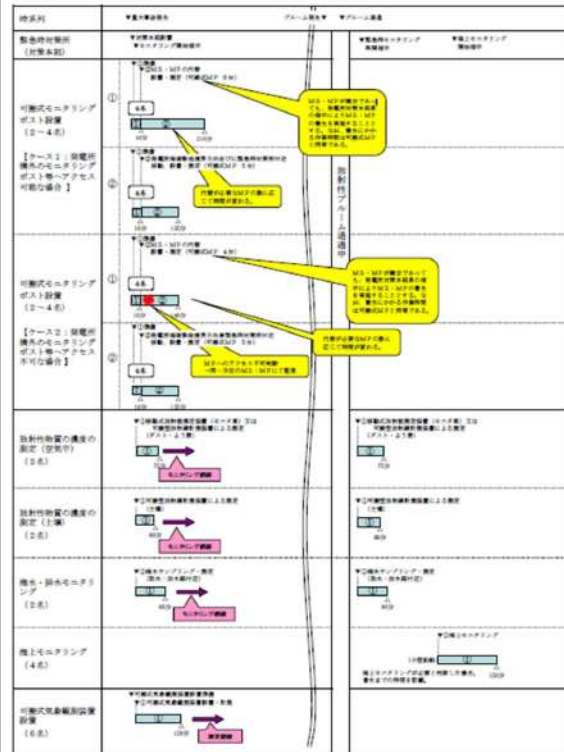
泊発電所3号炉

相違理由

4. 緊急時モニタリングに関する要員の動き

「3. 緊急時モニタリングの実施手順及び体制」に示す対応要員について、事故発生からブルーム通過後までの動きを以下に示す。

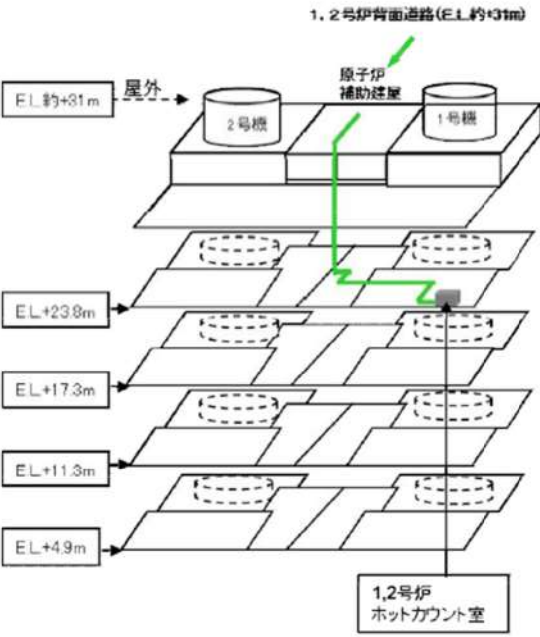
(1) 事故発生からブルーム通過後までの要員の動き



【大飯】記載方針の相違
 ・記載方針が異なるものの緊急時モニタリングとしての作業内容は同様である。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) ホットカウント室へのアクセス性について 海水及び排水サンプリングで採取したサンプリング試料の放射能測定を実施する1,2号炉のホットカウント室については、耐震Sクラスの補助建屋内にあり、補助建屋へアクセスする1,2号炉背面道路（E.L.約+31m）からホットカウント室（E.L.+23.8m）までのアクセスルートについては、障害となる機器がないためアクセスが可能である。</p>  <p>ホットカウント室へのアクセスルート</p>			<p>【大飯】運用の相違 ・海水及び排水サンプリングで採取した試料の放射能測定についても、泊は女川同様現場において放射能測定装置で測定を行う運用である。（3.7 緊急時モニタリングの実施手順及び体制に記載）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 放射能放出率の算出</p> <p>重大事故等が発生した場合に、海側敷地境界付近を含み原子炉格納施設を囲む8方位をほぼ網羅する位置に可搬式モニタリングポストを設置し、風下方向の放射線量を測定する。また、可搬式モニタリングポストで得られた放射線量のデータから、放射能放出率を算出し、放出放射線を求める。</p> <p>(1) 可搬式モニタリングポストの配置場所</p> <p>下図に可搬式モニタリングポストの配置場所を示す。可搬式モニタリングポストは、大飯発電所から8方位をほぼ網羅する位置に設置する。また、アクセスルートが確保できていない等の状況から構外モニタリングポスト付近に設置できない場合は、発電所構内にある同一方位のモニタリングポストまたは可搬式モニタリングポストにて監視する。</p> 		<p>【比較のため泊欄には補足説明資料3、(1)を掲載】</p> <p>(1) 可搬型モニタリングポストの台数について</p> <p>可搬型モニタリングポストは、固定モニタリング設備の代替として使用するため、周辺監視区域境界付近に設置している数（モニタリングポスト7台、モニタリングステーション1台）と同等の8台を準備している。</p> <p>また、発電所海側モニタリング用3台、緊急時対策所付近用1台を準備している。設置場所は原則、以下のとおりとする。</p> 	<p>【大飯】資料構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

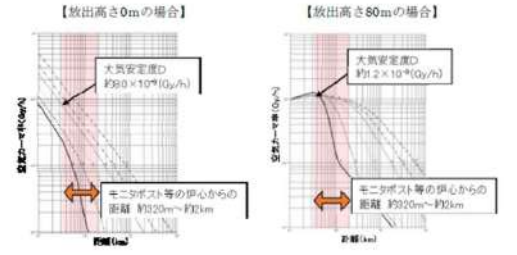
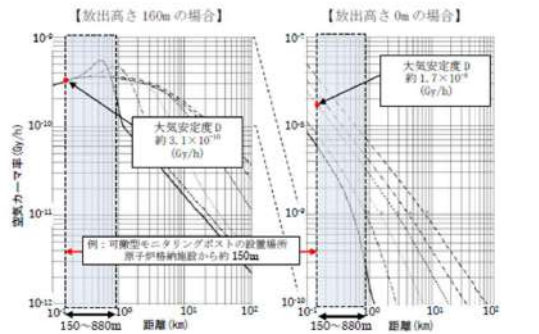
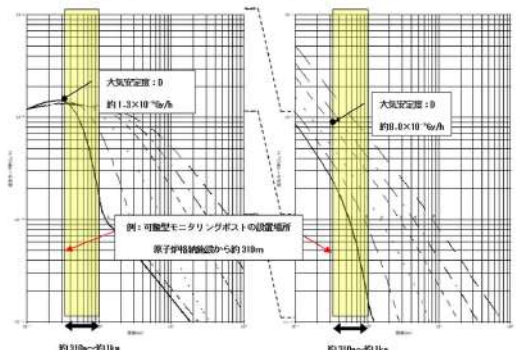
第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 冬季の設置に関する影響</p> <p>可搬式モニタリングポストは、外気温-10℃でも使用できる設計となっている他、衛星系回線は降雪時にも影響を受けにくいものを採用している。(降雪の影響を受けにくい無線周波数帯 [2.5 GHz/2.6 GHz] を使用)</p> <p>また、設置場所への運搬については、大飯発電所構内において一定(10cm)以上の積雪が観測された時点で、速やかに除雪車による除雪が実施される体制にしているため支障はない。</p> <p>なお、設置場所に積雪があった場合には、運搬車両に除雪用具を積載しており、除雪することで設置場所を確保することが可能である。</p>		<p>【比較のため泊欄には補足説明資料3、(5)を掲載】</p> <p>(5) 冬季の設置に関する影響</p> <p>可搬型モニタリングポストは、外気温-19℃(最寄の気象官署における最低観測温度-18℃を担保した値)でも使用できる設計となっている他、衛星系回線は降雪時にも影響を受けにくいものを採用している。(降雪の影響を受けにくい無線周波数帯 [2.5 GHz/2.6 GHz[※]] を使用)</p> <p>また、設置場所への運搬については、泊発電所構内において一定(10 cm)以上の積雪が観測された時点で、速やかに除雪車による除雪が実施される体制にしていること、また可搬型モニタリングポストを運搬する車両は四輪駆動の車両を準備しているため支障はない。</p> <p>なお、設置場所に積雪があった場合には、運搬車両に除雪用具を積載しており、放管班が除雪することで設置場所を確保することが可能である。</p> <p>※ 地上 ⇒ 衛星間：2.6 GHz, 衛星 ⇒ 地上間：2.5 GHz</p>	<p>【大飯】個別設計の相違 【大飯】根拠を明確化</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 放射能放出率の算出</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合に放射性物質の放射能放出率を算出するために、可搬式モニタリングポストで得られた放射線量のデータより、以下の算出式を用いる。</p> <p>（出典：「環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会平成22年4月）」より）</p> <p>a. 放射性希ガス放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times D \times U / D_0 / E \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性希ガス放出率 (GBq/h) D : 風下のモニタリング地点で実測された空気カーマ率^{※1} (μGy/h) D₀ : 空気カーマ率図のうち地上放出高さ及び大気安定度が該当する図から読み取った地表地点における空気カーマ率 (μGy/h) (at放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s, 実効エネルギー: 1MeV/dis)^{※2} U : 平均風速 (m/s) E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるガンマ線実効エネルギー (MeV/dis)</p> <p>b. 放射性ヨウ素放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times x \times U / x_0 \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性ヨウ素放出率 (GBq/h) x : 風下のモニタリング地点で実測された大気中の放射性ヨウ素濃度^{※1} (Bq/m³) x₀ : 地上高さ及び大気安定度が該当する地表濃度分布図より読み取った地表における大気中放射性ヨウ素濃度 (Bq/m³) (at放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s)^{※2} U : 平均風速 (m/s)</p> <p>※1: モニタリングで得られたデータを使用 ※2: 排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布 (Ⅲ) (日本原子力研究所2004年6月JAERI-Data/Code 2004-010)</p>	<p>3.3 放射能放出率の算出</p> <p>3.3.1 環境放射線モニタリング指針に基づく算出</p> <p>(1) 地上高さから放出された場合の測定について</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合に放射性物質の放射能放出率を算出するために、可搬式モニタリングポストで得られた放射線量のデータより、以下の算出式を用いる。</p> <p>出典：「環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会平成22年4月）」より</p> <p>a. 放射性希ガス放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times \text{D} \times U / D_0 / E \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性希ガス放出率 (GBq/h) 4 : 安全係数 D : 風下の地表モニタリング地点で実測された空気カーマ率^{※1} (μGy/h) U : 平均風速 (m/s) D₀ : 空気カーマ率図のうち地上放出高さ及び大気安定度が該当する図から読み取った地表地点における空気カーマ率^{※2} (μGy/h) (at放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s, 実効エネルギー: 1MeV/dis) E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるガンマ線実効エネルギー (MeV/dis)</p> <p>b. 放射性ヨウ素放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times x \times U / x_0 \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性ヨウ素放出率 (GBq/h) 4 : 安全係数 x : 風下の地表モニタリング地点で実測された大気中の放射性ヨウ素濃度^{※1} (Bq/m³) U : 平均風速 (m/s) x₀ : 地上放出高さ及び大気安定度が該当する地表濃度分布図より読み取った地表における大気中放射性ヨウ素濃度^{※2} (Bq/m³) (at放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s)</p> <p>※1: モニタリングで得られたデータを使用 ※2: 排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図及び放射性雲からの等空気カーマ率分布図 (Ⅲ) (日本原子力研究所 2004 年 6 月 JAERI-Data/Code 2004-010)</p>	<p>(8) 環境放射線モニタリング指針に基づく算出について</p> <p>a. 地上高さから放出された場合の測定について</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合に放射性物質の放射能放出率を算出するために、可搬式モニタリングポストで得られた放射線量のデータより、以下の算出式を用いる。</p> <p>出典：「環境放射線モニタリング指針（原子力安全委員会平成22年4月）」より</p> <p>(a) 放射性希ガス放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times \text{D} \times U / D_0 / E \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性希ガス放出率 (GBq/h) D : 風下のモニタリング地点で実測された空気カーマ率^{※1} (μGy/h) D₀ : 空気カーマ率図のうち地上放出高さ及び大気安定度が該当する図から読み取った地表地点における空気カーマ率 (μGy/h) (at放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s, 実効エネルギー: 1MeV/dis)^{※2} U : 平均風速 (m/s) E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるγ線実効エネルギー (MeV/dis)</p> <p>(b) 放射性ヨウ素放出率 (Q) の算出式</p> $Q = 4 \times x \times U / x_0 \quad (\text{GBq/h})$ <p>Q : 実際の条件下での放射性ヨウ素放出率 (GBq/h) x : 風下のモニタリング地点で実測された放射性ヨウ素濃度^{※1} (Bq/m³) x₀ : 地上高さ及び大気安定度が該当する地表濃度分布図から読み取った地表における大気中放射性ヨウ素濃度 (Bq/m³) (at放出率: 1GBq/h, 風速: 1m/s)^{※2} U : 平均風速 (m/s)</p> <p>※1: モニタリングで得られたデータを使用 ※2: 排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布 (Ⅲ) (日本原子力研究所 2004 年 6 月 JAERI-Data/Code 2004-010)</p>	<p>【大飯】女川実績の反映 【女川】資料番号の相違</p>

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 放出放射能量の計算例</p> <p>以下に、放射性希ガスによる放出放射能量の計算例を示す。 (風速は「1 m」、大気安定度は「D」とする。)</p> <p>放射性希ガス放出率 = $4 \times D \times U / D_0 / E$ $= 4 \times 5 \times 10^4 \times 1.0 / 1.2 \times 10^{-3} / 0.5 = 3.3 \times 10^8$ (GBq/h) (3.3×10^{17} Bq/h)</p> <p>4 : 安全係数 D : モニタリング地点 (風下方向) で実測された空間放射線量率 $\Rightarrow 50$ mGy/h ($5 \times 10^4 \mu\text{Gy/h}$) ※1 Sv = 1 Gy とした U : 放出地上高さにおける平均風速 $\Rightarrow 1.0$ m/s D₀ : $1.2 \times 10^{-3} \mu\text{Gy/h}$ E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるガンマ線実効エネルギー $\Rightarrow 0.5$ MeV/dis</p> <p>※ 放射性ヨウ素の放出放射能量は、可搬式ダストサンプラにより採取、測定したデータから算出する。</p> <p>(5) 可搬式モニタリングポストによる放射線量率の計測について</p> <p>重大事故等が発生した場合に、周辺監視区域境界に設置している固定モニタリング設備 (モニタリングステーション1台、モニタリングポスト5台) が機能を喪失した場合の代替用に6個及び海側敷地境界方向に5個可搬式モニタリングポストを設置し、風下方向の放射線量を測定する。</p> <p>なお、ブルームが高い位置から放出された場合でも、ブルームが通過する上空と地表面の間に放射線を遮へいするものが無いため、地表面に設置する可搬式モニタリングポストで十分に計測が可能である。</p>  <p>図 地表面における放射性雲からのγ線による空気カーマ率分布</p> <p>出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布図 (Ⅲ)」 (日本原子力研究所2004年6月 JAEI-Data/Code 2004-010) (条件等加筆)</p>	<p>(2) 高い位置から放出された場合の測定について</p> <p>可搬式モニタリングポストは、地表面に配置するため、高所から放射性雲が放出された場合、放射線量率としては低くなる。しかしながら、放射性雲が通過する上空と地表面の間に放射線を遮蔽するものがないため、地表面に配置する可搬式モニタリングポストで十分に測定が可能である。</p>  <p>出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布図 (Ⅲ)」 (日本原子力研究所 2004 年 6 月 JAEI-Data/Code 2004-010) (条件等加筆)</p> <p>・排気筒高さ 0.P.+17m[※] ・敷地グラウンドレベル 0.P.+15m[※] ・可搬式モニタリングポスト設置場所 (原子炉格納施設から約 150~880m) ※：2011年東北地方太平洋沖地震に伴う地殻変動を考慮すると、表記値より一層に1m以下</p> <p>第 3.3.1-1 図 各大気安定度における地表面での放射性雲からのγ線による空気カーマ率分布図</p>	<p>b. 放射能放出率の算出 <放射能放出率の計算例> 以下に、放射性希ガスによる放射能放出率の計算例を示す。 (風速は「1m/s」、大気安定度は「D」とする。)</p> <p>放射性希ガス放出率 = $4 \times D \times U / D_0 / E$ $= 4 \times 5 \times 10^4 \times 1.0 / 1.2 \times 10^{-3} / 0.5 = 3.3 \times 10^8$ (GBq/h) (3.3×10^{17} Bq/h)</p> <p>4 : 安全係数 D : モニタリング地点 (風下方向) で実測された空間放射線量率 $\Rightarrow 50$ mGy/h ($5 \times 10^4 \mu\text{Gy/h}$) ※1 Sv = 1 Gy とした U : 放出地上高さにおける平均風速 $\Rightarrow 1.0$ m/s D₀ : $1.2 \times 10^{-3} \mu\text{Gy/h}$ E : 原子炉停止から推定時点までの経過時間によるγ線実効エネルギー $\Rightarrow 0.5$ MeV/dis</p> <p>※ 放射性ヨウ素の放出放射能量は、可搬式ダスト・よう素サンプラにより採取・測定したデータから算出する。</p> <p>c. 高い位置から放出された場合の測定について</p> <p>可搬式モニタリングポストは、地表面に配置するため、高所からブルームが放出された場合、放射線量率としては低くなる。しかしながら、ブルームが通過する上空と地表面の間に放射線を遮蔽するものがないため、地表面に配置する可搬式モニタリングポストで十分に測定が可能である。</p> <p>【放出高さ 70m の場合】 【放出高さ 0m の場合】</p>  <p>出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布図および放射性雲からの等空気カーマ率分布図 (Ⅲ)」 (日本原子力研究所 2004 年 6 月 JAEI-Data/Code 2004-010)</p> <p>・排気筒高さ：G.L.+73.1m ・可搬式モニタリングポスト設置場所 (原子炉格納施設から約 310m~約 1km)</p> <p>第 1 図 各大気安定度における地表面でのブルームからのγ線による空気カーマ率分布図</p>	<p>【女川】記載箇所の相違 ・移動して比較</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(3) 放射能放出率の計算例 <放射能放出率の計算例> 以下に、放射性希ガスによる放射能放出率の計算例を示す。</p> <p>(風速は「1m/s」、大気安定度は「D」とする。)</p> $\begin{aligned} \text{放射性希ガス放出率} &= 4 \times D \times U / D_0 / E \\ &= 4 \times 5 \times 10^4 \times 1.0 / 3.1 \times 10^{-4} / 0.5 \\ &= 1.3 \times 10^9 \text{ (GBq/h)} \quad (1.3 \times 10^{10} \text{ Bq/h}) \end{aligned}$ <p>4：安全係数 D：地表モニタリング地点で（風下方向）実測された空間放射線量率 ⇒50 mGy/h (5×10⁴μGy/h) ※1Sv=1Gyとした U：放出地上高さにおける平均風速 ⇒1.0m/s D₀：空気カーマ率のうち地上放出高さ及び大気安定度が該当する図から読み取った地表地点における空気カーマ率 ⇒3.1×10⁻⁴μGy/h E：原子炉停止から推定時点までの経過時間によるガンマ線実効エネルギー ⇒0.5MeV/dis</p> <p>※：放射性よう素の放出放射能率は、可搬型ダスト・よう素サンプラにより採取し、可搬型放射線計測装置により測定したデータから算出する。</p>	<p>【比較のため、本ページ泊欄は補足説明資料4（8）b.を掲載】 b. 放射能放出率の算出 <放射能放出率の計算例> 以下に、放射性希ガスによる放射能放出率の計算例を示す。</p> <p>(風速は「1m/s」、大気安定度は「D」とする。)</p> $\begin{aligned} \text{放射性希ガス放出率} &= 4 \times D \times U / D_0 / E \\ &= 4 \times 5 \times 10^4 \times 1.0 / 1.2 \times 10^{-4} / 0.5 = 3.3 \times 10^9 \text{ (GBq/h)} \\ & \quad (3.3 \times 10^{10} \text{ Bq/h}) \end{aligned}$ <p>4：安全係数 D：モニタリング地点（風下方向）で実測された空間放射線量率 ⇒50 mGy/h (5×10⁴μGy/h) ※1Sv=1Gyとした U：放出地上高さにおける平均風速 ⇒1.0 m/s D₀：1.2×10⁻⁴ μGy/h E：原子炉停止から推定時点までの経過時間によるγ線実効エネルギー ⇒0.5 MeV/dis</p> <p>※：放射性よう素の放出放射能率は、可搬型ダスト・よう素サンプラにより採取・測定したデータから算出する。</p>	

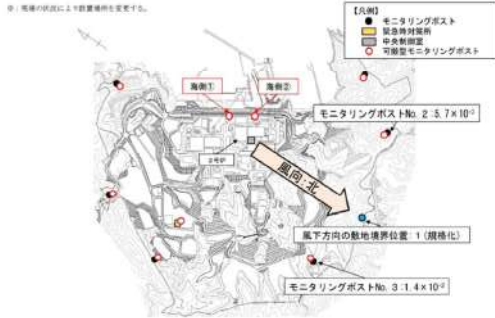

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
	<p>3.3.2 可搬型モニタリングポストの配置位置における放射 性雲の検知性について</p> <p>(1) 環境放射線モニタリング指針に基づく評価 放射性雲が放出された場合において、放射性雲は必ずし も可搬型モニタリングポストの配置位置を通過するわけ ではなく、間隙を通過するケースも考えられる。そのため、 第3.3.2-1表の条件において、放出高さ及び大気安定度 が該当する空気カーマ率図（第3.3.2-1図、第3.3.2-2図） を用いて、配置する可搬型モニタリングポストの検知性を 評価した。</p> <p style="text-align: center;">第3.3.2-1表 評価条件</p> <table border="1" data-bbox="689 544 1209 895"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定内容</th> <th>設定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風速</td> <td>1.0m/s</td> <td>それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として1.0m/sを設定した。</td> </tr> <tr> <td>風向</td> <td>8方位</td> <td>可搬型モニタリングポストの配置位置を考慮した。</td> </tr> <tr> <td>大気安定度</td> <td>D（中立）</td> <td>女川原子力発電所で観測された大気安定度のうち、最も出現頻度の高い大気安定度を採用（2012年1月～12月）した。</td> </tr> <tr> <td>放出位置</td> <td>2号炉原子炉格納容器フィルタベント装置出口配管（地上高約37m、標高約50m）</td> <td>2号炉原子炉格納容器フィルタベント装置出口配管からの放出を想定した。</td> </tr> <tr> <td>評価地点</td> <td>可搬型モニタリングポストの配置位置</td> <td>当該配置場所での放射性雲の検知性を確認するため。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設定内容	設定理由	風速	1.0m/s	それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として1.0m/sを設定した。	風向	8方位	可搬型モニタリングポストの配置位置を考慮した。	大気安定度	D（中立）	女川原子力発電所で観測された大気安定度のうち、最も出現頻度の高い大気安定度を採用（2012年1月～12月）した。	放出位置	2号炉原子炉格納容器フィルタベント装置出口配管（地上高約37m、標高約50m）	2号炉原子炉格納容器フィルタベント装置出口配管からの放出を想定した。	評価地点	可搬型モニタリングポストの配置位置	当該配置場所での放射性雲の検知性を確認するため。	<p>(9) 可搬型モニタリングポスト設置場所におけるブルーム の検知性について</p> <p>a. 環境放射線モニタリング指針に基づく評価 ブルームが放出された場合において、ブルームは必ずし も可搬型モニタリングポストの配置位置を通過するわけ ではなく、間隙を通過するケースも考えられる。そのため、 第1表の条件において、放出高さ及び大気安定度が該当す る空気カーマ率図（第1図、第2図）を用いて、配置する 可搬型モニタリングポストの検知性を評価した。</p> <p style="text-align: center;">第1表 評価条件</p> <table border="1" data-bbox="1256 544 1812 1003"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>設定内容</th> <th>設定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風速</td> <td>1.0m/s</td> <td>それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として1.0m/sを設定した。</td> </tr> <tr> <td>風速</td> <td>8方位</td> <td>可搬型モニタリングポストの設置場所を考慮した。</td> </tr> <tr> <td>大気安定度</td> <td>D（中立）</td> <td>泊発電所構内で最も出現頻度の高い大気安定度を採用した。</td> </tr> <tr> <td>放出位置</td> <td>3号炉格納容器地上高（70m）</td> <td>3号炉原子炉格納容器からの漏えいを想定</td> </tr> <tr> <td>評価地点</td> <td>可搬型モニタリングポストの設置場所</td> <td>当該設置場所でのブルームの検知性確認のため。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	設定内容	設定理由	風速	1.0m/s	それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として1.0m/sを設定した。	風速	8方位	可搬型モニタリングポストの設置場所を考慮した。	大気安定度	D（中立）	泊発電所構内で最も出現頻度の高い大気安定度を採用した。	放出位置	3号炉格納容器地上高（70m）	3号炉原子炉格納容器からの漏えいを想定	評価地点	可搬型モニタリングポストの設置場所	当該設置場所でのブルームの検知性確認のため。	
項目	設定内容	設定理由																																					
風速	1.0m/s	それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として1.0m/sを設定した。																																					
風向	8方位	可搬型モニタリングポストの配置位置を考慮した。																																					
大気安定度	D（中立）	女川原子力発電所で観測された大気安定度のうち、最も出現頻度の高い大気安定度を採用（2012年1月～12月）した。																																					
放出位置	2号炉原子炉格納容器フィルタベント装置出口配管（地上高約37m、標高約50m）	2号炉原子炉格納容器フィルタベント装置出口配管からの放出を想定した。																																					
評価地点	可搬型モニタリングポストの配置位置	当該配置場所での放射性雲の検知性を確認するため。																																					
項目	設定内容	設定理由																																					
風速	1.0m/s	それぞれのモニタ指示値の比には影響しないので代表値として1.0m/sを設定した。																																					
風速	8方位	可搬型モニタリングポストの設置場所を考慮した。																																					
大気安定度	D（中立）	泊発電所構内で最も出現頻度の高い大気安定度を採用した。																																					
放出位置	3号炉格納容器地上高（70m）	3号炉原子炉格納容器からの漏えいを想定																																					
評価地点	可搬型モニタリングポストの設置場所	当該設置場所でのブルームの検知性確認のため。																																					



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="689 204 1191 938" data-label="Figure"> <p>第3.3.2-2図 風下直方向空気カーマ率 第3.3.2-1図 風下軸上空気カーマ率 出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布および放射性雲からの等空気カーマ率分布図（Ⅱ）」 （日本原子力研究所 2004年6月 JAERI Data/Code 2004-010）</p> </div> <div data-bbox="703 1161 1236 1417" data-label="Text"> <p>(2) 評価結果 各風向における評価地点での放射線量率を読み取り（第3.3.2-3図）、その感度を第3.3.2-2表に示す。 ここでは、風向きによる差を確認するために、風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1と規格化して求めた。風下方向に対して隣接する可搬型モニタリングポストは、風下方向の数値に対して、約2桁低くなるが、最低でも1.4×10^{-2}程度の感度を有しており、放射性雲通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。</p> </div>	<div data-bbox="1406 204 1662 1034" data-label="Figure"> <p>第1図 風下軸上空気カーマ率 第2図 風下直角方向空気カーマ率 出典：「排気筒から放出される放射性雲の等濃度分布および放射性雲からの等空気カーマ率分布図（Ⅱ）」 （日本原子力研究所 2004年6月 JAERI Data/Code 2004-010）</p> </div> <div data-bbox="1308 1161 1818 1417" data-label="Text"> <p>b. 評価結果 各風向における評価地点での放射線量率を読み取り（第3図）、その感度を第2表に示す。 ここでは、風向きによる差を確認するために、風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1と規格化して求めた。風下方向に対して隣接する可搬型モニタリングポストは、風下方向の数値に対して、約1桁低くなるが、最低でも1.4×10^{-1}程度の感度を有しており、プルーム通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。</p> </div>	<p>【女川】解析結果の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																				
	<p>第3.3.2-2表 各風向による評価地点での放射線量率の感度（1）</p> <p>評価地点での放射線量率の感度 <small>（風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1として規格化）</small></p> <table border="1" data-bbox="683 220 1205 571"> <thead> <tr> <th>評価地点</th> <th>南</th> <th>南西</th> <th>西</th> <th>北西</th> <th>北</th> <th>北東</th> <th>東</th> <th>南東</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト No.1</td> <td>4.3×10⁻³</td> <td>1.9×10⁻⁴</td> <td>7.7×10⁻⁵</td> <td>9.5×10⁻⁵</td> <td>6.7×10⁻⁴</td> <td>6.3×10⁻⁵</td> <td>2.9×10⁻⁵</td> <td>2.2×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.2</td> <td>2.2×10⁻⁴</td> <td>3.8×10⁻⁵</td> <td>5.8×10⁻⁶</td> <td>2.9×10⁻⁵</td> <td>5.7×10⁻⁵</td> <td>1.1×10⁻⁴</td> <td>2.9×10⁻⁵</td> <td>1.7×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.3</td> <td>8.7×10⁻⁴</td> <td>6.9×10⁻⁵</td> <td>1.2×10⁻⁵</td> <td>8.5×10⁻⁶</td> <td>1.4×10⁻⁵</td> <td>5.2×10⁻⁵</td> <td>1.9×10⁻⁴</td> <td>1.7×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.4</td> <td>2.6×10⁻⁴</td> <td>1.2×10⁻⁵</td> <td>6.5×10⁻⁶</td> <td>9.5×10⁻⁶</td> <td>4.8×10⁻⁵</td> <td>2.1×10⁻⁴</td> <td>8.7×10⁻⁵</td> <td>7.4×10⁻⁴</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.5</td> <td>4.3×10⁻⁴</td> <td>3.8×10⁻⁵</td> <td>2.3×10⁻⁵</td> <td>2.4×10⁻⁵</td> <td>2.9×10⁻⁵</td> <td>2.1×10⁻⁴</td> <td>1.4×10⁻⁴</td> <td>1.3×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.6</td> <td>2.6×10⁻⁴</td> <td>1.5×10⁻⁵</td> <td>1.2×10⁻⁵</td> <td>5.2×10⁻⁶</td> <td>3.3×10⁻⁵</td> <td>7.5×10⁻⁵</td> <td>2.9×10⁻⁴</td> <td>8.7×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>測候(No.1)</td> <td>5.2×10⁻³</td> <td>5.8×10⁻³</td> <td>1.5×10⁻¹</td> <td>7.1×10⁻²</td> <td>6.7×10⁻²</td> <td>5.3×10⁻²</td> <td>3.5×10⁻²</td> <td>1.3×10⁻¹</td> </tr> <tr> <td>測候(No.2)</td> <td>8.7×10⁻²</td> <td>1.9×10⁻²</td> <td>7.7×10⁻²</td> <td>9.5×10⁻²</td> <td>1.4×10⁻¹</td> <td>5.2×10⁻²</td> <td>3.8×10⁻²</td> <td>4.3×10⁻²</td> </tr> </tbody> </table> <p>■：風下方向の評価地点を示す。 □：風下方向中のうち、最も風が強い値となるもの。</p> <p>※：測候の状況により設置場所を変更する。</p>  <p>第3.3.2-3図 可搬型モニタリングポストの設置場所及び放射線量率の感度（風向：北）(例)</p> <p>また、可搬型モニタリングポストの配置位置にアクセスできない場合の代替測定場所（第3.3.2-4図）での放射線量率の感度について同様に評価した。その感度を第3.3.2-3表に示す。風下方向に対して隣接する可搬型モニタリングポストは、風下方向の数値に対して、約1桁低くなるが、最低でも2.2×10⁻³程度の感度を有しており、放射性雲通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。</p>	評価地点	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東	モニタリングポスト No.1	4.3×10 ⁻³	1.9×10 ⁻⁴	7.7×10 ⁻⁵	9.5×10 ⁻⁵	6.7×10 ⁻⁴	6.3×10 ⁻⁵	2.9×10 ⁻⁵	2.2×10 ⁻⁴	モニタリングポスト No.2	2.2×10 ⁻⁴	3.8×10 ⁻⁵	5.8×10 ⁻⁶	2.9×10 ⁻⁵	5.7×10 ⁻⁵	1.1×10 ⁻⁴	2.9×10 ⁻⁵	1.7×10 ⁻⁴	モニタリングポスト No.3	8.7×10 ⁻⁴	6.9×10 ⁻⁵	1.2×10 ⁻⁵	8.5×10 ⁻⁶	1.4×10 ⁻⁵	5.2×10 ⁻⁵	1.9×10 ⁻⁴	1.7×10 ⁻⁴	モニタリングポスト No.4	2.6×10 ⁻⁴	1.2×10 ⁻⁵	6.5×10 ⁻⁶	9.5×10 ⁻⁶	4.8×10 ⁻⁵	2.1×10 ⁻⁴	8.7×10 ⁻⁵	7.4×10 ⁻⁴	モニタリングポスト No.5	4.3×10 ⁻⁴	3.8×10 ⁻⁵	2.3×10 ⁻⁵	2.4×10 ⁻⁵	2.9×10 ⁻⁵	2.1×10 ⁻⁴	1.4×10 ⁻⁴	1.3×10 ⁻³	モニタリングポスト No.6	2.6×10 ⁻⁴	1.5×10 ⁻⁵	1.2×10 ⁻⁵	5.2×10 ⁻⁶	3.3×10 ⁻⁵	7.5×10 ⁻⁵	2.9×10 ⁻⁴	8.7×10 ⁻³	測候(No.1)	5.2×10 ⁻³	5.8×10 ⁻³	1.5×10 ⁻¹	7.1×10 ⁻²	6.7×10 ⁻²	5.3×10 ⁻²	3.5×10 ⁻²	1.3×10 ⁻¹	測候(No.2)	8.7×10 ⁻²	1.9×10 ⁻²	7.7×10 ⁻²	9.5×10 ⁻²	1.4×10 ⁻¹	5.2×10 ⁻²	3.8×10 ⁻²	4.3×10 ⁻²	<p>第2表 各風向による評価地点での放射線量率の感度（1）</p> <p>評価地点での放射線量率の感度 <small>（風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1として規格化）</small></p> <table border="1" data-bbox="1272 199 1794 534"> <thead> <tr> <th>評価地点</th> <th>南</th> <th>南西</th> <th>西</th> <th>北西</th> <th>北</th> <th>北東</th> <th>東</th> <th>南東</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト1</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>1.1×10⁻³</td> <td>1.4×10⁻³</td> <td>1.1×10⁻³</td> <td>1.1×10⁻³</td> <td>2.1×10⁻³</td> <td>2.4×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト2</td> <td>8.4×10⁻³</td> <td>1.1×10⁻³</td> <td>1.1×10⁻³</td> <td>8.5×10⁻³</td> <td>4.9×10⁻³</td> <td>8.4×10⁻³</td> <td>1.1×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト3</td> <td>8.4×10⁻³</td> <td>1.1×10⁻³</td> <td>4.8×10⁻³</td> <td>4.8×10⁻³</td> <td>2.1×10⁻³</td> <td>2.1×10⁻³</td> <td>4.8×10⁻³</td> <td>2.9×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト4</td> <td>2.1×10⁻³</td> <td>8.4×10⁻³</td> <td>1.1×10⁻³</td> <td>1.1×10⁻³</td> <td>1.6×10⁻³</td> <td>1.6×10⁻³</td> <td>2.1×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト5</td> <td>2.1×10⁻³</td> <td>1.1×10⁻³</td> <td>1.1×10⁻³</td> <td>1.1×10⁻³</td> <td>8.4×10⁻³</td> <td>4.8×10⁻³</td> <td>1.6×10⁻³</td> <td>7.1×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト6</td> <td>8.4×10⁻³</td> <td>1.1×10⁻³</td> <td>1.1×10⁻³</td> <td>1.1×10⁻³</td> <td>8.4×10⁻³</td> <td>8.4×10⁻³</td> <td>1.1×10⁻³</td> <td>2.9×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト7</td> <td>1.1×10⁻³</td> <td>1.1×10⁻³</td> <td>1.1×10⁻³</td> <td>8.4×10⁻³</td> <td>8.4×10⁻³</td> <td>2.1×10⁻³</td> <td>1.1×10⁻³</td> <td>1.4×10⁻³</td> </tr> <tr> <td>測候(津原本町区)</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>1.1×10⁻²</td> <td>1.1×10⁻²</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>6.4×10⁻²</td> <td>8.4×10⁻²</td> <td>6.4×10⁻²</td> <td>5.0×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>測候(江崎本町区)</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>8.4×10⁻²</td> <td>1.1×10⁻²</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>1.1×10⁻²</td> <td>1.1×10⁻²</td> <td>1.1×10⁻²</td> <td>3.6×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>測候(江点区)</td> <td>8.4×10⁻²</td> <td>1.1×10⁻²</td> <td>1.1×10⁻²</td> <td>8.4×10⁻²</td> <td>1.1×10⁻²</td> <td>8.4×10⁻²</td> <td>1.1×10⁻²</td> <td>8.4×10⁻²</td> </tr> </tbody> </table> <p>■：風下方向の評価地点を示す。 □：風下方向中のうち、最も風が強い値となるもの。</p>  <p>第3図 可搬型モニタリングポストの設置場所および放射線量率の感度評価の例（風向：北西）</p> <p>また、可搬型モニタリングポストの配置位置にアクセスできない場合の代替測定場所（第4図）での放射線量率の感度について同様に評価した。その感度を第3表に示す。風下方向に対して隣接する可搬型モニタリングポストは、風下方向の数値に対して、約1桁低くなるが、最低でも5.7×10⁻³程度の感度を有しており、ブルーム通過時の放射線量率の測定は可能であると評価する。</p>	評価地点	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東	モニタリングポスト1	1.4×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	2.1×10 ⁻³	2.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	モニタリングポスト2	8.4×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	8.5×10 ⁻³	4.9×10 ⁻³	8.4×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	モニタリングポスト3	8.4×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	4.8×10 ⁻³	4.8×10 ⁻³	2.1×10 ⁻³	2.1×10 ⁻³	4.8×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	モニタリングポスト4	2.1×10 ⁻³	8.4×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	1.6×10 ⁻³	1.6×10 ⁻³	2.1×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	モニタリングポスト5	2.1×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	8.4×10 ⁻³	4.8×10 ⁻³	1.6×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³	モニタリングポスト6	8.4×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	8.4×10 ⁻³	8.4×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³	モニタリングポスト7	1.1×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	8.4×10 ⁻³	8.4×10 ⁻³	2.1×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	測候(津原本町区)	1.4×10 ⁻²	1.1×10 ⁻²	1.1×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	6.4×10 ⁻²	8.4×10 ⁻²	6.4×10 ⁻²	5.0×10 ⁻²	測候(江崎本町区)	1.4×10 ⁻²	8.4×10 ⁻²	1.1×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	1.1×10 ⁻²	1.1×10 ⁻²	1.1×10 ⁻²	3.6×10 ⁻²	測候(江点区)	8.4×10 ⁻²	1.1×10 ⁻²	1.1×10 ⁻²	8.4×10 ⁻²	1.1×10 ⁻²	8.4×10 ⁻²	1.1×10 ⁻²	8.4×10 ⁻²	<p>【女川】解析結果の相違</p>
評価地点	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東																																																																																																																																																																															
モニタリングポスト No.1	4.3×10 ⁻³	1.9×10 ⁻⁴	7.7×10 ⁻⁵	9.5×10 ⁻⁵	6.7×10 ⁻⁴	6.3×10 ⁻⁵	2.9×10 ⁻⁵	2.2×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																															
モニタリングポスト No.2	2.2×10 ⁻⁴	3.8×10 ⁻⁵	5.8×10 ⁻⁶	2.9×10 ⁻⁵	5.7×10 ⁻⁵	1.1×10 ⁻⁴	2.9×10 ⁻⁵	1.7×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																															
モニタリングポスト No.3	8.7×10 ⁻⁴	6.9×10 ⁻⁵	1.2×10 ⁻⁵	8.5×10 ⁻⁶	1.4×10 ⁻⁵	5.2×10 ⁻⁵	1.9×10 ⁻⁴	1.7×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																															
モニタリングポスト No.4	2.6×10 ⁻⁴	1.2×10 ⁻⁵	6.5×10 ⁻⁶	9.5×10 ⁻⁶	4.8×10 ⁻⁵	2.1×10 ⁻⁴	8.7×10 ⁻⁵	7.4×10 ⁻⁴																																																																																																																																																																															
モニタリングポスト No.5	4.3×10 ⁻⁴	3.8×10 ⁻⁵	2.3×10 ⁻⁵	2.4×10 ⁻⁵	2.9×10 ⁻⁵	2.1×10 ⁻⁴	1.4×10 ⁻⁴	1.3×10 ⁻³																																																																																																																																																																															
モニタリングポスト No.6	2.6×10 ⁻⁴	1.5×10 ⁻⁵	1.2×10 ⁻⁵	5.2×10 ⁻⁶	3.3×10 ⁻⁵	7.5×10 ⁻⁵	2.9×10 ⁻⁴	8.7×10 ⁻³																																																																																																																																																																															
測候(No.1)	5.2×10 ⁻³	5.8×10 ⁻³	1.5×10 ⁻¹	7.1×10 ⁻²	6.7×10 ⁻²	5.3×10 ⁻²	3.5×10 ⁻²	1.3×10 ⁻¹																																																																																																																																																																															
測候(No.2)	8.7×10 ⁻²	1.9×10 ⁻²	7.7×10 ⁻²	9.5×10 ⁻²	1.4×10 ⁻¹	5.2×10 ⁻²	3.8×10 ⁻²	4.3×10 ⁻²																																																																																																																																																																															
評価地点	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東																																																																																																																																																																															
モニタリングポスト1	1.4×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	2.1×10 ⁻³	2.4×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³																																																																																																																																																																															
モニタリングポスト2	8.4×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	8.5×10 ⁻³	4.9×10 ⁻³	8.4×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³																																																																																																																																																																															
モニタリングポスト3	8.4×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	4.8×10 ⁻³	4.8×10 ⁻³	2.1×10 ⁻³	2.1×10 ⁻³	4.8×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³																																																																																																																																																																															
モニタリングポスト4	2.1×10 ⁻³	8.4×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	1.6×10 ⁻³	1.6×10 ⁻³	2.1×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³																																																																																																																																																																															
モニタリングポスト5	2.1×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	8.4×10 ⁻³	4.8×10 ⁻³	1.6×10 ⁻³	7.1×10 ⁻³																																																																																																																																																																															
モニタリングポスト6	8.4×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	8.4×10 ⁻³	8.4×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	2.9×10 ⁻³																																																																																																																																																																															
モニタリングポスト7	1.1×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	8.4×10 ⁻³	8.4×10 ⁻³	2.1×10 ⁻³	1.1×10 ⁻³	1.4×10 ⁻³																																																																																																																																																																															
測候(津原本町区)	1.4×10 ⁻²	1.1×10 ⁻²	1.1×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	6.4×10 ⁻²	8.4×10 ⁻²	6.4×10 ⁻²	5.0×10 ⁻²																																																																																																																																																																															
測候(江崎本町区)	1.4×10 ⁻²	8.4×10 ⁻²	1.1×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	1.1×10 ⁻²	1.1×10 ⁻²	1.1×10 ⁻²	3.6×10 ⁻²																																																																																																																																																																															
測候(江点区)	8.4×10 ⁻²	1.1×10 ⁻²	1.1×10 ⁻²	8.4×10 ⁻²	1.1×10 ⁻²	8.4×10 ⁻²	1.1×10 ⁻²	8.4×10 ⁻²																																																																																																																																																																															

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																													
	<p>第3.3.2-3表 各風向による評価地点での放射線量率の感度 (2)</p> <p>評価地点での放射線量率の感度 (風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1として規格化)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>風向</th> <th>南</th> <th>南西</th> <th>西</th> <th>北西</th> <th>北</th> <th>北東</th> <th>東</th> <th>南東</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト No.1代替位置</td> <td>2.2×10⁻²</td> <td>3.8×10⁻²</td> <td>1.9×10⁻²</td> <td>9.5×10⁻³</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>4.0×10⁻²</td> <td>1.9×10⁻²</td> <td>1.7×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.2代替位置</td> <td>1.7×10⁻²</td> <td>3.1×10⁻²</td> <td>7.7×10⁻²</td> <td>7.1×10⁻²</td> <td>2.9×10⁻²</td> <td>6.0×10⁻²</td> <td>2.4×10⁻²</td> <td>1.7×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.3代替位置</td> <td>1.3×10⁻²</td> <td>1.2×10⁻²</td> <td>1.5×10⁻²</td> <td>6.2×10⁻²</td> <td>4.3×10⁻²</td> <td>4.0×10⁻²</td> <td>4.8×10⁻²</td> <td>1.7×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.4代替位置</td> <td>3.5×10⁻²</td> <td>1.2×10⁻²</td> <td>1.2×10⁻²</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>4.8×10⁻²</td> <td>8.0×10⁻²</td> <td>9.5×10⁻²</td> <td>6.5×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.5代替位置</td> <td>3.5×10⁻²</td> <td>4.6×10⁻²</td> <td>2.3×10⁻²</td> <td>2.4×10⁻²</td> <td>3.8×10⁻²</td> <td>2.0×10⁻²</td> <td>4.3×10⁻²</td> <td>2.2×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト No.6代替位置</td> <td>2.2×10⁻²</td> <td>3.8×10⁻²</td> <td>5.8×10⁻²</td> <td>3.8×10⁻²</td> <td>3.8×10⁻²</td> <td>6.0×10⁻²</td> <td>2.4×10⁻²</td> <td>4.3×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>海側 (No.1) 代替位置</td> <td>8.7×10⁻²</td> <td>2.7×10⁻²</td> <td>3.8×10⁻²</td> <td>2.9×10⁻²</td> <td>2.4×10⁻²</td> <td>2.0×10⁻²</td> <td>2.4×10⁻²</td> <td>3.5×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>海側 (No.2) 代替位置</td> <td>1.7×10⁻²</td> <td>3.1×10⁻²</td> <td>2.7×10⁻²</td> <td>7.1×10⁻²</td> <td>2.9×10⁻²</td> <td>2.0×10⁻²</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>1.3×10⁻²</td> </tr> </tbody> </table> <p>■：風下方向の評価地点を示す。 □：風下方向中のうち、最も高い値となるもの。</p> <p>※：敷地の状況により設置場所を変更する。</p>  <p>【凡例】 ● モニタリングポスト ■ 緊急時対策用 □ 中央制御室 ○ 可搬型モニタリングポスト ⊙ にアクセスできない場合の可搬型モニタリングポストの設置場所</p> <p>第3.3.2-4図 可搬型モニタリングポストの設置場所にアクセスできない場合の代替測定場所</p>	風向	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東	モニタリングポスト No.1代替位置	2.2×10 ⁻²	3.8×10 ⁻²	1.9×10 ⁻²	9.5×10 ⁻³	1.4×10 ⁻²	4.0×10 ⁻²	1.9×10 ⁻²	1.7×10 ⁻²	モニタリングポスト No.2代替位置	1.7×10 ⁻²	3.1×10 ⁻²	7.7×10 ⁻²	7.1×10 ⁻²	2.9×10 ⁻²	6.0×10 ⁻²	2.4×10 ⁻²	1.7×10 ⁻²	モニタリングポスト No.3代替位置	1.3×10 ⁻²	1.2×10 ⁻²	1.5×10 ⁻²	6.2×10 ⁻²	4.3×10 ⁻²	4.0×10 ⁻²	4.8×10 ⁻²	1.7×10 ⁻²	モニタリングポスト No.4代替位置	3.5×10 ⁻²	1.2×10 ⁻²	1.2×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	4.8×10 ⁻²	8.0×10 ⁻²	9.5×10 ⁻²	6.5×10 ⁻²	モニタリングポスト No.5代替位置	3.5×10 ⁻²	4.6×10 ⁻²	2.3×10 ⁻²	2.4×10 ⁻²	3.8×10 ⁻²	2.0×10 ⁻²	4.3×10 ⁻²	2.2×10 ⁻²	モニタリングポスト No.6代替位置	2.2×10 ⁻²	3.8×10 ⁻²	5.8×10 ⁻²	3.8×10 ⁻²	3.8×10 ⁻²	6.0×10 ⁻²	2.4×10 ⁻²	4.3×10 ⁻²	海側 (No.1) 代替位置	8.7×10 ⁻²	2.7×10 ⁻²	3.8×10 ⁻²	2.9×10 ⁻²	2.4×10 ⁻²	2.0×10 ⁻²	2.4×10 ⁻²	3.5×10 ⁻²	海側 (No.2) 代替位置	1.7×10 ⁻²	3.1×10 ⁻²	2.7×10 ⁻²	7.1×10 ⁻²	2.9×10 ⁻²	2.0×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	1.3×10 ⁻²	<p>第3表 各風向による評価地点での放射線量率の感度 (代替測定位置)</p> <p>評価地点での放射線量率の感度 (風下方向の敷地境界位置での放射線量率を1として規格化)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>風向</th> <th>南</th> <th>南西</th> <th>西</th> <th>北西</th> <th>北</th> <th>北東</th> <th>東</th> <th>南東</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポスト1</td> <td>8.9×10⁻²</td> <td>4.7×10⁻²</td> <td>6.6×10⁻²</td> <td>1.0×10⁻²</td> <td>6.0×10⁻²</td> <td>7.1×10⁻²</td> <td>3.1×10⁻²</td> <td>1.4×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト2</td> <td>5.7×10⁻²</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>2.1×10⁻²</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>4.7×10⁻²</td> <td>7.3×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト3</td> <td>2.6×10⁻²</td> <td>2.3×10⁻²</td> <td>3.7×10⁻²</td> <td>2.3×10⁻²</td> <td>5.1×10⁻²</td> <td>2.3×10⁻²</td> <td>3.0×10⁻²</td> <td>5.1×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト4</td> <td>5.7×10⁻²</td> <td>2.6×10⁻²</td> <td>4.3×10⁻²</td> <td>2.1×10⁻²</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>2.3×10⁻²</td> <td>2.6×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト5</td> <td>3.6×10⁻²</td> <td>1.7×10⁻²</td> <td>2.1×10⁻²</td> <td>1.0×10⁻²</td> <td>5.3×10⁻²</td> <td>2.1×10⁻²</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>2.6×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト6</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>4.3×10⁻²</td> <td>6.4×10⁻²</td> <td>6.4×10⁻²</td> <td>6.8×10⁻²</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>1.4×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト7</td> <td>7.1×10⁻²</td> <td>2.1×10⁻²</td> <td>3.8×10⁻²</td> <td>1.0×10⁻²</td> <td>1.7×10⁻²</td> <td>2.1×10⁻²</td> <td>7.1×10⁻²</td> <td>6.4×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト8</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>3.9×10⁻²</td> <td>7.1×10⁻²</td> <td>6.4×10⁻²</td> <td>6.4×10⁻²</td> <td>3.7×10⁻²</td> <td>3.9×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>海側 (緊急時対策用)</td> <td>2.6×10⁻²</td> <td>2.1×10⁻²</td> <td>2.1×10⁻²</td> <td>3.8×10⁻²</td> <td>7.1×10⁻²</td> <td>2.6×10⁻²</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>3.7×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>海側 (緊急時対策用)</td> <td>5.0×10⁻²</td> <td>2.3×10⁻²</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>2.1×10⁻²</td> <td>7.1×10⁻²</td> <td>3.7×10⁻²</td> <td>3.9×10⁻²</td> </tr> <tr> <td>海側 (緊急時対策用)</td> <td>2.6×10⁻²</td> <td>2.6×10⁻²</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>1.4×10⁻²</td> <td>4.3×10⁻²</td> <td>2.0×10⁻²</td> <td>2.1×10⁻²</td> </tr> </tbody> </table> <p>■：風下方向の評価地点を示す。 □：風下方向中のうち、最も高い値となるもの。</p>  <p>【凡例】 ● モニタリングポスト ■ 緊急時対策用 □ 中央制御室 ○ 可搬型モニタリングポスト ⊙ にアクセスできない場合の可搬型モニタリングポストの設置場所</p> <p>第3表 各風向による評価地点での放射線量率の感度 (代替測定位置)</p> <p>第4図 可搬型モニタリングポストの設置場所にアクセスできない場合の代替測定場所</p>	風向	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東	モニタリングポスト1	8.9×10 ⁻²	4.7×10 ⁻²	6.6×10 ⁻²	1.0×10 ⁻²	6.0×10 ⁻²	7.1×10 ⁻²	3.1×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	モニタリングポスト2	5.7×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	2.1×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	4.7×10 ⁻²	7.3×10 ⁻²	モニタリングポスト3	2.6×10 ⁻²	2.3×10 ⁻²	3.7×10 ⁻²	2.3×10 ⁻²	5.1×10 ⁻²	2.3×10 ⁻²	3.0×10 ⁻²	5.1×10 ⁻²	モニタリングポスト4	5.7×10 ⁻²	2.6×10 ⁻²	4.3×10 ⁻²	2.1×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	2.3×10 ⁻²	2.6×10 ⁻²	モニタリングポスト5	3.6×10 ⁻²	1.7×10 ⁻²	2.1×10 ⁻²	1.0×10 ⁻²	5.3×10 ⁻²	2.1×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	2.6×10 ⁻²	モニタリングポスト6	1.4×10 ⁻²	4.3×10 ⁻²	6.4×10 ⁻²	6.4×10 ⁻²	6.8×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	モニタリングポスト7	7.1×10 ⁻²	2.1×10 ⁻²	3.8×10 ⁻²	1.0×10 ⁻²	1.7×10 ⁻²	2.1×10 ⁻²	7.1×10 ⁻²	6.4×10 ⁻²	モニタリングポスト8	1.4×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	3.9×10 ⁻²	7.1×10 ⁻²	6.4×10 ⁻²	6.4×10 ⁻²	3.7×10 ⁻²	3.9×10 ⁻²	海側 (緊急時対策用)	2.6×10 ⁻²	2.1×10 ⁻²	2.1×10 ⁻²	3.8×10 ⁻²	7.1×10 ⁻²	2.6×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	3.7×10 ⁻²	海側 (緊急時対策用)	5.0×10 ⁻²	2.3×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	2.1×10 ⁻²	7.1×10 ⁻²	3.7×10 ⁻²	3.9×10 ⁻²	海側 (緊急時対策用)	2.6×10 ⁻²	2.6×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	4.3×10 ⁻²	2.0×10 ⁻²	2.1×10 ⁻²	
風向	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.1代替位置	2.2×10 ⁻²	3.8×10 ⁻²	1.9×10 ⁻²	9.5×10 ⁻³	1.4×10 ⁻²	4.0×10 ⁻²	1.9×10 ⁻²	1.7×10 ⁻²																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.2代替位置	1.7×10 ⁻²	3.1×10 ⁻²	7.7×10 ⁻²	7.1×10 ⁻²	2.9×10 ⁻²	6.0×10 ⁻²	2.4×10 ⁻²	1.7×10 ⁻²																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.3代替位置	1.3×10 ⁻²	1.2×10 ⁻²	1.5×10 ⁻²	6.2×10 ⁻²	4.3×10 ⁻²	4.0×10 ⁻²	4.8×10 ⁻²	1.7×10 ⁻²																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.4代替位置	3.5×10 ⁻²	1.2×10 ⁻²	1.2×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	4.8×10 ⁻²	8.0×10 ⁻²	9.5×10 ⁻²	6.5×10 ⁻²																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.5代替位置	3.5×10 ⁻²	4.6×10 ⁻²	2.3×10 ⁻²	2.4×10 ⁻²	3.8×10 ⁻²	2.0×10 ⁻²	4.3×10 ⁻²	2.2×10 ⁻²																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト No.6代替位置	2.2×10 ⁻²	3.8×10 ⁻²	5.8×10 ⁻²	3.8×10 ⁻²	3.8×10 ⁻²	6.0×10 ⁻²	2.4×10 ⁻²	4.3×10 ⁻²																																																																																																																																																																																								
海側 (No.1) 代替位置	8.7×10 ⁻²	2.7×10 ⁻²	3.8×10 ⁻²	2.9×10 ⁻²	2.4×10 ⁻²	2.0×10 ⁻²	2.4×10 ⁻²	3.5×10 ⁻²																																																																																																																																																																																								
海側 (No.2) 代替位置	1.7×10 ⁻²	3.1×10 ⁻²	2.7×10 ⁻²	7.1×10 ⁻²	2.9×10 ⁻²	2.0×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	1.3×10 ⁻²																																																																																																																																																																																								
風向	南	南西	西	北西	北	北東	東	南東																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト1	8.9×10 ⁻²	4.7×10 ⁻²	6.6×10 ⁻²	1.0×10 ⁻²	6.0×10 ⁻²	7.1×10 ⁻²	3.1×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト2	5.7×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	2.1×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	4.7×10 ⁻²	7.3×10 ⁻²																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト3	2.6×10 ⁻²	2.3×10 ⁻²	3.7×10 ⁻²	2.3×10 ⁻²	5.1×10 ⁻²	2.3×10 ⁻²	3.0×10 ⁻²	5.1×10 ⁻²																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト4	5.7×10 ⁻²	2.6×10 ⁻²	4.3×10 ⁻²	2.1×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	2.3×10 ⁻²	2.6×10 ⁻²																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト5	3.6×10 ⁻²	1.7×10 ⁻²	2.1×10 ⁻²	1.0×10 ⁻²	5.3×10 ⁻²	2.1×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	2.6×10 ⁻²																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト6	1.4×10 ⁻²	4.3×10 ⁻²	6.4×10 ⁻²	6.4×10 ⁻²	6.8×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト7	7.1×10 ⁻²	2.1×10 ⁻²	3.8×10 ⁻²	1.0×10 ⁻²	1.7×10 ⁻²	2.1×10 ⁻²	7.1×10 ⁻²	6.4×10 ⁻²																																																																																																																																																																																								
モニタリングポスト8	1.4×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	3.9×10 ⁻²	7.1×10 ⁻²	6.4×10 ⁻²	6.4×10 ⁻²	3.7×10 ⁻²	3.9×10 ⁻²																																																																																																																																																																																								
海側 (緊急時対策用)	2.6×10 ⁻²	2.1×10 ⁻²	2.1×10 ⁻²	3.8×10 ⁻²	7.1×10 ⁻²	2.6×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	3.7×10 ⁻²																																																																																																																																																																																								
海側 (緊急時対策用)	5.0×10 ⁻²	2.3×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	2.1×10 ⁻²	7.1×10 ⁻²	3.7×10 ⁻²	3.9×10 ⁻²																																																																																																																																																																																								
海側 (緊急時対策用)	2.6×10 ⁻²	2.6×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	1.4×10 ⁻²	4.3×10 ⁻²	2.0×10 ⁻²	2.1×10 ⁻²																																																																																																																																																																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																								
<p>(6) 可搬式モニタリングポストによる放射線量率の検出について</p> <p>a. 重大事故等時における敷地内の空間放射線量率測定に必要な最大測定レンジについて</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、敷地内で空間放射線量率を測定する場合の最大測定レンジは福島第一原子力発電所の実績を踏まえて92mSv/h程度(炉心からの距離320m程度の場合)が必要であると考えられる。当社のモニタリング設備は、炉心から約320m~2kmの範囲で各方位に分散して設置されており、100mSv/hの測定レンジがあればブルーム発生を感知することは十分に可能である。</p> <p>仮に炉心に近いモニタリング箇所で直接・スカイシャイン線の影響により測定範囲を超えたとしても、近隣のモニタリング設備の測定値により推定することは可能である。</p> <p>b. 最大レンジの考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島第一原子力発電所敷地周辺の最大放射線量率は、原子炉建屋から約900mの距離にある正門付近で約11mSv/hであった。これをもとに炉心から約320mと約2kmを計算すると線量率は、約3~92mSv/hとなる。 <p>(距離と線量率の関係)</p> <table border="1" data-bbox="94 1141 376 1284"> <thead> <tr> <th>炉心からの距離(m)</th> <th>線量率(mSv/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約320</td> <td>約13~92^{※1}</td> </tr> <tr> <td>約900</td> <td>約11^{※2}</td> </tr> <tr> <td>約2,000</td> <td>約3~8^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>・事後、福島第一原子力発電所の事務所本館南側(原子炉施設より約200m)の仮設モニタリングポストで空間線量率は1mSv/h程度であった。</p> <p>・瓦礫等の影響でバックグラウンドが高くなる場合は、設置場所を変更する等の対応を実施する。</p>	炉心からの距離(m)	線量率(mSv/h)	約320	約13~92 ^{※1}	約900	約11 ^{※2}	約2,000	約3~8 ^{※3}	<p>3.3.3 可搬型モニタリングポストの計測範囲</p> <p>(1) 重大事故等時における放射線量率測定に必要な最大測定レンジ</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、モニタリングポストの代替として敷地境界で放射線量率を測定する場合の最大測定レンジは、福島第一原子力発電所の測定データを踏まえて約12~20mSv/h程度(炉心との距離が最も短い(2号炉とモニタリングポスト6)約750m程度の場合)が必要と考えられる。また、海側への放出を考慮して配置する可搬型モニタリングポストと炉心との距離は約150m程度であるため、同様に約13~160mSv/h程度が必要である。このため、1000mSv/hの測定レンジがあれば十分測定可能である。</p> <p>なお、福島第一原子力発電所から放出されたCs-137の放出量は約10000TBqであるのに対し、女川原子力発電所の有効性評価におけるCs-137の放出量は約1.4TBqであるため、測定される放射線量率はさらに低くとなると想定される。</p> <p>仮に、測定レンジを超えたとしても、近隣の可搬型モニタリングポスト等の測定値より推定することが可能である。また、瓦礫等の影響でバックグラウンドが高くなる場合は、配置位置を変更する等の対応を実施する。</p> <p>(2) 福島第一原子力発電所の測定データに基づく放射線量率の評価</p> <p>福島第一原子力発電所敷地周辺の最大放射線量率は、原子炉建屋から約900mの距離にある正門付近で約11mSv/hであった(2011.3.15 9:00)。これをもとに炉心から約150m及び750mを計算すると、放射線量率は、それぞれ約13~160mSv/h及び約12~20mSv/hとなる。</p> <p>(距離と放射線量率の関係)</p> <table border="1" data-bbox="689 1157 929 1300"> <thead> <tr> <th>炉心からの距離(m)</th> <th>放射線量率(mSv/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海側 約150</td> <td>約13~160^{※1}</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト 代替 約750</td> <td>約12~20^{※2}</td> </tr> <tr> <td>約900</td> <td>約11^{※3}</td> </tr> </tbody> </table>	炉心からの距離(m)	放射線量率(mSv/h)	海側 約150	約13~160 ^{※1}	モニタリングポスト 代替 約750	約12~20 ^{※2}	約900	約11 ^{※3}	<p>(10) 可搬型モニタリングポストのレンジについて</p> <p>a. 重大事故等時における敷地内の空間放射線量率測定に必要な最大測定レンジについて</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、モニタリングポストの代替として敷地境界で放射線量率を測定する場合の最大測定レンジは、福島第一原子力発電所の実績を踏まえて96mSv/h程度(炉心からの距離310m程度の場合)が必要であると考えられる。当社のモニタリング設備は、原子炉建屋より約310m~1kmの範囲で各方位に分散して設置されており、100mSv/hの測定レンジがあれば十分測定可能である。</p> <p>なお、福島第一原子力発電所から放出されたCs-137の放出量は約10000TBqであるのに対し、泊発電所の有効性評価におけるCs-137の放出量は約<u>追而(除染係数の見直しによる)放出量評価</u> [TBq]であるため、測定される放射線量率はさらに低くとなると想定される。</p> <p>仮に、測定レンジを超えたとしても、近隣の可搬型モニタリングポスト等の測定値より推定することが可能である。また、瓦礫等の影響でバックグラウンドが高くなる場合は、配置位置を変更する等の対応を実施する。</p> <p>b. 福島第一原子力発電所の測定データに基づく放射線量率の評価</p> <p>福島第一原子力発電所敷地周辺の最大放射線量率は、原子炉建屋から約900mの距離にある正門付近で約11mSv/hであった(2011.3.15 9:00)。これをもとに炉心から約310mと1kmを計算すると、放射線量率は、約7~96mSv/hとなる。</p> <p>(距離と線量率の関係)</p> <table border="1" data-bbox="1272 1157 1556 1300"> <thead> <tr> <th>炉心からの距離(m)</th> <th>線量率(mSv/h)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約310</td> <td>約13~96^{※1}</td> </tr> <tr> <td>約900</td> <td>約11^{※2}</td> </tr> <tr> <td>約1,000</td> <td>約7~11^{※3}</td> </tr> </tbody> </table>	炉心からの距離(m)	線量率(mSv/h)	約310	約13~96 ^{※1}	約900	約11 ^{※2}	約1,000	約7~11 ^{※3}	<p>【大飯】女川実績の反映</p> <p>【女川】設計の相違</p> <p>・プラント設計、プラント配置設計の相違に異なる線量の相違</p> <p>【女川】設計の相違</p> <p>・プラント設計、プラント配置設計の相違に異なる線量の相違</p>
炉心からの距離(m)	線量率(mSv/h)																										
約320	約13~92 ^{※1}																										
約900	約11 ^{※2}																										
約2,000	約3~8 ^{※3}																										
炉心からの距離(m)	放射線量率(mSv/h)																										
海側 約150	約13~160 ^{※1}																										
モニタリングポスト 代替 約750	約12~20 ^{※2}																										
約900	約11 ^{※3}																										
炉心からの距離(m)	線量率(mSv/h)																										
約310	約13~96 ^{※1}																										
約900	約11 ^{※2}																										
約1,000	約7~11 ^{※3}																										


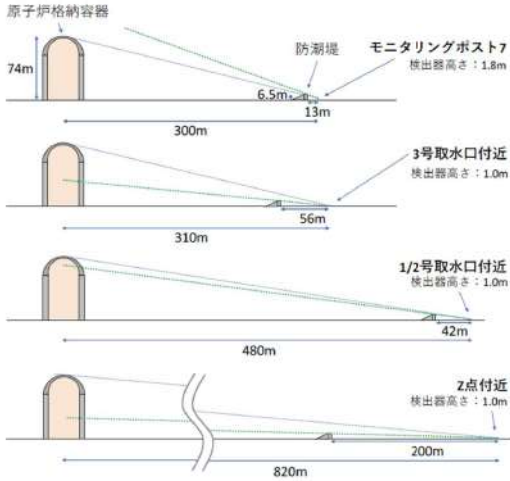
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【島根2号炉まとめ資料(令和3年6月規制庁公開版)】</p> <p>(3) 重大事故等時における初期対応段階での空間放射線量率の測定について</p> <p>可搬式モニタリング・ポストによる放射線量率の測定は、放射性物質の放出開始前から必要に応じ測定を行うため、原災法該当事象に該当する敷地境界付近の放射線量率である5μSv/h(5,000nGy/h)を可搬式モニタリング・ポストによっても検知できる必要がある。</p> <p>可搬式モニタリング・ポストの計測範囲は10nGy/h～10⁹nGy/hであり、「3.3.2(2) 評価結果」に示す可搬式モニタリング・ポストの検知性で確認した結果から、1/20程度の放射線量率(250nGy/h)を想定した場合においても、測定することが可能である。</p>	<p>c. 重大事故等時における初期対応段階での空間放射線量率の測定について</p> <p>可搬型モニタリングポストによる放射線量率の測定は、放射性物質の放出開始前から必要に応じ測定を行うため、原災法該当事象に該当する敷地境界付近の放射線量率である5μSv/h(5,000nGy/h)を可搬型モニタリングポストによっても検知できる必要がある。</p> <p>可搬型モニタリングポストの計測範囲はB.G.～100mGy/hであり、「(9)b. 評価結果」に示す可搬型モニタリングポストの検知性で確認した結果から、1/7程度の放射線量率(約714nGy/h)を想定した場合においても、測定することが可能である。</p>	<p>【女川・大阪】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は島根2号炉の知見を踏まえ記載を拡充したため、島根2号炉と比較する。 <p>【島根】設備名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下、同様の相違は相違理由を省略する <p>【島根】設備仕様の相違</p> <p>【島根】個別解析結果の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は島根より感度の低下が小さい。

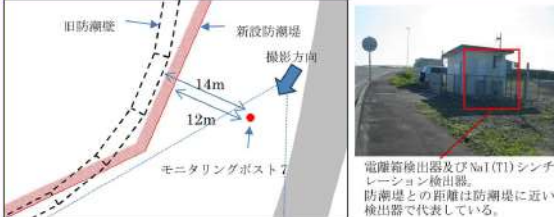
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(11) 防潮堤によるモニタリングポストおよび可搬型モニタリングポスト計測への影響について</p> <p>a. モニタリングポスト及びモニタリングステーション並びに可搬型モニタリングポストの設置場所の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリングポスト及びモニタリングステーションは「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針」、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針」及び設置許可基準規則第31条に基づき、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する周辺監視区域境界付近に設置している。 ・可搬型モニタリングポストのうち、モニタリングポスト又はモニタリングステーションを代替する目的で設置するものについては、原則、代替しようとするモニタリングポスト又はモニタリングステーションの設置位置に設置するが、当該箇所への移動ルートが通行できない場合は、アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更する。 ・可搬型モニタリングポストのうち、モニタリングポスト及びモニタリングステーションが設置されていない海側に設置するものについては、設置許可基準規則第60条に基づき設置するもので、原子力災害対策特別措置法第10条、15条の通報に必須な設備ではないが、設置した以降に当該設備において通報の条件を満たす線量を観測した場合には通報を行うことから、発電所敷地境界付近に設置することを原則とする。ただし、津波影響等により当該箇所への移動ルートが通行できない場合及び発電所前面海域に津波注意報が発生している場合は、アクセスルート上の車両で運搬できる範囲に設置場所を変更する。 ・可搬型モニタリングポストのうち、緊急時対策所への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断を行うために設置するものについては緊急時対策所付近に設置する。 <p>b. 防潮堤の背後に設置するモニタリングポストおよび可搬型モニタリングポストの配置</p> <p>3号原子炉から見て防潮堤の背後に設置するのは、第1図に示す通り、常設のモニタリングポスト7と、原子力災害対策特別措置法第10条事象の発生後に海側に設置することとしている可搬型モニタリングポスト（以降、「海側に設置する可搬型ポスト」と記載）3台の計4箇所である。</p>	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		 <p>第1図 防潮堤の背後に設置するモニタリングポストおよび可搬型モニタリングポスト配置</p> <p>また、各ポストから原子炉方向を見たときの防潮堤との位置関係は第2図の通りであり、防潮堤からの距離及び遮蔽される角度より、モニタリングポスト7が最も影響を受ける。</p>  <p>第2図 各ポストから原子炉方向を見たときの防潮堤との位置関係</p> <p>そこで、モニタリングポスト7における防潮堤による観測への影響を以下のとおり確認した。</p>	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載

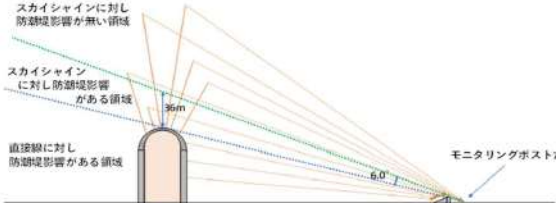
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>c. 平常時の観測に対する影響</p> <p>日本電気協会が策定している電気技術指針では、バックグラウンドが特殊な状況となる狭隘な場所やコンクリート法面を避けることが規定されていることから、防潮堤によるバックグラウンドへの影響を検討した。</p> <p>旧防潮壁設置によるモニタリングポスト観測への影響を確認した結果、設置の前後1年間での年間平均値は、設置前(平成24年)37.5 nGy/h、設置後(平成26年)38.1nGy/hであり、ほとんど変動がないことを確認している。</p> <p>第3図及び第4図に示す通り、新設防潮堤とモニタリングポスト7の距離は若干近づく(2m程度)ものの12m程度の距離があり、影響は小さいと考えられる。</p> <div data-bbox="1249 598 1818 837" style="border: 2px solid yellow; padding: 5px;">  <p>電離箱検出器及びNaI(Tl)シンチレーション検出器。防潮堤との距離は防潮堤に近い検出器で代表している。</p> </div> <p>第3図 モニタリングポスト7に対する新設防潮堤と旧防潮壁の位置関係</p> <div data-bbox="1339 896 1646 1125" style="border: 2px solid black; height: 140px; width: 130px; margin: 10px auto;"></div> <p>第4図 モニタリングポスト7と旧防潮壁の写真</p> <div data-bbox="1317 1232 1796 1257" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載

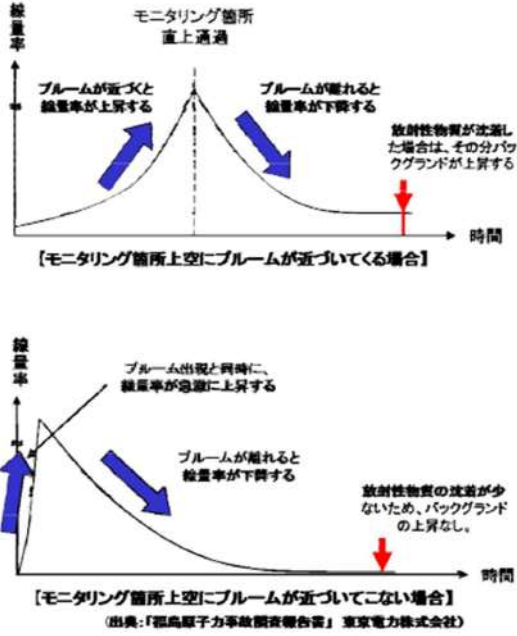
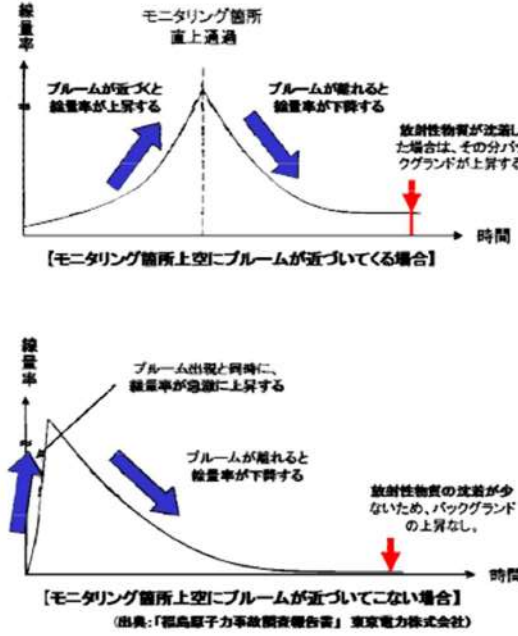
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>d. 事故時の観測に対する影響</p> <p>第2図に示したモニタリングポスト7の位置関係を踏まえ、放射線の経路ごとに検討を行った。</p> <p>(a) クラウドシャイン線の観測への影響</p> <p>事故時に放出された放射性物質は、風によりある方位に集中する可能性があるため、各方位でクラウドシャイン線を観測できることが重要である。</p> <p>放射性物質がモニタリングポスト7の方位に移動する場合には、第5図で示す通り放射性物質が放出された直後はモニタリングポストから線源を直接見込むことはできず、防潮堤は相当の厚みを有するため、直接線の観測は困難である。しかし、放射性物質が移動し直接見込む位置に到達した段階で線量率は上昇する。また、見込まない範囲の放射性物質からの放射線が一部散乱し、線量率の増加に寄与する。</p> <p>防潮堤により見えない角度は地面から20°程度の範囲であり、検出器上方の180°に対し11%程度であり影響は小さい。</p>  <p>第5図 クラウドシャイン線の観測</p> <p>また、放射性物質がモニタリングポスト7の方位に移動しない場合は、他のモニタリングポストにて観測が可能である。海側に設置する可搬型モニタリングポストについては、モニタリングポスト7よりも防潮堤により直視できなくなる角度が小さいため、上記検討結果に含まれる。</p> <p>(b) 直接線・スカイシャイン線の観測への影響</p> <p>以下に示すとおり、防潮堤の遮蔽を考慮しても、防潮堤が無い場合と比較し同オーダーレベルでの観測が可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第6図に示す通り、モニタリングポスト7から原子炉格納容器を直視することはできず、防潮堤は相当の厚みを有するため、直接線の観測値は大きく低減されると考えられる。一方、スカイシャイン線については、防潮堤の影響を受ける角度（領域）は6.0°と狭く、それ以外の領域からのスカイシャイン線は防潮堤の影響を受けずに観測が可能。 	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載

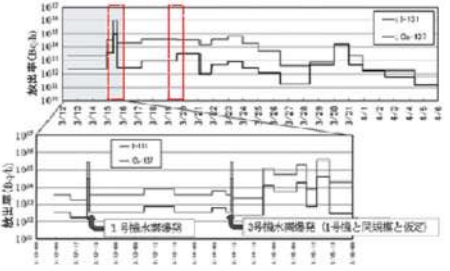
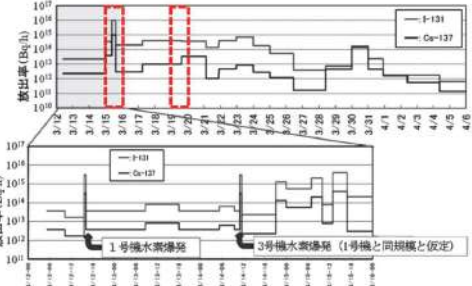
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>● 格納容器外部遮蔽により直接線は強く低減されるため、炉心損傷時に発生する直接線とスカイシャイン線では、スカイシャイン線の寄与の方が支配的である。</p> <p>● 例として0.5MeVγ線の平均自由行程は95m程度となっており、多くの放射線が防潮堤影響が無い領域まで到達し、スカイシャイン線として観測される。</p>  <p>第6図 直接・スカイシャイン線の経路</p> <p>また、直接線・スカイシャイン線は格納容器が線源となるため、他モニタリングポストでも共通して線量率が増加傾向を示すことから、他モニタリングポストの観測結果も踏まえ、総合的にモニタリングを行うことが可能である。</p> <p>海側に設置する可搬型モニタリングポストについては、モニタリングポスト7よりも防潮堤により直視できなくなる角度が小さいため、上記検討結果に含まれる。</p> <p>(c) 重大事故等時における初期対応段階での空間放射線量率の測定について</p> <p>海側に設置する可搬型モニタリングポストについては、放射性物質の放出開始前から必要に応じ測定を行うため、原災法該当事象に該当する敷地境界付近の放射線量率である5μSv/h (5,000nGy/h)をモニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストによって検知できる必要がある。</p> <p>前述(a)の検討による感度への影響は、散乱による線量率への寄与を除いても11%程度であり、(b)の検討では同オーダーレベルでの測定が可能と考えるが、防潮堤の影響により仮に感度が1/10になったと仮定しても、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの計測範囲はB.G.~100mGy/hであり放射線量率(約500nGy/h)を想定した場合において測定することが可能である。</p>	<p>【女川・大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は防潮堤の外側に配置する設備があるため、計測への影響を記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(7) プルーム発生時の移動方向の把握</p> <p>モニタリング設備で監視している空間放射線量率の時間変化より、プルームの移動方向を知ることができる。以下の図のように、プルームがモニタリング箇所近づいてくる場合と、近づいてこない場合では空間放射線量率の時間変化に違いが出ることから、プルームの移動方向の特定が可能である。</p>  <p>【モニタリング箇所上空にプルームが近づいてくる場合】</p> <p>【モニタリング箇所上空にプルームが近づいてこない場合】</p> <p><small>(出典:「福島原子力事故調査報告書」東京電力株式会社)</small></p>		<p>(12) プルーム発生時の移動方向の把握</p> <p>モニタリング設備で監視している空間放射線量率の時間変化より、プルームの移動方向を知ることができる。以下の図のように、プルームがモニタリング箇所近づいてくる場合と、近づいてこない場合では空間放射線量率の時間変化に違いが出ることから、プルームの移動方向の特定が可能である。</p>  <p>【モニタリング箇所上空にプルームが近づいてくる場合】</p> <p>【モニタリング箇所上空にプルームが近づいてこない場合】</p> <p><small>(出典:「福島原子力事故調査報告書」東京電力株式会社)</small></p>	

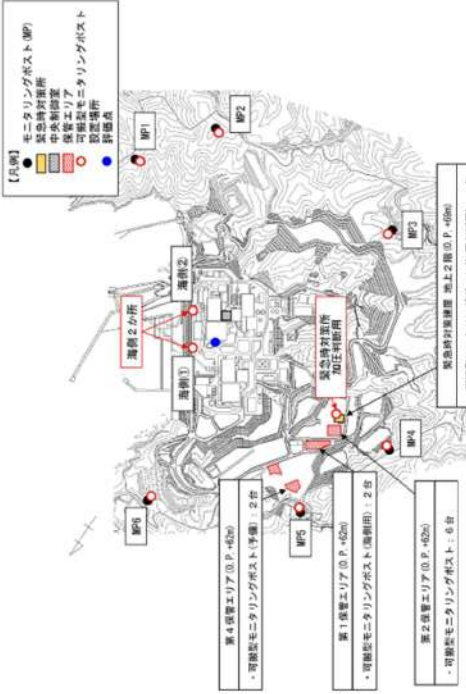
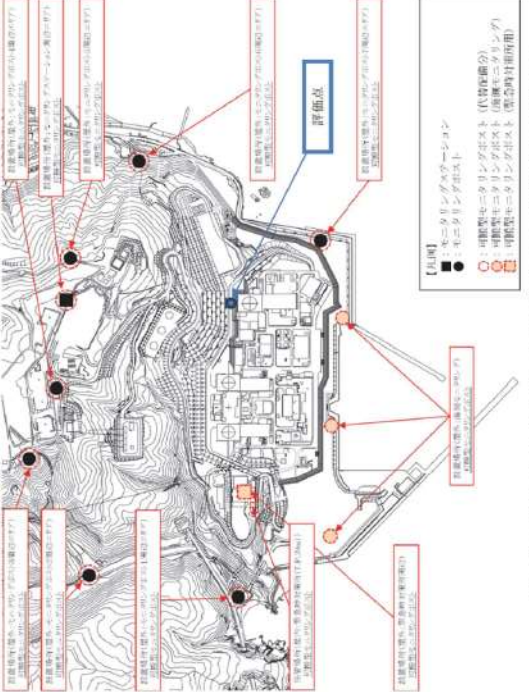
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.3.4 可搬型放射線計測装置の計測範囲</p> <p>(1) 重大事故等時における放射性物質濃度測定に必要な最大測定レンジ</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、放射能観測車の代替として放射性物質濃度を測定する場合の最大測定レンジは、福島第一原子力発電所の測定データを踏まえて、Cs-137 で約 $2.4 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$、I-131 で約 $5.9 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ が必要である。</p> <p>このため、$3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ の測定レンジがあれば十分測定可能である。</p> <p>なお、福島第一原子力発電所から放出されたCs-137の放出量は約10000TBqであるのに対し、女川原子力発電所の有効性評価におけるCs-137の放出量は約1.4TBqであるため、測定される放射性物質濃度はさらに低くなると想定される。</p> <p>(2) 福島第一原子力発電所の測定データに基づく放射性物質濃度の評価</p> <p>福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の濃度は、Cs-137 が約 $2.4 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$、I-131 が約 $5.9 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ であった(2011.3.19)。この日における福島第一原子力発電所からの放出率の推定値が、事故後の最大放出率の推定値の約1/100程度であることを踏まえると、Cs-137 が約 $2.4 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$、I-131 が約 $5.9 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ となる。</p>  <p>第3.3.4-1図 Cs-137とI-131の放出率推定値の時間変化 出典：「放射性物質の大気拡散評価」(永井晴康 Jpn. J. Health Phys., 47(1), 13 ~ 16(2012))</p>	<p>(1 3) 放射能測定装置の計測範囲</p> <p>a. 重大事故等時における放射性物質濃度測定に必要な最大測定レンジ</p> <p>重大事故等時において、放出放射エネルギーを推定するために、放射能観測車の代替として放射性物質濃度を測定する場合の最大測定レンジは、福島第一原子力発電所の測定データを踏まえて、Cs-137 で約 $2.4 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$、I-131 で約 $5.9 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ が必要である。</p> <p>このため、$3.7 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ の測定レンジがあれば十分測定可能である。</p> <p>なお、福島第一原子力発電所から放出されたCs-137の放出量は約10000TBqであるのに対し、泊発電所の有効性評価におけるCs-137の放出量は約追而(除染係数の見直し)による放出量評価]TBqであるため、測定される放射性物質濃度はさらに低くなると想定される。</p> <p>b. 福島第一原子力発電所の測定データに基づく放射性物質濃度の評価</p> <p>福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の濃度は、Cs-137 が約 $2.4 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$、I-131 が約 $5.9 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$ であった(2011.3.19)。この日における福島第一原子力発電所からの放出率の推定値が、事故後の最大放出率の推定値の約1/100程度であることを踏まえると、Cs-137 が約 $2.4 \times 10^3 \text{Bq/cm}^3$、I-131 が約 $5.9 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ となる。</p>  <p>出典：「放射性物質の大気拡散評価」(永井晴康 Jpn. J. Health Phys., 47(1), 13 ~ 16(2012))</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3.3.5 可搬型モニタリングポストのバッテリー交換における被ばく線量評価</p> <p>可搬型モニタリングポストは、外部バッテリー（2個）により5日間以上電源供給が可能であり、5日後からは予備の外部バッテリー（2個）と交換することにより、必要な期間継続して計測が可能な設計としている。なお、外部バッテリーは、第1保管エリア、第2保管エリア、第4保管エリア及び緊急時対策建屋内に保管し、通常時から充電を行うことで、5日目に確実に交換できる設計とする。</p> <p>また、9台すべての可搬型モニタリングポストの外部バッテリーを交換した場合の所要時間は、移動時間も含めて約380分で可能である。</p> <p>ここでは、以下の評価条件から、可搬型モニタリングポストのバッテリー交換における被ばく線量の評価を示す。</p> <p><被ばく線量の評価条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災プラント：女川原子力発電所2号炉 ・想定シナリオ：「大破断LOCA時に高圧炉心スプレイ系及び低圧注水機能喪失並びに全交流動力電源が喪失したシーケンス」において、原子炉格納容器フィルタベント系を経由した格納容器ベントを実施するシナリオ ・評価点：評価点を第3.3.5-1図に示す。評価点は格納容器ベント実施プラントから作業エリアまでの距離よりも、格納容器ベント実施プラントに近い範囲内で選定した。 ・大気拡散条件：2号炉周辺現場作業エリアのうち厳しい評価結果を与える作業場所の相対濃度及び相対線量を参照 ・評価時間：合計380分 (移動合計時間約290分+作業時間約10分×9か所) ・作業開始時間：格納容器ベント実施10時間後から作業開始(事故発生から63時間後) ・作業場所まわりの遮蔽：考慮しない ・マスクによる防護係数：50 	<p>(14) 可搬型モニタリングポストのバッテリー交換における被ばく線量評価</p> <p>可搬型モニタリングポストは、外部バッテリーにより3.5日間以上電源供給が可能であり、それ以降は予備のバッテリーと交換することにより、必要な期間継続して計測が可能な設計としている。なお、外部バッテリーは緊急時対策所内に保管し、通常時から充電を行うことで、確実に交換できる設計とする。</p> <p>また、12台すべての可搬型モニタリングポストの外部バッテリーを交換した場合の所要時間は、移動時間も含めて約290分で可能である。</p> <p>ここでは、以下の評価条件から、可搬型モニタリングポストのバッテリー交換における被ばく線量の評価を示す。</p> <p><被ばく線量の評価条件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災プラント：泊発電所3号炉 ・想定シナリオ：大破断LOCA時に低圧注入機能、高圧注入機能及び格納容器スプレイ注入機能が喪失する事故 ・評価点：評価点を第1図に示す。評価点は発災プラントから作業エリアまでの距離よりも、発災プラントに近い範囲内で選定した。 ・大気拡散条件：3号炉周辺現場作業エリアのうち厳しい評価結果を与える作業場所の相対濃度及び相対線量を参照 ・評価時間：合計290分(移動時間等合計約170分+作業時間約10分×12箇所) ・作業開始時間：バッテリー交換が必要となる3.5日に対して余裕を持たせ、事故後2.0日(48時間)から作業開始 ・作業場所周りの遮蔽：考慮しない。 ・マスクによる防護係数：50 	<p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バッテリーの連続稼働期間が異なるが、バッテリー交換により必要期間確保する方針は同様である。 <p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置設計、可搬型モニタリングポスト設置台数が異なることによる移動時間の相違 <p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故シーケンスの相違 <p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置設計、可搬型モニタリングポスト設置台数が異なることによる移動時間の相違 <p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バッテリーの連続稼働期間が異なるが、バッテリー交換により必要期間確保する方針は同様である。 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第3.3.5-1図 評価点及び可搬型モニタリングポストの設置場所及び保管場所</p> <p>・被ばく経路：以下を考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ①原子炉建屋内等の放射性物質からのガンマ線による屋外での被ばく ②放射性雲中の放射性物質からのガンマ線による屋外での被ばく ③大気中に放出された放射性物質の吸入摂取による屋外での被ばく ④地表面に沈着した放射性物質のガンマ線による屋外での被ばく ⑤原子炉格納容器フィルタベント系フィルタ装置に沈着した放射性物質のガンマ線による屋外での被ばく ⑥原子炉格納容器フィルタベント系配管に沈着した放射性物質のガンマ線による屋外での被ばく 	 <p>第1図 評価点及び可搬型モニタリングポストの設置場所及び保管場所</p> <p>被ばく経路：以下を考慮</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 建屋内からのガンマ線による被ばく <ul style="list-style-type: none"> ・直接ガンマ線 ・スカイシャインガンマ線 (2) 大気中へ放出された放射性物質による被ばく <ul style="list-style-type: none"> ・クラウドシャインによる外部被ばく ・グランドシャインによる外部被ばく ・吸入摂取による内部被ばく 	<p>【女川】設計の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊発電所では重大事故でフィルタベント設備を使用しない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
	<table border="1" data-bbox="676 183 1198 300"> <tr> <td>作業開始時間</td> <td>格納容器ベント実施10時間後[※]</td> </tr> <tr> <td>作業に係る被ばく線量</td> <td>約45mSv</td> </tr> </table> <p data-bbox="676 306 1198 411">※バッテリーは5日間以上電源供給が可能のため、交換は格納容器ベント（約2.6日）後となる。また、格納容器ベント開始から10時間は待避することから、作業時の線量として格納容器ベント実施10時間後の線量を想定した。</p>	作業開始時間	格納容器ベント実施10時間後 [※]	作業に係る被ばく線量	約45mSv	<table border="1" data-bbox="1272 178 1771 279"> <tr> <td>作業開始時間</td> <td>事故後48時間後[※]</td> </tr> <tr> <td>作業に係る被ばく線量</td> <td>追而 (除染係数の見直しによる放出量評価)</td> </tr> </table> <p data-bbox="1272 285 1771 335">※バッテリー交換が必要となる3.5日に対して余裕を持たせつつ、保守的な評価となるよう事故後2.0日（48時間）の線量を想定した。</p>	作業開始時間	事故後48時間後 [※]	作業に係る被ばく線量	追而 (除染係数の見直しによる放出量評価)	
作業開始時間	格納容器ベント実施10時間後 [※]										
作業に係る被ばく線量	約45mSv										
作業開始時間	事故後48時間後 [※]										
作業に係る被ばく線量	追而 (除染係数の見直しによる放出量評価)										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
	<p>3.4 可搬型放射線計測装置等の数量の考え方 可搬型放射線計測装置等の数量の考え方を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="674 331 1211 699"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>考え方</th> <th>保管場所</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>緊急時対策棟屋</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>γ線サーベイメータ</td> <td>陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に測定できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>緊急時対策棟屋</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に測定できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>緊急時対策棟屋</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>α線サーベイメータ</td> <td>陸上での試料採取を迅速に測定できる数量（1台+予備1台）</td> <td>緊急時対策棟屋</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>陸上と海上モニタリングで放射線量を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>緊急時対策棟屋</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>海上モニタリングが実施できる数量（1艇+予備1艇）</td> <td>第1保管エリア、第4保管エリア</td> <td>2艇</td> </tr> </tbody> </table>	名称	考え方	保管場所	台数	可搬型ダスト・よう素サンプラ	陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	緊急時対策棟屋	3台	γ線サーベイメータ	陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に測定できる数量（合計2台+予備1台）	緊急時対策棟屋	3台	β線サーベイメータ	陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に測定できる数量（合計2台+予備1台）	緊急時対策棟屋	3台	α線サーベイメータ	陸上での試料採取を迅速に測定できる数量（1台+予備1台）	緊急時対策棟屋	2台	電離箱サーベイメータ	陸上と海上モニタリングで放射線量を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	緊急時対策棟屋	3台	小型船舶	海上モニタリングが実施できる数量（1艇+予備1艇）	第1保管エリア、第4保管エリア	2艇	<p>【比較のため、本ページ泊欄は1.4.1-2表を抜粋し掲載】</p> <p>第1.4.1-2表 放射能測定装置の数量の考え方</p> <table border="1" data-bbox="1256 260 1812 772"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>考え方</th> <th>保管場所</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ダスト・よう素サンプラ</td> <td>陸上でのダスト採取と海上モニタリングでのダスト採取を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>2 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>GM汚染サーベイメータ</td> <td>陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>2 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ</td> <td>陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>2 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>α線シンチレーションサーベイメータ</td> <td>陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>1 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>β線サーベイメータ</td> <td>陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>1 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>電離箱サーベイメータ</td> <td>陸上と海上で放射線量を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）</td> <td>1箇所 （緊急時対策所）</td> <td>2 （予備1）</td> </tr> <tr> <td>小型船舶</td> <td>海上モニタリングが実施できる数量（合計1台+予備1台）</td> <td>2箇所 （T.P31m）</td> <td>1 （予備1）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	考え方	保管場所	数量	可搬型ダスト・よう素サンプラ	陸上でのダスト採取と海上モニタリングでのダスト採取を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）	GM汚染サーベイメータ	陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）	NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）	α線シンチレーションサーベイメータ	陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	1 （予備1）	β線サーベイメータ	陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	1 （予備1）	電離箱サーベイメータ	陸上と海上で放射線量を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）	小型船舶	海上モニタリングが実施できる数量（合計1台+予備1台）	2箇所 （T.P31m）	1 （予備1）	
名称	考え方	保管場所	台数																																																												
可搬型ダスト・よう素サンプラ	陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	緊急時対策棟屋	3台																																																												
γ線サーベイメータ	陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に測定できる数量（合計2台+予備1台）	緊急時対策棟屋	3台																																																												
β線サーベイメータ	陸上での試料採取と海上モニタリングでの試料採取を同時に測定できる数量（合計2台+予備1台）	緊急時対策棟屋	3台																																																												
α線サーベイメータ	陸上での試料採取を迅速に測定できる数量（1台+予備1台）	緊急時対策棟屋	2台																																																												
電離箱サーベイメータ	陸上と海上モニタリングで放射線量を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	緊急時対策棟屋	3台																																																												
小型船舶	海上モニタリングが実施できる数量（1艇+予備1艇）	第1保管エリア、第4保管エリア	2艇																																																												
名称	考え方	保管場所	数量																																																												
可搬型ダスト・よう素サンプラ	陸上でのダスト採取と海上モニタリングでのダスト採取を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）																																																												
GM汚染サーベイメータ	陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）																																																												
NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ	陸上での採取試料と海上モニタリングでの採取試料を迅速に測定できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）																																																												
α線シンチレーションサーベイメータ	陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	1 （予備1）																																																												
β線サーベイメータ	陸上での採取試料を迅速に測定できる数量（合計1台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	1 （予備1）																																																												
電離箱サーベイメータ	陸上と海上で放射線量を同時に実施できる数量（合計2台+予備1台）	1箇所 （緊急時対策所）	2 （予備1）																																																												
小型船舶	海上モニタリングが実施できる数量（合計1台+予備1台）	2箇所 （T.P31m）	1 （予備1）																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.5 サーベイメータ等を搭載したモニタリング可能な車両（モニタリング資機材運搬車）</p> <p>サーベイメータ等を搭載し、任意の場所のモニタリングを行うモニタリング資機材運搬車を1台配備している。</p> <p>なお、放射能観測車の保守点検時は、モニタリング資機材運搬車を使用可能な状態で待機させる。</p> <p>(1) 台数：1台</p> <p>(2) 主な搭載機器（台数：以下の各1台をモニタリング資機材運搬車に搭載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電離箱サーベイメータ ・γ線サーベイメータ ・β線サーベイメータ ・可搬型ダスト・よう素サンブラ ・移動無線設備（車載型） ・衛星電話設備（携帯型）  <p>(モニタリング資機材運搬車の写真)</p>	<p>【比較のため、本ページ泊欄は3.5を掲載】</p> <p>3.5 資機材運搬車</p> <p>(1) 配備の目的</p> <p>泊発電所では、重大事故発生時に発電所周辺の放射線量の把握のため、最大で可搬型モニタリングポスト12台、可搬型気象観測設備2台を配備することとしている。</p> <p>これらの設備を短時間で運搬・配備できるよう発電所内に資機材運搬車を配備する。</p> <p>また、連絡手段となる無線通話装置および無線が使用不能となった場合の代替設備として、衛星携帯電話を配備している。</p> <p>なお、この資機材運搬車には、あらかじめサーベイメータ等を積載し、モニタリングにも使用できるものとする。</p> <p>なお、放射能観測車の保守点検時は、資機材運搬車を使用可能な状態で待機させる。</p> <p>(2) 外観</p> <p>資機材運搬車の外観を第3.5図に示す。</p> <p>資機材運搬車は以下の設備を搭載することが可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電離箱サーベイメータ ・NaI(Tl)シンチレーションサーベイメータ ・GM汚染サーベイメータ ・α線サーベイメータ ・β線サーベイメータ ・可搬型ダスト・よう素サンブラ ・無線通話装置 ・衛星携帯電話  <p>第3.5図 資機材運搬車の外観（写真は同型車イメージ）</p>	<p>【女川】記載方針の相違</p> <p>【女川】記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.6 自主対策設備（放射性物質の濃度の測定） 重大事故等時に機能維持を担保できないが、機能喪失していない場合には、事故対応に有効であるため使用する。 なお、使用にあたっては、必要に応じ試料に前処理を行い、測定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • Ge 半導体式試料放射能測定装置 • 可搬型Ge 半導体式試料放射能測定装置 • ガスフロー測定装置 <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="730 539 875 722">  </div> <div data-bbox="1025 539 1171 722">  </div> </div> <p>(Ge 半導体式試料放射能測定装置のイメージ) (可搬型 Ge 半導体式試料放射能測定装置のイメージ)</p> <div data-bbox="730 786 875 970">  </div> <p>(ガスフロー測定装置のイメージ)</p>	<p>【比較のため、本ページ泊欄は3.6を掲載】</p> <p>3.6 自主対策設備（放射性物質の濃度の測定） 重大事故等時に機能維持を担保できないが、機能喪失していない場合には、事故対応に有効であるため使用する。 なお、使用にあたっては、必要に応じ試料に前処理を行い、測定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • Ge 半導体測定装置（台数：1台） • 可搬型 Ge 半導体測定装置（台数：1台） • GM 計数装置（台数：1台） • ZnS シンチレーション計数装置（台数：1台） <div style="display: grid; grid-template-columns: 1fr 1fr;"> <div data-bbox="1323 499 1451 722">  </div> <div data-bbox="1585 499 1749 722">  </div> </div> <p>(Ge 半導体測定装置) (可搬型 Ge 半導体測定装置)</p> <div style="display: grid; grid-template-columns: 1fr 1fr;"> <div data-bbox="1279 786 1491 970">  </div> <div data-bbox="1547 786 1783 970">  </div> </div> <p>GM 計数装置 (イメージ) ZnS シンチレーション計数装置 (イメージ)</p>	<p>【女川】設備の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>3.7 緊急時モニタリングの実施手順及び体制 重大事故等が発生した場合に実施する敷地内及び敷地境界のモニタリングは、以下の手順で行う。</p> <p>(1)放射線量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事象進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、モニタリングポスト6台の稼動状況を確認する。 ・モニタリングポストが機能喪失した場合、車両等により可搬型モニタリングポストをモニタリングポスト位置に配置し、放射線量の代替測定を行う。なお、現場の状況により配置場所を変更する場合がある。 ・また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、海側及び緊急時対策建屋屋上に、可搬型モニタリングポスト3台を配置し、放射線量の測定を行う。 	<p>【比較のため、本ページ泊欄は3.7を掲載】</p> <p>3.7 緊急時モニタリングの実施手順及び体制 重大事故等が発生した場合に実施する敷地内及び敷地境界のモニタリングは、以下の手順で行う。</p> <p>(1) 放射線量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事象進展に伴う放射線量の変化を的確に把握するため、モニタリングポスト7台及びモニタリングステーション1台の稼動状況を確認する。 ・モニタリングポスト又はモニタリングステーションが機能喪失した場合、車両により可搬型モニタリングポストをモニタリングポスト又はモニタリングステーション位置に設置し、放射線量の代替測定を行う。なお、現場の状況により設置場所を変更する場合がある。 ・また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、海側及び緊急時対策所付近に可搬型モニタリングポスト4台を設置し、放射線量の測定を行う。 	<p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では車両により運搬するため、「等」は不要

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>(2) 放射性物質の濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射能観測車の使用可否を確認する。 放射能観測車が機能喪失した場合、可搬型放射線計測装置により、空気中の放射性物質の濃度の代替測定を行う。また、スタック放射線モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合、可搬型放射線計測装置により、空気中の放射性物質の濃度の測定を行う。 放射性廃棄物放出水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合、取水口、放水口、一般排水設備出口等で海水、排水の採取を行い、可搬型放射線計測装置により水中の放射性物質の濃度の測定を行う。 放射性雲通過後において、気体状の放射性物質が放出された場合、可搬型放射線計測装置により土壌中の放射性物質の濃度を測定する。 放射性雲通過後において、気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合、小型船舶、可搬型放射線計測装置による周辺海域の放射線量及び放射性物質の濃度の測定を行う。なお、海洋の状況等が安全上の問題がないと判断できた場合に行う。 放射性物質の濃度の測定における試料採取場所については、放出状況、風向、風速等を考慮し、選定する。 <p>(3) 気象観測</p> <ul style="list-style-type: none"> 事象進展に伴う気象情報を的確に把握するため、気象観測設備の稼働状況を確認する。 気象観測設備が機能喪失した場合、車両等により代替気象観測設備を気象観測設備位置に配置し、気象観測を行う。なお、現場の状況により配置場所を変更する場合がある。 	<p>【比較のため、本ページ泊欄は3.7を掲載】</p> <p>(2) 放射性物質の濃度</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射能観測車の使用可否を確認する。 放射能観測車が機能喪失した場合、放射能測定装置により、空気中の放射性物質の濃度の代替測定を行う。また、排気筒ガスモニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合、放射能測定装置により空気中の放射性物質の濃度の測定を行う。 廃棄物処理設備排水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合、取水口、放水口、一般排水設備出口等で海水、排水の採取を行い、放射能測定装置により水中の放射性物質の濃度の測定を行う。 ブルーム通過後において、気体状の放射性物質が放出された場合、放射能測定装置により土壌中の放射性物質の濃度の測定を行う。 ブルーム通過後において、気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合、小型船舶、放射能測定装置及び電離箱サーベイメータによる周辺海域の放射線量及び放射性物質の濃度の測定を行う。なお、海洋の状況等が安全上の問題がないと判断できた場合に行う。 放射性物質の濃度の測定における試料採取場所については、放出状況、風向、風速等を考慮し、選定する。 <p>(3) 気象観測</p> <ul style="list-style-type: none"> 事象進展に伴う気象情報を的確に把握するため、気象観測設備の稼働状況を確認する。 気象観測所の気象観測設備が機能喪失した場合、車両により可搬型気象観測設備を気象観測設備位置に設置し、気象観測を行う。なお、現場の状況により設置場所を変更する場合がある。 また、原子力災害対策特別措置法第10条特定事象が発生した場合、ブルームの通過方向を把握するため、緊急時対策所付近に可搬型気象観測設備1台を設置し、気象観測を行う。 	<p>【女川】運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																				
	<p>(4) 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p> <table border="1" data-bbox="683 239 1209 925"> <thead> <tr> <th>手順</th> <th>具体的実施事項</th> <th>開始時期の考え方</th> <th>対応要員 (必要想定人数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</td> <td rowspan="3">可搬型モニタリングポストの配置 【代替測定】 モニタリングポストの位置に配置 【測定】 原子力災害対策指針第10条特定事象*発生時 海側及び緊急時対策棟屋上に配置</td> <td>モニタリングポストが使用できない場合</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>原子力災害対策指針第10条特定事象*発生と判断した場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定</td> <td>代替気象観測設備の設置</td> <td>気象観測設備が使用できない場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定</td> <td rowspan="2">空気中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>【代替測定】 放射線観測車が使用できない場合</td> <td rowspan="2">2名</td> </tr> <tr> <td>【測定】 スタック放射線モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合</td> </tr> <tr> <td>可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>海水、排水中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>放射性廃棄物放出モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>気体状の放射性物質が放出された場合（放射性雲通過後）</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定</td> <td>気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（放射性雲通過後）</td> <td>2名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の第7条第1号の表中におけるイの施設に該当する事象。 （要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。）</p>	手順	具体的実施事項	開始時期の考え方	対応要員 (必要想定人数)	可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	可搬型モニタリングポストの配置 【代替測定】 モニタリングポストの位置に配置 【測定】 原子力災害対策指針第10条特定事象*発生時 海側及び緊急時対策棟屋上に配置	モニタリングポストが使用できない場合	4名	原子力災害対策指針第10条特定事象*発生と判断した場合	2名		2名	代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定	代替気象観測設備の設置	気象観測設備が使用できない場合	2名	可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定	空気中の放射性物質の濃度の測定	【代替測定】 放射線観測車が使用できない場合	2名	【測定】 スタック放射線モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合	可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	海水、排水中の放射性物質の濃度の測定	放射性廃棄物放出モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合	2名	可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	土壌中の放射性物質の濃度の測定	気体状の放射性物質が放出された場合（放射性雲通過後）	2名	海上モニタリング	海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定	気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（放射性雲通過後）	2名	<p>【比較のため、本ページ泊欄は3.7を掲載】</p> <p>(4) 緊急時モニタリングの実施手順及び体制</p> <table border="1" data-bbox="1254 239 1803 925"> <thead> <tr> <th>手順</th> <th>具体的実施事項</th> <th>開始時期の考え方</th> <th>対応要員 (必要想定人数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定</td> <td rowspan="2">可搬型モニタリングポストの設置 【代替測定】 モニタリングポスト又はモニタリングステーション位置に設置 【測定】 発電所海側及び緊急時対策所付近に設置</td> <td>モニタリングポスト又はモニタリングステーションが使用できない場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象*発生と判断した場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定</td> <td>可搬型気象観測設備の設置</td> <td>気象観測設備が使用できない場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象項目監視</td> <td>可搬型気象観測設備の設置</td> <td>原子力災害対策特別措置法第10条特定事象*発生と判断した場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定</td> <td rowspan="2">空気中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>【代替測定】 放射線観測車が使用できない場合</td> <td rowspan="2">2名</td> </tr> <tr> <td>【測定】 排気筒モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合</td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>海水、排水中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>廃棄物処理設備排水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>土壌中の放射性物質の濃度の測定</td> <td>気体状の放射性物質が放出された場合（ブルーム通過後）</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>海上モニタリング</td> <td>海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定</td> <td>気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（ブルーム通過後）</td> <td>3名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 原子力災害対策特別措置法第10条特定事象とは、「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」の第7条第1号の表中におけるイの施設に該当する事象。 （要員数については、今後の訓練等の結果により人数を見直す可能性がある。）</p>	手順	具体的実施事項	開始時期の考え方	対応要員 (必要想定人数)	可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	可搬型モニタリングポストの設置 【代替測定】 モニタリングポスト又はモニタリングステーション位置に設置 【測定】 発電所海側及び緊急時対策所付近に設置	モニタリングポスト又はモニタリングステーションが使用できない場合	2名	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象*発生と判断した場合	2名	可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	可搬型気象観測設備の設置	気象観測設備が使用できない場合	2名	可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象項目監視	可搬型気象観測設備の設置	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象*発生と判断した場合	2名	放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定	空気中の放射性物質の濃度の測定	【代替測定】 放射線観測車が使用できない場合	2名	【測定】 排気筒モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合	放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	海水、排水中の放射性物質の濃度の測定	廃棄物処理設備排水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合	2名	放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	土壌中の放射性物質の濃度の測定	気体状の放射性物質が放出された場合（ブルーム通過後）	2名	海上モニタリング	海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定	気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（ブルーム通過後）	3名	
手順	具体的実施事項	開始時期の考え方	対応要員 (必要想定人数)																																																																				
可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	可搬型モニタリングポストの配置 【代替測定】 モニタリングポストの位置に配置 【測定】 原子力災害対策指針第10条特定事象*発生時 海側及び緊急時対策棟屋上に配置	モニタリングポストが使用できない場合	4名																																																																				
		原子力災害対策指針第10条特定事象*発生と判断した場合	2名																																																																				
			2名																																																																				
代替気象観測設備による気象観測項目の代替測定	代替気象観測設備の設置	気象観測設備が使用できない場合	2名																																																																				
可搬型放射線計測装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定	空気中の放射性物質の濃度の測定	【代替測定】 放射線観測車が使用できない場合	2名																																																																				
		【測定】 スタック放射線モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合																																																																					
可搬型放射線計測装置による水中の放射性物質の濃度の測定	海水、排水中の放射性物質の濃度の測定	放射性廃棄物放出モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合	2名																																																																				
可搬型放射線計測装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	土壌中の放射性物質の濃度の測定	気体状の放射性物質が放出された場合（放射性雲通過後）	2名																																																																				
海上モニタリング	海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定	気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（放射性雲通過後）	2名																																																																				
手順	具体的実施事項	開始時期の考え方	対応要員 (必要想定人数)																																																																				
可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定及び代替測定	可搬型モニタリングポストの設置 【代替測定】 モニタリングポスト又はモニタリングステーション位置に設置 【測定】 発電所海側及び緊急時対策所付近に設置	モニタリングポスト又はモニタリングステーションが使用できない場合	2名																																																																				
		原子力災害対策特別措置法第10条特定事象*発生と判断した場合	2名																																																																				
可搬型気象観測設備による気象観測項目の代替測定	可搬型気象観測設備の設置	気象観測設備が使用できない場合	2名																																																																				
可搬型気象観測設備による緊急時対策所付近の気象項目監視	可搬型気象観測設備の設置	原子力災害対策特別措置法第10条特定事象*発生と判断した場合	2名																																																																				
放射能測定装置による空気中の放射性物質の濃度の測定及び代替測定	空気中の放射性物質の濃度の測定	【代替測定】 放射線観測車が使用できない場合	2名																																																																				
		【測定】 排気筒モニタが使用できない場合、又は気体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合																																																																					
放射能測定装置による水中の放射性物質の濃度の測定	海水、排水中の放射性物質の濃度の測定	廃棄物処理設備排水モニタが使用できない場合、又は液体状の放射性物質が放出されたおそれがある場合	2名																																																																				
放射能測定装置による土壌中の放射性物質の濃度の測定	土壌中の放射性物質の濃度の測定	気体状の放射性物質が放出された場合（ブルーム通過後）	2名																																																																				
海上モニタリング	海上における放射線量及び放射性物質の濃度の測定	気体状又は液体状の放射性物質が放出された場合（ブルーム通過後）	3名																																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																									
		<p>(15) 緊急時対策所の換気設備の操作に係る判断基準について 緊急時対策所における換気設備の操作の判断に係る基準は、次表のとおりとなっている。また、緊急時対策所にとどまる各機能班の判断等は次のとおりである。</p> <p>① 各機能班は必要な次の情報を確認・監視する。 ・運転班：発電所の状況に係る情報（格納容器圧力等） ・放管班：発電所内外の放射線等の情報（モニタリングポスト、気象観測設備等）</p> <p>② 各機能班は本部長（所長）へ状況等の報告を行う。</p> <p>③ 本部長は、原子炉主任技術者等の助言等を受け各種情報を総合的に判断し、換気設備の運用に係る判断をする。</p> <p style="text-align: center;">緊急時対策所の換気設備の操作に係る判断基準</p> <table border="1" data-bbox="1249 523 1812 1023"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>状況</th> <th>監視パラメータ</th> <th>判断基準</th> <th>操作等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>緊急時対策所の立ち上げが必要になった場合</td> <td>事故事象による</td> <td>指針に定める「警戒事態」事象等の発生</td> <td>可換型空気浄化装置を接続 可換型空気浄化装置を起動し、換気を実施</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>炉心損傷が発生し、放射性物質が大気に放出される可能性がある場合</td> <td>①格納容器圧力 ②格納容器高レンジエリアモニタ ③炉心出口温度</td> <td>①格納容器圧力が最高使用圧力を超えて上昇継続 ②エリアモニタの指示値上昇 ③550℃以上</td> <td>空気ポンペ設備を接続</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>原子炉格納容器が破損し、緊急時対策所の周辺にブルームが深れてくると共に、緊急時対策所内に空気浄化装置で除去できない希ガスが放出された場合</td> <td>①格納容器圧力 ②モニタリングポスト、モニタリングステーション、可換型モニタリングポスト（海側等） 空気吸収効率 ③可換型モニタリングポスト（緊急時対策所） 空気吸収効率 ④気象観測設備 風向</td> <td>①格納容器圧力の低下 ②0.5m/s以上 ③空気吸収率が上昇 ④炉心の風下</td> <td>緊急時対策所の換気と可換型空気浄化装置から空気ポンペ設備による加圧へ切替え</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>破損した原子炉格納容器から希ガスの放出が終局</td> <td>①格納容器圧力 ②モニタリングポスト、モニタリングステーション、可換型モニタリングポスト（海側等） 空気吸収効率 ③可換型モニタリングポスト（緊急時対策所） 空気吸収効率 ④緊急時対策所可換型エリアモニタ ⑤気象観測設備 風向</td> <td>①格納容器圧力の急低下後に再び安定 ②空気吸収率が低下して安定 ③空気吸収率が低下して安定 ④エリアモニタの指示値が低下して安定 ⑤炉心の風上</td> <td>緊急時対策所の換気を空気ポンペ設備による加圧から可換型空気浄化装置による換気に切替え 緊急時対策所を出て、野外活動を再開する準備</td> </tr> </tbody> </table>	No	状況	監視パラメータ	判断基準	操作等	1	緊急時対策所の立ち上げが必要になった場合	事故事象による	指針に定める「警戒事態」事象等の発生	可換型空気浄化装置を接続 可換型空気浄化装置を起動し、換気を実施	2	炉心損傷が発生し、放射性物質が大気に放出される可能性がある場合	①格納容器圧力 ②格納容器高レンジエリアモニタ ③炉心出口温度	①格納容器圧力が最高使用圧力を超えて上昇継続 ②エリアモニタの指示値上昇 ③550℃以上	空気ポンペ設備を接続	3	原子炉格納容器が破損し、緊急時対策所の周辺にブルームが深れてくると共に、緊急時対策所内に空気浄化装置で除去できない希ガスが放出された場合	①格納容器圧力 ②モニタリングポスト、モニタリングステーション、可換型モニタリングポスト（海側等） 空気吸収効率 ③可換型モニタリングポスト（緊急時対策所） 空気吸収効率 ④気象観測設備 風向	①格納容器圧力の低下 ②0.5m/s以上 ③空気吸収率が上昇 ④炉心の風下	緊急時対策所の換気と可換型空気浄化装置から空気ポンペ設備による加圧へ切替え	4	破損した原子炉格納容器から希ガスの放出が終局	①格納容器圧力 ②モニタリングポスト、モニタリングステーション、可換型モニタリングポスト（海側等） 空気吸収効率 ③可換型モニタリングポスト（緊急時対策所） 空気吸収効率 ④緊急時対策所可換型エリアモニタ ⑤気象観測設備 風向	①格納容器圧力の急低下後に再び安定 ②空気吸収率が低下して安定 ③空気吸収率が低下して安定 ④エリアモニタの指示値が低下して安定 ⑤炉心の風上	緊急時対策所の換気を空気ポンペ設備による加圧から可換型空気浄化装置による換気に切替え 緊急時対策所を出て、野外活動を再開する準備	
No	状況	監視パラメータ	判断基準	操作等																								
1	緊急時対策所の立ち上げが必要になった場合	事故事象による	指針に定める「警戒事態」事象等の発生	可換型空気浄化装置を接続 可換型空気浄化装置を起動し、換気を実施																								
2	炉心損傷が発生し、放射性物質が大気に放出される可能性がある場合	①格納容器圧力 ②格納容器高レンジエリアモニタ ③炉心出口温度	①格納容器圧力が最高使用圧力を超えて上昇継続 ②エリアモニタの指示値上昇 ③550℃以上	空気ポンペ設備を接続																								
3	原子炉格納容器が破損し、緊急時対策所の周辺にブルームが深れてくると共に、緊急時対策所内に空気浄化装置で除去できない希ガスが放出された場合	①格納容器圧力 ②モニタリングポスト、モニタリングステーション、可換型モニタリングポスト（海側等） 空気吸収効率 ③可換型モニタリングポスト（緊急時対策所） 空気吸収効率 ④気象観測設備 風向	①格納容器圧力の低下 ②0.5m/s以上 ③空気吸収率が上昇 ④炉心の風下	緊急時対策所の換気と可換型空気浄化装置から空気ポンペ設備による加圧へ切替え																								
4	破損した原子炉格納容器から希ガスの放出が終局	①格納容器圧力 ②モニタリングポスト、モニタリングステーション、可換型モニタリングポスト（海側等） 空気吸収効率 ③可換型モニタリングポスト（緊急時対策所） 空気吸収効率 ④緊急時対策所可換型エリアモニタ ⑤気象観測設備 風向	①格納容器圧力の急低下後に再び安定 ②空気吸収率が低下して安定 ③空気吸収率が低下して安定 ④エリアモニタの指示値が低下して安定 ⑤炉心の風上	緊急時対策所の換気を空気ポンペ設備による加圧から可換型空気浄化装置による換気に切替え 緊急時対策所を出て、野外活動を再開する準備																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

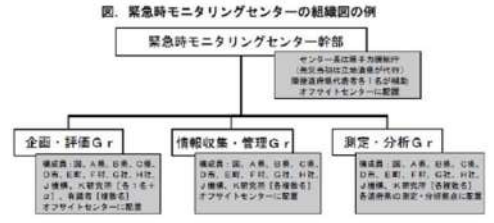
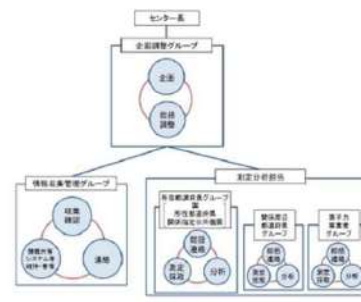
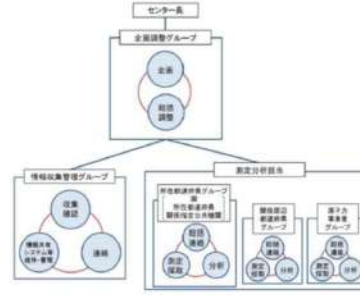
第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
		<p>補足説明資料5. モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストの計測結果の保存について</p> <p>モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストの空間放射線量率の計測結果は、次表のとおり記録および保存している。</p> <table border="1" data-bbox="1256 411 1816 533"> <thead> <tr> <th></th> <th>固定モニタリング設備</th> <th>可搬型モニタリングポスト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記録</td> <td>泊3号炉中央制御室の環境監視盤及び現場に記録</td> <td>緊急時対策所内の当該ポスト端末および当該ポスト本体に記録</td> </tr> <tr> <td>保存</td> <td>泊3号炉中央制御室の環境監視盤本体及び現場に保存</td> <td>緊急時対策所内の当該ポスト端末および当該ポスト本体に保存</td> </tr> </tbody> </table> <p>補足説明資料6. 気象観測設備の観測データについて</p> <p>気象観測設備による観測データは、1、2号炉中央制御室および3号炉中央制御室の環境監視盤に表示し、運転員による監視を行っている。</p> <p>観測データに異常が認められた場合には、運転員から設備主管箇所に連絡され、原因調査ならびに修繕等の対応を行う。</p> <p>また、気象観測設備は定期的に点検・校正し、健全性を確認している。</p>		固定モニタリング設備	可搬型モニタリングポスト	記録	泊3号炉中央制御室の環境監視盤及び現場に記録	緊急時対策所内の当該ポスト端末および当該ポスト本体に記録	保存	泊3号炉中央制御室の環境監視盤本体及び現場に保存	緊急時対策所内の当該ポスト端末および当該ポスト本体に保存	
	固定モニタリング設備	可搬型モニタリングポスト										
記録	泊3号炉中央制御室の環境監視盤及び現場に記録	緊急時対策所内の当該ポスト端末および当該ポスト本体に記録										
保存	泊3号炉中央制御室の環境監視盤本体及び現場に保存	緊急時対策所内の当該ポスト端末および当該ポスト本体に保存										



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. 可搬式気象観測装置の観測項目について</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合、放出放射エネルギー評価や大気における放射性物質拡散状態の推定を行うために、気象観測設備が使用できない場合は、可搬式気象観測装置で以下の項目について気象観測を行う。</p> <p>(1) 観測項目 風向、風速、日射量、放射収支量、雨量、温度及び湿度</p> <p>なお、風向、風速、日射量及び放射収支量については、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目である。</p> <p>(2) 各測定項目の必要性 放出放射エネルギー、大気安定度及び放射性物質の降雨による地表への沈着の推定には、それぞれ以下の観測項目が必要となる。</p> <p>a. 放出放射エネルギー 風向、風速、大気安定度</p> <p>b. 大気安定度 風速、日射量、放射収支量</p> <p>c. 放射性物質の降雨による地表への沈着の推定 雨量</p>		<p>【比較のため、本ページ泊欄は補足説明資料10を掲載】</p> <p>補足説明資料10. 可搬式気象観測設備の観測項目について</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合、放出放射エネルギー評価や大気における放射性物質拡散状態の推定を行うために、気象観測設備が機能喪失した場合及びブルームの通過方向を緊急時対策所にて把握する場合は、可搬式気象観測設備で以下の項目について気象観測を行う。</p> <p>(1) 観測項目 風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量</p> <p>風向、風速、日射量及び放射収支量については、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目である。</p> <p>(2) 各測定項目の必要性 放出放射エネルギー、大気安定度及び放射性物質の降雨による地表への沈着の推定には、それぞれ以下の観測項目が必要となる。</p> <p>a. 放出放射エネルギー 風向、風速、大気安定度</p> <p>b. 大気安定度 風速、日射量、放射収支量</p> <p>c. 放射性物質の降雨による地表への沈着の推定 雨量</p>	<p>①の相違</p> <p>【大阪】設計方針の相違 ・測定項目は異なるが、泊も「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針」に定められた項目を網羅している。</p>

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																															
<p>7. 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制</p> <p>(1) 発電所敷地外のモニタリング</p> <p>原子力災害対策指針（原子力規制委員会 平成25年6月5日 全部改正）に従い、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、国、地方公共団体と連携を図りながら、敷地外のモニタリングを実施する。</p>  <p>表. 緊急時モニタリングセンター組織の機能と人員構成の例</p> <table border="1" data-bbox="112 590 604 925"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>要員の選任</th> <th>人員構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時モニタリングセンター幹部</td> <td>緊急時モニタリング全般を統括できる者</td> <td>国が担当。国が現地で緊急時モニタリング組織に入るまでは連携系で代行</td> </tr> <tr> <td>企画・評価グループ</td> <td>緊急時モニタリング項目の決定 関係機関との調整 緊急時モニタリング結果の解析 緊急時モニタリング結果に基づく住民のばく露推定</td> <td>国、道府県、市町村、発災事業者、その他事業者、指定公共機関等で適切な人数で構成。評価を適切に行うために、適宜、有識者も組織する。</td> </tr> <tr> <td>情報収集・管理グループ</td> <td>緊急時モニタリング結果の整理を行える者</td> <td>各組織から上がる情報を国（EPC 放射線課）で集約するために、関係国等を中心に、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。</td> </tr> <tr> <td>測定・分析グループ</td> <td>緊急時モニタリングにおける測定、分析を行える者</td> <td>道府県のモニタリング実施機関を中心に、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：原子力規制委員会 緊急時モニタリングの在り方に関する検討チーム第5回会合（H25.3.11） 配布資料2（会合での意見反映版）</p>	機能	要員の選任	人員構成	緊急時モニタリングセンター幹部	緊急時モニタリング全般を統括できる者	国が担当。国が現地で緊急時モニタリング組織に入るまでは連携系で代行	企画・評価グループ	緊急時モニタリング項目の決定 関係機関との調整 緊急時モニタリング結果の解析 緊急時モニタリング結果に基づく住民のばく露推定	国、道府県、市町村、発災事業者、その他事業者、指定公共機関等で適切な人数で構成。評価を適切に行うために、適宜、有識者も組織する。	情報収集・管理グループ	緊急時モニタリング結果の整理を行える者	各組織から上がる情報を国（EPC 放射線課）で集約するために、関係国等を中心に、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。	測定・分析グループ	緊急時モニタリングにおける測定、分析を行える者	道府県のモニタリング実施機関を中心に、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。	<p>3.9 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制</p> <p>(1) 原子力災害対策指針（原子力規制委員会 平成30年10月1日一部改正）に従い、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、第3.9-1図及び第3.9表のとおり、国、地方公共団体と連携を図りながら、敷地外のモニタリングを実施する。</p>  <p>第3.9表 緊急時モニタリングセンター組織の機能と人員構成</p> <table border="1" data-bbox="672 750 1209 1053"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>人員構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整グループ</td> <td>・上放射線防災専門官を企画調整グループ長、所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置 ・国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成</td> </tr> <tr> <td>情報収集管理グループ</td> <td>・国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成</td> </tr> <tr> <td>測定分析担当</td> <td>・所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：緊急時モニタリングセンター設置要領 第3版（令和元年6月25日）</p>	機能	人員構成	企画調整グループ	・上放射線防災専門官を企画調整グループ長、所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置 ・国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成	情報収集管理グループ	・国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成	測定分析担当	・所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定	<p>補足説明資料7. 発電所敷地外の緊急時モニタリング体制</p> <p>(1) 原子力災害対策指針（原子力規制委員会 平成30年10月1日 一部改正）に従い、国が立ち上げる緊急時モニタリングセンターにおいて、第1図及び第1表のとおり、国、地方公共団体と連携を図りながら、敷地外のモニタリングを実施する。</p>  <p>第1表 緊急時モニタリングセンター組織の機能と人員構成の例</p> <table border="1" data-bbox="1254 750 1792 1053"> <thead> <tr> <th>機能</th> <th>人員構成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>企画調整グループ</td> <td>・緊急時モニタリングセンター内の統括 ・緊急時モニタリングの実施内容の検討、指示等</td> </tr> <tr> <td>情報収集管理グループ</td> <td>・緊急時モニタリングセンター内における情報の収集及び管理 ・緊急時モニタリングの結果の共有、緊急時モニタリングに係る関連情報の収集等 ・情報共有システムの維持・異常対応等</td> </tr> <tr> <td>測定分析担当</td> <td>・企画調整グループで作成された指示書に基づき、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：緊急時モニタリングセンター設置要領 第3版（令和元年6月25日）</p>	機能	人員構成	企画調整グループ	・緊急時モニタリングセンター内の統括 ・緊急時モニタリングの実施内容の検討、指示等	情報収集管理グループ	・緊急時モニタリングセンター内における情報の収集及び管理 ・緊急時モニタリングの結果の共有、緊急時モニタリングに係る関連情報の収集等 ・情報共有システムの維持・異常対応等	測定分析担当	・企画調整グループで作成された指示書に基づき、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定	<p>【大阪】女川実績の反映</p>
機能	要員の選任	人員構成																																
緊急時モニタリングセンター幹部	緊急時モニタリング全般を統括できる者	国が担当。国が現地で緊急時モニタリング組織に入るまでは連携系で代行																																
企画・評価グループ	緊急時モニタリング項目の決定 関係機関との調整 緊急時モニタリング結果の解析 緊急時モニタリング結果に基づく住民のばく露推定	国、道府県、市町村、発災事業者、その他事業者、指定公共機関等で適切な人数で構成。評価を適切に行うために、適宜、有識者も組織する。																																
情報収集・管理グループ	緊急時モニタリング結果の整理を行える者	各組織から上がる情報を国（EPC 放射線課）で集約するために、関係国等を中心に、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。																																
測定・分析グループ	緊急時モニタリングにおける測定、分析を行える者	道府県のモニタリング実施機関を中心に、道府県、市町村、発災事業者、その他の事業者、指定公共機関等で構成。																																
機能	人員構成																																	
企画調整グループ	・上放射線防災専門官を企画調整グループ長、所在都道府県センター長等を企画調整グループ長補佐として配置 ・国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成																																	
情報収集管理グループ	・国の職員（原子力規制庁監視情報課）を情報収集管理グループ長とし、国、所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者及び関係指定公共機関等で構成																																	
測定分析担当	・所在都道府県、関係周辺都道府県、原子力事業者のグループで構成し、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定																																	
機能	人員構成																																	
企画調整グループ	・緊急時モニタリングセンター内の統括 ・緊急時モニタリングの実施内容の検討、指示等																																	
情報収集管理グループ	・緊急時モニタリングセンター内における情報の収集及び管理 ・緊急時モニタリングの結果の共有、緊急時モニタリングに係る関連情報の収集等 ・情報共有システムの維持・異常対応等																																	
測定分析担当	・企画調整グループで作成された指示書に基づき、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用したのち測定対象範囲の測定																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) オフサイトセンターへの情報連絡 原子力事業者防災業務計画において、緊急時モニタリングセンターが設置されるオフサイトセンターに、以下の状況を把握し、所定の様式で情報連絡を行うこととしている。</p> <p>【オフサイトセンターへ情報連絡する事項】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>a. 事故の発生時刻及び場所 b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置 c. 被ばくおよび障害等人身災害にかかわる状況 d. 発電所敷地周辺における放射線および放射能の測定結果 e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所および放出状況の推移等の状況 f. 気象状況 g. 収束の見通し h. 放射能影響範囲の推定結果 i. その他必要と認める事項</p> </div>	<p>(2) 原子力事業者防災業務計画において、以下の状況を把握し、オフサイトセンターに所定の様式で情報連絡を行うこととしている。</p> <p>【オフサイトセンターへ情報連絡する事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事象発生時刻及び場所 ②事象発生の原因、状況及び拡大防止措置 ③被ばく及び障害等人身災害に係る状況 ④発電所敷地周辺における放射線並びに放射能の測定結果 ⑤放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況 ⑥気象状況 ⑦収束の見通し ⑧その他必要と認める事項 <p>(3) オフサイトセンターから緊急時モニタリングセンターへの情報のやり取りは、第3.9-2図のとおりである。事業者はオフサイトセンターへ情報連絡する事項（放出源情報）を連絡し、オフサイトセンターは、その情報を緊急時モニタリングセンターに提供することとなる。</p>  <p>第3.9-2図 緊急時モニタリング関連の情報のやり取り 出典：緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）第6版（令和元年7月5日）</p>	<p>(2) 原子力事業者防災業務計画において、以下の状況を把握し、オフサイトセンターに所定の様式で情報連絡を行うこととしている。</p> <p>【オフサイトセンターへ情報連絡する事項】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>a. 事故の発生時刻及び場所 b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置 c. 被ばくおよび障害等人身事故にかかわる状況 d. 発電所敷地周辺における放射線および放射能の測定結果 e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所および放出状況の推移等の状況 f. 気象状況 g. 収束の見通し h. 放射能影響範囲の推定結果 i. その他必要と認める事項</p> </div> <p>(3) オフサイトセンターから緊急時モニタリングセンターへの情報のやり取りは、第2図のとおりである。事業者はオフサイトセンターへ情報連絡する事項（放出源情報）を連絡し、オフサイトセンターは、その情報を緊急時モニタリングセンターに提供することとなる。</p>  <p>第2図 緊急時モニタリング関連の情報のやり取り 出典：緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）第7版（令和3年12月21日）</p>	<p>【大飯】女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>8. 他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）</p> <p>原子力災害が発生した場合、他の原子力事業者との協力体制を構築するため、原子力事業者間協力協定を締結している。</p> <p>(1) 原子力事業者間協力協定締結の背景 平成11年9月のJCO事故の際に、各原子力事業者が周辺環境のモニタリングや住民の方々のサーベイなどの応援活動を実施した。 この経験を踏まえ、平成12年6月に施行された原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の内容とも整合性をとりながら、原子力事業者間協力協定を締結した。</p> <p>(2) 原子力事業者間協力協定（内容） (目的) 原災法第14条※の精神に基づき、国内原子力事業所において原子力災害が発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止及び復旧対策に努め、原子力事業者として責務を全うすることを目的としている。</p> <p>※原災法第14条（他の原子力事業所への協力） 原子力事業者は、他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策が必要である場合には、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。</p> <p>(事業者) 電力9社（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州）、日本原子力発電、電源開発、日本原燃</p> <p>(協力の内容) 発災事業者からの協力要請に基づき、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、環境放射線モニタリング、周辺区域の汚染検査及び汚染除去に関する事項について支援本部への協力要員の派遣、資機材の貸与その他の措置を講ずる。</p>	<p>3.10他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）</p> <p>原子力災害が発生した場合、他の原子力事業者との協力体制を構築するため、原子力事業者間協力協定を締結している。</p> <p>(1) 原子力事業者間協力協定締結の背景 平成11年9月のJCO事故の際に、各原子力事業者が周辺環境のモニタリングや住民の方々のサーベイなどの応援活動を実施した。 この経験を踏まえ、平成12年6月に施行された原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）の内容とも整合性をとりながら、原子力事業者間協力協定を締結した。</p> <p>(2) 原子力事業者間協力協定（内容） (目的) 原災法第14条*の精神に基づき、国内原子力事業所において原子力災害が発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止及び復旧対策に努め、原子力事業者として責務を全うすることを目的とする。</p> <p>※原災法第14条（他の原子力事業所への協力） 原子力事業者は、他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策が必要である場合には、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。</p> <p>(事業者) 北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州、日本原子力発電、電源開発、日本原燃</p> <p>(協力の内容) 発災事業者からの協力要請に基づき、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急時モニタリング、避難退域時検査及び除染その他の住民避難に対する支援に関する事項について協力要員の派遣、資機材の貸与その他の措置を講ずる。</p>	<p>補足説明資料8. 他の原子力事業者との協力体制（原子力事業者間協力協定）</p> <p>原子力災害が発生した場合、他の原子力事業者との協力体制を構築するため、原子力事業者間協力協定を締結している。</p> <p>(1) 原子力事業者間協力協定締結の背景 平成11年9月のJCO事故の際に、各原子力事業者が周辺環境のモニタリングや住民の方々のサーベイなどの応援活動を実施した。 この経験を踏まえ、平成12年6月に施行された原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）の内容とも整合性をとりながら、原子力事業者間協力協定を締結した。</p> <p>(2) 原子力事業者間協力協定（内容） (目的) 原災法第14条*の精神に基づき、国内原子力事業所において原子力災害が発生した場合、協力事業者が発災事業者に対し、協力要員の派遣、資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力を円滑に実施し、原子力災害の拡大防止及び復旧対策に努め、原子力事業者として責務を全うすることを目的とする。</p> <p>*原災法第14条（他の原子力事業所への協力） 原子力事業者は、他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策が必要である場合には、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。</p> <p>(事業者) 電力9社（北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州）、日本原子力発電、電源開発、日本原燃</p> <p>(協力の内容) 発災事業者からの協力要請に基づき、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急時モニタリング、避難退域時検査及び除染その他の住民避難に対する支援に関する事項について協力要員の派遣、資機材の貸与その他の措置を講ずる。</p>	<p>【女川】大飯実績の反映</p> <p>【大飯】女川実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>補足説明資料9. 設置許可基準規則第六条との基準適合性</p> <p>監視設備に関する要求事項のうち、設置許可基準規則第六条（外部からの衝撃による損傷の防止）への適合方針は以下のとおりである。</p> <p>(1) 風（台風） 最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所での観測記録（気象庁の気象統計情報における観測記録。）によると、風速の観測記録史上1位の最大風速は49.8m/s（寿都特別地域気象観測所、1952年4月15日）であり、この観測記録は移転前の局地的な強風の影響を受けやすい場所に設置されていた時の記録であり、移転後の最大風速は20.3 m/s（2004年2月23日）である。また、小樽特別地域気象観測所での最大風速は27.9m/s（1954年9月27日）である。いずれも設計基準風速（36m/s 地上高10m, 10分間平均）に包絡される。 監視設備が風（台風）の影響を受けた場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(2) 竜巻 日本で過去に発生した最大の竜巻規模は F3（風速 70m/s～92m/s）である。 観測記録の統計処理による年超過確率によれば、発電所における10⁻⁵/年値は風速65m/sである。 設計竜巻の最大風速は、これらのうち最も保守的な値であるF3の風速範囲の上限値92m/sとする。 安全施設は、設計竜巻の最大風速を安全側に切り上げた100m/sに対して、竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた荷重等に対して安全機能を損なわない設計とする。 監視設備は、設計竜巻の最大風速を安全側に切り上げた100m/sに対して機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(3) 凍結 最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所での観測記録（1884年～2020年）及び小樽特別地域気象観測所の観測記録（1943年～2020年）で-18.0℃（小樽特別地域気象観測所 1954年1月24日）である。 監視設備が凍結の影響を受けた場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(4) 積雪 建築基準法及び同施行令第86条第3項に基づく北海道建築基準法施行細則によると、建築物を設計する際に要求される</p>	<p>【女川】記載箇所の相違 ・女川の「3.1 その他条文との基準適合性」の位置に再掲し、比較している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>基準積雪量は、泊村においては150cmである。</p> <p>なお、最寄りの気象官署である寿都特別地域気象観測所及び小樽特別地域気象観測所での観測記録によると、積雪の観測記録史上1位の月最深積雪の最大値は、189cm（寿都特別地域気象観測所、1945年3月17日）であるが、発電所構内の除雪体制が確立されていること、さらに積もるまでに一定の時間を要することから、除雪により基準積雪量150cmを上回らない積雪量に抑えることが可能であるため、設計基準積雪量は、建築基準法及び同施行令第86条第3項に基づく北海道建築基準法施行細則に基づく垂直積雪量150cmとする。</p> <p>監視設備は、積雪による荷重に対し機能喪失した場合、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(5) 落雷 監視設備は、落雷により機能喪失した場合、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(6) 地滑り 監視設備は、地滑りにより機能喪失した場合、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(7) 火山の影響 監視設備は、降下火砕物による荷重に対して機能喪失した場合、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(8) 外部火災 監視設備は、消火活動により可能な限り森林火災からの影響の軽減を図る設計とする。 監視設備が森林火災により機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(9) 生物学的事象 監視設備は、貫通部の穴じまいや目張りをするなど適切な対応を行うことにより、機能喪失しない設計とする。 監視設備が小動物の侵入に対し機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p> <p>(10) 電磁的障害 監視設備は、ラインフィルタの設置等により、電磁的障害による擾乱に対し機能喪失しない設計とする。 監視設備が電磁的障害により機能喪失した場合は、代替モニタリング設備により対応可能な設計とする。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>補足説明資料 10. 可搬型気象観測設備の観測項目について</p> <p>重大事故等時において、放射性物質が放出された場合、放出放射エネルギー評価や大気中における放射性物質拡散状態の推定を行うために、気象観測設備が機能喪失した場合及びブルームの通過方向を緊急時対策所にて把握する場合は、可搬型気象観測設備で以下の項目について気象観測を行う。</p> <p>(1) 観測項目 風向, 風速, 日射量, 放射収支量及び雨量</p> <p>風向, 風速, 日射量及び放射収支量については、「発電用原子炉施設の安全解析に関する気象指針（原子力安全委員会決定 昭和57年1月）」に基づく測定項目である。</p> <p>(2) 各測定項目の必要性 放出放射エネルギー, 大気安定度及び放射性物質の降雨による地表への沈着の推定には、それぞれ以下の観測項目が必要となる。</p> <p>a. 放出放射エネルギー 風向, 風速, 大気安定度</p> <p>b. 大気安定度 風速, 日射量, 放射収支量</p> <p>c. 放射性物質の降雨による地表への沈着の推定 雨量</p>	<p>【大阪】記載箇所の相違</p> <p>・大阪の「補足説明資料 6. 可搬式気象観測装置の観測項目について」の位置に再掲し、比較している。</p>

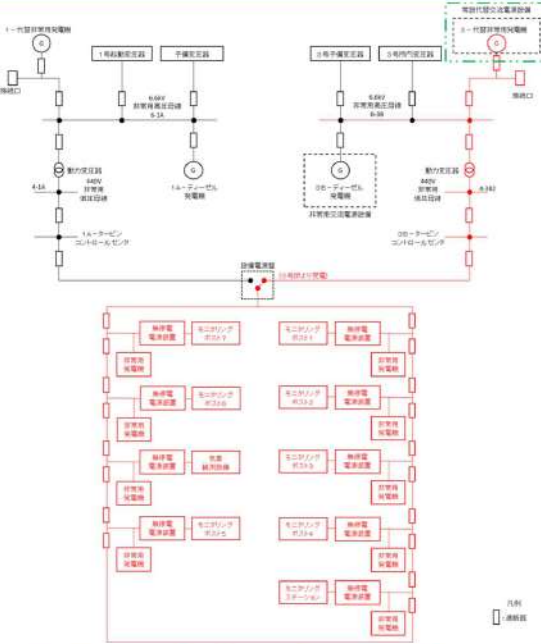
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>DBとしての電源車（緊急時対策所用）（DB）の無停電電源装置の位置付けについて</p> <p>1. 電源車の条文要求上の位置付け</p> <p>DBとしての電源車（緊急時対策所用）（DB）は、第34条で要求されている「異常が発生した場合に適切な措置をとるため」に必要な設備の一つとして設置しているものであり、次項のとおり異常時において使用する機器等の負荷をカバーする容量を備えている。</p> <p>緊急時対策所等の電源構成は添付1のとおり。</p> <p>許可基準規則 第31条（監視設備）</p> <p>発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>許可基準規則 第34条（緊急時対策所）</p> <p>工場等には、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常が発生した場合に切な措置をとるため、緊急時対策所を原子炉制御室以外の場所に設けなければならない。</p>		<p>補足説明資料 11. 設計基準事故対処設備としてのモニタリングポスト及びモニタリングステーションの無停電電源装置及び非常用発電機の位置付けについて</p> <p>1. 無停電電源装置の条文要求上の位置付け</p> <p>設計基準事故対処設備としてのモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機は、第31条で要求されている「無停電電源等により電源復旧までの期間を担保できる設計」として設置しているものであり、次項のとおり必要な負荷をカバーする容量を備えている。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成は第1図のとおり。</p> <p>許可基準規則 第31条（監視設備）</p> <p>発電用原子炉施設には、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該発電用原子炉施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全施設に属するものに限る。）を設けなければならない。</p> <p>許可基準規則の解釈 第31条（監視設備）</p> <p>5 第31条において、モニタリングポストについては、非常用所内電源に接続しない場合、無停電電源等により電源復旧までの期間を担保できる設計であること。また、モニタリングポストの伝送系は多様性を有する設計であること。</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯及び女川には本資料はないが、島根2号炉のまとめ資料確認結果として、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの無停電電源装置及び非常用発電機の位置付けについての資料を追加した。 ・島根2号炉ではモニタリングポスト及びモニタリングステーションの非常用発電機を保安電源設備に位置付けているが、泊では保安電源設備には該当しないことを説明した資料である。 ・大飯発電所3/4号炉緊急時対策所のまとめ資料において、保安電源の該非について同等の資料があったため参考に大飯欄に掲載した。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>なお、当該の電源車（緊急時対策所用）（DB）は、以下の理由により第33条（保安電源設備）に規定される保安電源には該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策所は重要安全施設には該当しない。 ・非常用電源設備を施設する必要がある「発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置」については、技術基準規則解釈第45条に明確化されているが、これに緊急時対策所は含まれない。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>許可基準規則 第33条（保安電源設備）</p> <p>発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系したものでなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、非常用電源設備（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> </div>		 <p>第1図 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの電源構成概略図</p> <p>なお、当該の無停電電源装置及び非常用発電機は、以下の理由により第33条（保安電源設備）に規定される保安電源には該当しない。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは重要安全施設には該当しない。</p> <p>非常用電源設備を施設する必要がある「発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置」については、技術基準規則解釈第45条に明確化されているが、これにモニタリングポスト及びモニタリングステーションは含まれない。</p> <p style="color: green;">() : 重大事故等対処設備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>許可基準規則 第33条（保安電源設備）</p> <p>発電用原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系したものでなければならない。</p> <p>2 発電用原子炉施設には、非常用電源設備（安全施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>技術基準規則 第45条（保安電源設備） 発電用原子炉施設には、電線路及び当該発電用原子炉施設において常時使用される発電機からの電力の供給が停止した場合において発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備を施設しなければならない。</p> <p>技術基準規則解釈 第45条（保安電源設備） 1 第1項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置」とは、以下の装置をいう。 ・第2条第2項第9号ホに規定される装置 ・燃料プール補給水系 ・第34条第1項第6号に規定する事故時監視計器 ・原子炉制御室外からの原子炉停止装置 ・PWRの加圧器逃がし弁（手動開閉機能）及び同元弁 ・非常用電源設備の機能を達成するための燃料系</p> <p>2. 緊急時対策所の電源車の容量</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）の容量は100kVAであり、合計負荷容量の約78kVAを十分に満足する容量を有している。</p> <p>3. 電源車に対する規制要求事項</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）については、設計基準事故時に緊急時対策所に必要な設備としてMS-3と位置づけられることから、以下の条文に対する基準適合性について整理した。詳細については、添付2に示す。</p> <p>第3条（地盤） 第4条（地震） 第5条（津波） 第6条（地震、津波以外の自然現象） 第8条（火災） 第9条（溢水） 第10条（誤操作の防止） 第12条（安全施設）</p>		<p>技術基準規則 第45条（保安電源設備） 発電用原子炉施設には、電線路及び当該発電用原子炉施設において常時使用される発電機からの電力の供給が停止した場合において発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置の機能を維持するため、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備を施設しなければならない。</p> <p>技術基準規則解釈 第45条（保安電源設備） 1 第1項に規定する「発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置」とは、以下の装置をいう。 ・第2条第2項第9号ホに規定される装置 ・燃料プール補給水系 ・第34条第1項第6号に規定する事故時監視計器 ・原子炉制御室外からの原子炉停止装置 ・PWRの加圧器逃がし弁（手動開閉機能）及び同元弁 ・非常用電源設備の機能を達成するための燃料系</p> <p>2. 設計基準事故対処設備としてのモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の容量</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の容量は5kVAであり、無停電電源装置及び非常用発電機はモニタリングポスト又はモニタリングステーション以外に負荷を担わないため、十分な容量を有している。</p> <p>3. モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機に対する規制要求事項</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機については、設計基準事故時にモニタリングポスト及びモニタリングステーションに必要な設備としてMS-3と位置づけられることから、以下の条文に対する基準適合性が求められるが、ハザードにより機能喪失した場合は、代替措置により安全機能を確保するため、第10条及び第12条に対する適合性を添付1に整理した。</p> <p>第3条（地盤） 第4条（地震） 第5条（津波） 第6条（地震、津波以外の自然現象） 第8条（火災） 第9条（溢水） 第10条（誤操作の防止） 第12条（安全施設）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 異常時における電源車（緊急時対策所用）（DB）及び電源車（緊急時対策所用）の運用について</p> <p>緊急時対策所は、通常時は発電所の1号機側非常用所内電源系統から受電するが、事故発生による緊急時対策所立ち上げ以降は、専用の電源車（緊急時対策所用）（DB）から受電する。しかし、事故発生後においても、1号機側非常用所内電源系統から受電が継続している場合は、その状態を継続可能と考える。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）1台に加えて、代替交流電源として電源車（緊急時対策所用）3台を分散して配備する。電源車（緊急時対策所用）（DB）の起動失敗等により電源供給ができない場合は、SAに移行するおそれがある事象として電源車（緊急時対策所用）の起動を実施する。これにより、緊急時対策所等への電源供給に支障がない。</p> <p>優先順位：電源車（緊急時対策所用）（DB）⇒電源車（緊急時対策所用）①⇒電源車（緊急時対策所用）②⇒電源車（緊急時対策所用）③</p> <p>※1号機側非常用所内電源系統から受電が継続している場合は、使用する場合がある。</p>		<p>4. 異常時における無停電電源装置及び非常用発電機の運用について</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、通常時、非常用低圧母線のコントロールセンタから無停電電源装置を経由して所内電源を受電している。</p> <p>所内電源喪失時は、無停電電源装置から継続して受電を行う。所内電源喪失後約10秒で非常用交流電源装置（ディーゼル発電機）から無停電電源装置を経由して受電を行う。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機は、モニタリングポスト及びモニタリングステーション局舎内に設置している非常用発電機制御盤内の不足電圧継電器により電源喪失を検知することで自動起動し、運転待機状態となる。</p> <p>自動起動から約40秒以内に、自動切替により電源供給を開始する。非常用発電機は約24時間電源供給が可能である。</p> <p>また、復電した場合は不足電圧継電器による検知で、所内電源側に自動で切り替わりその後、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の非常用発電機が自動停止する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	
<p>5. 31条（監視設備）における電源確保について</p> <p>31条においては、電源復旧までの期間を担保する電源として、モニタリングステーション及びモニタリングポスト（以下、「モニタリングポスト等」という。）の専用の無停電電源装置を活用する。モニタリングポスト等の無停電電源装置は約24時間の電源供給が可能な容量を有しており、SAに移行するまでの時間である約30分※に対して十分な余裕を確保していることから、31条の要求事項を満足している。</p> <p>なお、電源車（緊急時対策所用）（DB）からモニタリングポスト等への電源供給が可能であり容量も確保されていることから、異常時には当該電源車を使用できる。また、全交流動力電源が喪失し30分が経過した以降の電源確保対応としては、SA対応として可搬式モニタリングポストを活用することで、確実な対応が可能である。</p>			
<p>6. 35条（通信連絡設備）における電源の確保について</p> <p>35条においては、設計基準事故が発生した場合の対応として、非常用所内電源系又は無停電電源に接続することが要求されており、設計基準事故が発生した場合に緊急時対策所において適切な措置をとる上で必要な機器等に無停電電源装置を配置している。これらの無停電電源装置は約2時間以上の電源供給が可能な容量を有しており、SAに移行するまでの時間である約30分※に対して十分な余裕を確保していることから、35条の要</p>			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
<p>求事項を満足している。</p> <p>なお、電源車（緊急時対策所用）（DB）からの供給が可能であり容量も確保されていることから、異常時には使用できる。</p> <p>※：全交流動力電源喪失時に重大事故等に対処するために必要な電力の供給が開始されるまでの時間</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>添付1 緊急時対策所、監視設備および通信連絡設備の電源について</p> <p>添付2 電源車（緊急時対策所用）（DB）の自然現象に対する適合性</p> <p style="text-align: right;">添付2</p> <table border="1" data-bbox="129 598 622 1428"> <thead> <tr> <th>許可基準規則</th> <th>項目の解釈（該当箇所の抜粋）</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>（設計基準対象施設の地位）</p> <p>第三条 設計基準対象施設は、次条第二項の規定により認定する地域力（設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずる故障等による公衆への影響の程度が特に大きいもの）以下「新高度重要施設」という。次にあっては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を各、設計基準対象施設において、十分な信頼性を有する設計とするものとする。</p> <p>2 新高度重要施設は、震動した場合には、その安全機能が損なわれなければならない。地震に起因する地震力が、設計基準対象施設に作用するおそれがない地域に設けなければならない。</p> <p>（地震による構造物の防止）</p> <p>第四条 設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> </td> <td> <p>3 設計基準対象施設の地位</p> <p>1 第三項に規定する設計基準対象施設は、十分に支持することができるものと認められる設計について、自重及び運転時の重量等に加え、新高度重要施設（本条第四項の「新高度重要施設」）の各クラスに規定して算定する地震力（第四項に規定する「新高度重要施設」の各クラスの8クラスの地震力）を考慮し、次にあっては、第四項に規定する「基準地震動」による地震力を考慮し、次にあっては、第四項に規定する「十分な信頼性を有する設計であること」という。なお、新高度重要施設については、上記に示す地震力以外の地震力が作用することによる支持性能が確保されていることを確認することが求められる。</p> <p>4 地震による構造物の防止</p> <p>1 第四項に規定する「地震力に十分に耐える」とは、ある地震力に対して構造を体としておおよそ弾性範囲内の設計がなされることと見做す。この場合、上記の「弾性範囲の設計」とは、施設を塑性とみなして応力降伏を行い、施設各部の耐力を余裕以下に確保することと見做す。また、この場合、上記の「十分な信頼性を有する設計」とは、同様に、構造解析による十分な信頼性を確保することと見做す。また、この場合、上記の「十分な信頼性を有する設計」とは、同様に、構造解析による十分な信頼性を確保することと見做す。また、この場合、上記の「十分な信頼性を有する設計」とは、同様に、構造解析による十分な信頼性を確保することと見做す。</p> </td> <td> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）の自然現象に対する適合性は「C」クラスに該当する。緊急時対策所用のBでの動的信頼性を確認することによって、地震力に対する十分な信頼性を有することを確認している。また、電源車（緊急時対策所用）（DB）は「新高度重要施設」には該当しない。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）は「新高度重要施設」には該当しない。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）は「新高度重要施設」には該当しない。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）は「新高度重要施設」には該当しない。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	許可基準規則	項目の解釈（該当箇所の抜粋）	適合性	<p>（設計基準対象施設の地位）</p> <p>第三条 設計基準対象施設は、次条第二項の規定により認定する地域力（設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずる故障等による公衆への影響の程度が特に大きいもの）以下「新高度重要施設」という。次にあっては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を各、設計基準対象施設において、十分な信頼性を有する設計とするものとする。</p> <p>2 新高度重要施設は、震動した場合には、その安全機能が損なわれなければならない。地震に起因する地震力が、設計基準対象施設に作用するおそれがない地域に設けなければならない。</p> <p>（地震による構造物の防止）</p> <p>第四条 設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p>	<p>3 設計基準対象施設の地位</p> <p>1 第三項に規定する設計基準対象施設は、十分に支持することができるものと認められる設計について、自重及び運転時の重量等に加え、新高度重要施設（本条第四項の「新高度重要施設」）の各クラスに規定して算定する地震力（第四項に規定する「新高度重要施設」の各クラスの8クラスの地震力）を考慮し、次にあっては、第四項に規定する「基準地震動」による地震力を考慮し、次にあっては、第四項に規定する「十分な信頼性を有する設計であること」という。なお、新高度重要施設については、上記に示す地震力以外の地震力が作用することによる支持性能が確保されていることを確認することが求められる。</p> <p>4 地震による構造物の防止</p> <p>1 第四項に規定する「地震力に十分に耐える」とは、ある地震力に対して構造を体としておおよそ弾性範囲内の設計がなされることと見做す。この場合、上記の「弾性範囲の設計」とは、施設を塑性とみなして応力降伏を行い、施設各部の耐力を余裕以下に確保することと見做す。また、この場合、上記の「十分な信頼性を有する設計」とは、同様に、構造解析による十分な信頼性を確保することと見做す。また、この場合、上記の「十分な信頼性を有する設計」とは、同様に、構造解析による十分な信頼性を確保することと見做す。また、この場合、上記の「十分な信頼性を有する設計」とは、同様に、構造解析による十分な信頼性を確保することと見做す。</p>	<p>電源車（緊急時対策所用）（DB）の自然現象に対する適合性は「C」クラスに該当する。緊急時対策所用のBでの動的信頼性を確認することによって、地震力に対する十分な信頼性を有することを確認している。また、電源車（緊急時対策所用）（DB）は「新高度重要施設」には該当しない。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）は「新高度重要施設」には該当しない。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）は「新高度重要施設」には該当しない。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）は「新高度重要施設」には該当しない。</p>	<p>添付1</p> <p>添付2</p>	<p>添付1 モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の基準適合性</p> <p style="text-align: right;">添付1</p> <table border="1" data-bbox="1321 558 1803 1444"> <thead> <tr> <th>設置許可基準規則</th> <th>規則の解釈（該当箇所の抜粋）</th> <th>適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>（操作の防止） 第十条 設計基準対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p> </td> <td> <p>1 第一項に規定する「誤操作を防止するための措置を講じたもの」とは、人間工学上の諸因子を考慮して、機器の配置及び操作器具並びに警告表示に留意すること、計器表示及び警報表示において、発電用原子炉施設の状態が正確かつ迅速に把握できるように留意すること並びに保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計であることをいう。また、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を抑制しなくとも必要な安全機能が確保される設計であることをいう。</p> </td> <td> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは通常運転時、非常用低圧母線のコントロールセンターからモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置を確保して所内電源を受電している。</p> <p>所内電源が喪失した場合は、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置から継続して受電を行う。</p> <p>これらの電源供給は自動で行われることにより、運転員による操作は不要な設計とされている。</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>2 安全施設は、容易に操作することができ、誤操作を防止しなければならない。</p> </td> <td> <p>2 第二項に規定する「容易に操作すること」が「容易に操作が必要となる理由」とは、当該操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時に発生する環境条件（余震等を含む。）及び施設で有意な可能性をもって同時に</p> </td> <td> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは通常運転時、非常用低圧母線のコントロールセンターからモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置を確保して所内電源を受電</p> </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則	規則の解釈（該当箇所の抜粋）	適合性	<p>（操作の防止） 第十条 設計基準対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>1 第一項に規定する「誤操作を防止するための措置を講じたもの」とは、人間工学上の諸因子を考慮して、機器の配置及び操作器具並びに警告表示に留意すること、計器表示及び警報表示において、発電用原子炉施設の状態が正確かつ迅速に把握できるように留意すること並びに保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計であることをいう。また、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を抑制しなくとも必要な安全機能が確保される設計であることをいう。</p>	<p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは通常運転時、非常用低圧母線のコントロールセンターからモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置を確保して所内電源を受電している。</p> <p>所内電源が喪失した場合は、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置から継続して受電を行う。</p> <p>これらの電源供給は自動で行われることにより、運転員による操作は不要な設計とされている。</p>	<p>2 安全施設は、容易に操作することができ、誤操作を防止しなければならない。</p>	<p>2 第二項に規定する「容易に操作すること」が「容易に操作が必要となる理由」とは、当該操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時に発生する環境条件（余震等を含む。）及び施設で有意な可能性をもって同時に</p>	<p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは通常運転時、非常用低圧母線のコントロールセンターからモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置を確保して所内電源を受電</p>	<p>相違理由</p>
許可基準規則	項目の解釈（該当箇所の抜粋）	適合性																
<p>（設計基準対象施設の地位）</p> <p>第三条 設計基準対象施設は、次条第二項の規定により認定する地域力（設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずる故障等による公衆への影響の程度が特に大きいもの）以下「新高度重要施設」という。次にあっては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を各、設計基準対象施設において、十分な信頼性を有する設計とするものとする。</p> <p>2 新高度重要施設は、震動した場合には、その安全機能が損なわれなければならない。地震に起因する地震力が、設計基準対象施設に作用するおそれがない地域に設けなければならない。</p> <p>（地震による構造物の防止）</p> <p>第四条 設計基準対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p>	<p>3 設計基準対象施設の地位</p> <p>1 第三項に規定する設計基準対象施設は、十分に支持することができるものと認められる設計について、自重及び運転時の重量等に加え、新高度重要施設（本条第四項の「新高度重要施設」）の各クラスに規定して算定する地震力（第四項に規定する「新高度重要施設」の各クラスの8クラスの地震力）を考慮し、次にあっては、第四項に規定する「基準地震動」による地震力を考慮し、次にあっては、第四項に規定する「十分な信頼性を有する設計であること」という。なお、新高度重要施設については、上記に示す地震力以外の地震力が作用することによる支持性能が確保されていることを確認することが求められる。</p> <p>4 地震による構造物の防止</p> <p>1 第四項に規定する「地震力に十分に耐える」とは、ある地震力に対して構造を体としておおよそ弾性範囲内の設計がなされることと見做す。この場合、上記の「弾性範囲の設計」とは、施設を塑性とみなして応力降伏を行い、施設各部の耐力を余裕以下に確保することと見做す。また、この場合、上記の「十分な信頼性を有する設計」とは、同様に、構造解析による十分な信頼性を確保することと見做す。また、この場合、上記の「十分な信頼性を有する設計」とは、同様に、構造解析による十分な信頼性を確保することと見做す。また、この場合、上記の「十分な信頼性を有する設計」とは、同様に、構造解析による十分な信頼性を確保することと見做す。</p>	<p>電源車（緊急時対策所用）（DB）の自然現象に対する適合性は「C」クラスに該当する。緊急時対策所用のBでの動的信頼性を確認することによって、地震力に対する十分な信頼性を有することを確認している。また、電源車（緊急時対策所用）（DB）は「新高度重要施設」には該当しない。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）は「新高度重要施設」には該当しない。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）は「新高度重要施設」には該当しない。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）（DB）は「新高度重要施設」には該当しない。</p>																
設置許可基準規則	規則の解釈（該当箇所の抜粋）	適合性																
<p>（操作の防止） 第十条 設計基準対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。</p>	<p>1 第一項に規定する「誤操作を防止するための措置を講じたもの」とは、人間工学上の諸因子を考慮して、機器の配置及び操作器具並びに警告表示に留意すること、計器表示及び警報表示において、発電用原子炉施設の状態が正確かつ迅速に把握できるように留意すること並びに保守点検において誤りを生じにくいよう留意すること等の措置を講じた設計であることをいう。また、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生後、ある時間までは、運転員の操作を抑制しなくとも必要な安全機能が確保される設計であることをいう。</p>	<p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは通常運転時、非常用低圧母線のコントロールセンターからモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置を確保して所内電源を受電している。</p> <p>所内電源が喪失した場合は、モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置から継続して受電を行う。</p> <p>これらの電源供給は自動で行われることにより、運転員による操作は不要な設計とされている。</p>																
<p>2 安全施設は、容易に操作することができ、誤操作を防止しなければならない。</p>	<p>2 第二項に規定する「容易に操作すること」が「容易に操作が必要となる理由」とは、当該操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時に発生する環境条件（余震等を含む。）及び施設で有意な可能性をもって同時に</p>	<p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは通常運転時、非常用低圧母線のコントロールセンターからモニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置を確保して所内電源を受電</p>																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
<p>適合性</p> <p>電圧電流(緊急時対策用)(DB)は、前記設計書適合指針に基づき(計測設計上の重要度分類は「C」クラス)に該当する。緊急時対策用の可搬設備であるため基準適合動8aでの局外機器保持を確保すること、地震力に十分に耐えることを確認している。</p>	<p>規則の解釈(該当箇所の抜粋)</p> <p>三 Cクラス ・特約地震力に対しておこなわれる性能に達する範囲で耐えること。 ・建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と動的応力を含み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による計算応力値を計算原値とするこ と。 ・機器・配管系については、運転運転時、運転時の異常応力過渡変化時の荷重と動的荷重も含み合わせ、その結果発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。 2 第4条第2項に規定する「地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準列常設計の安全性能の喪失に起因する設計基準列常設計の安全性能の喪失(地震地震により発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全性能の喪失を含む。)及びそれに基づく放射線による公衆への影響を防止するための措置」という。)をいう。設計基準列常設計は、前記重要度分類(以下「重要度分類」という。)をいう。設計基準列常設計は、前記重要度分類に応じて、以下のクラス(以下「重要度分類」という。)に分類するものとする。 三 Cクラス Sクラスに属する施設及びCクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性能が要求される施設をいう。 4 第4条第2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては、以下に示す方法によること。 (1)減衰・構築物 二 静荷地震力 ・水平地震力は、地震発生後直ちに、次に示す施設の前記重要度分類に 応じた地震力を算じ、さらに当該重要度以上の地震力を算定すること。 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0</p>	<p>許可基準規則</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によつて生ずるおそれがある設計基準列常設計の安全性能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p>	<p>規則の解釈(該当箇所の抜粋)</p> <p>三 Cクラス ・特約地震力に対しておこなわれる性能に達する範囲で耐えること。 ・建物・構築物については、常時作用している荷重及び運転時に作用する荷重と動的応力を含み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による計算応力値を計算原値とするこ と。 ・機器・配管系については、運転運転時、運転時の異常応力過渡変化時の荷重と動的荷重も含み合わせ、その結果発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態に留まること。 2 第4条第2項に規定する「地震の発生によって生ずるおそれがある設計基準列常設計の安全性能の喪失に起因する設計基準列常設計の安全性能の喪失(地震地震により発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全性能の喪失を含む。)及びそれに基づく放射線による公衆への影響を防止するための措置」という。)をいう。設計基準列常設計は、前記重要度分類(以下「重要度分類」という。)をいう。設計基準列常設計は、前記重要度分類に応じて、以下のクラス(以下「重要度分類」という。)に分類するものとする。 三 Cクラス Sクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性能が要求される施設をいう。 4 第4条第2項に規定する「地震力」の「算定」に当たっては、以下に示す方法によること。 (1)減衰・構築物 二 静荷地震力 ・水平地震力は、地震発生後直ちに、次に示す施設の前記重要度分類に 応じた地震力を算じ、さらに当該重要度以上の地震力を算定すること。 Sクラス 3.0 Bクラス 1.5 Cクラス 1.0</p>	<p>設置許可基準規則</p> <p>(安全施設) 第十二条 安全施設は、その安全性能の重要度に応じて、安全性能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全性能を有する系統のうち、安全性能の重要度が特に高い安全性能を有するものは、当該系統を構成する機械又は器具の単一故障(単一の原因によつて一つの機械又は器具が所定の安全性能を失うこと(故障原因による多重故障を含む。)をいう。以下同</p>	<p>適合性</p> <p>所内電圧が喪失した場合は、モニタリングポスト及びモニタリングポスト専用の無停電電源装置から継続して受電を行う。 これらの電源供給は自動で行われることにより、運転員による操作は不要な設計とされている。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の重要度分類指針に基づく重要度分類は「MS3」に該当し、MS3に対する要求に適合した設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション専用の無停電電源装置及び非常用発電機の重要度分類指針に基づく重要度分類は「安全性能を有する系統のうち、安全性能の重要度が特に高い安全性能を有する系統」に該当しない。</p>	<p>規則の解釈(該当箇所の抜粋)</p> <p>第12条(安全施設) 1 第1項に規定する「安全性能の重要度」に応じて、安全性能が確保されたもの」については、「発電用軽水型原子炉施設的安全性能の重要度分類に関する審査指針」による。ここで、当該指針における「安全性能を有する構築物、系統及び機器」は本規定の「安全施設」に読み替える。 3 第2項に規定する「安全性能を有する系統のうち、安全性能の重要度が特に高い安全性能を有するもの」は、上記の指針を踏まえ、以下に示す機能を有するものとする。 一 その機能を有する系統の多重性又は多様性を要求する安全性能</p>	<p>設置許可基準規則</p> <p>(安全施設) 第十二条 安全施設は、その安全性能の重要度に応じて、安全性能が確保されたものでなければならない。</p> <p>2 安全性能を有する系統のうち、安全性能の重要度が特に高い安全性能を有するものは、当該系統を構成する機械又は器具の単一故障(単一の原因によつて一つの機械又は器具が所定の安全性能を失うこと(故障原因による多重故障を含む。)をいう。以下同</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>許可基準規則</p> <p>3 前掲重要施設は、その使用中に当該重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による地震力（以下「地震力」という。）に對して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。</p> <p>4 前掲重要施設は、前項の地震の発生によつて生ずるおそれがある地震の剛性に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。</p> <p>（構造による地震の防止）</p> <p>第五条 設計基準対象施設は、その使用中に当該設計基準対象施設に入力する地震を及ぼすおそれがある地震（以下「基準地震」という。）に對して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。</p> <p>（外部からの衝撃による地震の防止）</p> <p>第六条 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合において安全機能を損なわれないものでなければならぬ。</p>	<p>原則の解釈（該当箇所の要件）</p> <p>原子炉の緊急停止機能 未監視維持機能 原子炉冷却材圧力バウンダリの連江防止機能 原子炉停止後における除熱のための残留熱除去機能、二次系からの除熱機能、二次系への補給水機能 原子炉内高圧時における注水機能 原子炉内低圧時における注水機能 格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気 気中の放射性物質の濃度低減機能 格納容器の冷却機能 格納容器内の可燃性ガス制御機能 非常用交流電源から非常用の負荷に對し電力を供給する機能 非常用直流電源から非常用の負荷に對し電力を供給する機能 非常用の交流電源機能 非常用の直流電源機能 非常用の計測制御用直流電源機能 補機冷却機能</p>	<p>設置許可基準規則</p> <p>じ。）が発生した場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならぬ。</p>	<p>適合性</p>
<p>適合性</p> <p>電源車（緊急時対家用）(DB)は、「前掲重要施設」には該当しない。</p> <p>電源車（緊急時対家用）(DB)は、「前掲重要施設」には該当しない。</p> <p>電源車（緊急時対家用）(DB)は(Sクワスに属する設備)には該当しない。なお、電源車（緊急時対家用）(DB)は基準津波の到達しない高さ(EL+0.1m)に設置する。</p>	<p>原則の解釈（該当箇所の要件）</p> <p>原子炉の緊急停止機能 未監視維持機能 原子炉冷却材圧力バウンダリの連江防止機能 原子炉停止後における除熱のための残留熱除去機能、二次系からの除熱機能、二次系への補給水機能 原子炉内高圧時における注水機能 原子炉内低圧時における注水機能 格納容器内又は放射性物質が格納容器内から漏れ出した場所の雰囲気 気中の放射性物質の濃度低減機能 格納容器の冷却機能 格納容器内の可燃性ガス制御機能 非常用交流電源から非常用の負荷に對し電力を供給する機能 非常用直流電源から非常用の負荷に對し電力を供給する機能 非常用の交流電源機能 非常用の直流電源機能 非常用の計測制御用直流電源機能 補機冷却機能</p>	<p>設置許可基準規則</p> <p>じ。）が発生した場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならぬ。</p>	<p>相違理由</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="100 167 358 199">許可基準規則</th> <th data-bbox="100 199 358 231">現則の解釈（該当箇所の抜粋）</th> <th data-bbox="100 231 358 263">適合性</th> </tr> <tr> <td data-bbox="100 263 358 335"> <p>2 異常安全施設は、当該異常安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると思われる自然現象により当該異常安全施設に作用する暴風及び設計基準地震時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。</p> <p>3 安全施設は、工場等内又はその周辺において発生する火災、地震等又はその影響を受けるおそれがある異常安全施設に作用する暴風及び設計基準地震時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。</p> <p>（火災による影響の防止） 異常安全施設は、設計基準対象施設は、火災により異常安全施設に作用するおそれがある異常安全施設に作用する暴風及び設計基準地震時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。</p> </td> <td data-bbox="100 335 358 494"> <p>境目の解釈（該当箇所の抜粋）</p> <p>4 第2項に規定する「異常安全施設」とは、「原子力発電所及び原子力発電所の重要設備に作用する暴風等」(平成2年9月30日原子力安全委員会決定)の1 V. 2. (2) 自然現象に対する設計上の考慮上完成されるものを指す。</p> <p>8 第3項に規定する「異常安全施設」の安全性を確保するための設計上の考慮上完成されるものを指す。</p> <p>1 第8条については、設計基準において発生する火災により、異常安全施設に作用するおそれがある異常安全施設に作用する暴風及び設計基準地震時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。</p> <p>2 第8条は、設計基準対象施設は、火災により異常安全施設に作用するおそれがある異常安全施設に作用する暴風及び設計基準地震時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。</p> </td> <td data-bbox="100 494 358 654"> <p>電通省(体念時対策所)用(DB)の重要設備分類に基づく重要度分類「MS-3」に相当するものを有する構造物、系統及び機器)当該施設に作用する異常安全施設、地震及び暴風等)の異常、地震、暴風、異常安全施設等の異常安全施設は、設計基準地震時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。</p> <p>電通省(体念時対策所)用(DB)の重要設備分類に基づく重要度分類「MS-3」に相当するものを有する構造物、系統及び機器)当該施設に作用する異常安全施設、地震及び暴風等)の異常、地震、暴風、異常安全施設等の異常安全施設は、設計基準地震時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。</p> </td> </tr> </table>	許可基準規則	現則の解釈（該当箇所の抜粋）	適合性	<p>2 異常安全施設は、当該異常安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると思われる自然現象により当該異常安全施設に作用する暴風及び設計基準地震時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。</p> <p>3 安全施設は、工場等内又はその周辺において発生する火災、地震等又はその影響を受けるおそれがある異常安全施設に作用する暴風及び設計基準地震時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。</p> <p>（火災による影響の防止） 異常安全施設は、設計基準対象施設は、火災により異常安全施設に作用するおそれがある異常安全施設に作用する暴風及び設計基準地震時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。</p>	<p>境目の解釈（該当箇所の抜粋）</p> <p>4 第2項に規定する「異常安全施設」とは、「原子力発電所及び原子力発電所の重要設備に作用する暴風等」(平成2年9月30日原子力安全委員会決定)の1 V. 2. (2) 自然現象に対する設計上の考慮上完成されるものを指す。</p> <p>8 第3項に規定する「異常安全施設」の安全性を確保するための設計上の考慮上完成されるものを指す。</p> <p>1 第8条については、設計基準において発生する火災により、異常安全施設に作用するおそれがある異常安全施設に作用する暴風及び設計基準地震時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。</p> <p>2 第8条は、設計基準対象施設は、火災により異常安全施設に作用するおそれがある異常安全施設に作用する暴風及び設計基準地震時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。</p>	<p>電通省(体念時対策所)用(DB)の重要設備分類に基づく重要度分類「MS-3」に相当するものを有する構造物、系統及び機器)当該施設に作用する異常安全施設、地震及び暴風等)の異常、地震、暴風、異常安全施設等の異常安全施設は、設計基準地震時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。</p> <p>電通省(体念時対策所)用(DB)の重要設備分類に基づく重要度分類「MS-3」に相当するものを有する構造物、系統及び機器)当該施設に作用する異常安全施設、地震及び暴風等)の異常、地震、暴風、異常安全施設等の異常安全施設は、設計基準地震時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p>	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="1254 167 1736 199">設置許可基準規則</th> <th data-bbox="1254 199 1736 231">現則の解釈（該当箇所の抜粋）</th> <th data-bbox="1254 231 1736 263">適合性</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1254 263 1736 335"> <p>3 安全施設は、設計基準地震時及び設計基準地震後に生ずるおそれがある異常安全施設に作用する暴風及び設計基準地震時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。</p> </td> <td data-bbox="1254 335 1736 494"> <p>規則の解釈（該当箇所の抜粋）</p> <p>冷却用海水供給機能 原子炉制御室非常用換気空調機能 圧縮空気供給機能 二 その機能を有する装置の系統があり、それぞれ別の系統について多重性又は多様性を要求する安全機能 原子炉冷却材圧力バウナダリを構成する配管の隔離機能 原子炉格納容器バウナダリを構成する配管の隔離機能 原子炉停止系に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能、工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号の発生機能 事故時の原子炉の停止状態の把握機能 事故時の炉心冷却状態の把握機能 事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能 事故時のプラント操作のための情報の把握機能</p> </td> <td data-bbox="1254 494 1736 654"> <p>適合性</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングシステムは、通常運転時、運転時の異常なモニタリング専用の異常検出装置はモニタリングポスト又はモニタリングシステムに設置されている。</p> </td> </tr> </table>	設置許可基準規則	現則の解釈（該当箇所の抜粋）	適合性	<p>3 安全施設は、設計基準地震時及び設計基準地震後に生ずるおそれがある異常安全施設に作用する暴風及び設計基準地震時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。</p>	<p>規則の解釈（該当箇所の抜粋）</p> <p>冷却用海水供給機能 原子炉制御室非常用換気空調機能 圧縮空気供給機能 二 その機能を有する装置の系統があり、それぞれ別の系統について多重性又は多様性を要求する安全機能 原子炉冷却材圧力バウナダリを構成する配管の隔離機能 原子炉格納容器バウナダリを構成する配管の隔離機能 原子炉停止系に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能、工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号の発生機能 事故時の原子炉の停止状態の把握機能 事故時の炉心冷却状態の把握機能 事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能 事故時のプラント操作のための情報の把握機能</p>	<p>適合性</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングシステムは、通常運転時、運転時の異常なモニタリング専用の異常検出装置はモニタリングポスト又はモニタリングシステムに設置されている。</p>	<p>相違理由</p>
許可基準規則	現則の解釈（該当箇所の抜粋）	適合性													
<p>2 異常安全施設は、当該異常安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると思われる自然現象により当該異常安全施設に作用する暴風及び設計基準地震時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。</p> <p>3 安全施設は、工場等内又はその周辺において発生する火災、地震等又はその影響を受けるおそれがある異常安全施設に作用する暴風及び設計基準地震時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。</p> <p>（火災による影響の防止） 異常安全施設は、設計基準対象施設は、火災により異常安全施設に作用するおそれがある異常安全施設に作用する暴風及び設計基準地震時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。</p>	<p>境目の解釈（該当箇所の抜粋）</p> <p>4 第2項に規定する「異常安全施設」とは、「原子力発電所及び原子力発電所の重要設備に作用する暴風等」(平成2年9月30日原子力安全委員会決定)の1 V. 2. (2) 自然現象に対する設計上の考慮上完成されるものを指す。</p> <p>8 第3項に規定する「異常安全施設」の安全性を確保するための設計上の考慮上完成されるものを指す。</p> <p>1 第8条については、設計基準において発生する火災により、異常安全施設に作用するおそれがある異常安全施設に作用する暴風及び設計基準地震時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。</p> <p>2 第8条は、設計基準対象施設は、火災により異常安全施設に作用するおそれがある異常安全施設に作用する暴風及び設計基準地震時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。</p>	<p>電通省(体念時対策所)用(DB)の重要設備分類に基づく重要度分類「MS-3」に相当するものを有する構造物、系統及び機器)当該施設に作用する異常安全施設、地震及び暴風等)の異常、地震、暴風、異常安全施設等の異常安全施設は、設計基準地震時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。</p> <p>電通省(体念時対策所)用(DB)の重要設備分類に基づく重要度分類「MS-3」に相当するものを有する構造物、系統及び機器)当該施設に作用する異常安全施設、地震及び暴風等)の異常、地震、暴風、異常安全施設等の異常安全施設は、設計基準地震時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。</p>													
設置許可基準規則	現則の解釈（該当箇所の抜粋）	適合性													
<p>3 安全施設は、設計基準地震時及び設計基準地震後に生ずるおそれがある異常安全施設に作用する暴風及び設計基準地震時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。</p>	<p>規則の解釈（該当箇所の抜粋）</p> <p>冷却用海水供給機能 原子炉制御室非常用換気空調機能 圧縮空気供給機能 二 その機能を有する装置の系統があり、それぞれ別の系統について多重性又は多様性を要求する安全機能 原子炉冷却材圧力バウナダリを構成する配管の隔離機能 原子炉格納容器バウナダリを構成する配管の隔離機能 原子炉停止系に対する作動信号(常用系として作動させるものを除く)の発生機能、工学的安全施設に分類される機器若しくは系統に対する作動信号の発生機能 事故時の原子炉の停止状態の把握機能 事故時の炉心冷却状態の把握機能 事故時の放射能閉じ込め状態の把握機能 事故時のプラント操作のための情報の把握機能</p>	<p>適合性</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングシステムは、通常運転時、運転時の異常なモニタリング専用の異常検出装置はモニタリングポスト又はモニタリングシステムに設置されている。</p>													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>適合性 を要している。</p>		<p>適合性 を要している。</p>	
<p>物、系統及び機器を火災から防護することを目的として、以下に示す火災区域及び火災区域の外圍に鑑みて、火災発生防止、火災の感知及び消火、火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずること。 ① 原子炉の電源停止及び保護停止を要し、維持するための安全機能を有する機器類、系統及び機器が設置される火災区域 ② 放射性物質の貯蔵又は燃焼しうる機器類、系統及び機器が設置される火災区域 ③ 緊急時の待避室について、消火設備の設置、排気動作又は監視動作が促された場合に、排気動作が促された場合に停止させるための機能を有する機器類、系統及び機器が設置される火災区域 ④ 緊急時の待避室において、緊急時に必要となる機器類又は設備が設置される火災区域の外圍に鑑みて、火災発生防止、火災の感知及び消火、火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずること。 ⑤ 原子炉の電源停止及び保護停止を要し、維持するための安全機能を有する機器類、系統及び機器が設置される火災区域 ⑥ 放射性物質の貯蔵又は燃焼しうる機器類、系統及び機器が設置される火災区域 ⑦ 緊急時の待避室について、消火設備の設置、排気動作又は監視動作が促された場合に、排気動作が促された場合に停止させるための機能を有する機器類、系統及び機器が設置される火災区域</p>		<p>規則の解釈（該当箇所の抜粋） の機能に期待されている機器類、系統及び機器が、その間にさらされると考えられる全ての環境条件をいう。</p>	<p>相違理由</p>
<p>2 消火設備（安全格納に属するものに限る。）は、排気、排気動作又は監視動作が促された場合に、排気動作が促された場合に停止させるための機能を備有しないものでなければならない。</p> <p>（注水による機器の停止等） 第九系 安全格納は、発電用原子炉施設内に設置する消火設備が、消火設備が設置された場合に、消火設備が設置された場合に停止させるための機能を備有しないものでなければならない。</p> <p>2 設計基準が定める機器類は、発電用原子炉施設内の放射線物質を貯蔵する機器又は配管の機器類によって形成された機器類又は配管の機器類を指すものとする。</p>		<p>設置許可基準規則 ができるものでなければならない。</p>	<p>7 第四項に規定する「発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる」とは、其系統を用いた試験又は検査が不適当な場合には、試験用のバイパス系を用いることを許容することを意味する。</p> <p>8 第四項に規定する「試験又は検査」については、次の各号によること。 一 発電用原子炉の運転中に待機状態にある安全施設は、運転中に定期的に試験又は検査（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に關する規則（平成25年原子力規制委員会規則第6号、以下「技術基準規則」という。）に規定される試験又は検査を含む）を受けることとする。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="73 151 380 327">適合性</th> <th data-bbox="73 327 380 726">規則の解釈(該当箇所の抜粋)</th> <th data-bbox="73 726 380 965">許可基準規則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="380 151 654 327"> 電源系(緊急時対策用)(DB)の切替操作の防止のため、電源車(緊急時対策用)(DB)は、電源ケーブルの接続及び移動・停止操作が容易に行うことができず、また、電源車の移動・停止操作が容易に行うことができない。 </td> <td data-bbox="380 327 654 726"> 1 第1項に規定する「同操作を防止するための措置を講じたもの」には、人工工率上の措置を考慮して、原の配置及び操作員並びに非等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において発用原子炉施設の長さが正確かつ迅速に把握できるように留意すること並びに保守点検において取り扱いはくつ留意すること等の措置を講じたこと、また、運転中の異常な過渡変化又は設計異常等の発生後、ある時期までは、運転員の操作を抑制しなくてはならないこと、という。 </td> <td data-bbox="380 726 654 965"> 当該実施が管理区域外へ漏えいしないものでなければならぬ。 第十一条 設計基準対策施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならぬ。 2 安全施設は、容易に操作することができず、かつ、誤操作による重大な事故を防止する構造又は装置の第一級(第一級)の安全施設は、その安全施設の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。 2 安全機能は、その安全施設の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。 2 安全機能は、その安全施設の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="380 327 654 726"> 緊急時対策用(DB)は、電源車(緊急時対策用)(DB)は、電源ケーブルの接続及び移動・停止操作が容易に行うことができず、また、電源車の移動・停止操作が容易に行うことができない。 </td> <td data-bbox="380 726 654 965"> 1 第1項に規定する「同操作を防止するための措置を講じたもの」には、人工工率上の措置を考慮して、原の配置及び操作員並びに非等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において発用原子炉施設の長さが正確かつ迅速に把握できるように留意すること並びに保守点検において取り扱いはくつ留意すること等の措置を講じたこと、また、運転中の異常な過渡変化又は設計異常等の発生後、ある時期までは、運転員の操作を抑制しなくてはならないこと、という。 </td> <td data-bbox="380 726 654 965"> 当該実施が管理区域外へ漏えいしないものでなければならぬ。 第十一条 設計基準対策施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならぬ。 2 安全施設は、容易に操作することができず、かつ、誤操作による重大な事故を防止する構造又は装置の第一級(第一級)の安全施設は、その安全施設の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。 2 安全機能は、その安全施設の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。 2 安全機能は、その安全施設の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。 </td> </tr> </tbody> </table>	適合性	規則の解釈(該当箇所の抜粋)	許可基準規則	電源系(緊急時対策用)(DB)の切替操作の防止のため、電源車(緊急時対策用)(DB)は、電源ケーブルの接続及び移動・停止操作が容易に行うことができず、また、電源車の移動・停止操作が容易に行うことができない。	1 第1項に規定する「同操作を防止するための措置を講じたもの」には、人工工率上の措置を考慮して、原の配置及び操作員並びに非等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において発用原子炉施設の長さが正確かつ迅速に把握できるように留意すること並びに保守点検において取り扱いはくつ留意すること等の措置を講じたこと、また、運転中の異常な過渡変化又は設計異常等の発生後、ある時期までは、運転員の操作を抑制しなくてはならないこと、という。	当該実施が管理区域外へ漏えいしないものでなければならぬ。 第十一条 設計基準対策施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならぬ。 2 安全施設は、容易に操作することができず、かつ、誤操作による重大な事故を防止する構造又は装置の第一級(第一級)の安全施設は、その安全施設の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。 2 安全機能は、その安全施設の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。 2 安全機能は、その安全施設の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。	緊急時対策用(DB)は、電源車(緊急時対策用)(DB)は、電源ケーブルの接続及び移動・停止操作が容易に行うことができず、また、電源車の移動・停止操作が容易に行うことができない。	1 第1項に規定する「同操作を防止するための措置を講じたもの」には、人工工率上の措置を考慮して、原の配置及び操作員並びに非等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において発用原子炉施設の長さが正確かつ迅速に把握できるように留意すること並びに保守点検において取り扱いはくつ留意すること等の措置を講じたこと、また、運転中の異常な過渡変化又は設計異常等の発生後、ある時期までは、運転員の操作を抑制しなくてはならないこと、という。	当該実施が管理区域外へ漏えいしないものでなければならぬ。 第十一条 設計基準対策施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならぬ。 2 安全施設は、容易に操作することができず、かつ、誤操作による重大な事故を防止する構造又は装置の第一級(第一級)の安全施設は、その安全施設の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。 2 安全機能は、その安全施設の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。 2 安全機能は、その安全施設の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。	<p>規則の解釈(該当箇所の抜粋)</p> <p>1 第1項に規定する「同操作を防止するための措置を講じたもの」には、人工工率上の措置を考慮して、原の配置及び操作員並びに非等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において発用原子炉施設の長さが正確かつ迅速に把握できるように留意すること並びに保守点検において取り扱いはくつ留意すること等の措置を講じたこと、また、運転中の異常な過渡変化又は設計異常等の発生後、ある時期までは、運転員の操作を抑制しなくてはならないこと、という。</p> <p>2 安全施設は、容易に操作することができず、かつ、誤操作による重大な事故を防止する構造又は装置の第一級(第一級)の安全施設は、その安全施設の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。 2 安全機能は、その安全施設の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。 2 安全機能は、その安全施設の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。</p>	<p>当該実施が管理区域外へ漏えいしないものでなければならぬ。 第十一条 設計基準対策施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならぬ。 2 安全施設は、容易に操作することができず、かつ、誤操作による重大な事故を防止する構造又は装置の第一級(第一級)の安全施設は、その安全施設の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。 2 安全機能は、その安全施設の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。 2 安全機能は、その安全施設の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。</p>	
適合性	規則の解釈(該当箇所の抜粋)	許可基準規則										
電源系(緊急時対策用)(DB)の切替操作の防止のため、電源車(緊急時対策用)(DB)は、電源ケーブルの接続及び移動・停止操作が容易に行うことができず、また、電源車の移動・停止操作が容易に行うことができない。	1 第1項に規定する「同操作を防止するための措置を講じたもの」には、人工工率上の措置を考慮して、原の配置及び操作員並びに非等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において発用原子炉施設の長さが正確かつ迅速に把握できるように留意すること並びに保守点検において取り扱いはくつ留意すること等の措置を講じたこと、また、運転中の異常な過渡変化又は設計異常等の発生後、ある時期までは、運転員の操作を抑制しなくてはならないこと、という。	当該実施が管理区域外へ漏えいしないものでなければならぬ。 第十一条 設計基準対策施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならぬ。 2 安全施設は、容易に操作することができず、かつ、誤操作による重大な事故を防止する構造又は装置の第一級(第一級)の安全施設は、その安全施設の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。 2 安全機能は、その安全施設の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。 2 安全機能は、その安全施設の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。										
緊急時対策用(DB)は、電源車(緊急時対策用)(DB)は、電源ケーブルの接続及び移動・停止操作が容易に行うことができず、また、電源車の移動・停止操作が容易に行うことができない。	1 第1項に規定する「同操作を防止するための措置を講じたもの」には、人工工率上の措置を考慮して、原の配置及び操作員並びに非等の操作性に留意すること、計器表示及び警報表示において発用原子炉施設の長さが正確かつ迅速に把握できるように留意すること並びに保守点検において取り扱いはくつ留意すること等の措置を講じたこと、また、運転中の異常な過渡変化又は設計異常等の発生後、ある時期までは、運転員の操作を抑制しなくてはならないこと、という。	当該実施が管理区域外へ漏えいしないものでなければならぬ。 第十一条 設計基準対策施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならぬ。 2 安全施設は、容易に操作することができず、かつ、誤操作による重大な事故を防止する構造又は装置の第一級(第一級)の安全施設は、その安全施設の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。 2 安全機能は、その安全施設の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。 2 安全機能は、その安全施設の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1243 965 1422 1029">設置許可基準規則</th> <th data-bbox="1243 1029 1422 1444">規則の解釈(該当箇所の抜粋)</th> <th data-bbox="1243 965 1422 1444">適合性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1422 965 1825 1029"> 5 安全施設は、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損傷に伴う飛散物により、安全性を損なわないものでなければならぬ。 </td> <td data-bbox="1422 1029 1825 1444"> 規則の解釈(該当箇所の抜粋) 10 第5項に規定する「蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損傷に伴う飛散物」とは、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断、高圧回転機器の破損、ガス爆発又は重量機器の落下等によって発生する飛散物をいう。なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電氣的損傷、配管の破損又は機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。また、上記の「発生する飛散物」の評価については、「タービンミサイクル評価について」(昭和52年7月20日原子力委員会原子炉安全専門審査会)等によること。 </td> <td data-bbox="1422 965 1825 1444"> モニタリングポスト及びモニタリングシステム専用電源装置及び非常用電源装置はモニタリングポスト又はモニタリングシステム専用電源装置内に設置されており、原子炉建屋内のポンプ、その細機器又は配管の損傷に伴う飛散物により、安全性を損なうことはない。また、蒸気タービン及び発電機については、飛散物が発生する可能性を十分低く抑えるとともに、破損を抑制し、他の設備の機能が損なわれなくなるように設計されている。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1422 1029 1825 1093"> 6 重要安全施設は、二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、二以上の発 </td> <td data-bbox="1422 1093 1825 1444"> 規則の解釈(該当箇所の抜粋) 11 第六項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設的安全機能の重要度分類に関する審査指針」におけること。 </td> <td data-bbox="1422 1029 1825 1444"> モニタリングポスト及びモニタリングシステム専用電源装置及び非常用電源装置はモニタリングポスト又はモニタリングシステム専用電源装置内に設置されており、原子炉建屋内のポンプ、その細機器又は配管の損傷に伴う飛散物により、安全性を損なうことはない。また、蒸気タービン及び発電機については、飛散物が発生する可能性を十分低く抑えるとともに、破損を抑制し、他の設備の機能が損なわれなくなるように設計されている。 </td> </tr> </tbody> </table>	設置許可基準規則	規則の解釈(該当箇所の抜粋)	適合性	5 安全施設は、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損傷に伴う飛散物により、安全性を損なわないものでなければならぬ。	規則の解釈(該当箇所の抜粋) 10 第5項に規定する「蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損傷に伴う飛散物」とは、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断、高圧回転機器の破損、ガス爆発又は重量機器の落下等によって発生する飛散物をいう。なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電氣的損傷、配管の破損又は機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。また、上記の「発生する飛散物」の評価については、「タービンミサイクル評価について」(昭和52年7月20日原子力委員会原子炉安全専門審査会)等によること。	モニタリングポスト及びモニタリングシステム専用電源装置及び非常用電源装置はモニタリングポスト又はモニタリングシステム専用電源装置内に設置されており、原子炉建屋内のポンプ、その細機器又は配管の損傷に伴う飛散物により、安全性を損なうことはない。また、蒸気タービン及び発電機については、飛散物が発生する可能性を十分低く抑えるとともに、破損を抑制し、他の設備の機能が損なわれなくなるように設計されている。	6 重要安全施設は、二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、二以上の発	規則の解釈(該当箇所の抜粋) 11 第六項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設的安全機能の重要度分類に関する審査指針」におけること。	モニタリングポスト及びモニタリングシステム専用電源装置及び非常用電源装置はモニタリングポスト又はモニタリングシステム専用電源装置内に設置されており、原子炉建屋内のポンプ、その細機器又は配管の損傷に伴う飛散物により、安全性を損なうことはない。また、蒸気タービン及び発電機については、飛散物が発生する可能性を十分低く抑えるとともに、破損を抑制し、他の設備の機能が損なわれなくなるように設計されている。	<p>相違理由</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングシステム専用電源装置及び非常用電源装置はモニタリングポスト又はモニタリングシステム専用電源装置内に設置されており、原子炉建屋内のポンプ、その細機器又は配管の損傷に伴う飛散物により、安全性を損なうことはない。また、蒸気タービン及び発電機については、飛散物が発生する可能性を十分低く抑えるとともに、破損を抑制し、他の設備の機能が損なわれなくなるように設計されている。</p>
設置許可基準規則	規則の解釈(該当箇所の抜粋)	適合性										
5 安全施設は、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損傷に伴う飛散物により、安全性を損なわないものでなければならぬ。	規則の解釈(該当箇所の抜粋) 10 第5項に規定する「蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損傷に伴う飛散物」とは、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する弁及び配管の破断、高圧回転機器の破損、ガス爆発又は重量機器の落下等によって発生する飛散物をいう。なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電氣的損傷、配管の破損又は機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。また、上記の「発生する飛散物」の評価については、「タービンミサイクル評価について」(昭和52年7月20日原子力委員会原子炉安全専門審査会)等によること。	モニタリングポスト及びモニタリングシステム専用電源装置及び非常用電源装置はモニタリングポスト又はモニタリングシステム専用電源装置内に設置されており、原子炉建屋内のポンプ、その細機器又は配管の損傷に伴う飛散物により、安全性を損なうことはない。また、蒸気タービン及び発電機については、飛散物が発生する可能性を十分低く抑えるとともに、破損を抑制し、他の設備の機能が損なわれなくなるように設計されている。										
6 重要安全施設は、二以上の発電用原子炉施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、二以上の発	規則の解釈(該当箇所の抜粋) 11 第六項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設的安全機能の重要度分類に関する審査指針」におけること。	モニタリングポスト及びモニタリングシステム専用電源装置及び非常用電源装置はモニタリングポスト又はモニタリングシステム専用電源装置内に設置されており、原子炉建屋内のポンプ、その細機器又は配管の損傷に伴う飛散物により、安全性を損なうことはない。また、蒸気タービン及び発電機については、飛散物が発生する可能性を十分低く抑えるとともに、破損を抑制し、他の設備の機能が損なわれなくなるように設計されている。										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）


大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>許可基準規則 で、多量性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならぬ。</p>			
<p>規程の解釈（該当箇所の抜粋） 事故時の原子炉の状態に応じた炉心冷却のための原子炉内蓄圧制御における注水機能、原子炉内圧制御における注水機能 燃料容器内の放射線防護の監視監視機能 燃料容器内の可燃性ガス制御機能 非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能 非常用交流電源から非常用の負荷に対し電力を供給する機能 非常用の交流電源監視機能 非常用の計測制御用直流電源監視機能 増設冷却機能 冷却用海水供給機能 原子炉制御室非常用換気空調機能 圧縮空気供給機能 二、その機能を有する装置の系統があり、それぞれの系統について多量性又は多様性を確保する安全機能 原子炉冷却時圧力パワングリを維持する配管の監視機能 原子炉降圧時圧力パワングリを維持する配管の監視機能 原子炉停止系に対する作動信号（常用系として作動させるものを含む）の発生機能 工学的安全施設に分類される機器類又は系統に対する作動信号の発生機能 事故時の炉心冷却装置の監視機能 事故時の放射線計測及び状態の把握機能 事故時のプラント操作のための情報の把握機能 6 第3項に該当する（指定される全ての標準条件）とは、通常運転時、運転時の異常な過渡状態時及び設計基準事故時において、その機能が維持されている機器、系統及び機器類が、その間にさらされることを考えられる全ての標準条件をいう。</p>		<p>適合性 類は「MS3」に該当し、「重要安全施設」には該当しない。 モニタリングポスト及びモニタリングシステム システムは発電所内で共用されており、1号炉及び3号炉から同時に受電可能だが、1号炉及び3号炉から同時に受電することはない。</p>	
<p>3 安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に際するまでの間に指定される全ての標準条件において、その機能を確保するものでなければならぬ。</p>		<p>設置許可基準規則 電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続することによって当該二以上の発電用原子炉施設の安全性が向上する場合は、この限りでない。 7 安全施設（重要安全施設を除く。）は、二以上の発電用原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、発電用原子炉施設の安全性を相なわなければならない。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; vertical-align: top;"> <p>許可基準規則</p> <p>器又は配管の損傷に伴う飛散物により、安全性を損なわれないものでなければならぬ。</p> </td> <td style="width: 70%; vertical-align: top;"> <p>規則の解釈(該当箇所の抜粋)</p> <p>飛散物とは、内部発生エネルギーの高い液体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発又は重機等の落下等によって発生する飛散物をいう。なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電氣的破壊、配管の破断又は機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。また、上記の「発生する飛散物」の評価については、「タービンミサイル評価について」(昭和52年7月20日原子力委員会原子炉安全専門審査会)等によること。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>適合性</p> <p>は屋外に設置しており、屋内の蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損傷に伴う飛散物により安全性を損なうことはない。また飛散物の発生源も遠くない。なお、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管については、飛散物が発生する可能性を十分低く回るとともに、破壊を規定しても他の設備の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計としている。</p> <p>電話車(緊急時対策所用)(DB)の重要度分類は「MS-3」に該当し、「重要安全施設」には該当しない。</p> <p>電話車(緊急時対策所用)(DB)からは緊急時対策所への給電系統はプラント非常用電源系統と独立しており、電源系統は共用していない。</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>11 第5項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」においてクラスMS-1に分類される下記の機能を有する構造物等を対象とする。</p> </td> </tr> </table>	<p>許可基準規則</p> <p>器又は配管の損傷に伴う飛散物により、安全性を損なわれないものでなければならぬ。</p>	<p>規則の解釈(該当箇所の抜粋)</p> <p>飛散物とは、内部発生エネルギーの高い液体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発又は重機等の落下等によって発生する飛散物をいう。なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電氣的破壊、配管の破断又は機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。また、上記の「発生する飛散物」の評価については、「タービンミサイル評価について」(昭和52年7月20日原子力委員会原子炉安全専門審査会)等によること。</p>	<p>適合性</p> <p>は屋外に設置しており、屋内の蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損傷に伴う飛散物により安全性を損なうことはない。また飛散物の発生源も遠くない。なお、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管については、飛散物が発生する可能性を十分低く回るとともに、破壊を規定しても他の設備の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計としている。</p> <p>電話車(緊急時対策所用)(DB)の重要度分類は「MS-3」に該当し、「重要安全施設」には該当しない。</p> <p>電話車(緊急時対策所用)(DB)からは緊急時対策所への給電系統はプラント非常用電源系統と独立しており、電源系統は共用していない。</p>	<p>11 第5項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」においてクラスMS-1に分類される下記の機能を有する構造物等を対象とする。</p>			
<p>許可基準規則</p> <p>器又は配管の損傷に伴う飛散物により、安全性を損なわれないものでなければならぬ。</p>	<p>規則の解釈(該当箇所の抜粋)</p> <p>飛散物とは、内部発生エネルギーの高い液体を内蔵する弁及び配管の破断、高速回転機器の破損、ガス爆発又は重機等の落下等によって発生する飛散物をいう。なお、二次的飛散物、火災、化学反応、電氣的破壊、配管の破断又は機器の故障等の二次的影響も考慮するものとする。また、上記の「発生する飛散物」の評価については、「タービンミサイル評価について」(昭和52年7月20日原子力委員会原子炉安全専門審査会)等によること。</p>						
<p>適合性</p> <p>は屋外に設置しており、屋内の蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損傷に伴う飛散物により安全性を損なうことはない。また飛散物の発生源も遠くない。なお、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管については、飛散物が発生する可能性を十分低く回るとともに、破壊を規定しても他の設備の機能が損なわれる可能性を極めて低くする設計としている。</p> <p>電話車(緊急時対策所用)(DB)の重要度分類は「MS-3」に該当し、「重要安全施設」には該当しない。</p> <p>電話車(緊急時対策所用)(DB)からは緊急時対策所への給電系統はプラント非常用電源系統と独立しており、電源系統は共用していない。</p>	<p>11 第5項に規定する「重要安全施設」については、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」においてクラスMS-1に分類される下記の機能を有する構造物等を対象とする。</p>						



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>9. モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段</p> <p>重大事故等により、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポスト周辺の汚染に伴い測定ができなくなることを避けるために、以下のとおり、バックグラウンド低減対策手段を整備する。</p> <p>(1) 汚染予防対策</p> <p>重大事故等により、放射性物質の放出の恐れがあることを確認した場合、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの検出器が汚染することを防止するために、養生を行う。また、時間に余裕がある場合は局舎あるいは設備自体の養生を行う。</p> <p>① モニタリング設備の上から養生シートを被せる。 ② 養生シートをロープ等で固定する。</p>  <p>(2) 汚染除去対策</p> <p>重大事故等により、放射性物質の放出後、モニタリングステーション、モニタリングポスト、可搬式モニタリングポスト及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。</p> <p>① サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。 ② モニタリングステーション、モニタリングポスト又は可搬式モニタリングポストの検出器、局舎壁等は拭き取り等を行う。 ③ 周辺のアスファルト、コンクリート面の除染を行う。 ④ 周辺土壌の入替、周辺樹木の伐採等を行う。 ⑤ サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。</p>		<p>【比較のため、本ページ泊欄は3.4を掲載】</p> <p>3.4 モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬式モニタリングポストのバックグラウンド低減対策手段</p> <p>事故後の周辺汚染により、モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬式モニタリングポストによる放射線量の測定ができなくなることを避けるため、以下のとおり、バックグラウンドを低減する手段を整備する。</p> <p>(1) モニタリングポスト及びモニタリングステーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染予防対策 <ul style="list-style-type: none"> 事故後の周辺汚染により、放射性物質で検出器保護カバーが汚染される場合を想定し、交換用の検出器保護カバーを備える。 ・汚染除去対策 <ul style="list-style-type: none"> 重大事故等により、放射性物質の放出後、モニタリングポスト、モニタリングステーション及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。 ②モニタリングポスト又はモニタリングステーションの検出器保護カバーの交換を行う。 ③モニタリングポスト又はモニタリングステーションの局舎壁等の拭取り等を行う。 ④必要に応じて、モニタリングポスト又はモニタリングステーション周辺の樹木の伐採、除草、土壌の除去、落ち葉の除去等を行う。 ⑤サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。 	<p>相違理由</p> <p>【大飯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川実績の反映 ・女川との比較は女川3.2の箇所で行う。 <p>【大飯】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川実績の反映として、女川と同様の対策（検出器保護カバーの交換）を行う。 <p>【大飯】運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は女川実績の反映として、女川と同様の対策（検出器保護カバーの交換）を行う。

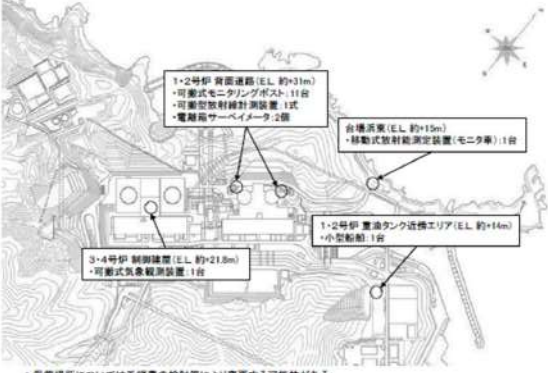
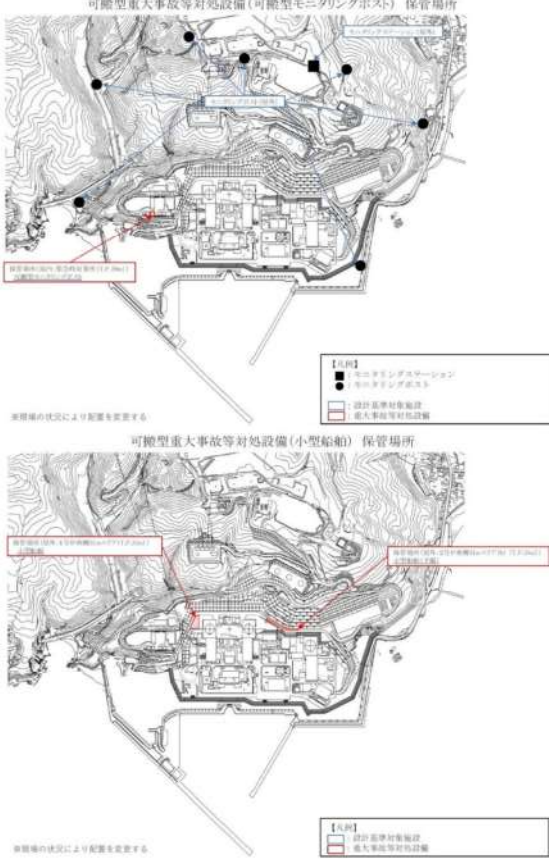
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>周辺土壌の入替等</p> <p>周辺樹木の伐採等</p> <p>(3) バックグラウンド低減の目安について 放射性物質により汚染した場合のバックグラウンド低減の目安については以下のとおり。 ・モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの通常時の空間放射線量率レベル（通常値） ・ただし、汚染の状況によっては、通常値まで低減することが困難な場合があるため、可能な限り除染を行いバックグラウンドの低減を図る。</p>		 <p>検出器保護カバーの交換</p> <p>土壌の除去等</p> <p>(2) 可搬型モニタリングポスト ・汚染予防対策 事故後の周辺汚染により、放射性物質で可搬型モニタリングポストが汚染される場合を想定し、可搬型モニタリングポストの設置を行う際、あらかじめ養生を行う。 ・汚染除去対策 重大事故等により、放射性物質の放出後、可搬型モニタリングポスト及びその周辺が汚染された場合、汚染の除去を行う。 ① サーベイメータ等により汚染レベルを確認する。 ② あらかじめ養生を行っていた養生シートを取り除く。 ③ 可搬型モニタリングポスト周辺の除草、土壌の除去、落ち葉の除去等を行う。 ④ サーベイメータ等により汚染除去後の汚染レベルが低減したことを確認する。</p> <p>(3) バックグラウンド低減の目安について 放射性物質により汚染した場合のバックグラウンド低減の目安については、以下のとおり。 ・モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬式モニタリングポストの通常時の放射線量レベル（通常値） ・ただし、汚染の状況によっては、通常値まで低減することが困難な場合があるため、その場合は可能な限り除染を行いバックグラウンドの低減を図る。</p>	<p>【大阪】 ・女川実績の反映</p>

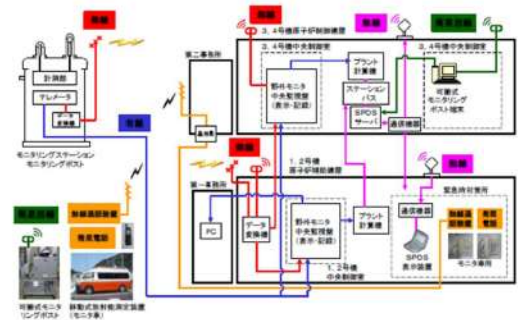
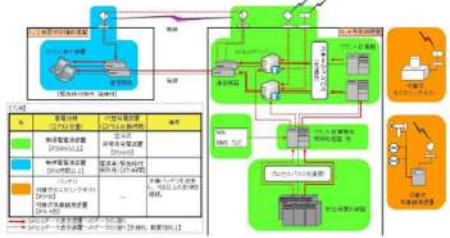
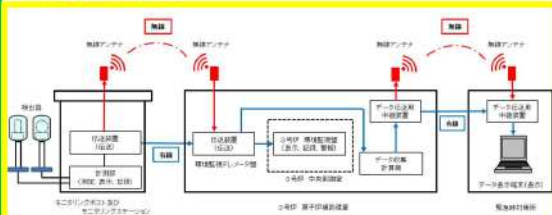
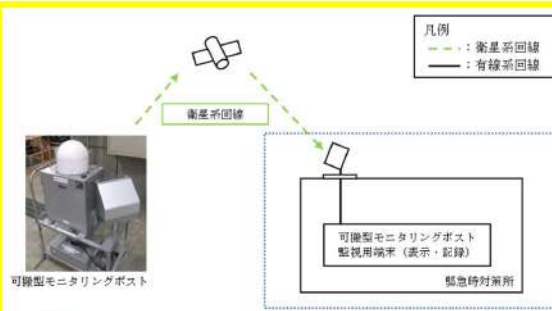
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>10. 移動式放射能測定装置（モニタ車）、可搬式モニタリングポスト等の保管場所</p> <p>移動式放射能測定装置（モニタ車）、可搬式モニタリングポスト等の保管場所を以下に示す。</p> <p>可搬式モニタリングポスト等は、1、2号炉背面道路（E.L.約+31m）のコンテナ内等に保管する。また、固縛し、転倒を防止することにより保管時の健全性を維持する。</p>  <p>● 保管場所については手図書の検討等により変更する可能性がある。</p>		<p>【比較のため、本ページ泊欄は60-2を掲載】</p> 	<p>【大版】記載箇所の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>11. モニタリングステーション及びモニタリングポスト、可搬式モニタリングポスト、移動式放射能測定装置（モニタ車）のデータ伝送について</p> <p>モニタリングステーション、モニタリングポストで測定したデータの伝送については、有線及び無線により、伝送を行う構成としており多様性を有している。また、伝送したデータは、1、2号炉および3、4号炉中央制御室等で監視、記録を行うことができる。</p>  <p>モニタリング設備のデータ伝送概略図</p> <p>緊急時対策所（指揮所）へのSPDSデータ伝送に係る設備については、SBO時には空冷式非常用発電装置から給電する。</p> <p>また、SBO発生から空冷式非常用発電装置の起動までの時間（約30分）は、無停電電源装置より給電可能である。なお、緊急時対策所（指揮所）のSPDS表示装置、通信機器については、電源車（緊急時対策所用）から給電する。</p> <p>また、SBO発生から電源車（緊急時対策所用）の起動までの時間（約1時間）は、無停電電源装置より給電可能とする。</p>  <p>SBOにおけるSPDSデータ伝送について</p>		<p>【比較のため、本ページ泊欄は1.1.3及び1.3を抜粋して掲載】</p> <p>1.1.3 モニタリングポスト及びモニタリングステーションの伝送</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションで測定したデータの伝送を行う構成は、建屋間*において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、測定したデータは、モニタリングポスト及びモニタリングステーション設置場所、中央制御室及び緊急時対策所で監視できる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーション設備の伝送概略図を第1.1.3図に示す。</p> <p>※ 建屋（3号炉原子炉補助建屋、緊急時対策所）は、モニタリングポスト及びモニタリングステーションと同等以上の耐震性を有しており、伝送の多様化の対象範囲は耐震性を有した建屋間とする。</p>  <p>第1.1.3図 モニタリングポスト及びモニタリングステーション設備の伝送概略図</p> <p style="text-align: right;">[] : 設計基準対象施設</p>  <p>第1.3.1-2図 可搬型モニタリングポストの伝送概略図</p> <p>凡例 - - - : 衛星系回線 — : 有線系回線</p> <p>緊急時対策所に常設するアンテナ、緊急時対策所に常設する可搬型モニタリングポスト監視用端末は耐震性を有する設計とする。</p>	<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、電源車（緊急時対策所用）による給電は大飯特有の運用

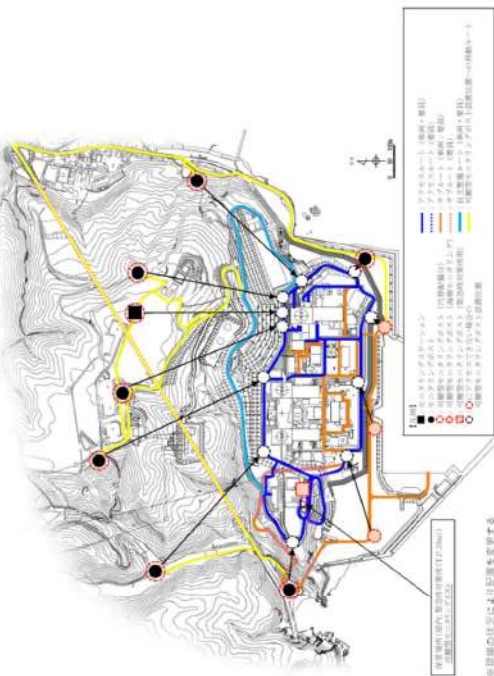
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大阪発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p style="text-align: center;">60-7 アクセスルート図</p>	<p>【女川・大阪】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の資料構成は女川・大阪とそれぞれ異なるため、各プラントとの比較は、女川・大阪のアクセスルート図記載箇所に泊を再掲し実施している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

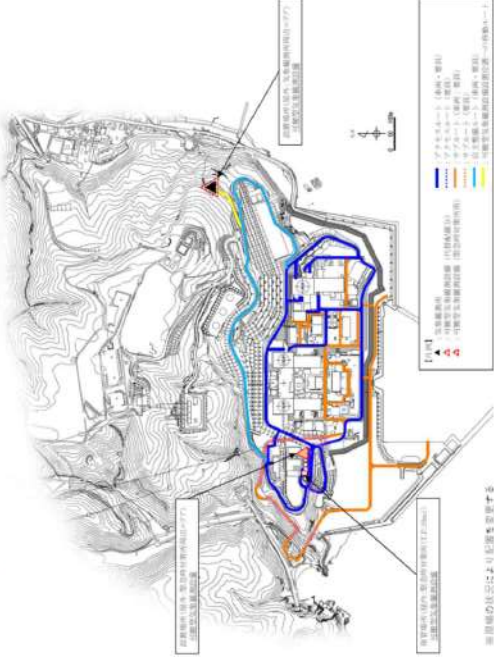
大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>泊原子力発電所3号炉 重大事故時等アクセスルート図(第60条関係)[屋外](1)</p> 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第60条 監視測定設備

大飯発電所3/4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>泊原子力発電所3号炉 重大事故時等アクセスルート図(第60条関係)[図外](2)</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3 / 4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p data-bbox="1256 292 1283 820">泊原子力発電所3号炉 重大事故時等アクセスルート図(第60条関係)〔屋外〕(3)</p>  <p data-bbox="1765 703 1787 871">図面の状況により記載を要する</p>	